

博士論文 2024 年度

貿易・投資分野における Fairness

－ WTO 協定と経済連携協定にかかる考察を中心に

慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科

齊藤 安希子

論文題目：貿易・投資分野における Fairness

－ WTO 協定と経済連携協定にかかる考察を中心に

要旨（和文）

本論文は、貿易・投資分野における fairness について検討するものである。

国際的な貿易・投資活動においては、世界貿易機構（World Trade Organization、以下 WTO）やその前身の、関税及び貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade、以下 GATT）における取極等を通じて自由貿易が推進され、「自由で公正な貿易」（Free and Fair Trade）のための環境づくりが目指されている。WTO の基本原則は、貿易障壁の軽減と無差別原則であり、それらは例えば、最恵国待遇原則や内国民待遇の規定などに示される。

何をもって fair であると考えるか、または何が fair であるかということは、一般的には多義的および主観的たるものであり、貿易・投資の分野における公正性についても同様である。他方で、貿易・投資に資するルール等を評する際に fair という言葉はしばしば用いられる。fairness（という語彙）が内包する多義性を認識した上で、本稿では、貿易・投資に資する fairness とは何か、またその作用するところは何か、について、主に GATT/WTO 協定、経済連携協定および投資協定を分析の対象とし、考察した。

本研究は、主に次の点において意義がある。まず、貿易・投資における fairness を考察した先行研究において、貿易や GATT/WTO 協定を対象とした研究の蓄積はあるものの、経済連携協定および投資協定を分析の対象とした研究の蓄積がみられない。本研究は、経済連携協定および投資協定も主たる分析の対象として既存のルール、すなわち協定テキストに基づく fairness についての考察するものであり、先行研究の蓄積に不在の一部を埋めるものである。経済連携協定や投資協定などの個別の協定を締結する傾向がみられ、更には、条文の数およびその内容の充実等がみられる中、このような発展は貿易・投資分野にかかる fairness の内容にどのような影響を及ぼしてきたのか、についても問われる必要があるだろう。かかる背景および問題意識のもと、本稿は貿易・投資にかかる fairness について論じたものである。

本論文の構成は次のとおりである。序章に続く第 2 章では、貿易・投資にかかる協定について、GATT/WTO 協定と経済連携協定の内容や意義等について概観する

とともに、設立の背景等を説明し、第 3 章では、WTO 協定と経済連携協定の条文の構造から fairness について考察した。第 4 章では、WTO 協定の原則でもあり、fairness を検討する際に重要な要素となる最恵国待遇について固有ベクトル中心性に基づく計算を用いて分析し、第 5 章では、同じく fairness を検討する際に重要な要素となる相互・互恵について、第 6 章では、多くの経済連携協定および投資協定に含まれる「公正かつ衡平な待遇」にかかる規定について、第 7 章では、日本を対象として、同国において貿易・投資に資する fairness がいかに検討されてきたか、について考察した。更に、第 8 章では、経済連携協定の現在地を探るため、協定における規定に関する新しい要素、ならびに他分野の交差として安全保障分野を例に考察し、終章で本稿の総括をした。

キーワード：GATT、WTO、経済連携協定、投資協定、Fairness

慶應義塾大学大学院

政策・メディア研究科 後期博士課程

齊藤 安希子

Thesis Title: Fairness in trade and investment

- Analysis with a focus on WTO and Economic Partnership Agreements

Summary:

This paper examines "fairness" in trade and investment, by analyzing the rules and regulations of the General Agreement on Tariffs and Trade (GATT), the World Trade Organization (WTO), as well as the Economic Partnership Agreements (EPA) and the Investment Agreements.

In international trade and investment activities, free trade is being pursued, primarily through the WTO, which aims to create an environment for "free and fair trade." The basic principles of the WTO are the reduction of trade barriers and non-discrimination. These principles are expressed, for example, in the Most-Favoured-Nation and the national treatment provisions.

What constitutes fairness, or what is considered fair, is generally multifaceted and subjective. The same is true of fairness in the areas of trade and investment. On the other hand, the term "fair" is often used to describe rules and actions relevant to trade and investment.

This study is significant mainly for the following reasons. While there is a wealth of previous research examining fairness in trade and investment that focuses on trade and the GATT/WTO agreements, we do not see an accumulation of research that focuses on individual agreements, such as EPAs and investment agreements. This study examines fairness based on existing rules, i.e., agreement texts, including those of EPAs and investment agreements, as its main subject of analysis, thereby filling a part of the missing part in previous research. There is a trend toward concluding individual agreements such as EPAs and investment agreements, and furthermore, the number of articles and their contents have been enriched. It is necessary to ask how such developments have affected the content of fairness in the fields of trade and investment. With this background and awareness of the problem, this paper discusses fairness in trade and investment.

This paper is structured as follows. Chapter 2, which follows the introduction, provides an overview of the contents and significance of the

GATT/WTO Agreement and the EPA on trade and investment, and explains the background of their establishment. Chapter 3 examines fairness based on the structure of the provisions of the WTO Agreement and the EPA. Chapter 4 analyzes the most-favored-nation treatment, which is also a principle of the WTO Agreement and is an important factor in examining fairness, using eigenvector centrality calculations. Chapter 5 examines mutuality and reciprocity, which are also essential to examining fairness. Chapter 6 examines the provisions on "fair and equitable treatment" included in many EPAs and investment agreements. Chapter 7 examines how fairness that contributes to trade and investment has been considered in Japan. Furthermore, Chapter 8 examines new elements of the provisions in the agreements and the security sector as an example of the intersection of other sectors in order to explore the current state of the EPA, and concludes the paper in the final chapter.

Keywords: GATT, WTO, Economic Partnership Agreement, Investment Agreement, Fairness,

Doctoral Course, Graduate School of Media and Governance

Keio University

Akiko Saito

目次

第 1 章 序章	9
1.1. 問題意識・問題の所在	9
1.2. 先行研究およびその課題	12
1.2.1. 一般名詞としての Fairness.....	12
1.2.2. 先行研究	14
1.3. リサーチクエスションおよび研究の方法	19
1.4. 本論文の構成	22
第 2 章 貿易・投資にかかる協定	22
2.1 WTO の概要と貿易・投資量	22
2.2 経済連携協定の概要	27
2.3 WTO 協定における投資にかかる規定	34
2.4 投資協定	35
2.5 経済連携協定の発展に至るまでの道程	38
2.6 小結	41
第 3 章 WTO 協定と経済連携協定の関係とルールの構図	43
3.1. 段階とルール	43
3.2. 協定の構造	45
3.3. 小結	52
第 4 章 最恵国待遇にかかる考察 —投資関連協定を手掛かりに	53
4.1. はじめに	53
4.2. 国際投資関連協定と「有効性」の定義	56
4.3. 方法論	58
4.4. 100 か国を対象とした分析	60
4.5. 抽出した 15 カ国に基づくデータ	64
4.6. 小結	66
第 5 章 相互／互恵にかかる考察	69
5.1. 相互・互恵について	69
5.2. 各協定の規定にみる相互・互恵	74
5.3. 小結	87

第 6 章 公正かつ衡平な待遇にかかる一考察	90
6.1. はじめに	90
6.2. 公正衡平待遇とは	91
6.2.1. 公正衡平待遇と投資仲裁廷判断の関係性	91
6.2.2. 投資関連協定で規定される公正衡平待遇の意義と規定上の義務の 曖昧性	94
6.3. 仲裁判断における投資関連協定と慣習国際法の最低待遇基準との関連	95
6.3.1. 北米自由貿易協定（NAFTA）と覚書	95
6.3.2. 慣習国際法の最低基準待遇の範囲・内容	99
6.4. 投資家の「正当な期待」の保護に資する仲裁廷による判断と規定の変化	101
6.4.1. 投資家の「正当な期待」の保護とその導出	101
6.4.2. 協定上の公正衡平待遇の規定ぶりへの影響	105
6.4.3. 正当な期待にかかる考察	106
6.5. 小結	108
第 7 章 日本が締結済みの協定と公正性	110
7.1. はじめに	110
7.2. 貿易・投資のルール制定にかかる動き・歴史	111
7.2.1. 日本の貿易および投資にかかる状況	111
7.2.2. WTO 重視から経済連携協定重視へ	116
7.2.3. 経済連携協定にかかる日本の政策	120
7.2.4. 日本が締結済の経済連携協定および投資協定	124
7.3. 日本の公正に関する考え方 不公正貿易報告書を手掛かりに ...	129
7.4. 政府要人の発言にみる公正性	133
7.5. Rule-based（ルールに基づく）と公正なルールについて	136
7.6. 小結	140
第 8 章 経済連携協定の現在地と Fairness —経済連携協定の新しい規定から	143
8.1. 規律の発展 —経済連携協定における新しい要素	143

8.2. 貿易・投資分野と他分野との交差—安全保障との交錯と公正性	149
8.3. 小結	160
第9章 終章	162
9.1. まとめ	162
9.2. 残された課題と今後の展望	173
参考文献	175
謝辞	190
Appendix	191
図表目次	
図表 2-1 GATT および WTO における交渉内容	25
図表 2-2 世界の経済連携協定の数の推移	31
図表 2-3 明示的に禁止された TRIMs の例	35
図表 2-4 世界の二国間・多国間投資協定数の推移	36
図表 3-1 貿易・投資に資する公正と段階	44
図表 3-2 WTO と経済連携協定の Fairness にかかるガバナンス	47
図表 4-1 100 か国を対象とした結果	61
図表 4-2 100 か国を対象としたリストに基づきプロットしたグラフ	63
図表 4-3 15 か国を対象とした結果	65
図表 4-4 15 か国を対象としたリストに基づきプロットしたグラフ	65
図表 7-1 日本の輸出・輸入・収支額（1950 年～2021 年）	113
図表 7-2 日本の国・地域別対内直接投資残高	114
図表 7-3 日本の国・地域別対外直接投資残高	115
図表 7-4 日本の経済連携協定件数	119
図表 7-5 日本が締結済の投資協定数	119
図表 7-6 日本が締結済みの経済連携協定における関税撤廃率	126
図表 7-7 日本が締結済みの経済連携協定における規定	127
図表 8-1 安全保障関連投資審査を導入または拡大している国（1995～2022 年）	158

略語表

AD	Anti Dumping：アンチ・ダンピング
DSU	Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes：紛争解決に係る規則及び手続に関する了解
EPA	Economic Partnership Agreement:経済連携協定
FOIP	Free and Open Indo-Pacific：自由で開かれたインド太平洋
FTA	Free Trade Agreement: 自由貿易協定
GATS	General Agreement on Trade in Services：サービスの貿易に関する一般協定
GATT	General Agreement on Tariffs and Trade：関税および貿易に関する一般協定
ICSID	International Centre for Settlement of Investment Disputes: 国際投資紛争解決センター
IIA	International Investment Agreement：国際投資協定
IPEF	Indo-Pacific Economic Framework：インド太平洋経済枠組み
ISDS	Investor-State Dispute Settlement：投資家対国家の紛争解決制度
ITO	International Trade Organization：国際貿易機構
MAI	Multilateral Agreement on Investment：多国間投資協定
MFN	Most-Favoured-Nation Treatment：最恵国待遇
NT	National Treatment：内国民待遇
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development：経済協力開発機構
PPR	Prohibitions on Performance Requirements：特定措置履行要求の禁止
SPS	Sanitary and Phytosanitary Measure：衛生と植物防疫のための措置
TBT	Technical Barriers to Trade：貿易の技術的障害
TRIMs	Agreement on Trade-Related Investment Measures： 貿易に関連する投資措置に関する協定
TRIPs	Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights：知的 所有権の貿易関連の側面に関する協定
UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development： 国際貿易開発会議
USMCA	United States-Mexico-Canada Agreement：米国・メキシコ・カナダ協定
WTO	World Trade Organization：世界貿易機関

第1章 序章

1.1. 問題意識・問題の所在

国際的な貿易・投資活動¹においては、世界貿易機構（World Trade Organization、以下 WTO）による世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下、WTO 協定）、およびその前身の、関税及び貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade、以下 GATT）における取極等を通じて自由貿易が推進され、「自由で公正な貿易」（Free and Fair Trade）のための環境づくりが目指されている。2023 年 12 月末日現在 164 カ国が加盟する WTO の目的は、「生活水準の向上、完全雇用の確保、高水準の実質所得及び有効需要の着実な増加、資源の完全利用、物品及びサービスの生産及び貿易の拡大」²である。またその基本原則は、貿易障壁の軽減と無差別原則であり、GATT 条文における、1）最恵国待遇原則、2）内国民待遇原則、3）数量制限の一般的廃止の原則、および4）合法的な国際産業保護手段としての関税、に示される。これらの原則のうち、無差別原則は最恵国待遇および内国民待遇に依る³。

貿易・投資に資するルール等を評する際に fair（公正・衡平・公平）という言葉はしばしば用いられるが、それは、経済連携協定⁴に関しても同様である⁵。経済連

¹ 本稿では特段のことわりがない限り、貿易と投資双方を対象とする。これは、貿易と投資は必ずしも切り離して考えられないこと、そして例えば世界貿易機構（WTO）がその取極において貿易及び投資を対象としていること、また、経済産業省が毎年発行する「不公正貿易報告書」においても貿易及び投資双方をその報告対象範囲としていること、等による。

² 経済産業省『2019 年版不公正貿易報告書』、
<https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2019/pdf/2019_02_00.pdf>（2019 年 9 月 1 日アクセス）。

³ WTO: Principles of the trading system,
<https://www.wto.org/english/thewto_e/whatis_e/tif_e/fact2_e.htm>（2019 年 9 月 1 日アクセス）。

⁴ 本稿における経済連携協定とは、経済連携協定（Economic Partnership Agreement、以下 EPA）及び自由貿易協定（Free Trade Agreement、以下 FTA）を指す。なお、Free Trade Agreement について、絶対的な定義が存在するわけではない。この点は、京都大学・濱本正太郎教授等が指摘している。また、FTA を内包する EPA についても同様に絶対的な定義が存在するわけではない。

⁵ 経済連携協定は GATT 第 24 条及び GATS 第 5 条にて定義されるものである。よって、経済連携協定は WTO の精神を受け継いでいるものとする。またこれについては詳細を本稿の第 2 章および第 3 章で説明する。また、前文において WTO との関連が明記される協

携協定は、それぞれ、GATT 第 24 条およびサービス貿易一般協定（GATS）により加盟国が一定の条件を満たす場合には関税同盟や自由貿易地域の設立が認められていることを受け、交渉参加国間で独自に交渉・締結される。また、WTO 交渉ラウンドの停滞等を背景に、締結済みの経済連携協定は増加している。これらの経済連携協定の交渉で目指される目標や大枠合意または締結後の評価等において、fair（公正・衡平・公平）という文言が多用される。例えば、わが国が 2018 年 7 月に署名した日 EU 経済連携協定においても、ユンケル欧州委員会委員長（以下、特に断りがない限り肩書はすべて当時のもの）は、同協定が将来の自由で公正な貿易（the future of free and fair trade）に資する旨を示唆するコメントを発表した⁶。日本政府も同様の見解であり、「自由で公正なルールに基づく、二十一世紀の経済秩序のモデル」⁷と評価した。また、2018 年 8 月に第一回会合が開催された日米貿易協議は、当初は「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議」（FFR：talks for free, fair and reciprocal trade deals）との名称がつけられたとともに、日米物品貿易協定の交渉入りを表明した 2018 年 9 月の日米共同声明においても、安倍首相からは、「自由で公正なルールに基づく貿易の重要性」が強調された⁸。

他方で、この fair について、何をもって公正⁹と考えるかということは、一般的には多義的および主観的たるものであり、貿易・投資の分野における公正性についても同様である。また、「公正」という言葉が時に全くことなる作用を導く。例えば、米国、例えばドナルド・トランプ（Donald Trump）第 45 代米国大統領が指す

定の規定については、例えば次の通りである。日豪経済連携協定の前文「世界貿易機関設立協定及び両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を基礎とすることを決意し」、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）前文「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に基づく各締約国の権利及び義務を強化すること」、等。

⁶ 「Today's signature of the EU-Japan Economic Partnership Agreement is a landmark moment for global trade, Together, we are making a statement about the future of free and fair trade.」と発言された。欧州委員会：『2018 年 7 月 17 日付プレスリリース』、<https://europa.eu/rapid/press-release_IP-18-4504_en.pdf>（2019 年 9 月 1 日アクセス）。

⁷ 外務省：日 EU・EPA【署名】、

<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000382204.pdf>>（2023 年 6 月 1 日アクセス）。

⁸ 外務省：日米共同声明、

<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000402972.pdf>>（2023 年 6 月 1 日アクセス）。

⁹ 特段の意図がない限り、本稿では fair または fairness を公正または公正性と表する。

「公正」は保護主義に導かれ、GATT/WTO 等の国際的枠組みで目指されてきた内容とも異なる。何を公正性の判断基準とするか、あるいは何を対象として公正性を判断するか、等については多様な解釈が存在している状況である。しかしながら、fair という言葉が多用される状況において、その意味するところを探る試みが求められるであろう。

更に、以下の理由により、特に今、経済連携協定や投資協定等を分析の対象に入れた当該研究を行う意義がある。まず、WTO における交渉の停滞を受け、経済連携協定や投資協定などの個別の協定を締結する傾向がみられ、それに伴い、条文の数およびその内容の充実等がみられることにある。貿易・投資にかかる規定において、GATT/WTO 協定や WTO における交渉は依然として世界貿易・投資の推進に欠かせない重要な要素である。他方で、WTO においてはすべての加盟国による全会一致（コンセンサス）を意思決定の原則とすること、また、加盟国間の利害の対立、とりわけ先進国と途上国間の対立などにより、交渉の停滞がみられる。このような状況等を背景に、日本を含む国々は、経済連携協定などの個別の協定を締結することで「自由で公正な」貿易・投資の促進を目指してきた。また、個別の協定の大半は、GATT/WTO 協定以外の分野にかかる規定を多く含む。GATT/WTO 協定で規定されている分野についても、左記の協定の内容を発展させ、より多くの規定を含む事項の挿入がみられる。このような規定の発展は貿易・投資分野にかかる公正性の内容にどのような影響を及ぼしてきたのか、についても問われる必要があろう。加えて、国際政治・経済の分野において、貿易・投資にかかる協定の占める重要度が増す一方であることが挙げられる。特に、二国間あるいは多国間で締結される経済連携協定や投資協定などの個別の協定は、数および規定内容の拡大にともなう存在感とともに、例えば地政学上重要な位置を担うとみる見解も多く示されている。また、例えば、安全保障の分野との交差など、貿易・投資活動以外の分野との連携が図られるようになってきており、貿易および投資にかかる活動は単なる物品やサービスについての国境を越えた取引およびそれに関連する投資活動という実務にとどまらなくなっているともいえよう。かかる背景のもと、貿易・投資にかかる協定の役割をあらためて問うとともに、情勢の変化が協定の在り方に与える影響についても問われるべきであろう。その際に、「公正」がどのような作用をしているかということについても考察する。

1.2. 先行研究

1.2.1. 一般名詞としての Fairness

本稿がテーマとする fairness について、一般的には、「公正」に加えて、「衡平・公平」(equality) と「正義」(justice)の意味をもつ¹⁰。また、「Fair」は日本語では、主に「公正」「衡平」「公平」と訳される。

なお、貿易および投資に資する fair(ness)について論じられる際または言及される際は、一般的な意味、すなわち一般名詞として fair という文言が使用されることが大概である¹¹。GATT/WTO 協定において目指される「自由で公正 (free and fair)」な貿易または環境づくりにおいても、ここで示される fair は固有名詞ではない。更に、協定の前文や条文内の規定として fair という単語が記される場合においても同様である。個別の協定である経済連携協定においても、例えば fair という文言を前文に含める協定が少なからず存在するが、同文言は固有名詞として用いられるものではない。また、本稿序論で示した様に、政治家による言及や行政機関の示す文書等の文言等において fair という単語が用いられる場合においても、それが固有名詞として用いられることは、例えば具体的な措置を示す場合の他は、ほぼみられない。

固有名詞をして用いられるケースとしては、一つに、協定の規定そのものが Fair

¹⁰ 例えば、Oxford dictionary (<https://en.oxforddictionaries.com/definition/fair>、2020 年 1 月アクセス) においては、Fair については treating people equally without favouritism or discrimination、Fairness については impartial and just treatment or behaviour without favouritism or discrimination、と定義している。また、Cambridge dictionary (<https://dictionary.cambridge.org/dictionary/english/fair>、2020 年 1 月アクセス) においては、Fair については treating someone in a way that is right or reasonable, or treating a group of people equally and not allowing personal opinions to influence your judgment、Fairness については the quality of treating people equally or in a way that is right or reasonable と定義するとともに、他に相当する単語 (Other way of saying fair) として right, just,そして equitable を挙げている。

¹¹ 一般名詞および固有名詞については、互惠 (mutually advantageous) および相互 (reciprocity / reciprocal) についても同様である。GATT 協定における該当箇所 (reciprocal and mutually advantageous arrangements) は一般名詞として用いられている。他方で、固有名詞としては、例えば、米国の互惠通商協定法 (Reciprocal Tariff Act) が該当する。

という文言を含む場合である。多くの経済連携協定の投資関連規定や投資章に挿入されることが多い、「公正かつ衡平な待遇（Fair and Equitable Treatment）」で用いられる Fair が該当する。同待遇は投資受入国が投資財産に対して一定の待遇を与えることを目的とし、絶対的に維持すべき待遇の水準を規定するが、具体的に指す待遇については、条文の文言や文脈、協定の目的、個別具体的な事情等によって決まるものである。左記は主に、ISDS（Investor-State Dispute Settlement、以下 ISDS）による判断に基づく。具体的な内容として、外国投資家の投資財産保護に関する相当な注意、適性手続き、裁判拒否の禁止、恣意的措置の禁止、投資家の正当な期待の保護、等が挙げられてきたが、仲裁廷によって、同待遇の中身については、必ずしも一致しておらず、また唯一の定義は存在しない。本稿第 6 章でみるように、固有名詞化されていたとしても、同待遇について、その規定の役割については共通の認識が図られつつも唯一の定義は存在しないのである。また、二つに、貿易・投資にかかる個別の協定、施策や法律に Fair という文言が含まれている場合が該当する。例えば、2018 年 4 月の日米首脳会談で、設置に合意した両国間の貿易協議である「自由で公正かつ相互的な貿易取引（Free, Fair and Reciprocal Trade Deals）のための協議」や「公正な経済に関する繁栄のためのインド太平洋経済枠組み協定（Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity Agreement Relating to a Fair Economy）」が該当する¹²。これらについては、内容や目的が明確化・詳細化されているという意味において一般名詞で用いられる際の fair とは異なる点である。加えて発展途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することを通じて途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す行為を指すフェアトレード（Fair Trade）においても Fair が固有名詞として用いられるが、これについても Fair が示す内容については一定の定義づけがされている¹³。

¹² 自由で公正かつ相互的な貿易取引（Free, Fair and Reciprocal Trade Deals）のための協議については、この協議の結果として発効された協定は異なる名称である。

¹³ Fair Trade、公平貿易または公正な取引と訳されることもある。なお、途上国の生産者や労働者に主眼をおきつつ Fair な貿易をめざすという意味での「フェアトレード」については、本研究の主たる分析の対象としない。

1.2.2. 先行研究

貿易・投資における fairness は論者によりその定義または意味するところが異なりうる。fairness の検討にあたり、対象やスコープも異なる。また、当該テーマは自らの考えや思想を反映しうる、例えば国際法と国際機関における fairness について論じた Franck (2015) は、fairness を主観的であり、偶発的な品質 (contingent quality) であると評した¹⁴。また、Narlikar (2006)は、公正性を検討する際のスコープの重要性を挙げ、何が公正な取引とみなされるかは、当事者が誰であるか、他の交渉当事者が誰であるか、また交渉が行われているフォーラムなど、いくつかの要因によって決まること、更には、当事者は公正さを定義する際に異なる基準を適用する可能性があり、その結果、相互に矛盾しながらも同等に正当な主張が生じることがあること、を指摘した¹⁵。他にも多くの論者が fairness については様々な見解が存在することを前提とし、自論を展開している面がある。更に、fairness についての分析は一種のフィロソフィカルな議論の展開をも可能とする。そのため、多様な見解が示されている。

様々な角度から検討されてきた貿易・投資分野にかかる fairness ではあるが、先行研究において、以下のとおり、幾つかの主たるカテゴリーがある：1) 物品の貿易を主たる対象として公正性を検討したもの、2) 公平な競争 (level playing field) について論じたもの、3) 公正性の内容の分類を試みたもの、4) 国際法、とりわけ国際経済法との関係から論じたもの、5) 先進国と発展途上国間の格差から生じる不平等・不均衡、および左記に関する手当についての考察、および発展途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することを通じて途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す行為を指すフェアトレードにかかる考察、また6) 哲学的観点からの貿易・投資にかかる考察、である。なお、上記のカテゴリーについてはそれぞれ重複する要素があることも指摘しておく。

1) 物品の貿易を主たる対象として公正性を検討したものについて、例えば、物品の貿易および関税削減に関して、不公正・公正貿易として、一方の国が貿易赤

¹⁴ Franck, Thomas M (1995) Fairness in international law and institutions, Clarendon Press.

¹⁵ Narlikar, Amrita (2006) Fairness in International Trade Negotiations: Developing Countries in the GATT and WTO, The World Economy.

字や関税について他方の国を非難する行動やあり方（政策・施策含め）への分析に示される。米国による、米国が不公正貿易とする判断および判断に基づく措置などについて、米国が不公正貿易を主張する際に貿易赤字などの結果に基づく判断が行われることへの批判などがみられる。例えば、物品の取引を主とする貿易に資する公正・不公正について、公正貿易は、伝統的自由貿易主張とは異なり、時にそれと対立矛盾する概念であり、それは米国の貿易交渉の道具（態度）として案出されたものであること、また互惠主義こそ公正貿易主張の最大の想源があり、米国の公正貿易主張は、その貿易交渉戦略にすぎない、と分析した小島（1981）の指摘などがある。また、柳（1990）は、「公正・不公正貿易の区分」の意義を巡り、Anti-Distortive School（世界の資源の効率的な配分を害するダンピングや補助金について、不公正貿易措置はそれらに対して効率的な配分を助長するという考え）とInjury-Only School（ダンピングや補助金を必ずしも不公正と考えないこと）を紹介しつつ、GATTにおける生産者バイアスがあることを指摘した。

2）公平な競争（level playing field）については1）の議論とも重なる部分が多分にあるが、GATT/WTO 協定の重要な要素に関する分析等が含まれる。貿易・投資活動における不公正な状況について、直接的・間接的に具体的にどのような要素が要因となりえるか、ということは先行研究または先例によって形づけられてきている一面もある。関税のみならず、公平な競争の場・条件（level playing field¹⁶）を阻害する要因となりうる行為や措置である。また、アンチ・ダンピングや補助金や国有企業の問題、が挙げられる。また、経済連携協定等の個別の協定にも規定されることが主流である待遇、すなわち最恵国待遇や内国民待遇、更には相互・互惠についても、歴史的背景や具体的な待遇や役割等にかかる研究の蓄積があ

¹⁶ 経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development、以下 OECD）による“level the playing field”は次のとおり：“Making trade work for all implies that we also address concerns around the world that competition in the global economy is not ‘fair’, that it is distorted by market barriers and government actions that favour companies and products that are not necessarily the best. A level playing field in global trade means that all countries and firms compete on an equal footing to offer consumers everywhere the widest possible choice and the best value for money.” OECD, <https://www.oecd.org/trade/topics/levelling-the-playing-field/>（2019年6月30日アクセス）（下線は筆者によるもの）。

る¹⁷。例えば、相互・互恵については、それが fairness に資するものであるのか、という点や、Bergsten (1996) による互恵性の概念は決して正確なものではなく、GATT における非関税障壁の交渉における更なる難しさ、を指摘した研究等がある¹⁸。また、相互主義について、荒川 (1989) は、相互主義を通商上の概念として扱う場合、機会の均等、すなわち競争機会の平等ということであり、結果の公平ではない、と指摘した。

また、3) 公正性の内容の分類を試みた研究としては例えば以下が挙げられる。公正性の分類と分析において、Brown と Stern (2006) は、公正は機会の均等 (equality of opportunity) および分配の均衡 (distributive equity) に基づき考慮されるべきであり、経済的効率性 (economic efficiency) や福祉の最大化 (welfare maximization) は優先される目安とはならない、と結論づけた。また、国際貿易における fairness について、Suranovic (2000) は次のとおり分析した。国際貿易における fairness はまず、Equality Fairness (衡平または公平) と Reciprocity Fairness (相互) により分けられる。そして前者は、更に、1) Non-Discrimination Fairness (複数グループのうち、1つのグループがとった行動に対して、他のグループは同じ行動をとることができる)、2) Distributional Fairness (公平な分配)、および 3) Golden-Rule Fairness (自己がされてもよいことを相手に行う) に分けることができる。そして後者の Reciprocity (相互) Fairness についても、4) Positive Reciprocity Fairness (事前に他者が自己にもたらした恩恵と同様のことを、第三者にもたらしうる行動)、5) Negative Reciprocity Fairness

¹⁷ 最恵国待遇および相互・互恵については本稿の第4章および第5章で検討した。特に相互・互恵についての先行研究は第5章で参照されたい。

¹⁸ Bergsten (1996) による考察の一部を引用する “All agree in principle that any negotiation of this matter must elicit fair contributions from all parties. But it is extremely difficult, in purely intellectual terms even before turning to the politics, to equate concessions across issues as disparate as tariffs and national competition policies. The concept of reciprocity was never very precise and became even more difficult when the GATT turned to negotiating nontariff barriers. Nevertheless, the political economy of trade requires each country to demonstrate that its own concessions were matched by those of its partners, and it is highly desirable to buttress the case with orders of magnitude if not precise estimates.” Bergsten, Fred (1996) “Globalizing Free Trade”, Foreign Affairs Vol. 75, No. 3, pp. 116.

(報復等)、6) Privacy Fairness (自己完結する行動。他者の行動を制限するのは不公正)、および Maximum Benefit Fairness (最大の利をもたらす選択) に細分化が可能である、とした。また、fairness とは公正とは、正当性と分配的公正という 2 つの独立変数の複合体であるとしたうえで、fairness のディスコースとは、秩序 (正統性) と変化 (正義) の両方を求める共同体の緊張関係や、具体的な事例において何が良い秩序や良い変化を構成するかについての異なる概念の緊張関係を認識しながら、法と法を制定する人々がこれらの変数を統合しようとするプロセスである旨を指摘した¹⁹。

また、4) 国際法、とりわけ国際経済法との関係から論じたものとして、例えば、Carmody (2013)は、手続き的な (procedural) および実質的な (substantive) fairness について、WTO 協定等を対象に分析し、主に 4 つの性質がみられることを指摘した。一つに fairness は主観的なものであり、二つに、Fairness は特定、または状況的なものであるということであり、例えば、ある訴訟では公正であることが別の訴訟において必ずしも公正ではあるとは限らないということである。そして三つに fairness は義務として考えられることが多い中、権利でもあり、個人および国は公正性または公平性を主張することができるということである。ただし、権利は制限されることもある。そして四つに、fairness の問題には正義が関係するが正義の全てが公平であるわけではない、ということである。また、個別の規定として、例えば経済連携協定や投資協定で規定される公正且つ衡平な待遇のように、公正 (または衡平) の中身が問われてきた規定については、特に、仲裁判断に基づきその内容等の分析がなされてきた²⁰。また、GATT/WTO 協定における fairness については、上記 1) および 2) にかかる研究においても検討されている。

更に、5) 先進国と後進国間の不平等・不均衡については、例えば GATT/WTO における協議や協定における手当て等に資する考察がある。経済的発展状況に基づく不均衡に応じた国家間の交渉や協定における取り扱いに加え、主に企業または個人の活動としてのフェアトレードについても、実務および学術上の蓄積がみられる。なお、主要な 4 つの国際的なフェアトレードの組織から成るグループは、フェアト

¹⁹ Franck, Thomas M (1995), op.cit..

²⁰ 当該待遇規定についての先行研究については、本稿 7 章もあわせて参照されたい。

レードの定義を「対話、透明性、尊重に基づき、国際貿易におけるより大きな公平性を追求する貿易パートナーシップ」であるとし、また、この定義に沿えばフェアトレードとは国際貿易における公平性に関するものである、としている²¹。

また、6) 哲学的に論じた国際経済・貿易に資する公正について、モラル等を加味しつつ包括的に論じた研究 (James、2012)、や、国家や企業の義務、ならびに賃金の不公平、サプライヤーや下請け業者とのやり取りから生じる義務などの不平等にかかる事項、更には WTO の枠組みで人権と搾取されることのない開発のための WTO の枠組みでの対処、等について哲学的に論じた Risse (2019)の研究などがある。

貿易および投資にかかる fairness については上記の様に様々な角度から考察されてきた。他方で、経済連携協定ならびに貿易と投資を対象にこのテーマについて包括的に考察した学術的研究の蓄積はみられない。昨今の経済連携協定や投資協定の増加および貿易・投資にかかるルール形成にかかる状況をみるに、これらの協定についても対象に貿易・投資にかかる fairness について分析をすることは重要であると考える。更には、日本の政府や省庁などのパブリックセクターにおいて、貿易と投資にかかる fairness についてどのように認識され、扱われてきたか (例えば、国会審議における発言内容や、その他の場面における政治家等の発言等による分析) を探る試みはなされていない²²。

²¹ Ehrlich, Sean D(2018) "The politics of fair trade : moving beyond free trade and protection", Oxford University Press, p.23-24. 該当部分を引用する : "FINE, an umbrella group formed by four major international fair trade organizations, defines fair trade as a trading partnership, based on dialogue, transparency and respect, that seeks greater equity in international trade. It contributes to sustainable development by offering better trading conditions to, and securing the rights of, marginalized producers and workers – especially in the South. Fair trade organizations, backed by consumers, are engaged actively in supporting producers, awareness raising and in campaigning for changes in the rules and practice of conventional international trade.

In this definition, fair trade is about equity in international trade, …."

²² 例えば米国においては、大統領に貿易に関する交渉・決定の権限を与える法にかかる分析、および議会での審議内容を分析したものはある。

1.3. リサーチクエスチョンおよび研究の方法

これらの fairness という語彙が内包する多義性を認識した上で、本稿では、貿易・投資にかかる fairness とは何か、fairness の作用とはいかなるものか、について、主に GATT/WTO 協定や経済連携協定等の規定およびそこから派生する解釈（例えば多くの経済連携協定において投資関連事項として規定される投資家対国家の紛争解決等）から考察する。上記の問いに関連し、更に次の点について考察する。

1) GATT/WTO 協定における fairness

- ・ GATT/WTO 協定における fairness とは何か。
- ・ GATT/WTO 協定における fairness に資する仕組み（主に協定上の構造）はいかなるものか。

2) 経済連携協定など個別の協定における fairness — GATT/WTO 協定における fairness の継承と不断を含む

- ・ 上記 1) の内容はいかに経済連携協定（および他の協定）に派生、または継承されているか（またはいないのか）。
- ・ GATT/WTO 協定は「関税その他の貿易障害を実質的に軽減し、及び国際貿易関係における差別待遇を廃止する」ために締結される、相互的かつ互恵的な取極であるとされ、貿易障壁の軽減及び無差別原則の適用という考えに基づいて組み立てられている。無差別原則に資する最恵国待遇、ならびに相互的かつ互恵的、について、個別の協定ではどのように取り扱われているか。
- ・ 主に経済連携協定の投資にかかる規定として、または投資協定に挿入されることが多い「公正且つ衡平な待遇」における公正衡平とは何か。
- ・ 経済連携協定や個別の協定の内容として、GATT/WTO 協定にはない fairness に資する要素はいかなるものか。

3) 政策的示唆

- ・ 日本では、貿易・投資に資する fairness についてどのように検討されてきたか。
- ・ 貿易・投資分野における fairness は、当該分野以外との関係においていかに機能・作用しうるか。

なお、本稿は上記の先行研究の蓄積に不在の分野の一部を埋めるものであると

考える。具体的には、主に以下の点において、本研究は意義および新規性がある。まず、経済連携協定・投資章および投資協定を対象とした fairness についての先行研究の蓄積はない中で、本研究はそれについて扱うものである。また、先行研究では主に貿易の観点からについて論じられてきた。貿易の分野においては fairness に基づき検討された研究の蓄積があるものの、特に投資の分野、更には経済連携等のルールとの関係において研究されたものは少なく、既存のルール、すなわち協定テキストに基づく fairness についての考察には蓄積がない。他方で、経済連携協定においてはルールとしての規定の充実および発展性がみられることから、また、貿易・投資にかかる取極として数の蓄積がみられることから、同協定を対象に含めた分析により、本稿は一つの示唆を与えるものとする。更に、本稿は、特に GATT/WTO 協定および経済連携協定等の個別の協定の内容から、世界第二次世界大戦後から現在に至るまで、貿易・投資にかかる協定を対象とした分析により、fairness とは何か、またその作用は何か、を探るものである。一種の包括的な作業をもって、本稿は先行研究にはない手法および構成で、貿易・投資にかかる fairness について論じるものである。

なお、本稿では、貿易と投資にかかる事項を対象とし、特段の断りがない限り、両者を区別しないこととする。あわせて、貿易の内容、すなわち、物品およびサービス²³（第 3 モードの投資²⁴を含む）ならびに電子商取引、等についても、特段の断りがない限りは区別せずに論じる。本稿において、基本的には上記の扱いとする理由は主に以下に因る。一つの理由は、本稿の趣旨および分析の対象に関連する。本稿は、貿易・投資にかかる協定を主たる対象とし、fairness について分析するものである。よって、本稿の趣旨は例えばこれまで公正・不公正貿易の枠組みで論じられてきた物品の取引における関税削減等や、物品の貿易に関する国の措置等に焦

²³ GATT/WTO 協定においては、サービスの貿易に関する一般協定（General Agreement on Trade in Services、以下 GATS）」に規定される。政府の権限の行使として提供されるサービス（例えば水道事業等）以外のすべての分野におけるサービスが対象となり、ウルグアイ・ラウンドにおいて、GATT 事務局がサービス分野の分類表を作成し、12 分野（実務、通信、建設・エンジニアリング、流通、教育、環境、金融、健康・社会事業、観光、娯楽、運送、その他）に分類された。

²⁴ 現地拠点を通じたサービス提供（例えば A 国のサービス事業者が、B 国に支店・現地法人などの拠点を設置し、その拠点からサービスの提供を行う場合）を指す。

点をあてるものではなく、協定のルールを対象に fairness について検討するものであることに因る。また、貿易および海外投資の拡大に伴い、両者は切り離せないものとなっている。GATT/WTO 協定においても、貿易に加え、ウルグアイラウンド（1986-1994）を経て投資に関するルールも制定された²⁵。また経済連携協定等個別の協定においては、貿易と投資の双方を規定するものが主流となっている²⁶。協定の前文において fair に資する文言が記載されている場合など、それは協定全体にかかることが想定される。また、先に例示した様に、WTO 協定や経済連携協定等を指してしばしば「自由で公正」と言及されるが、これについては、貿易・投資およびその他の規定を含む全体を指しており、協定における一部、例えば貿易にかかる部分のみを対象としているわけではない。よって、貿易と投資を区別して論じるには困難が伴い、また一部を除いては、本稿においては区別して論じる必要はないと考える。また貿易については、物品の貿易（visible）とサービス等の貿易（invisible）についても区別しない。

二つに、本稿で取り上げる待遇規定（例えば最恵国待遇）は、貿易および投資に関しても適用される故である。最恵国待遇は特段、物品の取引において、貿易の自由化を図る手段として採用され、物品の関税削減に寄与してきた。また、GATT 第一条の一般的最恵国待遇は物品の貿易のみを対象としている。GATT はもともと主に物品にかかる貿易をその主たる規定対象としてきたが、その後の WTO への移行また交渉の積み重ねを経て物品以外の取引、すなわち投資やサービスに資する貿易、および電子商取引等についても規定を増やしてきた。サービスの貿易の最恵国待遇は GATS 第 2 条に規定される。サービスについては、物品とは異なり、関税削減に資するものではなく、マーケットアクセスに資する規定が含まれる。また、経済連携協定についても、最恵国待遇を規定する協定が主流である。最恵国待遇原則は、物品においては、基本的に、関税削減に資する手段として貿易の自由化に即してきた。対して、投資・サービスに関連する規定における最恵国待遇においては、

²⁵ ただし、その内容はごく部分的な内容にとどまり、また、投資にかかる交渉は遅々としてすすまないばかりか、2001 年に開始された直近のドーハラウンドにおいては、投資関連事項は交渉の対象外である。

²⁶ 経済連携協定には、既存の投資協定を組み込む形式の協定もある。また、貿易・投資以外の規定を含む協定が主である。

ルールおよびマーケットアクセスの均霑という観点からの無差別化が図られている。なお最恵国待遇と並んで無差別に資する規定である内国民待遇については、物品の貿易、サービスの貿易、および投資にかかる取極全てに適用される²⁷。

1.4. 本論文の構成

本稿は次の構成とする。まず続く第2章では、貿易・投資にかかる協定について説明をする。具体的には、本稿において分析の主たる対象とする WTO 協定と経済連携協定の内容や意義について概観するとともに、歴史的な背景について言及する。第3章では、WTO 協定と経済連携協定の fairness にかかる構造に資する分析、また WTO 協定の原則でもあり、fairness を検討する際に重要な要素について、具体的には第4章で最恵国待遇について、第5章では、相互・互恵について検討する。続く第6章では、多くの経済連携協定および投資協定に含まれる「公正かつ衡平な待遇」にかかる規定について考察し、第7章では、特定の国で公正性がどのように検討されてきたかをみるため、日本を対象として、同国において貿易・投資に資する公正がいかに検討されてきたか、を考察する。更に、第8章では、経済連携協定の現在地を探るため、協定における規定に関する新しい要素、ならびに他分野の交差として安全保障分野を例に考察し、終章においては各章の考察に基づき総括する。

第2章 貿易・投資にかかる協定

2.1. WTO の概要と貿易・投資量

WTO 協定の目的は、市場経済原則によって自由化を進め世界経済の発展を図ることである。WTO 協定の前文には「生活水準の向上、完全雇用の確保、高水準の実質所得及び有効需要の着実な増加、資源の完全利用、物品及びサービスの生産及び貿易の拡大」について記されており、同協定は、この目的に寄与すべく、「関税その他の貿易障害を実質的に軽減し、また国際貿易関係における差別待遇を廃止すべく締結される、「相互的かつ互恵的」な取極である²⁸。また、WTO 協定は「国際

²⁷ 内国民待遇については本稿では特段分析をしない。

²⁸ 経済産業省『2012年版不公正貿易報告書』年、

<https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/pdf/2012_02_0

貿易に市場経済原理を及ぼすために、貿易障壁の軽減及び無差別原則の適用という 2 つの考え方に基づいて組み立てられ」²⁹ており、これらの貿易障壁の軽減と無差別を原則とする。WTO 協定の基本原則とは①最恵国待遇原則（Most-Favoured-Nation Treatment）、②内国民待遇原則（National Treatment）、③数量制限の一般的廃止の原則、④合法的な国内産業保護手段としての関税に係る原則、である。これらは、WTO の前身である GATT から変わることなく WTO に引き継がれた。更に、WTO ではその後の変化を踏まえて 2 つの目的が付け加えられた。第一に環境への配慮であり、「経済開発の水準が異なる各国のニーズ及び関心に沿って環境を保護し及び保全し並びにそのための手段を拡充することに努めつつ、持続可能な開発の目的に従って世界の資源を最も適当な形で利用すること」³⁰である。第二は、開発途上国への配慮であり、「開発途上国特に後発開発途上国がその経済開発のニーズに応じた貿易量を確保することを保証するため積極的に努力する必要があること」³¹を考慮すべきとされた³²。なお、WTO は、GATT 創設時よりもはるかに加盟国数（2024 年 6 月現在 164 カ国）が多く³³、そのうちの約 3/4 が途上国である。

0.pdf>（2023 年 6 月 15 日アクセス）。

²⁹ 同報告書、p.213.

³⁰ 同報告書、p.213.

³¹ 同報告書、p.213.

³² GATT においても既に発展途上国への一定の配慮はなされており、例えば、1971 年には GATT 第 1 条最恵国待遇の例外として 10 年間の暫定的な承認を決定しており、これは、恒久的な例外扱いとすることが 1979 年に決定された。なお、WTO において「自由」となり及び「公正」が重要な要素となりはじめたのは、1986 年から 1994 年のウルグアイ・ラウンドの際であると指摘される。それは主に途上国との問題に起因するものであった。大矢根（2014）は、途上国はウルグアイ・ラウンドの結果への対応としての国内法制修正に大きな負担を背負っているにもかかわらず、それに見合う貿易利益を享受できずにいる状況の中、途上国の多くは自由貿易規範を遵守しつつ一方で、開発理念に公正性や正義を再発見したことを挙げた。また、ドーハ・ラウンドの開始前から、貿易と地球環境や労働（人権）などとの関係が議論となり、自由貿易規範が相対化したこと、すなわち自由貿易規範と他分野で確立した規範とを調整する必要性が生じたことを指摘した。その上で、以上自由貿易を基軸としつつも開発理念が存在意義を高めていたと分析した。ただし、筆者は GATT/WTO 協定、さらには個別の協定である経済連携協定等における fairness または公正性は、その言葉の使用、更には WTO による説明や各種文書をみる限りにおいても、発展途上国または開発の問題に限らないと考えている。左記の考えに基づき本稿を執筆した。

³³ 参加国の数は増加の一方であり、1947 年に実施された第一回目の交渉における参加国・地域は 23 であったが、1973 年から始まった東京ラウンドでは参加国数 82 カ国、86 年からのウルグアイ・ラウンドでは 93 カ国となった。

なお、WTO では後発開発途上国（the least-developed countries: LDC）については国連の定義が準用されている（WTO 設立協定第 11 条 2 項）が、途上国の定義は WTO 協定上にはなく、WTO では自己申告制に基づき途上国扱いとなる。また、WTO 諸協定には 155 の「特別かつ異なる待遇」（Special & Different Treatment, S&D）条項があり、より有利な市場アクセスやより長い義務履行期間などの特別な配慮を途上国は享受している。

WTO は貿易・投資に資する現存の唯一の多国間の協定であり、年々増加する国際的な貿易量に対応するための重要な役割を担っている。2022 年の世界貿易量は、GATT 設立初期時点の貿易量のおよそ 45 倍となった³⁴。また、1950 年から 2022 年までの貿易量の成長率は 4,500% であり、貿易額は 1950 年の水準から約 400 倍になった³⁵。また、WTO が設立された 1995 年以来、2022 年の時点で、世界の貿易量は平均 4%、貿易額は平均 6% 拡大した。なお、現在の世界の最恵国待遇適用関税は平均 9% である³⁶。また、貿易量の増加と同様に海外投資額も増加している。そして、GATT・WTO 体制は多角的交渉によって次第にその内容を発展させてきた（図表 2-1 参照）。ラウンドを重ねるごとに、協議項目も増えている。他方で、例えば、投資にかかる規定は、項目としては維持されつつも、例えば今次ラウンドでは協議されないことが決定するなど、必ずしも、全ての項目について協議の進展がみられるわけではない。

³⁴ WTO : Evolution of trade under the WTO,
<https://www.wto.org/english/res_e/statis_e/trade_evolution_e/evolution_trade_wto_e.htm>（2023 年 6 月 15 日アクセス）。

³⁵ Ibid.

³⁶ Ibid.

図表 2-1 GATT および WTO における交渉内容

市場アクセス分野			ルール分野				
	鉱工業品関税	1947年	第1回交渉				
		1948年1月	GATT発足				
	鉱工業品関税	1949年～1961年	第2回交渉～ ディロン・ラウンド				
	鉱工業品関税	1964年～1967年	ケネディ・ラウンド	AD等			
	鉱工業品関税	1973年～1978年	東京ラウンド	AD、TBT、政府調達、補助金、ライセンシング、等			
サービス、農業	鉱工業品関税	1986年～1994年	ウルグアイ・ラウンド	AD、TBT、政府調達、補助金、ライセンシング、等	繊維協定、船積み前検査、原産地、TRIPs、SPS、DSU、TRIMs		
		1995年1月	WTO設立				
サービス、エネルギー、流通、電子商取引、農業	鉱工業品関税	2001年～	ドーハ開発アジェンダ	AD、補助金、地域貿易協定	TRIPs（部分的交渉）	投資、競争、貿易円滑化、政府調達の透明性、電子商取引	環境

経済産業省『2023 年版不公正貿易報告書』

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2023/pdf/2023_02_00.pdf（2024 年 1 月 15 日アクセス）、p.177 を基に筆者作成。

WTO は多くの困難にも直面している。それらは種々の決定に至るまでの難しさを原因とする。すべての WTO 加盟国による全会一致（コンセンサス）を意思決定の原則とすること、また、加盟国間の利害の対立、とりわけ先進国と途上国間の対立などにより、交渉の停滞がみられる。例えば、1995 年の WTO 設立から、その初の多角的貿易交渉であるドーハ開発アジェンダ（以下ドーハ・ラウンド）が 2002 年 1 月に立ち上がるまでには、約 7 年間に要した。他方でドーハ・ラウンドでは、発展途上国への配慮がなされ、非農産品、サービス貿易、知的所有権などの継続・追加交渉に加え、新たに、貿易と環境、開発（途上国に対する特別な扱い）を交渉分野が加えられた。その交渉分野は、大きく分けると鉱工業品、農業、サービス、ルール、貿易円滑化、知的所有権、開発、貿易と環境、の 8 分野を対象としている。

なお、当初検討対象として予定していた、投資、競争、貿易円滑化、政府調達の新規4分野は、2003年9月の第5回閣僚会議（カンクン閣僚会議）で交渉が決裂し、貿易円滑化のみが交渉の対象となった。交渉の対象となる事案の広がりが見られるものの、同ラウンドは、2024年3月時点においても未だ継続中である。例えば、貿易の円滑化に関する協定の発効（2017年2月）や知的所有権の貿易関連の側面に関する TRIPS 協定の改正など、一部の分野における進展が見られるものの、全体として目覚ましい成果があるとはいいがたく、遅々として進んでいない状況である。

なお、WTO においては、ラウンド交渉にて全参加国一致の原則が適用される一方で、一部の分野においては、イシューベースの複数国間合意として複数国間交渉（プブリ合意）がなされてきた³⁷。このプブリ交渉における合意により、WTO ルールの主要な変更と改革が行われてきたとされる³⁸。例えば、プブリ交渉により情報技術協定の拡大交渉や環境物品協定交渉などの進展がある。また、第11回閣僚会合では、電子商取引、投資円滑化、サービス分野における国内規制の扱い、および中小零細企業のための作業計画の分野について、それぞれ有志国が交渉を主導していく方式が新たに示され、有志国・地域による共同声明が採択された。左記を含め、将来的には全加盟国での交渉を想定しつつ、ルール形成に向けて、有志国がリードしながら特定の分野における交渉を進める向きが見られる。なお、欧州委員会は2021年2月に、欧州連合（EU）の新通商戦略とあわせて「WTO 改革：持続可能で効果的な多国間貿易制度に向けて」と題する付属書を公表し、まずは有志国でプブリ合意を形成し、その上で参加国を増やしていく方法が現実的であるとの見方を示した³⁹。

³⁷ ラウンド交渉が進まない中、有志国による個別ルール・分野毎の複数国間交渉が積極的に行われてきた。

³⁸ RIETI：プブリの貿易ルールについての検討（ITA と ACTA の実例を踏まえて、<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/pdp/12p002.pdf>）（2023年6月15日アクセス）。

³⁹ JETRO：EU の新通商戦略および最近の FTA 動向、（2021年3月）、https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/1d247c10c8e89568/20200041.pdf（2023年6月15日アクセス）。

2.2 経済連携協定の概要

無差別を原則とする WTO であるが、GATT 第 24 条および GATS（サービス貿易に関する一般協定）第 5 条において、その例外をみとめる。WTO では GATT 第 1 条の最恵国待遇の原則において、WTO に加盟する全ての国に対して無差別に自由化を進めなければならない旨を規定する。参加国以外には自由化をしない経済連携協定は第 1 条に違反するが、WTO はまた、GATT 第 24 条で、経済連携協定や関税同盟の締結を一定の要件のもとで認めている。同条において認められる協定や地域内連携の強化については、それらの締結国間で特惠的に行われ、WTO の最恵国待遇の原則から除外されるのである⁴⁰。なお、GATT 第 24 条に基づく地域貿易協定は、関税同盟（Customs Union）および自由貿易地域（Free-Trade Area）、並びにそれらの形成のための中間協定（Interim Agreement）の 3 つの概念に分類される⁴¹が、本稿においては便宜上、全てを称して経済連携協定とする⁴²。

GATT 第 24 条に基づき自由貿易協定または経済連携協定は成立する。経済連携協定は、関税や非関税障壁の削減による締結国・地域の間での貿易や投資の拡大を目指し、二カ国以上の国や地域が相互に関税や輸入割当などその他の貿易制限的な

⁴⁰ なお、GATT 第 24 条が規定された背景およびその意図については複数の研究があり、例えば、世界規模の自由貿易を多国間主義（multilateralism）に基づき実現することを目指した協定である GATT において、地域主義（regionalism）という例外を規定した GATT 第 24 条が規定された重要性について、GATT 作成時点においては目立ったものではなかったものの、のちにヨーロッパ統合との関わりの中で重要な意味を持ち始めることになった旨の指摘もなされている。

⁴¹ 経済産業省『2022 年版不正貿易報告書』、
<https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2022/honbun.html>（2023 年 6 月 15 日アクセス）。

⁴² GATT 24 条が適用されるのは次の協定である。自由貿易協定（FTA）：物品の関税及びその他の制限的通商規則やサービス貿易の障壁等の撤廃を内容とする GATT 第 24 条及び GATS（サービス貿易に関する一般協定）第 5 条にて定義される協定。経済連携協定（EPA）：FTA の要素を含みつつ、締約国間で経済取引の円滑化、経済制度の調和、協力の促進等市場制度や経済活動の一体化のための取組も含む対象分野の幅広い協定。地域貿易協定（RTA）：FTA と関税同盟の双方を含む概念。WTO 協定上は、双方とも関税及びその他の通商規則の撤廃とサービス貿易の障壁の除去を内容とする。また関税同盟は参加国間の共通通商政策を前提として、対外的には共通関税を設定することが FTA と異なる。関税同盟の方が FTA より参加国内の統合度は高い。なお特に日本では、自由貿易協定を FTA、経済連携協定を EPA と称するが、本稿では、全てを含めて経済連携協定と称することとする。

措置を一定の期間内に撤廃あるいは削減することを定めた協定である。また多くの経済連携協定が関税の削減等の貿易自由化のみならず、投資、サービス、知的財産権、貿易の技術的障害など幅広い分野をカバーしている。

GATT 第 24 条では、各経済連携協定において実質上すべての貿易（substantially all the trade）の自由化に資するものであることを求めているが、この程度については解釈が分かれる。貿易総量の 95%以上の自由化が必要であるという議論に対して、EU の見解の様に特定分野を除外しなければ 90%程度でも良いというものもある。なお日本が締結済の経済連携協定においても、貿易総量の 95%に達していない協定は多々ある。詳細については、本稿の図表 7-6 を参照されたい。

なお、GATT 第 24 条の範囲で発効される協定については、WTO に報告し審査されることとなっているが、実質的には同審査は機能していない。WTO の報告によると、2022 年 3 月 3 日時点で発効済みの協定に対応する 552 件の通報がなされている（うち、GATT 第 24 条に基づく通報は 302 件、授權条項に基づく通報は 61 件、GATS 第 5 条に基づく通報は 193 件であった）⁴³。事実審査は進んでいるものの、結果として地域貿易協定委員会(Committee on Regional Trade Agreements、以下 CRTA) 設置後は、審査報告書は 1 つも採択されていない⁴⁴。WTO 協定において経済連携協定をいわば監視し、監督しうる仕組みはあるものの、その仕組みが十分に機能していない。そしてこれはガバナンスの欠如でもある。

なお、経済連携協定の内容は締結国間の交渉と合意の結果によるため、協定に応じて内容が異なる。また、上記にのべた、WTO におけるガバナンスの欠如、さらには GATT24 条で規定する程度の曖昧性等により、現状、協定の内容には質のばらつきがある。質については、例えば、関税削減・撤廃率が高いものは質が高いと評され、また、投資に関する規定において、投資前の保護に資する規定を含めた、いわゆる自由化型の協定は質が高いとみなされる。浦田（2022）は、一般的には、発展途上国が加盟国となっている FTA と比べて、先進国が加盟国になっている FTA の貿易自由化度が高いこと、また、WTO には規定されていない項目を含む傾

⁴³ 同一の協定であっても、GATT や授權条項、GATS に基づき別々に通報されたもの、及び既存協定への新規加盟に伴い通報されたものはそれぞれ 1 件としてカウントしている。

⁴⁴ CRTA 設置以前における審査報告書の採択数は 1 件、報告のない地域協定は 8 件である。経済産業省『2022 年版不公正貿易報告書』。

向が強いことを指摘した⁴⁵。そして、左記のとおり FTA の内容が異なる一つの理由は、先進国によって構成される FTA は GATT24 条に基づき高い規律が要求されるのに対して、発展途上国によって構成される FTA は授權条項として優遇されることから、明確な規律が適用されない旨を指摘した。

交渉が停滞する W T O とは対照的に経済連携協定は増加の一方であり、また経済連携協定で規定される内容には発展もみられる。図表 2-2 に示すように、1990 年以前は、世界において締結された経済連携協定は約 20 件程度であった。しかし、WTO 交渉の停滞や、多くの途上国による経済開放路線へのシフト等を背景に、90 年代末までには約 80 件にまでに数が増加した。そして、2000 年代に入ると経済連携協定を締結する国が増え、2000 年以降 300 件近くの経済連携協定が新たに発効した。2022 年末時点において、世界には約 380 の経済連携協定がある。二国間の経済連携協定や多国間のもの、また、数カ国による地域協定など様々な個別の協定が重なり合って重層的な貿易システムを形成している状況にある。

なお、多くの経済連携協定は、貿易・投資に資する種々の項目について規定する。主たるものは、商品貿易、原産地規則、税関手続きと貿易円滑化、衛生植物検疫措置、技術規制と適合性評価手順、貿易救済、サービス貿易、電気通信サービス、投資、貿易の移動自然人、競争、知的財産、電子商取引、中小企業、経済技術協力、政府調達、紛争解決手段、である。加えて、労働や環境にかかる規定など、交渉国同士の合意に基づき、種々の要素が含まれる。また、他の機関における取極について規定する協定がある。例えば労働に関して国際労働機関（International Labour Organization、以下 ILO）の加盟国であることから生ずる義務を確認する旨を規定する協定は少なからずある⁴⁶。また、協定の規定ぶりも多様である。例えば投資に

⁴⁵ 浦田秀次郎 (2022) 「経済・安全保障リンケージ研究会中間報告書」交益財団法人日本国際問題研究所、pp.75-86。

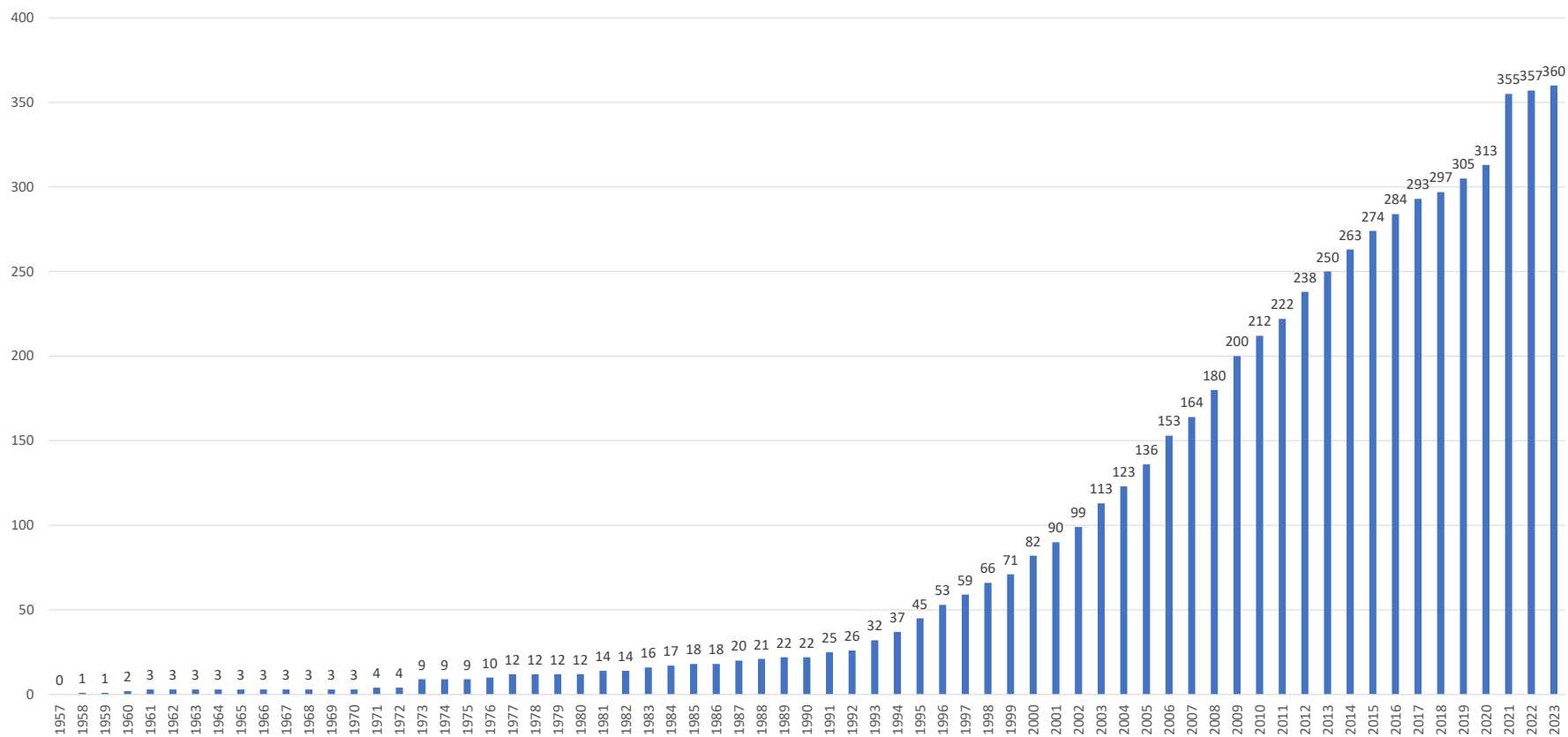
<https://www.jiia.or.jp/pdf/research/R03_Economic_Security/JIIA_Economic_Security_research_report_2022.pdf> (2024 年 2 月 15 日アクセス)。

⁴⁶ 例えば、日英包括的経済連携協定では、第 16 条 3 条 2 項の労働に関する国際的な基準及び条約において、次のとおり規定する：「両締約国は、国際労働機関の加盟国であることから生ずる義務を再確認する。両締約国は、労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言及びその実施についての措置に関するそれぞれの約束を更に再確認する」。また、同条第 5 項において「各締約国は、自国が批准した I L O の条約を自国の法令及び慣行において効果的に実施することについての自国の約束を再確認する」と規定している。

については投資章として一つの独立した章として扱われることが多いものの、異なる構造をもって規定する経済連携協定もある。なお、日本が過去に締結した全ての経済連携協定の投資章には、(投資の) 範囲、最恵国待遇、内国民待遇（締結前・締結後）、履行要求の禁止、公正且つ衡平な待遇、収容と損失の補填、譲渡、代位、上級経営陣および取締役会の国籍要件の制限、紛争解決等の規定が含まれている。

なお、ILOは同ウェブサイトにて、貿易・投資にかかる協定においてILOの取極を参照しているものを公表している。同ウェブサイト（<https://webapps.ilo.org/LPhub/>、2024年4月20日アクセス）によると、368の協定がILOにおける取極等について参照している。

図表 2-2 世界の経済連携協定の数の推移



WTO データベース <https://rtais.wto.org/UI/charts.aspx> (2023 年 7 月 26 日アクセス) を基に筆者作成。

経済連携協定が増えた背景として、馬田（2017）は、1990 年代以降に先進国の企業が主導して供給網のグローバル化が急速に進行したことに伴い、各国は国際協定を通じて新たな政策を実施することが必要となった一方で、WTO はこの要請に適切かつ適時に応えることができなかったために経済連携協定を通じた対応がとられるようになったことを挙げた⁴⁷。更に、馬場（2005）は日本が二国間の経済連携協定を締結する具体的な経済メリットとして以下を挙げた：1）関税・非関税措置が取り除かれることによる、相手国市場への容易なアクセスおよび貿易創出効果、2）域外国として被る経済的な不利益（貿易転換効果）を経済連携協定の締結により相殺、3）経済連携協定の競争促進効果を通じた国内の構造改革の促進とより効率的な産業構造への展開と経済の活性化をもたらす、4）自由化という通商上の利益のみならず親密な関係を築くという「仲間」作りのための外交手段としても有効、および5）WTO 協定で協議は開始されているものも含めて未だ定められていない新分野、例えば投資、環境規制、競争政策などについて、経済連携協定で先行してルールが成立すれば WTO 交渉の過程を容易にすることができる、という点である⁴⁸。なお、浦野（2022）は、一般的には、発展途上国が加盟国となっている経済連携協定と比べて、先進国が加盟国になっている経済連携協定では貿易自由化度が高く、また、WTO 協定には規定がない項目を含む傾向が強く、先進国が参加する経済連携協定と発展途上国が参加する経済連携協定の内容が異なる一つの理由として、先進国によって構成される経済連携協定は GATT 第 24 条にて高い規律が要求されるのに対して、発展途上国によって構成される経済連携協定は授權条項として優遇されることから、明確な規律が適用されないためであるという見解を示した⁴⁹。

では GATT/WTO 協定と経済連携協定は補完的であるのか、代替的であるのか、更には双方が両立しうるのか、ということについて識者からは様々な意見が示されてきた。一方では経済連携協定の締結によるルールの積み重ねが WTO における規定に資する議論を推進するために有意義であり、また、経済連携協定の締結が結局

⁴⁷ 馬田啓一(2017)「アジア太平洋の FTA ートランプ・ショック後の経済連携の方向性」『ポスト TPP におけるアジア太平洋の経済秩序の新展開』、日本国際問題研究所、p.13。

⁴⁸ 馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成（2005）『日本の新通商戦略 WTO と FTA への対応』文眞堂、p.6。

⁴⁹ 浦田秀次郎（2022）, op.cit, p.76.

は貿易の自由化につながるとする意見が示されている⁵⁰。他方では、個別の異なるレベルの経済連携協定の乱発を懸念する意見もある。特に、WTO の GATT 第 24 条の要件を満たしていない、いわば質の低い協定もみられる中、様々な内容の協定が混在することへの懸念である。また、協定の数の増加に加え、それらの中身が異なることから、ルールが複雑化することへの懸念を示す声も挙がっている。更には、経済連携協定の締結が優先され、WTO での交渉参加および協定締結へのインセンティブを低下させるのではないかとの意見もある。

なお、WTO の交渉ラウンドの停滞等を背景協定の締結数は増えている中、1996 年のシンガポールにおける第 1 回 WTO 閣僚会議においても、WTO 体制の優位性を確認し、経済連携協定が WTO に補完的であるべきことが、閣僚宣言に織り込まれている⁵¹。また日本は、経済連携協定は WTO を補完するものであるとの立場である⁵²。

更には、ボールドウィン（Richard E. Baldwin）が指摘した、いわゆるドミノ効果のように、例えばある二国間もしくは複数国間の経済連携協定の発効により相対的に不利な競争条件を強いられることになる第三国には、その競争上の不利を是正するために新たな経済連携協定締結の誘因が働く、という効果によって、必然的に連携協定が増加していくことを明らかにした研究もある。また、馬場（2005）は、WTO に対する経済連携協定の補完的機能として、地域ごとに貿易・投資の自由化を実現し、それを徐々に拡大していくことによってグローバルな世界規模の自由化の補完が可能である、と指摘している⁵³。

なお、本稿の筆者は、経済連携協定は WTO を代替しうるものではないと考える。

⁵⁰ 例えば、浦田（2015）の研究が挙げられる。Urata, Shujiro (2015) "Impacts of FTAs and BITs on the Locational Choice of Foreign Direct Investment: The Case of Japanese Firms" RIETI Discussion Paper Series 15-E-066

<<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/15e066.pdf>>（2021 年 3 月 15 日アクセス）。

⁵¹ 馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成（2005）, op.cit., pp.4-5。

⁵² 例えば「日本の FTA 戦略」（2002 年 10 月）において、「WTO の下での多角的自由貿易体制の強化とこれを補完する二国間ないし地域的 EPA/FTA の下での自由化の実現」、「日本が WTO にコミットし、EPA/FTA を補完的なものとする以上」との文言が含まれる。本日に至るまで、基本的には日本政府は FTA 戦略の内容を変えていない。外務省：「日本の FTA 戦略」、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/senryaku_03.html>（2023 年 3 月 15 日アクセス）。

⁵³ 馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成（2005）, op.cit., pp.4-5。

WTO で十分にカバーされていない分野で先行して、経済連携協定を締結することで、経済連携協定は WTO プラス α (アルファ) の規定の挿入を実現するための手段と位置付けられるという一面はあろう。ただし、経済連携協定は原則としては締約国間のみがその協定に基づく権利と義務を負うため、WTO の加盟 160 カ国超が目指す、いわば世界規模での貿易自由化等についてはその役割を担うことはできないためである。他方で、経済連携協定が WTO を補完するものに留まらないとも考える。WTO における交渉が停滞する中、経済連携協定および投資協定などの個別の協定は、その数の増加に加えて内容の充実という観点からも貿易および海外投資の規律の醸成に寄与しているためである。

2.3 WTO 協定における投資にかかる規定

以下では主に投資にかかる規定について述べる。WTO において、投資にかかる事項は、「貿易に関連する投資措置に関する協定 (Agreement on Trade-Related Investment Measures、以下 TRIMs 協定)」で規定される。これは 1994 年のウルグアイ・ラウンドの交渉の結果として合意されたものである。同ラウンドでは多くの措置について議論がされたが、結局同意されたのは一部のみにとどまった⁵⁴。同意された内容は、主に、輸入・輸出制限、輸出入均衡要求、外国為替制限による輸入制限、ローカル・コンテンツ要求、現地調達要求である。投資にかかる規定については、先進国と発展途上国の間の対立などもあり、投資規制そのものではなく、投資に関連する貿易制限的・歪曲的な投資措置を扱うことにとどまっている (図表 2-3 参照)。このように、投資にかかる規定の合意困難さは、その合意内容の乏しさにもあらわれている。ドーハ・ラウンドにおいては、当初は国際投資協定の交渉を行うべく模索されたが、結局、同交渉は行わないことが同意され、2023 年 6 月現在に至る。投資にかかる規定に資する交渉中止の主たる要因は、投資協定の締結に前向きな先進国と懐疑的な途上国との間の対立である。途上国や非政府組織 (nongovernmental organization) の多くは、WTO の下で多角的投資協定を締結し

⁵⁴ 例えば Dattu (2000)らは、TRIMs の内容が極めて限定的な範囲にとどまっており、外資を競い、誘致しようとする熱意よりも、外資に対する疑念やコントロールの必要性を特徴とする時代の政策決定における懸念にほぼ同調していると広く批判されている旨を指摘している。

ても、途上国へのメリットは少ないと批判している。また、先進国の間でも各々の国の投資を巡る状況を反映して、必ずしも全ての事項において立場・見解が合致しているわけではない。

図表 2-3 明示的に禁止された TRIMs の例

1	ローカルコンテンツ要求	進出企業に対して、国内製品の輸入・使用を要求する措置。特定の製品、製品の数量若しくは価格又は当該企業の現地生産の数量若しくは価格の比率のいずれを定めているかを問わない。（GATT第3条4項違反）
2	輸出入均衡要求	進出企業に対して、輸出入の購入・使用を、自社の輸出額や輸出量に応じた額に限定する措置。（GATT第3条4項違反） 進出企業に対して、国内生産に使用される製品の輸入を、一般的にまたは自社の輸出額や輸出量に応じた額に制限する措置。（GATT第11条第1項違反）
3	為替規制	進出企業に対して、自社の輸出額や輸出量に応じた額に外貨の調達を制限することなどにより、生産に使用される製品（部品等）の輸入を制限する措置。（GATT第11条第1項違反）
4	輸出制限	進出企業に対して、現地生産した製品等の輸出又は輸出のための販売を制限する措置。特定の製品、製品の数量若しくは価格又は当該企業の現地生産の数量若しくは価格の比率のいずれを定めているかを問わない。（GATT第11条第1項違反）

経済産業省『2015 年版不公正貿易報告書』

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/32_wto_rules_and_compliance_report/321_past_report/compliance_report.html

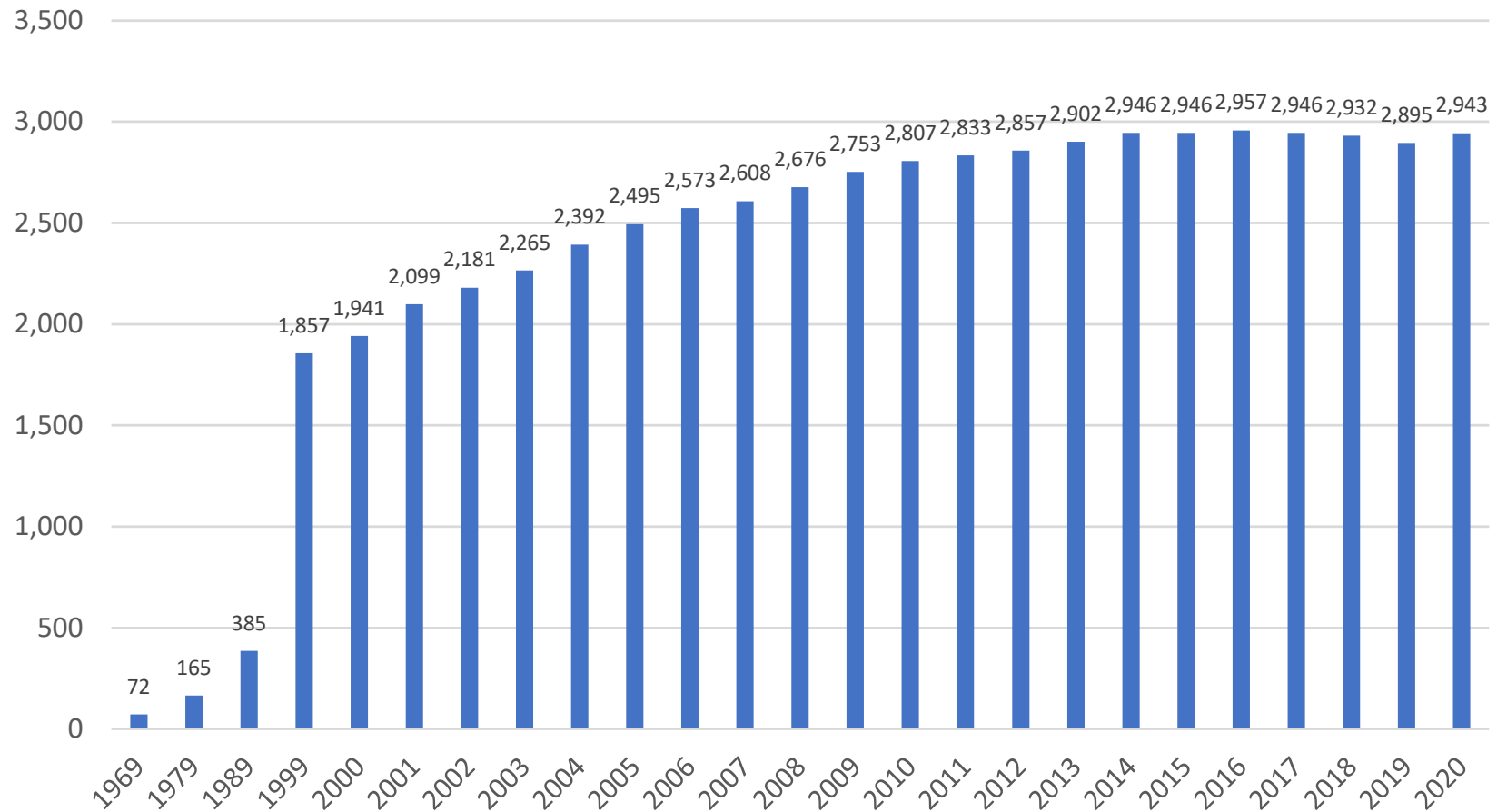
（アクセス 2023 年 5 月 25 日）に基づき筆者作成。

2.4. 投資協定

投資協定は WTO 協定や経済連携協定とは別に発展してきた。経済連携協定よりも投資協定の歴史が長く、例えば日本が最初に締結した投資協定は経済連携協定の締結よりも早い、1978 年のエジプトとの投資協定である。また、同協定は経済連携協定における投資章と異なり、GATT 第 24 条の制約を受けない⁵⁵。

⁵⁵ なお、そもそも GATT 第 24 条は主に貿易にかかる事項を主たる対象としているため、貿易にかかる事項以外の規定についての扱いはどのように考慮されうるか、更には、経済連携協定の一部として投資を規定した場合と投資協定として独立した協定とした場合の違いがあるのかないのか、ある場合はどのような違いがあるのか、ということは検討に値すると思われる。本稿とは別の機会に検討したい。

図表 2-4 世界の二国間・多国間投資協定数の推移



各種情報を基に筆者作成。

投資協定の主たる意図および意義は、投資環境の整備および透明性の向上である。そしてその整備を通じてより多くの投資を呼び込むというインセンティブが投資受け入れ国側にある。相樂（2004）は、定性的には国際投資協定の締結が国内市場改革の強化を通じて発展途上国の経済にプラスに作用することが推測される旨、また、国際投資協定で投資受入国の直接投資による恩恵を最大限に引き出すには、投資受入国国内の投資環境の改善を促進するような内容を盛り込むことが必要であり、特に、透明性の向上と自由化へのコミットメントは不可欠の要素であることを指摘した。また、WTOでの投資自由化が進展すれば、本質的に差別的である二国間投資協定や地域貿易協定において最恵国待遇からの逸脱が蔓延することへの牽制と是正に繋がるとの見解を示した。

投資協定においても、経済連携協定と同様に、その規定内容には協定毎のばらつきがみられる。例えばモデル投資協定など、国の方針としてどのような投資協定の内容を望むか、というひな型を有し、また公開している国はある。更には、経済連携協定の増加にともない、含まれる事項には一定の傾向がみられる⁵⁶。その一方で、協定は国家間の交渉の結果であることから、一方の国では約することができても、他方の国では約すことのできない内容もあり、結果的に異なる規定をもった規則が乱立している状況にある。

なお、特に初期の段階で締結された、いわば旧式の投資協定は終了（terminate）するものもある。また、例えば EU シンガポール経済連携協定の発効と同時にシンガポールと EU 加盟国のうち 12 カ国が締結している既存の二国間投資協定は新協定に置き換えられた様に、新規の協定の発効に伴い終了する協定もある。2021 年までの間、3 年連続で、有効な条約の終了数（58 件）が新規の投資協定（15 件）を上回った。これにより投資協定の総数は 3,265 件に達し、うち 2,584 件が発効している。

⁵⁶本稿執筆時においては、例えば、投資財産及び投資家の定義、内国民待遇、最恵国待遇、公正衡平待遇（投資家の合理的な期待の保護、恣意的・差別的・不透明な措置の禁止、適正手続を行う義務、裁判拒否の禁止等）、アンブレラ条項（国が投資家との関係で引き受けた義務の遵守義務）、パフォーマンス要求の禁止（輸出要求、現地調達要求、技術移転要求等）、収用及び補償、争乱からの保護、資金の移転、ISDS（投資家対国家の紛争解決）、が挙げられる。

2.5. GATT/WTO において地域協定が規定されるまでの道程

以上で WTO および経済連携協定に代表される協定にかかる現状を確認した上で、以下では、GATT/WTO において地域協定が規定されるまでの道程、すなわち、米国と英国間での協定から国際貿易機構（International Trade Organization、以下 ITO）憲章の策定、またその後の GATT および WTO の設立、更には経済連携協定および投資協定の増加について、その背景等を確認しておく⁵⁷。なお、主に山本（2019）、丹羽（1975）および能勢（2017）の研究を参照する⁵⁸。

世界第二次大戦後の国際貿易は、GATT 体制によって秩序が形成された。ブレトン・ウッズ体制の柱である世界銀行と国際通貨基金とともに、国際経済協力を担う 3 番目の機関として、ITO を国連の専門機関として創設することにあった。そして ITO 憲章、別名ハバナ憲章の成立が目指され、1948 年の 3 月にハバナで開催された国連の「貿易と雇用に関する会議」において ITO 憲章は合意された。しかしながら、同憲章の策定にあたり中心的役割を担った米国をはじめとする各国による批准がかなわず、結局、ITO は成立しなかった。

ITO が設立されるまでの間の暫定的な措置として、貿易の面では、ITO 憲章案に盛り込まれていた貿易ルールを外だしし、貿易ルールと関税譲許のパッケージである GATT の設立と協定の発効が合意され、1948 年 1 月に発効していた。しかしながら ITO の不成立により GATT を維持することとなり、GATT を適用することで戦

⁵⁷ なお、1941 年 8 月に米国と英国が発表した大西洋憲章（Atlantic Charter）において、国の大小および戦争の勝者または敗者を問わず、すべての国が平等の条件で世界の貿易および原材料へのアクセスの享受を促進するよう努めること、がその主要条項に含まれていたことを指摘しておく。大西洋憲章抜粋「Fourth, they will endeavor, with due respect for their existing obligations, to further the enjoyment by all states, great or small, victor or vanquished, of access, on equal terms, to the trade and to the raw materials of the world which are needed for their economic prosperity」。また、ITO 憲章は大西洋憲章が基になっている。

⁵⁸ 山本和人（2019）『多国間通商協定 GATT の誕生プロセス 戦後世界貿易システム成立史研究（増補版）』ミネルヴァ書房、丹羽克治（1975）「ハバナ憲章の諸条項と基本原則（上）」『立教経済学研究』Vol.29（2）, pp.71-101、丹羽克治（1975）「ハバナ憲章の諸条項と基本原則（中）」『立教経済学研究』Vol.29（3）, pp. 157-195、丹羽克治（1975）「ハバナ憲章の諸条項と基本原則（下）」『立教経済学研究』Vol.29（4）, pp. 187-224、ならびに能勢和宏、（2017）「1946—47 年 ITO/GATT 交渉における GATT24 条の成立 —ヨーロッパ統合の原点を求めて—」『帝京史学』Vol. 32, pp.378-331。

後の国際貿易体制が構築・継続されることとなった。なお、この ITO 憲章の内容は野心的なものであり、貿易にかかる原則のみならず、雇用やサービス、および国際投資等に関するルールを含んでおり、GATT 協定の内容よりも更に包括的な内容で構成されていた。

ITO および GATT 条文および組織体のひな型作成にあたっては、戦前から戦時下にかけて行われた米国と英国の交渉に依るところが大きい⁵⁹。GATT は各国の貿易障壁、地域特惠、帝国特惠といった経済のブロック化を克服し、世界全体の自由貿易を促進させることを目指した。国際貿易を再活性化させようとしたのが米国であり、国務長官コーデル・ハルが中心となり草稿し、1934 年に民主党が多数を占める議会は「互惠通商協定法 (Reciprocal Trade Agreement Act, RTAA)」を可決し、大統領に 50% までの関税率の引き下げの決定権限を与えた。1938 年、米英両国は互惠貿易協定に調印し、翌 1939 年に同協定は発効された。しかし、第二次世界大戦が勃発すると、英国は再び厳格な輸入管理を導入する結果となり、同協定は効力を失った。そして戦後に両国は貿易秩序に資する交渉を行ったが、この際には、「自由貿易を求める米国と、帝国特惠に代表される保護措置の有用性を訴える英国という基本構図が出現した」⁶⁰。当初 米国は、国際貿易の発展のための骨子である英帝国特惠の解体を二国間主義に基づいて進めようとしていたが、英国は特惠を手放すことを拒んだ。

戦後の GATT 体制を象徴する多国間主義を国際貿易秩序に持ち込んだのは、米国の影響力を相対化しようとする英国の試みであった⁶¹。戦時下で進められてきた米英の二国間交渉の成果は、1945 年 12 月に「世界貿易と雇用の拡大のための提案」として米国務省によりまとめられた。そして、その提案をベースに、同国務省により、1946 年 9 月に ITO 憲章草案としてまとめられた。これらの提案の中でも、引き続き国際貿易の発展を各国の生産・消費の拡大と雇用の創出に結びつける立場が維持され、貿易保護のためのあらゆる措置は原則として悪しきものと捉えられてい

⁵⁹ この過程について分析・考察したものとして、能勢（2017）や丹羽（1975）、山本（2019）、および平見健太（2017）「国際経済法秩序の動態と相互主義の論理（1）」『早稲田法学会誌』Vol.67、No.2、pp.380-420 などが挙げられる。

⁶⁰ 能勢和宏（2017）、前掲書、p.365.

⁶¹ 同論文。

る。しかし、経常収支の改善を理由とする輸入割り当ての導入が例外的に認められ、帝国特惠システムも即座に解体させるのではなく、最恵国待遇にもとづく関税の引き下げによって漸進的に特惠を縮小していくことにするという、米国の一定の譲歩が見られた。

そして、この、米国と英国の間で練られてきた内容に基づいて策定された ITO 草案をもとに、1946 年 10 月から 11 月にロンドンで開催された「貿易と雇用のための国際会議に向けた国連準備委員会（UN Preparatory Committee for the International Conference on Trade and Employment, 以下、貿易雇用準備会議）」において、はじめて 米国と英国以外の国々と交渉を行った。この会議には国務省によって選ばれた 17 カ国のうちソ連を除く 16 カ国 と英米両国が参加した。16 カ国とは、 オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、中国、キューバ、チェコスロバキア、フランス、インド、レバノン、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、南アフリカである。

既にこの会議において、先進国と発展途上国の意見の相違や対立が明確になっていた。また国々の主張は一様ではなかった。米国が貿易障壁を軽減・撤廃した自由貿易体制の確立によって、その目標を達成することが可能であると考えていたのに対して、英国は各国の完全雇用を保証し世界需要を拡大させることによって、国際貿易の発展が実現すると考えていた。そして英国は完全雇用の維持のために、国内市場を保護する措置だけではなく、戦前の貿易の基盤を残すような帝国特惠の必要性を訴えた。そして、第 1 回貿易雇用準備会議において、発展途上国は貿易保護措置の必要性を英国以上に訴えていくこととなった。また、豪州代表の参加者は途上国の産業育成、近代化を促すために貿易障壁の導入が必要であると指摘し、インド、チリ、ブラジル、中国、レバノンといった途上国、そして植民地を抱えるフランス、オランダも同発言を支持した。

なお、ITO 憲章のドラフトには、多国間主義（multilateralism）を前提としつつも、枠組みにおいては一種の地域主義に資する取極も含まれていた。ITO 憲章ドラフトの第 33 条「第 4 部の適用地域—関税同盟—、国境貿易」において、「あらゆる加盟国の関税領域と他国の関税領域の間の、関税を目的とする同盟」の設立が認められていた。しかしこの条項はあくまでも関税同盟を一つの単位として扱うことに主眼を置いており、関税同盟の設立を促進すべきか否かという視座はなかった。

そして、最恵国待遇の例外の対象となる特惠として同憲章の第8条に記載されていたのは、帝国特惠と米キューバ間の特惠のみであった。つまり ITO 憲章の草案は関税同盟を特惠制度と見なすのではなく、その設立を一種の行政的な変更と見なしていた⁶²。

なお、ジュネーヴにおいて 47 年 4 月から 10 月まで行われた第 2 回貿易雇用準備会議において、フランス、チリ、シリア、レバノンから、ITO 憲章が新たな地域特惠制度の設立を認める必要性が訴えられている。

その後紆余曲折を経て⁶³地域特惠の法的な位置づけ、すなわち途上国の経済発展を促すための措置であるのか、それとも、関税同盟の一種であるのかどうか、をめぐる議論が、その結論を曖昧としたまま終えたことから示されるように、草稿は、貿易自由化のみを目的とするのではなく、貿易を効果的にするための各国における雇用、需要の重要性を訴え、そのための具体的な措置をも規定する全 9 部、100 条から成る包括的な国際経済条約として完成した。平見（2017）は、関税同盟および地域特惠についての十分な議論が不在のままに ITO 憲章の議論において地域特惠制度の設立に寛容な態度がとられ始め、関税同盟以外の地域特惠制度と関税同盟を目標とする暫定協定が、ITO の承認を条件として、認められることになったことを指摘した。更に、GATT においては安全保障のための例外を定める条項が追加され、現行の GATT 第 24 条が規定することとなる。また、GATT 作成時点では、最恵国待遇の無差別な適用に基づく多国間主義の中で、ヨーロッパ統合を含む、地域特惠制度を容認する態度が示されていたことを示した⁶⁴。

そして GATT 体制は多角的交渉によって次第にその内容を発展させてきたことは前述のとおりである。

2.6. 小結

いわば、GATT／WTO 協定は世界全体の貿易を促進させるという多国主義

⁶² 同論文。

⁶³ GATT24 条の成立に資する ITO/GATT における交渉については、能勢（2017）らが詳しく分析している。また、内田勝敏：“GATT と関税同盟・自由貿易主義”、産業と経済、Vol. 9 (2,3)、pp. 1-13、1995。

⁶⁴ 平見健太（2017）, op.cit..

(multilateralism) 原則に対して、地域主義 (regionalism) という例外を含んだ協定である⁶⁵。GATT/WTO 協定と経済連携協定は補完的であるのか、代替的であるのか。更には双方が両立しうるのか、ということについては意見の一致がみられない。いずれにせよ、WTO 協定にかかる交渉の停滞を受け、経済連携協定や投資協定などの個別の協定の数は増えている。個別の協定は、交渉国間における合意と批准をもって成立する⁶⁶ため、WTO 協定よりも締結しやすい。また、交渉国のニーズやビジネスの実態に即した、いわば一種のカスタマイズが可能であるため、協定数の増加に加え、その内容は多岐の事項を含み、またスコープおよび細かい規定ぶり (例えば、経済連携協定の投資にかかる規定において、何を投資または投資家とみなすか) にはバリエーションがみられる。また、経済連携協定や投資協定などの方針は国により異なる。同一の国においても、首脳の交代に伴い政策が変わることは往々にしてある。例えば、トランプ前大統領の時には、多国間よりも二国間の協定を締結する方針にきりかえ、それが多国間で交渉されていた環太平洋パートナーシップ (Trans-Pacific Partnership Agreement、以下 TPP) からの米国の脱退につながったことは記憶に新しい。

なお、貿易・投資に関する協定 (GATT/WTO 協定、経済連携協定、更に投資協定等) は、国が交渉し、締結するものである⁶⁷。それらは国としての取極を定めたものである。関税や貿易管理は国が担う。国家の裁量権限として (right to regulate)、国家は規制措置を行使する権利・権限を有している。国の政策・施策の策定とその実施については裁量権限を輪しつつ、他方で、GATT/WTO 協定の規定や経済連携協定等によって貿易の自由化や無差別を阻害する行動には制限が課

⁶⁵ この例外、すなわち地域主義の考えが GATT の精神に埋め込まれていく過程を能勢 (2017) は、1946 年および 1947 年に行われた「国連貿易雇用準備会議 (UN Preparatory Committee for the International Conference on Trade and Employment)」における交渉議事録の分析に基づき考察した。なお、1955 年には GATT のもとで締約国が「経済開発のための国際投資に関する決議 (a resolution on International Investment for Economic Development)」を採択し、外国投資のための保護と安全を確保するために二国間協定を締結することを諸国に要請していた。

⁶⁶ 多国間の経済連携協定の場合には、例えば CPTPP など全交渉参加国全てが批准しなくても協定は発効されるものや、発効にあたって条件がつけられているものがある。

⁶⁷ なお、協定の批准にあたっては、日本においては国会審議を経る必要があることを念のため付しておく。

されている。協定の内容は国家の行為を拘束(bind)するものである。更に、国家（または地域）間で定められた内容は、時に企業の活動に影響を及ぼす。実際の貿易・投資にかかる活動を行う主体は私人である企業⁶⁸である。一般的には、これらの協定は貿易・投資活動を行う企業にとって好ましいものである。例えば、関税の低下と投資によるビジネス上・経済上のメリットに比べて、予見性や透明性は円滑なビジネスの実施において重要な要素である。また協定を締結する目的も、ビジネスの円滑化等にある。例えば協定の投資にかかる規定によりビジネス上の予見性や透明性を高めることで外国からの投資を得たい国にとっては、左記に資する協定を締結するインセンティブが働く。他方、外国に投資をする自国企業の保護やビジネス活動推進のため、特に政治状況や国の政策上不透明なことが多い国と協定を締結することで、自国の企業や企業家が当該国で活動する際に不当な扱いを受けることを避ける意図により協定を締結する向きもある。

第3章 WTO 協定と経済連携協定の関係とルールの構図

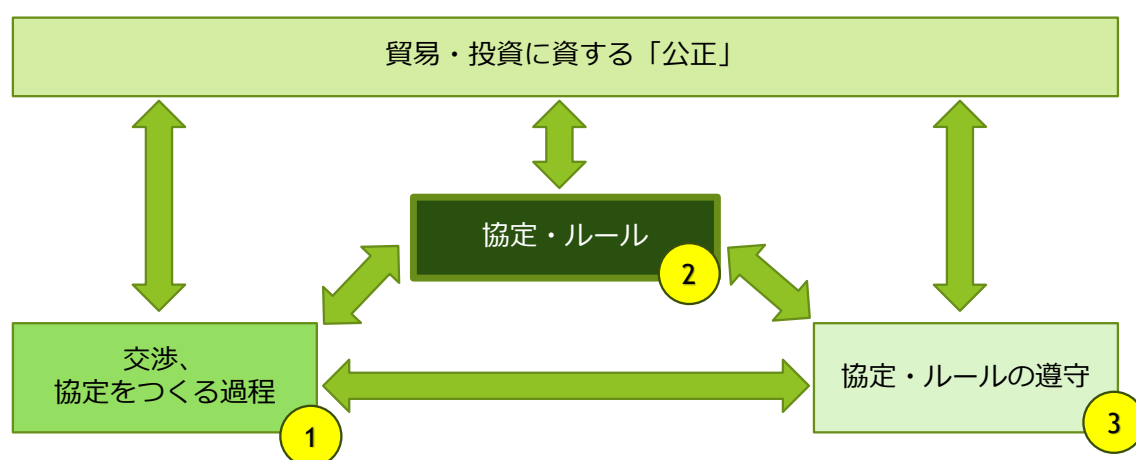
3.1. 段階とルール

以下では、上記を踏まえた上で、公正性に関する WTO 協定および経済連携協定の構図についての整理を試みる。一つは、段階についての整理である。公正性を検討するにあたっての段階として、①協定やルールの締結に至るまでの公正、②協定内容または貿易・投資にかかるルールに資する公正、そして③ルール遵守およびルールに沿わない場合の解決手段、の各側面および段階が挙げられる（図 3-1 参照）。①は例えばルールをつくる作業、例えば協定を策定する際の交渉である。②は協定の規定そのものである。例えば、協定の内容が、協定の趣旨や目的に沿っていない場合や、明らかに協定締結国の一部の国にとって利益となる場合、または一部にとって不当な内容を含む場合、などはそのルールが「公正」であるとはいえないであろう。③は既存のルールを遵守する段階である。これらの過程はそれぞれ、相互に作用する。例えば、①ルールを策定する段階における交渉の内容が、②協定の内容、および③協定の遵守の在り方に影響を及ぼし、また、②協定の内容は、そもそも③

⁶⁸ 国有企業や国からの補助金を受けた企業の活動についても含まれる。

遵守する対象である。また、③協定の遵守の在り方は、例えば、①その後に締結する協定における交渉など、ルールを策定する段階において、また、その結果として、②協定の内容に影響を及ぼし得る。そして、それぞれの段階において公正性が問題になるということである。例えば①の手続き的公正、すなわちルールを策定する段階における公正性については、例えば、交渉の際に強制的に他国から交渉内容の承諾を求められる場合は不当または不公正とみなされ得る。また、②については、協定が、例えば一方の国に対して格段に不当な内容になっていないかどうか、また、協定の内容はそもそもの目的に沿ったものであるかどうか、という点である。また、協定の扱いそのものについての公正が考えられ、これについては、本稿の第7章の日本の公正に関する考察にも関連する。また、③はルールの遵守のあり方であり、これは例えば、ルールに沿った行為をすること、に加え、ルールを遵守していないとみなす判断の仕方やその措置等が含まれる。仲裁についても③に該当する。

図表 3-1 貿易・投資に資する公正と段階



筆者作成。

なお、本稿では主に②と③、すなわち、協定内で規定される内容そのものおよびルールの遵守について対象とする。①の協定やルールの締結に至るまでの公正、すなわちルールを策定する段階における公正性については分析の主たる対象としない。協定締結にあたっては主権を有する条約交渉当事国がそれぞれの判断で締結するものであり、例えば締結を第三国から強制されるということはない。また協定の内容も、WTO および経済連携協定においては、協定の内容は交渉参加国の合意が

必要⁶⁹となり、経済連携協定締結後には協定締結国それぞれによる協定の批准が必要となる。交渉の結果として譲歩をすることになっても、それは当該国の判断によりなされるものである。各国が主導権および最終決定権を有し、①のプロセスにおいては公正性にかかる余地はないものと想定し、本稿においては主たる分析の対象から外すものである⁷⁰。

3.2. 協定の構造

上記をふまえ、GATT/WTO 協定と経済連携協定について、それぞれの構造を概観する。GATT は 第 1 条において締結国同士の最恵国待遇の原則を掲げて世界規模の自由貿易を多国間主義に基づき実現することを目指した協定でありながら、その第 24 条において、締結国間の関税同盟および自由貿易圏の設立を妨げるものではない旨を規定している。いわば、GATT/WTO の世界全体の貿易を促進させるという原則に対して、地域主義（regionalism）という例外を含んだ協定である⁷¹。

基本的には、経済連携協定は WTO 協定の規定に適合する自由貿易地域を設定するものである。多くの協定が、その前文で、WTO 協定の規則を参照している。例えば、日本がこれまで（2023 年 6 月現在）に締結してきた経済連携協定の前文においては、TPP および環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協

⁶⁹ WTO においては原則として加盟国全ての賛成が必要である。

⁷⁰ なお、WTO および経済連携協定においては、交渉参加国の合意が必要となるため、ルールの内容はその交渉の過程に影響されうことは付しておく。例えば、交渉次第では、一方の国が規定したいことも、他方の国が拒否した場合は規定されない。また、例えば地域的な包括的経済連携協定（Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement）の交渉から途中で脱退したインドの様に、交渉の場から退くことも可能である。もっとも、例えば多国間の経済連携協定において、他国に対する影響力がある国が交渉をリードし、当該国の意向を条文に反映させることはある。例えば、TPP 協定交渉における米国である。他方で、同協定から米国が脱退した後に締結された CPTPP 協定は、大幅な修正なく締結・発効されたことを指摘しておく。

⁷¹ この例外、すなわち地域主義の考えが GATT の精神に埋め込まれていく過程について、能勢（2017）は、1946 年および 1947 年に行われた「国連貿易雇用準備会議（UN Preparatory Committee for the International Conference on Trade and Employment）」における交渉議事録の分析に基づき考察した。なお、1955 年には GATT のもとで締約国が「経済開発のための国際投資に関する決議（a resolution on International Investment for Economic Development）」を採択し、外国投資のための保護と安全を確保するために二国間協定を締結することを諸国に要請していた。

定 (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership Agreement、以下 CPTPP) 以外の全ての協定で、WTO 協定についての記載を置く⁷²。WTO 協定を参照しつつ、同協定に基づく権利等を保持し、その権利や義務を基本とした上で当該経済連携協定における権利と義務を有する旨、また当該協定は GATT 第 24 条 (および GATS 第 5 条) に適合するものであることが、明示されている。GATT および GATS にて例外的に認められている一種の排他的協定である経済連携協定は、基本的には WTO 協定から完全に切り離されたものではないことが、多くの経済連携協定の前文等において確認できる。

GATT/WTO 協定は、1) GATT/WTO の原則に沿った種々のルールがあり、2) そのルールには一定の制限付き例外を認め、更には 3) 紛争解決手段にて加盟国間の問題の解決を可能にする、という構造を有する。また同様の仕組みが経済連携協定および投資協定においてもみられる⁷³。

⁷² 例えば、以下の文言。

日豪経済連携協定 前文「世界貿易機関設立協定及び両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を基礎とすることを決意し、…」 第 1.1 条 「自由貿易地域の設定 両締約国は、ここに 1994 年のガット第 24 条及びサービス貿易一般協定第 5 条の規定に適合する自由貿易地域を設定する。」

日 EU 経済連携協定の前文「世界貿易機関設立協定その他の両締約国が締結している多数国間の、地域的な及び二国間の協定に基づく各締約国の権利及び義務を強化し、この協定が両締約国間の関係において新たな時代を開くものとなるであろうことを確信して、次のとおり協定した。」

RCEP 前文「各締約国の権利及び義務であって、1994 年 4 月 15 日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定並びに A S E A N の構成国とその自由貿易パートナー、すなわち、オーストラリア、中国、日本国、韓国及びニュージーランドとの間の現行の自由貿易協定に基づくものを基礎とし、…」

⁷³ ただし、紛争解決手段を協定に含める場合である。

図表 3-2 WTOと経済連携協定の Fairness にかかるガバナンス

	GATT/WTO			経済連携協定	
原則	無差別 最恵国待遇	内国民待遇	相互・互恵	GATT/WT Oにおける 規定を踏襲	G A T T 24条 (G A T s 9条)
政策 裁量 (制限 付き)		一般的例外、 安全保障例外	アンチ・ダンピング、 補助金、セーフガー ド、政府調達	※各分野の規定 内容は必ずしも W T O 関連協定 と同様ではない。 むしろWTOプラス の事項が経済 連携協定には含 まれることが多 い。	留保
紛争 解決		国家対国家の紛争 解決			投資関連における I S D S (投資章の規 定事項が対象)

筆者作成。

図表 3-2 はWTO協定と経済連携協定の構造を俯瞰しつつ、fairness に関連すると筆者が考える項目を示したものである。まず、前述のとおり、無差別、最恵国待遇、および内国民待遇による fairness および相互・互恵が GATT/WTO 協定の原則である。他方で、経済連携協定は、無差別および最恵国待遇⁷⁴の対象外である⁷⁵。

また、経済連携協定においては、その設立根拠となる GATT 第 24 条および GATS 第 5 条に適合したものであることが原則となる。更に、先に述べた様に、貿易・投資関連事項において、公正か不公正か、ということが論じられる貿易・投資活動にかかる公正性が問われる分野として、アンチ・ダンピング⁷⁶、補助金、セーフガード、政府調達等が挙げられる。これらについては多くの経済連携協定に含まれる条項でもある。ただし、これらは GATT/WTO 協定および経済連携協定双方においていずれも一定の制限付きで許容されているものである。また、公正性を問う際に同じくその検討の対象として挙げられる国有企業については、WTO 協定においては国有企業等に特化した規律はないが⁷⁷、経済連携協定においては関連する規定を設けているものがある。なお、本稿においてはそれぞれの詳細は分析しないものの、特に二国間貿易で往々にして問題になるのが、アンチ・ダンピングであり、WTO における紛争解決においても多くのケースが同分野に該当する案件であることを指摘しておきたい。また、二国間の貿易関係においても、保護主義的な政策は同分野に起因するものが散見される。なお、経済連携協定においては締約国の事情に応じて、一部を留保し、国家の裁量余地を確保することも可能である。例えば投資に関して、基本的には、投資にかかる規定も自由化に資することが求められる。このた

⁷⁴ なお、経済連携協定の投資やサービスにかかる規定において、最恵国待遇にかかる規定を含めることが多い。

⁷⁵ 最恵国待遇および相互／互恵に関しては本稿の第 4 章および 5 章において更に考察した。

⁷⁶ アンチ・ダンピング措置とは、輸出国の国内価格よりも低い価格による輸出（ダンピング輸出）が、輸入国（例えば日本）の国内産業に被害を与えている場合に、その価格差を相殺する関税を賦課できる措置である。同措置は、日本では原則、国内生産者（申請企業）からの申請（課税の求め）に対し、経済産業省・財務省等からなる調査チーム（調査当局）による調査（原則 1 年、最大 18 カ月）を行い、要件を満たしていることが認められた場合に発動される。その要件は、ダンピング輸出、国内産業への損害、および左記の両者の因果関係を満たすことである。

⁷⁷ なお、WTO で規定される補助金にかかる規律は、国有企業に対する補助金もその対象となるが、以下のとおり、同協定の適用範囲に一定の限界があるなど、国有企業の競争歪曲行為の規律としては不十分な点が指摘されている。

め、政府による規制も基本的には現行から後退しないことが求められ、多くの経済連携協定の投資にかかる規定においては、その旨が約される。ただし、例えば、留保することにより、現行の規制が存在するかどうかにかかわらず、政府は外国投資家の活動に新たに規制をかけることが可能となる。留保したい分野等を留保表にて明示することにより、条文本体で約したことが当該分野において免除されるため、裁量余地を有することとなるのである。

各協定における例外規定は基本的には国家の裁量権限に関連する。国家の政策裁量の許容については、それを許容（または一定の制限の下であれ、国家がその裁量を保持）していること自体が、「自由と公正」の「公正」にあたるとみなすこともできよう。例えば多くの経済連携協定において、安全保障にかかる事項の例外や福祉に悪影響を及ぼす事項を例外扱いとされている。

加えて、WTO 協定は、加盟国・地域間に通商摩擦・紛争が生じた際に、ルールの解釈・適用を通じてその解決を図る紛争解決手続を含めた規律を有する。この紛争解決手続による措置の是正勧告は、履行監視手続や履行されない場合の対抗措置等も用意されており、履行率が高く実効性が高いものとなっている。WTO の国家間の紛争解決制度は、加盟国の貿易紛争を WTO ルールに基づいて解決するための準司法的制度である。個別の紛争解決における WTO ルールの明確化を通じ、WTO の下での多角的自由貿易体制に安定性と予見可能性がもたらされてきた。個別の案件は各仲裁廷で都度、適宜検討されてきた。また他にも、仲裁廷で検討されたことが、GATT/WTO 協定の規定の明確化に寄与してきた一面がある。1995 年の WTO 発足以来、WTO の紛争解決制度は有効に機能し、貿易紛争の多くが解決されてきた。紛争解決制度は最終的に公正な結果を得るための手段として、WTO 体制に欠かせないものである。また、特に、ある国の措置により損害を被ったと考える国が、同国が公正と考える内容⁷⁸に沿って提訴できる手段があるということである。

WTO の紛争解決においては、WTO の加盟国が WTO 協定の実施に影響する他の加盟国の措置について申立てを行えば、両当事国は、問題解決のため協議をし、相互に満足する解決を得るべく努力することとなっている。しかし、一定期間内（通

⁷⁸ 無論、ルールに沿った内容、またはルールに照らした判断に基づく内容であることが求められる。

常は協議要請を受けた日から 60 日以内)にこの協議によって紛争が解決できなかった場合には、申立国はパネル（小委員会）に紛争を付託することができる。そしてパネル又は上級委員会において、ある措置が WTO 協定に非整合的であると判断した場合には、その措置を WTO 協定に整合的となるよう、非整合的な措置を行っている国に勧告する。勧告の履行の方法は、基本的には、関係加盟国の裁量に委ねられている⁷⁹。

なお、現在の WTO の紛争解決手段は GATT 体制の紛争解決手段と比べて幾つかの改善がされている。例えば、一方的措置の禁止であり、WTO 協定の対象となる紛争については、WTO 協定の紛争解決手続に従わずに、一方的な措置をとってはならない。よって、例えば、WTO 加盟国が他の加盟国に対し、その市場が閉鎖的であるとして、一方的な関税引き下げやその他の貿易制限措置を実施することは、WTO 協定違反となり得る。また、GATT 体制における紛争解決手続においては、パネル設置やパネル報告書の採択等の意思決定をコンセンサス方式で行っていたため、一加盟国の異議が決定案の採択を阻むことが可能であった。よって、協定違反を問われている国が反対し、採択されないという問題が生じていたが、WTO 協定の下では、ネガティブ・コンセンサス方式がとられるようになり、ほぼ自動的に意思決定が行われ紛争解決手続が進行するようになった。更には、期限の設定について、紛争解決の遅延を防止するため、紛争当事国の協議、パネルの設置からパネル報告書および上級委員会報告書の採択、勧告の実施等のそれぞれについて期限が設けられ、手続が迅速に進行するようになった。このほか、上級委員会制度の導入と常設の上級委員会が新設により、紛争当事国は、申立国・被申立国のいずれであっても、パネルで示された判断に不服があれば、上級委員会に申し立てることができる。上級委員会は、パネルが対象とした法的問題・解釈を審理することとなっている。これにより、WTO 紛争解決制度の公平性と信頼性が増したと評される。なお、上級委員会は、パネルの法的な認定および結論を支持、修正又は取り消す権限を持つが、上級委員会は個人の資格で任命される 7 人の委員により構成される⁸⁰。なお、

⁷⁹ パネル又は上級委員会は、その関係加盟国がその勧告を実施し得る方法を提案することができるが、このように実施の方法について提案することは稀である。

⁸⁰ 外務省：『世界貿易機関（WTO）紛争解決制度とは』、

<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/funso/seido.html>>（2023 年 6 月 15 日アクセス）

GATT の下での紛争案件数が 1948 年から 1994 年の間に 314 件（年平均 6.8 件）であったのに比べ、WTO の下で 1995 年から 2022 年末までの 27 年間で 615 件（年平均 20 件超）に増加している⁸¹。

また、経済連携協定においては、国家間の投資紛争に加えて、特に投資活動や投資家保護について、私人である投資家が国家を被告とし、予め協定で定められる仲裁機関への付託をもって問題解決を図ることを可能とする手段を設けている。ISDS である。公正性の担保のためには紛争解決手段の存在が重要であることは先に述べたとおりであるが、経済連携協定の投資にかかる規定や投資協定においては、投資家対国家の紛争解決手段として、この ISDS を規定するものが多い。ISDS は、外国投資家に、投資紛争を解決するために協定で予め規定されている第三者機関の仲裁廷に付託する権利を与える。企業にとって、自国と投資先国との間に投資関連協定が締結されていれば、投資先国による恣意的な法令運用等により不利益を被るリスクを回避しうる可能性が高まる。ISDS を含む協定に基づき投資家（企業）が仲裁に持ち込み、投資家にとって有利な判断がなされれば被った損害について投資先の国から補償を得うる。なお、2022 年 12 月現在、ISDS にかかる規定を有する協定に基づき付託された ISDS のケースは 1,257 件あり（そのうち、890 件は完了、343 件がペンディング、24 件が不明、である）、132 か国・地域が 1 つ以上の被告国となっている⁸²。2022 年の新たな仲裁案件は 46 件であった。なお、投資関係協定の 88% 以上は 2012 年以前に署名された投資協定に基づいている 2022 年の終了件数は、新たに締結された経済連携協定の数を上回った。少なくとも 58 件の協定が事実上終了され、そのうち 54 件は相互同意によるもの、1 件は一方的、3 件は（新しい条約の発効による）交換であった。

繰り返しとなるが、GATT/WTO 協定においては、1)まず GATT/WTO の原則に沿った種々のルールがあり、2)そのルールには一定の制限付き例外を認め、更には 3) 紛争解決手段にて加盟国間の問題の解決をはかる、という構造が、「自由で公正な貿易（および投資）」を目指す同協定において、公正に資する対応および対処を

ス）。

⁸¹ 同ウェブサイト。

⁸² UNCTAD : Investment Policy Hub, <<https://investmentpolicy.unctad.org/investment-dispute-settlement>> (2023 年 5 月 1 日アクセス)。

可能とする。また同様の仕組みが経済連携協定および投資協定においてもみられる⁸³。自由化の一方で、自国の裁量権限をみとめながら、その内容の妥当性を都度図ることを公正性（あるいは公正性を成す一部）とみなすのであれば、この仕組み・構造は、協定における WTO 加盟国間の fairness の促進または維持に貢献しているものとする。

3.3. 小結

GATT/WTO 協定は、三つのレベルにおいて fairness に資する働きがある。一つは同協定が原則とする無差別、公平という環境づくりにおける fairness である。二つに各国に裁量権限を与え、ルールに沿えば、自国が「公正」と考える措置をとる、ということにおける公正性である。WTO 加盟国は GATT/WTO 協定の規定またはルールを遵守しつつ、他方で協定の規定で予めみとめられた例外として、自国の政策裁量権限を保持する。この点について、筆者はラギー（John Ruggie）が提唱した「埋め込まれた自由主義 (embedded liberalism)」の構図と同様のものを見出す。ラギーは国際的安定とは開放・無差別の自由経済秩序が維持されることであり、国内的安定とは国家が国民の雇用と所得を守るという社会契約が遵守されることであると述べ、本来は矛盾する要請を両立させた妥協がブレトンウッズ体制において見いだされることを指摘した。世界恐慌や第二次世界大戦後の体制として、多角主義を維持したまま各国内の安定性を確保するため、一方で「自由・無差別・多角主義」を原則として掲げつつ、各国に裁量的政策の余地を残したのである。この構造と同様に、無差別、かつ既にルール化された内容（＝埋め込まれた自由主義のもとでの開放・無差別の自由経済）と例外（＝埋め込まれた自由主義のもとで国内的安定をはかるための仕組み）が共存しているということである。その上で、紛争解決手段が重要となる。すなわち、ルールの遵守について疑義がある際は、その解決を求める手段があるということである。左記は三つ目の公正性に関係する。すなわち、紛争解決手段にて加盟国間の問題の解決を可能にする機能を有することで、一つあるいは複数国が行った行為について、他国が訴追する権限を与えるということによる公正性である。これは、一方の国が発動し

⁸³ ただし、紛争解決手段を協定に含める場合である。

た政策裁量に疑義がある場合は紛争解決手段にうったえることが可能であるという点で、相手国にとっての公正の追求に資する手段である。そして、経済連携協定は GATT 第 24 条において GATT/WTO の無差別の原則の例外であるものの、1)まず は原則に沿った種々のルールがあり、2)そのルールには一定の制限付き例外を認め、更には 3) 紛争解決手段にて加盟国間の問題の解決をはかる、という同様の構造が経済連携協定において成立する。この構造が協定における WTO 加盟国間の fairness の維持に貢献していると考ええる。これらの一連の仕組みが、貿易・投資にかかる fairness（衡平、公平、公正）の適用とその維持を可能としているものと考ええる。

第 4 章 最恵国待遇にかかる考察 — 投資関連協定を手掛かりに

4.1.はじめに

本章では、一つの試みとして、主に WTO 協定における公正性の根幹を担う規定である最恵国待遇が、個別の協定の蓄積においてはいかなる作用をもたらすか、ということ探る。上述のとおり、いずれかの国に与える最も有利な待遇を、他のすべての加盟国に対して与えなければならないという最恵国待遇原則は、GATT/WTO 協定の基本原則の一つであり、また無差別という意味での fairness の根幹を成す。GATT 以前から、同待遇は多くの二国間通商条約に挿入され、貿易の自由化の一助を担ってきた。最恵国待遇と類似の条項は、11 世紀から 13 世紀におけるイタリア諸都市間の慣行に既にみられるが、これが主にヨーロッパ諸国に定着するのは 17 世紀半ばのことである。しかし、世界各国が保護主義政策を導入し経済のブロック化がみられた 1930 年代には、例えば英連邦やフランスでみられた差貿易制限措置などにおいて、最恵国待遇原則を制限する制度が導入された。経済のブロック化が後の世界大戦につながったとの反省から、第二次世界大戦後は、一般的最恵国待遇条項を規定する GATT 協定を通じた自由貿易の促進を図った。そして、最恵国待遇原則は主に GATT/WTO における関税削減に寄与してきた。また、同待遇は WTO の基本原則に資するため、関税以外のルールにおいても適用される。すなわち、最恵国待遇原則を通じたルールの均霑である。関税の削減以外、例えば投資にかかる規定における最恵国待遇は、WTO 協定が原則として参加国全員の合意

のもとに締結されるものである以上、参加国の判断で合意・締結がされることから、基本的には最恵国待遇の均霑がなくとも全参加国を拘束するものとする。他方で、そもそも経済連携協定は GATT 第 24 条に基づいて最恵国待遇の対象外となる。また、投資協定については、例えば個別の投資協定がそのまま経済連携協定の一部に挿入されない限りは、WTO 協定の束縛を受けない。個別の協定においては、当該協定の参加国のみが基本的にはその恩恵を受けることができ、経済連携協定のもとでは、WTO の無差別原則と同じ効果は得られない。上記を背景としつつ、個別の協定の蓄積においても WTO と同様の最恵国待遇の原則を実現すべく、例えば経済連携協定における投資章においては、最恵国待遇の規定が設けられることが多い。規定することにより、当該協定に基づく義務と権利の均霑を図るのである。このことに注目し、本章における分析を行った。

なお、本稿ではルール均霑に焦点をあてるため、関税障壁の削減を規定せず、ルールのみを規定する投資協定を分析の対象とした⁸⁴。本章で取り扱う最恵国待遇は、個別の協定⁸⁵（本章では投資協定を対象）を対象としており、また、投資にかかるルール均霑についての分析であるため、物品を主たる対象とする GATT 第 1 条第 1 項における一般的最恵国待遇とは異なることを念のため指摘しておく。

2019 年 6 月時点における各国が締結した二国間の投資協定に基づく 100 か国のデータを使用して、どの国が国際投資協定（投資協定）を締結することで「効果的な」ポジショニングを確立する可能性が高いかという問いをたてて、それを、固有ベクトル中心性の計算によって検証した。この研究においては、投資協定が締結し

⁸⁴この分析は、経済連携協定および投資関連協定を含むその他の包括的な地域協定を除き、投資協定を対象とした。これは、この研究が主に投資に関するルールを扱っているため、関税削減など、投資協定よりも包括的な協定である経済連携協定の他の側面の一部に関連する他の影響を排除しようとしているためである。この調査は各国の投資協定のみを対象としているため、経済連携協定の投資章や地域協定といった投資関連協定をすべて対象とする場合には結果が異なる可能性がある。たとえば、ドイツやフランスなどの欧州連合加盟国は、地域協定がカバーされる場合、より多くの投資関連協定を結んでいる。これは日本を含む他の国にも当てはまりうる。

⁸⁵本稿では個別の協定として投資協定を対象として分析したが、個別の協定である経済連携協定についても同様である。そもそも経済連携協定は WTO の無差別原則の例外として機能することから、個々の国が締結する個別の協定の数に応じて、国々の間で、協定から発生する権利と義務に違いが生じる。これは、GATT/WTO 協定下においては、WTO に加盟する全ての国々に一律に適用される状況と異なる。

た「効果的な」位置付けをどの国が持つ可能性があるか、ということを探った。本稿では、最恵国待遇に基づくルールの均霑を通じて、自国の投資家が行う他国への投資に際して、保護される権利を多く得た国が、より効果的な位置づけを有しているとみなす。特に、協定が ISDS 規定を含む際、ルールの均霑を通じて、第三カ国への投資についても、協定に基づき提訴が可能となりうるため、ルールの均霑を通じて保護される権利を多く得ることは投資家にとって重要である。そのため、例えば、日本をはじめ多くの国は ISDS 規定またはそれに類似の規定を協定に挿入することを望む。なお、このような権利を得るということは、同じく他国に対して同様の義務が生じることになることも指摘しておく。すなわち、自国の投資家が第三国への投資において保護されるのと同様、自国においても第三カ国の投資家の保護を担う必要が生じるということである。

本研究においては、締結された協定の効果が累積的に作用するという仮定に基づいて、世界的にどの国が投資協定の「中心」になる可能性が高いか、ということを定量的に計算した。中心、すなわち「立場の優位性」あるいは効果的なポジショニングは、各国の協定数と投資協定の相手国の組み合わせによる固有ベクトル中心性 (eigenvector centrality) によって検討される。その有効性または効果的な位置付けを調査するために、本稿ではまず投資関連協定の締結が多い上位 100 か国のデータに基づき分析した。

なお、本稿と同じ方法論を使用して投資協定および最恵国待遇の有効性を検討した研究は筆者が知りうる限りにおいては少ないものの、本研究に関連する先行研究としては、主にネットワークを扱ったものが挙げられる。特に経済学の分野では、貿易と投資に関する場所間または場所間のネットワークとつながりを調査した研究の蓄積がある。これらの研究には、空間経済や重力モデルなどを用いたものを含まれる⁸⁶。例えばボールドウィンと大久保 (2006) は、最も生産性の高い企業にとっては大規模地域 (big region) への移転が最も魅力的であるとし、より生産性の高い企業が大規模コア地域 (large core region) に自らを位置づけることの重要性を

⁸⁶ Baldwin, Richard, Okubo, Toshihiro (2006) "Heterogenous Firms, Agglomeration and Economic Geography: Spatial Selection and Sorting", Journal of Economic Geography Vol. 6, Nov.3, pp. 323-346.

示している⁸⁷。ただし、これらの研究は、固有ベクトル中心性を分析に使用していない。固有ベクトル中心性を使用したネットワーキングに関する研究においては、貿易・投資にかかる分野の蓄積はみられない。また、最恵国待遇とその効果については、最恵国待遇に関する研究において、各国間のネットワーク化の効果ともいえる関税削減に関連した最恵国待遇の効果について検討したものは複数存在するが、これらの研究は WTO および経済連携協定の貿易にかかる最恵国待遇の効果を分析したものであり、本稿の様なルールの均霑という観点からの最恵国待遇ではなく、また、この研究と同じ方法論は使用していない⁸⁸。

4.2. 国際投資関連協定と「有効性」の定義

海外投資が世界的に増加するにつれ、主に投資⁸⁹の保護を目的とし、国際投資関連協定の数も増加した。更には、投資家や投資の保護に加えて、市場アクセスの獲得や投資前の補償など、より自由化に寄与するタイプの協定もある。例えば日本は、投資実施済みの案件にかかる保護を規定する「保護型」よりも実際の投資前の案件等も含めた「自由化型」の規定を好む。いずれの型においても、A 国の投資家が B 国に投資する場合、A と B の間の投資協定に基づき、A 国の投資家およびその投資は保護される。各協定は交渉当事者間または交渉当事者間の交渉の結果であり、各協定を独自のものとする。多くの協定、特に後年に締結された協定には、通常⁹⁰、（投資の）定義と範囲、最恵国待遇、内国民待遇（投資設立前/設立後）、禁止が含

⁸⁷ Ibid.

⁸⁸ これらの研究には、以下が含まれる：Chowdhury, Sohini (2011) "The Discriminatory Nature of Specific Tariffs", The World Bank Economic Review Vol. 26, No. 1, pp. 147–163、Ghosh, Madanmohan, Perroni, Carlo, and Whalley, John (2003) "Developing-Country Benefits from MFN Relative to Regional/Bilateral Trade Arrangements", Review of International Economics Vol.11, No.4, pp.712–728、および Chrysostomos, Tabakis (2014) "Free-trade areas and special protection", The Journal of International Trade & Economic Development, Vol. 24, No. 8, pp.1054–1076。

⁸⁹ 「投資」の定義、または協定が対象とする「投資」の中身については、通常、それぞれの投資関連協定の冒頭に記載されている。保護に加えて自由化の要素を含む投資協定もある。

⁹⁰ 各条項または条項の主な義務は基本的に同様であるが、それぞれの協定は参加国による交渉の結果であるため、詳細は協定ごとに異なる。

履行要件⁹¹、公正かつ衡平な待遇⁹²、アンブレラ条項⁹³、収用と損失の補償、譲渡、代位、紛争解決メカニズム（投資家国家紛争解決）、などが含まれる。これらの条項の中で、最恵国待遇条項がこの調査に最も関連する条項である。そして、最恵国待遇状況を有する協定においては、特段のことわりがない限り、同協定の内容が第三国に均霑しうる。先述の通り、最恵国待遇は差別のない貿易を促進するため、WTO および GATT ルールの基本的な概念である。最恵国待遇は、各国がそれぞれの貿易相手国を差別することを防ぐ原則であり、これが経済連携協定や投資協定など投資にかかる規定にもあてはまる⁹⁴。最恵国待遇は先にも述べた様に、「第三国を平等に扱うこと」を目的としており⁹⁵、ある国に特別な恩恵（例えばある特定の製品について関税率を下げるなど）を協定に基づき協定締結の相手国に与えると、協定締結国でない他の国（第三国）に対して同様の待遇をしなければならない⁹⁶。したがって、例えば、A 国が B 国と投資関連協定を締結する場合、A 国は、投資協定から生じる将来の相手国に対しても、B 国に与えたのと同じ扱い（権利・義務）を、同国が締結する条約の相手国の全てに対して権利と義務を含めて提供しなければならない。もっとも、A と B 間の投資協定にそのような義務を記載した最恵国待遇条項が含まれる場合である。投資関連協定では、最恵国待遇を通じて均霑される外国投資家の権利や投資受け入れ国（ホスト国）に対する義務が重要であるが⁹⁷、

⁹¹この規定は、締約国が相手方締約国に対する投資家の投資や事業活動の条件として、輸出要件、現地調達要件、技術移転要件など、投資家の自由な投資活動を妨げる履行要件を課すことを禁止するものである。

⁹²この規定については、本稿第6章で詳しく説明をしている。

⁹³アンブレラ条項とは、ホスト国（投資受け入れ国）は、自ら投資家と交わした約束（例えば、インフラプロジェクトや資源開発の許可、投資インセンティブの付与、投資家との契約など）を履行する義務がある。ということである。ホスト国が約束に違反した場合、投資家は契約違反に基づく国内裁判に加えて、投資協定違反を主張する国際仲裁を利用することができる。

⁹⁴WTO、Principles of the trading system ,

<https://www.wto.org/english/thewto_e/whatis_e/tif_e/fact2_e.htm>、（2019年6月15日アクセス）。

⁹⁵Ibid.

⁹⁶Ibid.

⁹⁷WTO のウェブサイトには、最恵国待遇は無差別貿易の原則であり、多角的貿易システムの基礎であると記載されている。WTO: Principles of the trading system, <https://www.wto.org/english/thewto_e/whatis_e/tif_e/fact2_e.htm>（2020年8月5日ア

それが重要となるのは、特に、多くの投資協定は投資家とホスト国との間の紛争を解決する手段として機能する ISDS に関する規定が含まれているからである。例えば A 国と C 国間で協定が締結していなくとも、B 国が A 国および C 国と個別の協定を締結しており、且つそれぞれの協定に最恵国待遇と ISDS 条項が規定されている場合は通常、A 国も C 国を ISDS の仲裁廷に提訴することが可能となるのである。

なお、この調査による分析は、すべての投資協定に最恵国待遇条項が含まれているという前提に基づいて行った⁹⁸。本稿では、本稿で対象とする全ての投資協定に最恵国待遇条項が含まれているとの前提を置き⁹⁹、他国の中で最も効果的な位置付けを形成した国が、最恵国待遇を通じた均霑による権利を最も累積的に得る国であると考えている。

4.3. 方法論

最恵国待遇条項により、投資協定締結の結果として各国が得た義務と権利は相手国に均霑されると考えられ、その逆もまた然りである。つまり、ある国の利益や義務は同国が締結済みの協定の相手国の利益や義務を反映しているにとらえうる。そして、この研究における「位置・地位(positioning)の利点」、つまり効果的な位置・地位決め、または投資協定の「有効性」を、固有ベクトル中心性によって測る。固有ベクトル中心性にかかる分析は、このような連鎖的な利益の伝播構造を表現するための優れたツールである。この指標は、数学的には都市工学の分野で「位置の優位性」と呼ばれるもの、ネットワーク科学の分野で「ページランク」と呼ばれるものに相当する。なお、数理社会学、情報工学、都市地理学などの分野では、固有ベクトル中心性（位置の優位性）を含めて、対象間のネットワーク構造やつながりの状態に基づいて対象の中心性を測る指標があるが、本章はそれを応用し、分

クセス)。

⁹⁸最恵国待遇を含まない協定もあるが、特に「自由で公正な」貿易・投資環境を整備するために、最恵国待遇が WTO と GATT 原則の基本の一つであることから、ほとんどの投資関連協定には最恵国待遇が含まれている。また、最恵国待遇条項のない協定については、締結国が協定を修正または更新する際に同条項を含めることができる。したがって、この調査では、最恵国待遇条項の有無を区別しない。

⁹⁹最恵国待遇では、最恵国待遇による「譲渡された権利」を受け取ることで、投資協定の相手国であるホスト国 B 国に投資する A 国の外国投資家に利益が付与される。これは、A 国が最恵国待遇義務に基づく権利と義務を B 国に均霑することも意味する。

析したものである。本分析の主なポイントは、各国がどの程度中心的な役割を果たしているかの調査であるが、調査にあたり、国家間および国家間の関係を示すデータに基づいて、各国を数学的に位置づけた。

この研究における有効性は、各国の協定数と 投資協定 の相手国の組み合わせによって検証されており、どの国が世界の投資協定の「中心」になる可能性が高いか、あるいは世界の投資協定の中で効果的に位置付けられる可能性が高いことが示されている。本調査では、100 か国（ $n=100$ か国）を調査した。この 100 か国は、締結した投資協定の数に応じて、上位から 100 位までを抽出したものである。各国の締結された投資関連協定に関するデータは、国連貿易開発会議 (UNCTAD) が公表した公開データに基づいている (2019 年 5 月および 6 月にアクセス)。なお、UNCTAD のデータと各国の実データには乖離がある場合があることをことわっておく¹⁰⁰。

締結した 投資協定 に基づいて、各国間の関係を以下の手順で検討した。1) 各国間で $n \times n$ square 隣接するマトリックス $A = [a_{ij}]$ を作成する - 各国間に投資関連協定がある場合は、要素に「1」を入力し a_{ij} 、 a_{ji} 行列の を計算し $A = [a_{ij}]$ 、そうでない場合は「0」を入力し、2) 行列 A の最大固有値の固有ベクトルを導出した。なお、1 と 0 の要素については、別添 Appendix を参照されたい。計算には Mathematica ソフトを使用した。固有ベクトルの i 番目の要素の値は、 i 番目の国の固有ベクトル中心性とであり、行列 A が交通ネットワークの隣接行列で与えられる場合、固有ベクトルは「位置の利点」を持つとみなすことができる。

隣接行列の最大固有値に関連付けられた固有ベクトルの要素の意味は次のように説明される。隣接行列 A は、 $(0, 1)$ 行列であり、プロットされたグラフの頂点の数に対応する n 次の実対称行列である。この隣接行列 A の固有値 λ と固有ベクトル x は次のように示される。

$$A \cdot x = \lambda x. \quad (1)$$

¹⁰⁰ 日本の投資協定の数についても、本論文第 7 章で使用した際に用いたデータ入手先が異なる。第 7 章においては経済産業省のデータを使用しており、より実体を反映している。本章での分析に活用したデータでは日本の投資協定数が経済産業省のデータより少ないが、ここでは日本以外の国についても全て UNCTAD のデータを使用しており、他との整合性を図るため、UNCTAD データベース内の協定数を用いた。

ペロン・フロベニウスの定理によれば、 A は最大の正の固有値を持ち、最大の固有値は非負の成分からなる固有ベクトルに属する。この「 x_i 最大の固有値に属する固有ベクトルの成分」を頂点 i の固有ベクトル中心性とする。さらに、式(1)より、

$$x_i = \frac{1}{\lambda} \sum_{j=1}^n a_{ij} x_j (i = 1, 2, \dots, n) \quad (2)$$

が得られる。中心性の値が大きい頂点、または多数の頂点に頂点が接続されている場合、中心性の値は大きくなる傾向がある。

次に、数式に基づき Mathematica を計算し、固有ベクトル中心性の数値を算出した。数値が大きいほど、この研究に関してその国が持つ「効果的な」位置付けが高くなる。本稿では、固有ベクトル中心性の数値が高い国は、投資協定を締結することにより、世界でより効果的な位置付けを確立したと考えられる。

4.4. 100 か国を対象とした分析

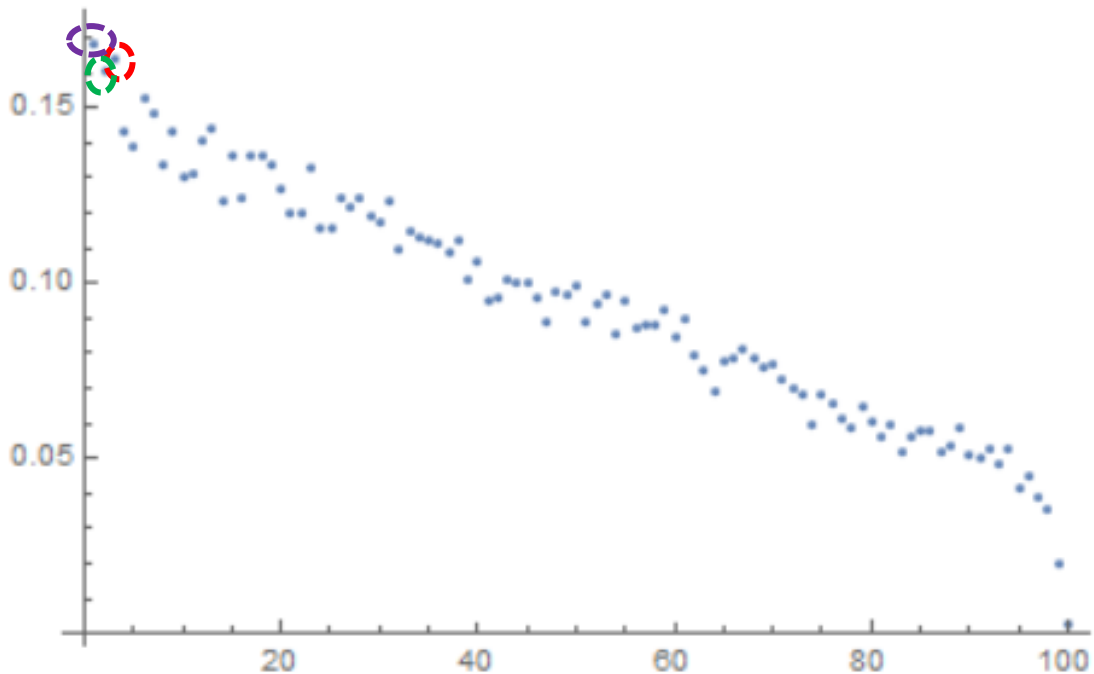
本研究では、100 か国を対象とした結果を、固有ベクトル中心性の高い数値から低い数値までランク付けして、図表 4-1 に示した（筆者作成）。またその結果を図表 4-2 にプロットした。

図表 4-1 100 か国を対象とした結果

#	country	eigenvector centrality	times (#100's as 1)	number of IIAs
1	China	0.168373	54.423	89
2	Turkey	0.163743	52.9264	84
3	Czech Republic	0.160481	51.8722	85
4	Romania	0.15247	49.2829	76
5	Egypt	0.148388	47.9633	74
6	Ukraine	0.144384	46.669	70
7	Germany	0.143708	46.4506	79
8	Korea, Republic of	0.143623	46.4231	73
9	India	0.140993	45.5731	71
10	France	0.138638	44.8119	76
11	Russian Federation	0.136695	44.1837	67
12	Kuwait	0.136387	44.0842	66
13	Bulgaria	0.136259	44.0427	64
14	Hungary	0.134025	43.3207	64
15	Switzerland	0.133927	43.289	73
16	Poland	0.133394	43.117	63
17	Belgium	0.131297	42.4391	71
18	Luxembourg	0.130487	42.1772	71
19	United Arab Emirates	0.126782	40.9796	64
20	Viet Nam	0.124755	40.3244	60
21	Slovakia	0.124544	40.2562	58
22	United Kingdom	0.124485	40.2371	66
23	Netherlands	0.123891	40.0452	67
24	Croatia	0.123376	39.8787	57
25	Iran, Islamic Republic of	0.121408	39.2425	59
26	Italy	0.120294	38.8824	63
27	Spain	0.120106	38.8217	63
28	Belarus	0.118857	38.418	58
29	Indonesia	0.117609	38.0148	58
30	Finland	0.11597	37.4849	60
31	Sweden	0.11597	37.4849	60
32	Lithuania	0.115195	37.2343	55
33	Malaysia	0.113318	36.6278	55
34	Kazakhstan	0.112074	36.2256	50
35	Argentina	0.111879	36.1625	55
36	Morocco	0.111568	36.0621	51
37	Austria	0.110102	35.5883	56
38	Jordan	0.108943	35.2137	51
39	Uzbekistan	0.105962	34.2501	48
40	Latvia	0.100728	32.5582	46
41	Pakistan	0.100723	32.5567	49
42	Serbia	0.10062	32.5233	45
43	Azerbaijan	0.0998117	32.2621	46
44	Albania	0.0997011	32.2263	44
45	Lebanon	0.0972863	31.4458	44
46	Tunisia	0.0968946	31.3192	44
47	Mongolia	0.0968591	31.3077	43
48	Greece	0.0958104	30.9687	44
49	Qatar	0.0957179	30.9388	47
50	Denmark	0.0948224	30.6494	47

#	country	eigenvector centrality	times (#100's as 1)	number of IIAs
51	Slovenia	0.0946451	30.5921	41
52	Moldova, Republic of	0.0939537	30.3686	43
53	North Macedonia	0.0928651	30.0167	39
54	Bosnia and Herzegovina	0.0894846	28.924	38
55	Portugal	0.0891477	28.8151	43
56	Chile	0.0887885	28.699	44
57	Algeria	0.0880593	28.4634	40
58	Armenia	0.0879235	28.4194	41
59	Singapore	0.0872754	28.21	41
60	Cuba	0.0856456	27.6832	42
61	Syrian Arab Republic	0.0850121	27.4784	39
62	Tajikistan	0.0814896	26.3398	35
63	Philippines	0.0791129	25.5716	36
64	Kyrgyzstan	0.0788764	25.4952	35
65	Yemen	0.0786523	25.4227	34
66	Thailand	0.0780311	25.2219	35
67	Georgia	0.0771523	24.9379	33
68	Oman	0.0758647	24.5217	33
69	Israel	0.0752611	24.3266	36
70	Estonia	0.0725275	23.443	32
71	Mexico	0.0696468	22.5119	32
72	United States of America	0.0689183	22.2764	35
73	Uruguay	0.0680177	21.9853	32
74	Bahrain	0.0678879	21.9434	30
75	Bangladesh	0.0653208	21.1136	29
76	Ethiopia	0.0650065	21.012	28
77	Libya	0.0618126	19.9796	28
78	Sri Lanka	0.0602703	19.4811	27
79	Malta	0.0600823	19.4204	26
80	Peru	0.0599383	19.3738	30
81	Saudi Arabia	0.0590866	19.0985	25
82	Venezuela, Bolivarian Republic	0.0585271	18.9177	28
83	Senegal	0.0583377	18.8565	26
84	Cambodia	0.0582265	18.8205	26
85	Cyprus	0.056511	18.266	26
86	Montenegro	0.0561011	18.1335	26
87	Lao People's Democratic Republic	0.0539715	17.4452	25
88	Mozambique	0.0529878	17.1272	23
89	Mauritius	0.0526951	17.0326	22
90	Japan	0.051968	16.7976	26
91	Canada	0.0515829	16.6731	25
92	Paraguay	0.0510348	16.4959	24
93	Panama	0.0503976	16.29	23
94	Australia	0.0488738	15.7974	22
95	Guatemala	0.0453134	14.6466	19
96	Costa Rica	0.0413017	13.3499	19
97	El Salvador	0.0390835	12.6329	19
98	Norway	0.0354365	11.4541	16
99	Iceland	0.0203221	6.5687	9
100	Ireland	0.00309378	1	1

図表 4-2 100 カ国を対象としたリストに基づきプロットしたグラフ



筆者作成

一般に、投資協定の数が多い国ほど、上位にランクされる傾向がある。ただし、先に述べたように、締結された契約の数自体が有効性のランクを決定するのではなく、協定の相手国がどこであるによっても左右される。図表 4-2 では、100 か国中の上位 3 か国である国々を、それぞれ中国は紫(左上)、トルコは赤 (右上)、チェコ共和国は緑 (左上から 2 つ目) の丸で囲んだ。投資協定に関しては、これら上位 3 か国は 100 か国の中で最も「効果的な」地位を占めていると言える。中国は、投資協定の締結と協定から得られる利益の点で、これら 100 か国の中で最も効果的な立場にある、とみなしうる。この結果は、特に投資協定に関して、中国が国際投資関連協定のルール形成プロセスの中心となる可能性があることをも示唆していると考える¹⁰¹。トルコはチェコ共和国よりも投資協定の数が少ないにもかかわらず、

¹⁰¹ 他方で、各協定は参加国の相互合意の結果であることに加え、外国投資家の保護や受入国への投資に関連する協定にどのような種類の義務が含まれるかについては、いくつかの傾向があるが、それぞれの協定は独自のものである。このような保護の程度、および投資の自由化に関連する義務を含めるかどうかによっては、協定の質が異なることは指摘して

より「効果的な」地位にあるが、これは協定の相手国によるものである。トルコは、チェコ共和国の協定相手国の合計を超える相手国と協定を結んでいるため、チェコより上位に位置づけられた。チェコ共和国は現在の EU 加盟国ではあるが、EU 創設メンバーよりもはるかに遅れて 2004 年に加盟したばかりであることから、EU 加盟国の先進国を含む他の国々は、同国における投資にかかる透明性確保等のため、投資関連協定を必要としていたと考えられる。その結果、EU 加盟諸国との個別の投資協定を含め、チェコ共和国との投資協定が多数締結されたと考えられる。同様の状況は、上位にランクされている東ヨーロッパの他の国々にも当てはまる。ルーマニアが 4 位、ウクライナが 6 位、ブルガリアが 13 位、ハンガリーが 14 位となっている。

なお、日本は 100 カ国中 90 位という結果である。この順位は、本分析を行った 2019 年 12 月時点において、日本が投資協定の締結に関して、これらの 100 か国の中で効果的または影響力のある立場にないことを示している。日本の投資協定の数と比較的少ないのは、投資協定のような二国間協定の締結よりも、2000 年初期ごろまでの WTO 協定のような多国間スキームを優先する政策の結果である可能性がある。しかしながら、日本が締結する国際投資関連協定の増加にともない、日本の有効性が高まる可能性がある。なお、米国に関しても、他の 99 か国に比べて有効性が低いことがデータで示されている。これは、米国が締結した投資協定の数が高位諸国に比べて相対的に少ないことによるものである。米国は 1999 年以来少数の投資協定しか締結していないことがこの調査での順位が低い主な理由であると考えられる。

4.5. 抽出した 15 カ国に基づくデータ

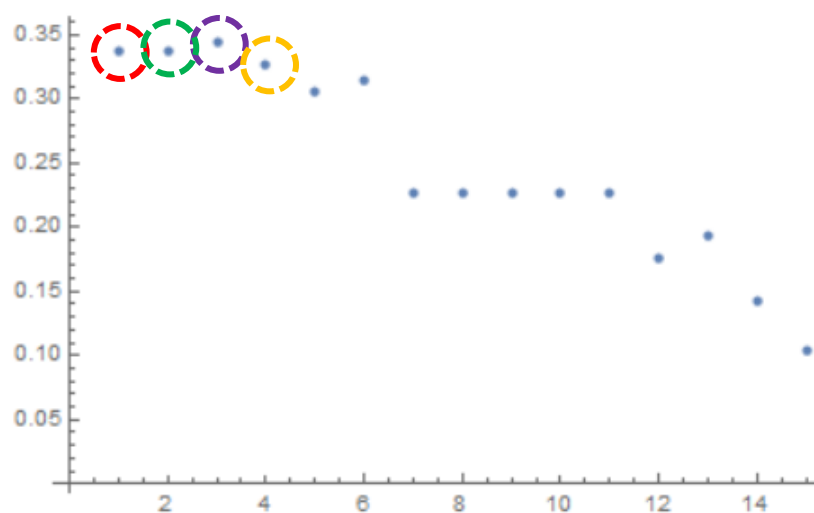
上記では 100 か国を対象としたが、別途、抽出した 15 カ国を対象とした同様の分析を行った。15 カ国とは日本、ドイツ、中国、スイス、トルコ、イギリス、フランス、エジプト、韓国、ルクセンブルク、オランダ、ロシア連邦、米国、インド、ブラジルの 15 カ国であり、次のカテゴリーに従って選択した：1) 多数の国際投資関連協定を結んでいる国（ドイツ、ルクセンブルク、オランダ、トルコ、中国、ス

イス、英国、フランス、エジプト、韓国)、 2) 新興国 (BRICs、ブラジル、ロシア、インド (および最初のカテゴリーに含まれる中国))、3) 海外投資を最も多く行っている国 (米国)、および 4) 日本、である。結果は以下図表 4-3 のとおりである。その結果は図表 4-4 にプロットした。

図表 4-3 15 か国を対象とした結果

#	country	eigenvector centrality	times (#15's as 1)	number of IIAs
1	Korea, Republic of	0.344309	3.3296	13
2	Turkey	0.337382	3.26261	13
3	Egypt	0.337382	3.26261	13
4	China	0.327512	3.16717	12
5	India	0.313953	0.03605	11
6	Russian Federation	0.305329	2.95265	11
7	Switzerland	0.225985	2.18536	7
8	UK	0.225985	2.18536	7
9	France	0.225985	2.18536	7
10	Luxembourg	0.225985	2.18536	7
11	Netherlands	0.225985	2.18536	7
12	Germany	0.19377	1.87383	6
13	Brazil	0.175989	1.70188	7
14	Japan	0.142077	1.37394	4
15	US	0.103408	1	3

図表 4-4 15 か国を対象としたリストに基づきプロットしたグラフ



図表 4-4 では韓国を紫、トルコを緑、エジプトを赤の円で囲み、示した。これらの国は、有効性という点では上位 3 カ国である。黄色の円で囲んだ中国は 4 番目である。上記 15 カ国の分析においては中国は 4 位の優位性であり、最も優位性をもつのは韓国であった。なお、15 カ国中 1 位の韓国は 100 カ国中では 8 位である。中国は 100 カ国の中で自らを効果的に位置付けているが、韓国は抽出した 15 カ国の中で自らを効果的に位置付けている。この分析で対象とした 15 カ国の多くの相手国は先進国である。先進国、特に米国と欧州の一部の国、更には日本が投資の保護と自由化に貢献する新しいタイプの規定の開発を主導しているため、より洗練された規定の下に、韓国はより多くの保護の権利を同国の投資家が得られるように協定を締結している可能性がある¹⁰²。

4.6. 小結

本章では、UNCTAD の投資協定に係るデータに基づいて、GATT/WTO の無差別原則の根幹をなす最恵国待遇に基づくルール上の均霑の作用について、ネットワーク効果を測る分析方法に基づいて分析した。具体的には、各国が締結済の投資協定に基づいて合計 100 か国のデータを分析することにより、どの国が投資協定の最恵国待遇規定の存在によって「効果的」な位置付け、すなわち、どの国が最恵国待遇を通じて、協定の義務と権利を多く獲得する可能性があるか、を検討した¹⁰³。

本分析に基づくと、世界 100 か国の中で最も効果的な位置を占めている国は中国であるという結果が得られた。中国は、100 か国の中で投資協定の結論によって最も効果的な位置付けにあり、このことはまた、中国が自国が締結する投資協定にお

¹⁰² 本分析では協定の内容（すなわち質）を考慮していないため、この可能性については別の機会に考察したい。

¹⁰³ なお、本研究に関連して、今後の課題としては主に次のとおりである。まずは、経済連携協定およびその他の地域的および包括的な協定を考慮した研究である。この調査は主に投資協定を対象としており、経済連携協定は対象としていない。ただし、経済連携協定と投資協定に記載されている扱いや義務の間には類似点もあるため、経済連携協定、または経済連携協定と投資協定の組み合わせ（例えば、既存の投資協定がある場合、経済連携協定にその協定を組み込むことを経済連携協定に明記することで手当てされることがある）に焦点を当てた同様の分析によっても興味深い結果が得られる可能性がある。現在、多くの経済連携協定が投資関連の義務に関する条項を含んでいることから、重要である。これらを比較すると、国際投資関連協定の他の側面についても洞察が得られる可能性がある。

ける義務と権利を有するのみならず、中国が直接に締結していない協定においても、中国が締結した協定の相手国が第三国と締結する協定について、最恵国待遇に基づき、同協定に基づく権利を有するということになる。

研究結果は更に次のことを示している。まず、分析の対象とした 100 か国についてそれぞれが締結する協定数および相手国に応じて分析結果に差がでるということは、無差別化に資するはずの最恵国待遇の作用として、むしろ、同待遇の意図とは異なる働きがみられると考えられる。それは主に、協定締結相手国が有する第三国との協定が最恵国待遇を通じた義務と権利の在り方に影響を及ぼすという点にある。協定締結数のみならず、締結相手国が締結済みの協定が本稿の有効性または中心性、すなわちルールの均霑を通じた義務と権利の集約の在り方に影響を与える。このことは、協定締結数が同様であっても、締結相手国の協定締結状況によっては環境が劣後し得るということを示している。なお、本稿ではルールの適用に関する均霑に焦点をあてるため、貿易に関する事項を含む経済連携ではなく、投資協定を対象としたが、個別の協定における最恵国待遇の作用としては、経済連携協定も投資協定も同様である。経済連携協定においては、GATT24 条において、WTO 協定の最恵国待遇の扱いの例外として扱われることは前述のとおりである。WTO 協定における最恵国待遇の対象外または例外として扱われる経済連携協定であるが、個別の協定においても最恵国待遇を規定することで、自由化の促進が目指されている。最恵国待遇を通じて、個別の協定を直接締結していない国々へも適用されることで、一種の無差別化が図られる。他方で、個別協定における最恵国待遇は、WTO 協定における、参加国に一律に適用されることで無差別化を図る最恵国待遇の在り方とは適用およびその結果が一部異なる。異なる在り方として、不均衡およびフリーライダーの問題が指摘されよう。個別の協定においては、最恵国待遇の均霑により、直接協定を締結していない国においても自国の投資家や投資財産が保護の対象となり得る。中国が締結する協定の中身については、自由化に即した内容には必ずしもなっていないものが多く、「質が高い」内容とはなっていない。しかしながら、例えば中国が B 国と締結した協定ならびに B 国と C 国が締結した協定双方に基づき、B 国が C 国との間で中国と B 国との協定よりも投資家保護に資する度合いが高い内容を締結していた場合は、中国の投資家が C 国における投資活動において、中国と B 国が規定する内容よりも良い保護・待遇を得ることが可能となるのである。他方で、

中国とB国の協定の「質が低い」場合は、C国の投資家が中国において得られる保護の内容は中国がC国で得られる内容よりも劣後する可能性がある。このことが最も重要になるのは、ISDS との関係である。中国とB国、B国とC国が締結する協定に ISDS 規定が含まれている場合は、例えば中国の投資家がC国での待遇について仲裁廷に提訴することが可能となり得るのである¹⁰⁴。もっともこれは逆も然りであり、第三国が最恵国待遇の均霑により、中国における当該企業の投資や投資家が保護される、という面もある。いずれにせよ、国有企業を含む中国の投資家が積極的に海外投資を行っていることから、国際関連協定を締結し、投資家・投資の保護や自由化・市場アクセスの実現可能性を得ることが、中国投資家の活動にプラスに働くと考えられる。これは中国の一带一路構想に基づく海外投資にも当てはまるであろう。このように、最恵国待遇を通じた協定の内容の均霑については、いわば、義務と権利に関するアンバランスが生じうる。そこでは、本来は無差別原則として機能してきた最恵国待遇が、個別の協定において活用された場合は、待遇の差という観点からはむしろ差別を助長させる働きを成す場合がある、ということを示している。また、このことは、フリーライダーの問題を含む。すなわち、自らは譲歩等による相応の待遇を約さなくても、他の協定に基づき利益を得るという点である。フリーライダーの問題は GATT/WTO における関税低減における最恵国待遇においても避けられない問題ではある。ただし、個別の協定における最恵国待遇を通じた均霑については、更にフリーライダーの問題を助長しうる点を指摘しておきたい。

なお、本分析は、ルールの均霑の在り方について、一定の条件および仮の前提を付した上で分析したものである。本分析においては、締結相手国はどこか、ということ进行分析の対象としており、協定の有無を考慮するが、各協定の中身（すなわち質）は分析の対象としていない。本分析手法は協定の質を図るものではない。質を考慮していないことは本分析の限界であり、今後、別の手段で更なる分析を要する点であろう。個別の協定における内容にはばらつきがあり、左記のばらつきは協定の質のばらつきをもたらしうる。先述のとおり、中国が締結済の協定、更には途上国間の協定においては、一般的に質が低いものが散見される。他方で、質の評価、

¹⁰⁴ もっとも、実際に提訴が可能となるか、また提訴後に仲裁廷がどのような判断を下すか、については、協定の規定内容が大きな要因となる。

すなわち、何を基準に質を評価するか、という点には困難が伴う。関税の削減率は一つ基準となる一方で、ルールの均霑については、評価が難しい。一般的に、先進国間の協定は後進国間の協定よりは質が高いことが指摘されるが、例えば日本が豪州および EU とそれぞれ締結した協定においては、ISDS が規定されていないが、このことを質としてどうとらえるか、という点はある¹⁰⁵。また、協定本体では質が高いと評することができる内容であっても、例外規定またはカーブアウトの度合いが大きければ、質が高いとは言えないであろう。以上から、本章における分析では、個別の協定の内容は考慮していないことを付記しておく。本稿では協定の締結状況、すなわち、どの国と協定を締結しているか、について分析することにより、個別の協定においては、協定の数に加えて誰と協定を締結するのか、という点が重要となり、その機会の獲得は、例えば協定相手国などの自国の選択で変わるということが示された。

第5章 相互／互恵にかかる考察

5.1. 相互・互恵について

GATT／WTO の原則は自由および無差別であり、更には相互（reciprocity）／互恵（mutually advantageous）である。GATT 条文の前文にみられるように、「貿易及び経済の分野における締約国間の関係が、生活水準を高め、完全雇用並びに高度のかつ着実に増加する実質所得及び有効需要を確保し、世界の資源の完全な利用を發展させ、並びに貨物の生産及び交換を拡大する方向に向けられるべきであることを認め、関税その他の貿易障害を実質的に軽減し、及び国際通商における差別待遇を廃止するための相互的かつ互恵的な取極を締結することにより、これらの目的に寄与することを希望して」¹⁰⁶（下線は筆者による）締結されたものである。例えば、金（2007 年）は、GATT 体制における相互主義は、関税の相互引き下げに見られる自由化への譲歩についての「相互主義」の原則を意味し、この原則に基づ

¹⁰⁵ 協定発効時点では今後の協議事項となっている。

¹⁰⁶ 外務省: 関税及び貿易に関する一般協定条文、
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page1w_000136.html#section1>（2023 年 6 月 15 日アクセス）。

く譲歩は、GATT 体制のもう一つの原則である「無条件の最恵国待遇」の原則をすべての国に適用することにより、世界の貿易の自由化を促すことが期待されていたことを指摘した¹⁰⁷。

相互的かつ互恵的な取極は、WTO の自由で公正な貿易の発展に寄与する重要な手段であり要素である。この相互および互恵については統一された見解はない¹⁰⁸が、その意味するところについては、主に WTO の紛争仲裁制度の枠組み内で検討されてきた¹⁰⁹。WTO の紛争仲裁制度におけるパネルおよび上級委員会は、仲裁ケースにおける判断に際し、相互および互恵の双方もしくは片方の文言の定義、または意味するところについて検討してきた。例えば、関税やその他の貿易障壁の大幅な削減に向けた互恵的かつ相互に有利な取極の予測可能性をはかることは、一般に WTO および 1994 年の GATT の目的である、旨を確認した上級委員会¹¹⁰や、相互および互恵については他の要素とあわせて考慮されるべきであるとした上級委員会の見解などがある¹¹¹。また、相互および互恵は基本的に、バランスの取れた譲歩と取極の概念を伝えているように思われる、との見解を示した上級委員会もある¹¹²。なお、概観する限り、相互と互恵を区別していないケースがみられる。

以下では、まずは歴史的に相互・互恵性がいかに考慮され、どのように作用してきたか、ということについて、主に平見（2017）¹¹³の研究を参照したい。平見

¹⁰⁷ 金暎根（2007）「アメリカの通商政策における三〇一条と GATT/WTO 一対立と収斂のプロセス」『国際政治』、No.150、p.67.

¹⁰⁸ 相互主義に係る見解の一例を挙げる。山本（1988）によれば、相互主義とは「複数の諸国が、同一または等価権利・利益の許与とか義務・負担の引き受けを保証しあい、相互の間に待遇の均衡を維持する関係に立つこと」（p.245）である。また、桑原（1975）は、「他方から与えられる一定の待遇に対して一方が返礼として他方に同等の待遇を与え、双方が相手側から受ける待遇が均衡している状態」（p. 417）とした。

¹⁰⁹ WTO: WTO ANALYTICAL INDEX GATT 1994 – Preamble (DS reports), <https://www.wto.org/english/res_e/publications_e/ai17_e/gatt1994_preamble_jur.pdf> (2023 年 7 月 15 日アクセス)

¹¹⁰ Appellate Body Report, US – Shrimp, para. 152.

¹¹¹ Appellate Body Report, EC – Computer Equipment, para. 82 "Accordingly, it is necessary to continue our analysis by examining other elements to be taken into account in interpreting treaty provisions"

¹¹² Panel Report, EU – Poultry (China), para. 297.

¹¹³ 平見健太(2017)「国際経済法秩序の動態と相互主義の論理（1）」『早稲田法学会誌』Vol.67、No.2、pp.380-420。

はイギリスと米国における相互主義政策（例えば相互主義関税法など）等について分析し、時にそれらの相互主義にかかる政策が保護主義に作用しうることも指摘した¹¹⁴。他方でこの相互主義に基づく二国間の自由化と無条件最恵国待遇の双方が多角的自由貿易関係の成立を支えたと分析し、最恵国待遇と相互主義が自由化にあたえた影響として「当時の多角的自由貿易関係の構築過程においては、二国間の自由化（条約締結）に際しては相互主義が起点となりつつも、その後無条件最恵国条項に基づいて自由化が波及してゆく段階（均霑段階）では相互主義は一切追求されていなかった。つまり、無条件最恵国条項を二国間通商条約に規定するということは、多角化の実現と引き換えに各国が厳密な相互主義の追求を放棄することを意味した」¹¹⁵ことを指摘した。

しかしその自由貿易政策も、米国やドイツなどの国々の台頭により世界の工場としてのイギリスの絶対的優位が脅かされるようになると、批判の対象となり、その傾向がいわゆる「公正貿易運動（Fair Trade Movement）」に代表される動きにつながり、1881年以降に本格化した。この運動は、「1846年以来イギリスの通商政策の基調をなしていた一方的自由貿易政策を批判するもので、イギリスと諸外国との間に生じた非対称的で不均衡な競争条件を「不公正（unfair）」なものとし、その是正（通商条約の廃棄や輸入品に対する報復関税）を要求する」¹¹⁶ものであった。この公正貿易運動は結局、十分な政治的支持を獲得するには至らず挫折したが、平見は「運動の成否はともかく、注目すべきは、公正貿易論の中核をなしていたのがまさに相互主義の主張であった」¹¹⁷という点を指摘する。当時の公正貿易論について、平見は「同論によれば、たとえばイギリスがある種の関税を廃止しているにもかかわらず、その競争相手国が高関税を維持している場合には、イギリスは競争上の不公正なハンディ・キャップを負わされているものとみなされる。このような不公正な競争条件を是正するために、相手国が利害を有する輸出入品に報復

¹¹⁴ 平見はまず、当時の相互主義関税法は、相互主義の消極的機能と自由化を結びつけようとした点にその特質を見出すことができるが、それは必然的に交渉相手国に自由化を強要するものにならざるをえなかったため、かえって諸外国の猜疑心と非妥協的態度を生み出し、結局自由化を実現することができなかったことを指摘した。

¹¹⁵ 平見健太（2017），op.cit.、p.398.

¹¹⁶ 同論文、p.399.

¹¹⁷ 同論文、p.400.

的な高関税を設定し相殺関税を賦課するなど、相互主義に基づいた対抗措置ないし報復を利用することによって、当該相手国との間に均衡な競争条件を回復する、というのが公正貿易論の本旨であった」¹¹⁸ことを指摘した。

翻って、米国はその独立以来一貫して相互主義を通商政策の柱としてきた国でもある。例えば、「独立直後に締結された1778年米仏通商友好条約の前文には、両国の衡平で永続的な通商関係構築のためには、当該合意が「最も完全な平等と相互主義（the most perfect equality and reciprocity）」に基づかなければならない旨が標記されたが、この条約については、第6代米国大統領クインシー・アダムズ（John Quincy Adams）が、「最も完全な平等と相互主義」は米国の通商政策の礎石となったと強調した。平見は上記の例を紹介した上で、「本条約に表明された米国の認識こそが、後に続く米国の相互主義実践の基礎をなしている」とみた¹¹⁹。

また、平見は米国が有する、もしくは培ってきた保護主義と相互主義のむすびつきについて例示¹²⁰し、更に、最恵国待遇原則にかかる米国の解釈は、ある国に有償で与えた待遇を他国に無償で均霑するものではなく、「ある国（A国）が米国から有償で獲得した待遇を、米国が無償で他の国（B国）に均霑してしまえば、それはA国に与えたものと同等の待遇をB国に与えることにはならず、A国に与えた待遇以上のものをB国に与えることになってしまう」ことへの米国の懸念を紹介した。平見はまた、米国の特殊な平等概念についても次のとおり指摘した；「本来最恵国待遇とは、外国国家間に付与される待遇自体を比較し、その内容が同一または

¹¹⁸ 同論文、p.400.

¹¹⁹ 同論文、p.402.

¹²⁰ 平見は次の様に述べた：「諸外国との紛争や国内の懸念からも明らかなように、一連の関税法における消極的相互主義への依拠は、特定国との待遇の均衡回復に根ざした自国の貿易障壁の引き上げが目的であり、それ自体保護主義に資するだけでなく、相手方の貿易障壁の引き上げを招きかねないなど、保護主義の促進と通商条約上の権利義務の減殺要因としての機能が顕著に現れていた。このような相互主義と保護主義の結びつきは米国自身も認めるところで、たとえば1896年の共和党政綱は、「保護主義と相互主義が米国の通商政策において表裏一体をなす施策である」と明記し、また、1920年代にはハーディング（W. G. Harding）大統領自ら、同政権の保護主義政策が相互主義に基礎付けられていることを公に宣言していた。このように当時の関税法における相互主義的報復規定は保護主義の手段として用いられていたことが明白であり、相互主義の消極的機能と保護主義との親和性がここにおいても確認されるのである。」

平見健太：「国際経済法秩序の動態」、早稲田大学審査学位論文（博士）、2017、p.45.

同等であることをもって平等待遇の確保を図るものである。しかし米国の場合は、均霑を主張する関係国が均霑に際して支払うべき対価（つまり米国が獲得する自由化利益）にまで着目し、その有無と内容を含めて関係国間の平等性を評価しようとする。つまり米国は、最恵国待遇における平等概念の中に相互主義の要素を持ち込むことによって、最恵国待遇が本来志向する平等とは異なる平等概念に変質させてしまっているのである。最恵国条項の実行を詳細に分析したスナイダー（R. C. Snyder）の言を借りれば、結局のところ米国の条件主義は「平等待遇を与えるものではなく、平等待遇を獲得するための機会を与えるもの」に過ぎなかった¹²¹。その上で、平見は、米国の条件主義とは、最恵国条項の本質である自動均霑機能を否定することによって、個別の条約当事国毎に厳密な相互主義的利益交換を確保しようとするものであり、条件主義的最恵国条項の実行は、ヨーロッパ諸国との関係で米国国内産業を保護する役割を担うものであった旨を結論づけた。すなわち、米国の相互主義は保護主義と密接且つ不可分に結びつけられていたのであり、条件主義がもたらす差別がかえって米国に対する報復を招くなど、保護主義の手段およびその促進要因としての機能が顕著に現れていたのである。

上記で示したように、歴史的にも、「相互」の主張は自由貿易にも保護貿易にも作用しうる働きをしてきた。この、相互主義の在り方は現在でもみられる作用と働きでもある。では経済連携協定においてはどのようにこの相互主義が組み込まれているのか。それについては次項でみたい。

なお、相互主義についてはまた、経済発展段階の異なる国の間での相互主義の徹底にかかる疑義が示されることとなった。1960年代に行われた貿易交渉において、特に途上国側から、経済発展の度合いが等しくない国同士で対等な取り扱いを求めることが相互的ではないという問題提起がされた。左記については、相互主義に対する例外で手当てされることとなった。また、1973～79年のWTO東京ラウンドにおいて、先進国が途上国に対して「特別かつ異なった」取り扱いをすることを認められた。GATT協定第36条8項では、「先進締約国は、貿易交渉において行なつた関税その他低開発締約国の貿易に対する障害の軽減又は廃止に関する約束について相互主義を期待しない」旨が規定されている。

¹²¹ 同論文、p.50.

5.2. 各協定の規定にみる相互・互恵

上記でみた貿易の分野における相互 (reciprocity)、そして互恵(mutually advantageous)の概念は協定においてどのように反映されてきたか。また、それらは経済連携協定等の個別の協定においても組み込まれている要素であるのだろうか。本項においては、以下に、ITO 憲章、多国間投資協定(Multilateral Agreement on Investment、以下 MAI)、GATT/WTO、日本が締結済みの経済連携協定の一部、日本が締結済みの投資協定の一部、の前文および関連する規定を参照することで、検討する。前文を参照するのは、各協定の前文には同協定の目的や意義が示されているからである。なお、ITO 憲章と MAI については、テキストは作成されたものの¹²²、発効していないことをあらためて指摘しておく。また、下線は筆者によるものである。また、例えば日本の外務省が公表する公式な仮訳がある場合には、付記した。

1) ITO 憲章またはハバナ憲章 (ITO、Havana Charter) ¹²³

ITO では、衡平 (equal terms)、相互 (reciprocity) ならびに互恵(mutually advantageous)について、目的を付した章に規定された。また別途労働章などで fair という文言がつかわれていた。更に、本稿の第 6 章で検討した公正且つ衡平な待遇についても規定されていた。

CHAPTER I PURPOSE AND OBJECTIVES

Article 1

3. To further the enjoyment by all countries, on equal terms, of access to the markets, products and productive facilities which are needed for their economic prosperity and development.

4. To promote on a reciprocal and mutually advantageous basis the reduction

¹²² 多国間投資協定についてはテキストは最終化(finalize)されていないが、テキスト作成に向けて交渉と協議が重ねられ、ほぼ最終化の段階に入っていた。

¹²³ WTO: Havana Charter, Final act and related documents, <https://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/havana_e.pdf> (2023 年 6 月 1 日アクセス) .

of tariffs and other barriers to trade and the elimination of discriminatory treatment in international commerce.

Article 11 Means of Promoting Economic Development and Reconstruction

1. Progressive industrial and general economic development, as well as reconstruction, requires among other things adequate supplies of capital funds, materials, modern equipment and technology and technical and managerial skills. Accordingly, in order to stimulate and assist in the provision and exchange of these facilities:

(a) Members shall co-operate, in accordance with Article 10, in providing or arranging for the provision of such facilities within the limits of their power, and Members shall not impose unreasonable or unjustifiable impediments that would prevent other Members from obtaining on equitable terms any such facilities for their economic development or, in the case of Member countries whose economies have been devastated by war, for their reconstruction;

(b) no Member shall take unreasonable or unjustifiable action within its territory injurious to the rights or interests of nationals of other Members in the enterprise, skills, capital, arts or technology which they have supplied.

2. The Organization may, in such collaboration with other inter-governmental organizations as may be appropriate:

(a) make recommendations for and promote bilateral or multilateral agreements on measures designed.

(i) to assure just and equitable treatment for the enterprise, skills, capital, arts and technology brought from one Member country to another;

Article 17 Reduction of Tariffs and Elimination of Preferences

1. Each Member shall, upon the request of any other Member or Members, and subject to procedural arrangements established by the Organization, enter into and carry out with such other Member or Members negotiations directed to the substantial reduction of the general levels of tariffs and other charges on

imports and exports, and to the elimination of the preferences referred to in paragraph 2 of Article 16 on a reciprocal and mutually advantageous basis.

Article 7 Fair Labour Standards

1. The Members recognize that measures relating to employment must take fully into account the rights of workers under inter-governmental declarations, conventions and agreements. They recognize that all countries have a common interest in the achievement and maintenance of fair labour standards related to productivity, and thus in the improvement of wages and working conditions as productivity may permit. The Members recognize that unfair labour conditions, particularly in production for export, create difficulties in international trade, and, accordingly, each Member shall take whatever action may be appropriate and feasible to eliminate such conditions within its territory.

Article 29 Non-discriminatory Treatment

1. (a) Each Member undertakes that if it establishes or maintains a state enterprise, wherever located, or grants to any enterprise, formally or in effect, exclusive or special privileges, such enterprise shall, in its purchases and sales involving either imports or exports, act in a manner consistent with the general principles of non-discriminatory treatment prescribed in this Charter for governmental measures affecting imports or exports by private traders.

...

2. The provisions of paragraph 1 shall not apply to imports of products purchased for governmental purpose and not with a view to commercial resale or with a view to use in the production of goods for commercial sale. With respect to such imports, and with respect to the laws, regulations and requirements referred to in paragraph 8 (a) of Article 18, each Member shall accord to the trade of the other Members fair and equitable treatment.

2) 多国間投資協定 (MAI) ¹²⁴

I. GENERAL PROVISIONS PREAMBLE

The Contracting Parties to this Agreement, Desiring to strengthen their ties of friendship and to promote greater economic co-operation between them; Considering that international investment has assumed great importance in the world economy and has considerably contributed to the development of their countries; Recognising that agreement upon the treatment to be accorded to investors and their investments will contribute to the efficient utilisation of economic resources, the creation of employment opportunities and the improvement of living standards; Emphasising that fair, transparent and predictable investment regimes complement and benefit the world trading system;

注 4 Some delegations propose an explicit reference to the World Trade Organisation. One delegation proposes the addition immediately after the words “world trading system” of: “encompassing multilateral and bilateral investment instruments as well as agreements of the World Trade Organisation”. This proposal would need some refinement to ensure that it does not limit the scope of the phrase “world trading system” by excluding, for example, regional agreements

IV. INVESTMENT PROTECTION

1. GENERAL TREATMENT 1

1.1. Each Contracting Party shall accord to investments in its territory of investors of another Contracting Party fair and equitable treatment and full and constant protection and security. In no case shall a Contracting Party

¹²⁴ OECD : “The Multilateral Agreement on Investment Draft Consolidated Text DAF/MAI(98)7/REV1) ”、22 April 1998 .

OECD: THE MULTILATERAL AGREEMENT ON INVESTMENT

DRAFT CONSOLIDATED TEXT, <<https://www.oecd.org/daf/mai/pdf/ng/ng987r1e.pdf>> (2023 年 4 月 30 日アクセス) .

accord treatment less favourable than that required by international law.

1.2. A Contracting Party shall not impair by [unreasonable or discriminatory]
[unreasonable and discriminatory]¹²⁵ measures the operation, management, maintenance, use, enjoyment or disposal of investments in its territory of investors of another Contracting Party.

5. Expropriation and General Treatment

1. GENERAL TREATMENT

1. Each Contracting Party shall accord to investments in its territory of investors of another Contracting Party fair and equitable treatment and full and constant protection and security. Such treatment shall also apply to the operation, management, maintenance, use, enjoyment or disposal of such investments.

IX. COUNTRY SPECIFIC EXCEPTIONS LODGING OF COUNTRY SPECIFIC EXCEPTIONS 注 1

注 1 It is generally agreed to replace the term “reservations” by the term “exceptions”. Under treaty law, “reservations” normally have reciprocal effect unless otherwise specified. This is clearly not intended to be the case with respect to Country Schedules. Any possible confusion with general exceptions could be taken care of by the qualification “country-specific”. The use of the term “exception” would not prevent the listing of a measure with a reciprocity requirement. It would help avoid confusion in the case of any genuine “reservations” in the treaty law sense were to be made and called as such.

3) GATT/WTO 協定

The General Agreement on Tariffs and Trade (GATT 1947)¹²⁶ 前文

¹²⁵ この箇所では、“unreasonable or discriminatory”と “unreasonable and discriminatory”のいずれかで協議中であったことが分かる。

¹²⁶ 外務省：関税及び貿易に関する一般協定、

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page1w_000136.html#section1> (2020 年 8 月 5

Being desirous of contributing to these objectives by entering into reciprocal and mutually advantageous arrangements directed to the substantial reduction of tariffs and other barriers to trade and to the elimination of discriminatory treatment in international commerce,

以下、仮訳。上記英文箇所についてその前後も含めて付記した。

前文

（この協定の締約国（※実際の協定では国名を列挙）は）

貿易及び経済の分野における締約国間の関係が、生活水準を高め、完全雇用並びに高度のかつ着実に増加する実質所得及び有効需要を確保し、世界の資源の完全な利用を発展させ、並びに貨物の生産及び交換を拡大する方向に向けられるべきであることを認め、
関税その他の貿易障害を実質的に軽減し、及び国際通商における差別待遇を廃止するための相互的かつ互恵的な取極を締結することにより、これらの目的に寄与することを希望して、それぞれの代表者を通じて次のとおり協定した。

以下は前文以外の規定であるが、参考までに英文のみを付す。

Article XVII: State Trading Enterprises

2. The provisions of paragraph 1 of this Article shall not apply to imports of products for immediate or ultimate consumption in governmental use and not otherwise for resale or use in the production of goods* for sale. With respect to such imports, each contracting party shall accord to the trade of the other contracting parties fair and equitable treatment.

3. The contracting parties recognize that enterprises of the kind described in paragraph 1 (a) of this Article might be operated so as to create serious obstacles to trade; thus negotiations on a reciprocal and mutually advantageous basis designed to limit or reduce such obstacles are of importance to the expansion of international trade.

サービスの貿易に関する一般協定（GATS）

前文パラ 3

Desiring the early achievement of progressively higher levels of liberalization of trade in services through successive rounds of multilateral negotiations aimed at promoting the interests of all participants on a mutually advantageous basis and at securing an overall balance of rights and obligations, while giving due respect to national policy objectives;

なお、GATT/WTO の TRIMs（貿易に関連する投資措置に関する協定）には mutually advantageous basis ならびに類似の文言はない。

日本が締結したマルチまたは二国間の協定

以下では、個別の国が締結した経済連携協定および投資協定について、例として

日本の協定の前文を参照した。

4) 日本が締結した経済連携協定（多国間）

以下に日本が締結した多国間の経済連携協定を参照する。

AJCEP

前文

Confident that a comprehensive economic partnership between Japan and ASEAN (hereinafter referred to as “AJCEP”) will strengthen their economic ties, create a larger and more efficient market with greater opportunities and larger economies of scale, and enhance their attractiveness to capital and talent, for mutual benefit;

以下、仮訳¹²⁷。

¹²⁷ 外務省: 包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定、<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100516711.pdf>>（2023 年 5 月 15 日アクセス）。

日本国とASEANとの間の包括的な経済上の連携（以下「AJCEP」という。）が、相互の利益のため、日本国とASEANとの間の経済的なきずなを強化し、より多くの機会及びより大きな規模の経済を実現するようなより大きく、かつ、より効率的な市場を創出し、並びに資本及び人材に対する日本国及びASEANの魅力を高めることを確信し、

Article 19 Modification of Concessions

1. The Parties shall not nullify or impair any of the concessions under this Agreement, except in cases provided for in this Agreement.
2. Any Party may negotiate with any interested Party to modify or withdraw its concession made under this Agreement. In such negotiations, which may include compensatory adjustment with respect to other goods, the Parties concerned shall maintain a general level of reciprocal and mutually advantageous concessions not less favourable to trade than that provided for in this Agreement prior to such negotiations. In reflecting the results of such negotiations to this Agreement, Article 77 shall apply.

以下、仮訳。

第十九条譲許の修正

- 1 全締約国は、この協定に規定する場合を除くほか、この協定に基づく譲許を無効にし、又は侵害してはならない。
- 2 いずれの締約国も、利害関係を有する他の締約国との間で、この協定に基づき行われた譲許を修正し、又は撤回するために交渉することができる。その交渉（他の産品に関する補償的調整を含むことができる。）において、関係締約国は、その交渉前におけるこの協定に定められた水準より貿易にとって不利でない相互的かつ互恵的な譲許の一般的水準を維持する。当該交渉の結果をこの協定に反映するに当たり、第七十七条の規定を適用する。

TPP

前文

ESTABLISH a predictable legal and commercial framework for trade and investment through mutually advantageous rules;

...

PROMOTE high levels of environmental protection, including through effective enforcement of environmental laws, and further the aims of sustainable development, including through mutually supportive trade and environmental policies and practices;

...

AFFIRM that state-owned enterprises can play a legitimate role in the diverse economies of the Parties, while recognising that the provision of unfair advantages to state-owned enterprises undermines fair and open trade and investment, and resolve to establish rules for state-owned enterprises that promote a level playing field with privately owned businesses, transparency and sound business practices;

以下、仮訳。上記英文箇所についてその前後も含めて付記した。¹²⁸

両締約国間の貿易及び投資を規律する互恵的な規則を通じて貿易及び投資に関する明確かつ強固な枠組みを創設することが、両締約国の経済の競争力を強化し、両締約国の市場をより効率的かつ活発なものとし、並びに両締約国間の貿易及び投資の一層の拡大のための予見可能な通商上の環境を確保するであろうことを信じ、

...

両締約国間の貿易及び投資を規律する明確かつ互恵的な規則を定め、並びにこれらに対する障害を軽減し、又は撤廃することを希望し、

...

国有企業に対する不公正な利益の供与が公正で開かれた貿易及び投資を損なうことを認めつつ、国有企業が締約国の多様な経済において政党な役割を果

¹²⁸ 外務省：環太平洋パートナーシップ協定、
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/tpp/jp/tpp_ip_0.pdf>（2023年5月15日アクセス）。

たし得ることを確認するとともに、私有企業との対等な競争条件、透明性及び健全な商慣習を促進する国有企業に関する規則を定めることを決意すること。

なお、CPTPP 署名の際の閣僚声明（2018 年 3 月 8 日）では、「互恵的な結合」についてのみ言及されており、相互性（reciprocity）については言及がないことも付しておく¹²⁹。

日 EU 経済連携協定

前文

BELIEVING that creating a clearly established and secured trade and investment framework through mutually advantageous rules to govern trade and investment between the Parties would enhance the competitiveness of their economies, make their markets more efficient and vibrant and ensure predictable commercial environment for further expansion of trade and investment between them;

...

SEEKING to establish clear and mutually advantageous rules governing trade and investment between the Parties and to reduce or eliminate barriers thereto;

以下、仮訳¹³⁰。

¹²⁹ 「Ministers shared the view that, by achieving a high standard and well-balanced outcome, the Agreement will strengthen the mutually-beneficial linkages among our economies, boost trade, investment and economic growth in the Asia-Pacific region, and create new opportunities for businesses, consumers, families, farmers and workers. The Agreement demonstrates our collective commitment to an effective, rules-based and transparent trading system which is open to all economies willing to accept these principles.」内閣官房：Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership Ministerial Statement Santiago, Chile, March 8, 2018、https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2018/pdf/180308_tpp_statement_en.pdf（2023 年 6 月 18 日アクセス）。

¹³⁰ 外務省：経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000382088.pdf>（2023 年 5 月 15 日アクセス）。

両締約国間の貿易及び投資を規律する互恵的な規則を通じて貿易及び投資に関する明確かつ強固な枠組みを創設することが、両締約国の経済の競争力を強化し、両締約国の市場をより効率的かつ活発なものとし、並びに両締約国間の貿易及び投資の一層の拡大のための予見可能な通商上の環境を確保するであろうことを信じ

...

両締約国間の貿易及び投資を規律する明確かつ互恵的な規則を定め、並びにこれらに対する障害を軽減し、又は撤廃することを希望し、

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定

前文

DESIRING to broaden and deepen economic integration in the region, strengthen economic growth and equitable economic development, and advance economic cooperation, through this Agreement, which will build upon existing economic linkages among the Parties;

SEEKING to establish clear and mutually advantageous rules to facilitate trade and investment, including participation in regional and global supply chains;

以下、仮訳。

締約国間の既存の経済上の相互関係¹³¹を基礎とするこの協定を通じて、地域における経済統合を拡大し、及び深化すること、経済成長及び衡平な経済発展を強化すること並びに経済協力を推進することを希望し、

地域的及び世界的なサプライチェーンへの参加を始め、貿易及び投資を促進す

¹³¹ 英文の「linkages」は、仮訳において「相互関係」と訳されている。本稿の筆者は、貿易・投資の分野において、「相互」という単語の扱いには特段の注意を要し、また、reciprocal の訳との区別を図ることが重要であると考えため、これは適切な訳ではないととらえている。なお、日本にとって最初の経済連携協定となる日シンガポール経済連携協定においても、「linkages」は、仮訳において「相互関係」と訳されている。

るための明確かつ互恵的な規則を定めることを希望し、

5) 日本が締結した経済連携協定（二国間）例

以下に日本が締結した二国間の経済連携協定の一部を参照する。

いずれも前文、仮訳。

日シンガポール経済連携協定（2002年11月発効）

- 多年にわたる実り多い互恵的な協力を通じて 発展を遂げてきた両締約国間の良好な関係並びに強固な経済的及び政治的きずなを意識し
- 両締約国間の一層強固な経済上の相互関係が、日本国及びシンガポールの企業のみならずアジアの他の国の企業に対しても、一層大きな機会、規模の経済の拡大及び経済活動にとっての一層予見可能な環境を提供するであろうことを確信し、

日メキシコ経済連携協定（2005年4月発効）

- 両締約国間の貿易及び投資を規律する互恵的な規則を通じて貿易及び投資に関する明確かつ強固な枠組みを創設することは、両締約国の経済の競争力を強化し、市場をより効率化しかつ活性化し、並びに両締約国間の貿易及び投資の一層の拡大のための予見可能な通商上の環境を確保するであろうことを認識し、

日インドネシア経済連携協定（2008年7月発効）

- 貿易及び投資の自由化及び円滑化並びに協力を通じて互恵的な経済上の連携を構築することにより両国の関係を高めることを決意し、

日スイス経済連携協定（2009年9月発効）

- 両締約国間の二国間関係が貿易の自由化及び円滑化並びに協力を通じた互恵的な経済上の連携を構築することにより高められるであろうことを信じ、

日ベトナム経済連携協定（2009年10月発効）

- （両締約国間の長年の実り多い互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた）

日インド経済連携協定（2011年8月発効）

- 両締約国間の長年の実り多い互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた多年にわたる友好関係並びに強固な経済的及び政治的きずなを意識し、
そのような二国間関係が貿易及び投資の自由化及び円滑化並びに協力を通

- じた互恵的な経済上の連携を構築することにより高められることを信じ、
- 明確かつ互恵的な規則の制定及び規制に関する協力を通じて貿易及び投資を促進することを決意し、

日ペルー経済連携協定（2012年3月発効）

- 両締約国間の貿易、ビジネス及び投資を規律する互恵的な規則を通じ、

日豪経済連携協定（2015年1月発効）

- （両締約国間の長年の実り多い互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた）
- 予見可能で、かつ、透明性及び一貫性のあるビジネス環境を促進

日モンゴル経済連携協定（2015年2月発効）

- 互恵的な規則を通じて
- 予見可能な通商上の環境を確保

日英経済連携協定（2021年1月発効）

- 両締約国間の貿易及び投資を規律する互恵的な規則を通じて貿易及び投資に関する明確かつ強固な枠組みを創設することが、両締約国の経済の競争力を強化し、両締約国の市場をより効率的かつ活発なものとし、

なお、二国間協定のうち、2020年1月に米国との間に発効した日本国と米国との間の貿易協定（日米貿易協定）においては、前文がなく、また、協定内において「互恵」という文言はない。同協定締結に向けた交渉開始に至る前に実施された協議が「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議」（Talks for Free, Fair and Reciprocal Trade Deals: FFR）と名付けられたことは対称的である。トランプ大統領は大統領選期間中から、中国をはじめとする各国の不公正な通商政策により米国の国益が損なわれている旨を主張し、米国にとって望ましい貿易ルール構築のため、多国間交渉と比較して米国の意向を反映させやすい二国間交渉を重視する方針を掲げていた。また、相互または互恵という文言を用いつつ、自国にとってのメリットを追求しつづけた。他方で日本は二国間交渉の回避を模索していたところ、相互または互恵という文言がない協定について合意および発効したことは日本にとっては望ましい結果となったとみることができるであろう。

また、二国間協定においては、規定の内容が予見可能性の向上に資することが示されている。

6) 日本が締結した投資協定例

以下に日本が締結した二国間の投資協定を参照する。

前文

日エジプト投資協定（1978 年 1 月）

投資の奨励及び相互保護

日中投資協定（1989 年 5 月）

投資の奨励及び相互保護

日クウェート投資協定（2014 年 1 月）

安定した、衡平な、良好なかつ透明性のある条件を作り出す

日ウルグアイ投資協定（2017 年 4 月）

安定した、衡平な、良好なかつ透明性のある条件を

日オマーン投資協定（2017 年 7 月）

安定した、衡平な、良好なかつ透明性のある条件を

投資協定の前文においては、「投資の奨励及び相互保護」とするもの、および、「安定した、衡平な、良好なかつ透明性のある条件」を作り出すもの、のいずれかとする規定ぶりが主である。なお、前者は互いの国の投資家または投資に関する保護を保証するものであるが、後者は必ずしもそれを約するものではない。

5.3. 小結

本章では、GATT/WTO の fairness を構成する要因としての相互・互恵について考察した。相互・互恵にかかる歴史的背景および各種協定の規定に係る考察として、次の点を指摘したい。まずは、公正貿易論を論ずるにあたり相互・互恵性は常にイシューとなってきた、ということである。現在の貿易・投資にかかる世界的な枠組みを形成するにあたっての 1900 年代以前からの米国と英国の交渉時から現在に至るまでである。また、相互・互恵性の特長として、自由化推進にも保護主義的にも作用するという点である。後に米国は「互恵」または「相互」という観点から、貿易に係る結果、つまり貿易赤字の総額などから、競争条件の不公平性を主張し、国内法を根拠にいわば保護貿易に資する政策・施策を実施した。日本に対して貿易

赤字が続いていた 1980 年代において結果で判断して日本に種々の譲歩をせまったことも一例である。

GATT/WTO は、国際通商における差別待遇が 1930 年代のブロック経済化を招いき、また第二次世界大戦の一要因となったことの反省に基づき、無差別原則を基本原則に掲げ、貿易障壁の軽減と差別待遇の廃止を通じて自由貿易体制を維持することを目的としている。また第二次世界大戦前に主に西欧諸国間で締結されていた二国間通商条約を基礎としていることから、その機構運営は相互主義を基本としている。相互・互恵の要素については、ITO 憲章の交渉の際には既に重要であり、また、多国間の枠組みとしての GATT、WTO 体制、更には二国間の経済連携協定においても、重要な要素であり続けている。公正性を判断する根幹を成しているということができよう。WTO における fairness は第一に、WTO の原則である最恵国待遇と内国民待遇に代表される「衡平」に依拠する。そして、また、この相互ならびに互恵についても GATT および WTO 協定の根幹を成す。更には同協定の第 24 条にその根拠と正当性をみいだす経済連携協定においても、同様の規定が埋め込まれている。経済連携協定の多くが、例えば「互恵的な規則」、「互恵的な協力」など、「相互」または「互恵」にかかる記載を前文に置く。例えば日ペルーや日モンゴルの二国間の経済連携協定にみられるように、経済連携協定においても「互恵的」な規定またはルールであることが示されている。これは、経済連携協定が関税障壁の削減に資することのみならず、投資他にかかる多様なルールを規定していることを背景に、規定されていると考える。ただし、その相互・互恵にかかる規定よりは協定により異なり必ずしも一致していない。

二国間の場合は「互恵的な協力」、など、必ずしもルールそのものを指していないものがある一方で、日本が締結済みの複数国間の経済連携協定においては、AJCEP を除いて全て、「互恵的な規則 (mutually advantageous rules)」と規定されている。GATT 協定の前文にある「相互的かつ互恵的な取極 (reciprocal and mutually advantageous arrangements)」と類似の規定ぶりである。規定そのものが互恵的であるということにおいては、GATT/WTO 協定条文および多国間の経済連携協定の一致をみる。他方で、経済連携協定の前文においては、二国間または多国間協定の如何に関わらず、GATT/WTO 協定条文に反して、相互性 (reciprocity) についての明示がないことを指摘しておく。この規定ぶりの違いに

かかる背景においては現時点では定かではなく、今後の研究課題としたいが、相互性を付さず互惠性のみを付す点においては、次のとおり考えている。一つに、多国間の経済連携協定の締結国に発展途上国が含まれている場合、発展途上国側が、相互性と付記することを拒否した可能性である。相互性のもとでは、例えば、発展途上国への配慮なしに先進国側から種々の譲歩（例えば関税率の削減やマーケットアクセスの改善）を求められる可能性がある。これを懸念し、同文言を入れなかった可能性はあろう¹³²。ただしこれについては、既に GATT 協定において、先進国は低開発締約国には相互性を期待しない旨が規定されていることもあわせて指摘しておく¹³³。二つに、相互性が保護主義にリンクしていた背景がある一方で、互惠性は双方にとっての利便を追求する、という観点から、より広い視野で種々の検討および必要に応じた措置の導入が可能となると考える。例えば、相互性の場合、apple 対 apple の様に、同等のものとの比較、もしくは少なくとも比較しうるもの同士が対象となる。他方で、互惠性の場合、必ずしもそうである必要はない¹³⁴。

「互惠性」の追求に際しては、各国がメリットと考える内容は異なることを前提に、比べられないものの対応を是とし、いわばスコープを広げることできると言えよう。そこにメリットを見出した可能性はあろう。三つに特段の意図はない可能性がある。上記でみてきたように、相互性と互惠性は必ずしも使い分けがなされていないケースが散見される。例えば GATT/WTO 協定を含めて、相互と互惠が対として規定される協定が多いことから、また、例えば WTO の紛争解決のパネルが示した見解においては相互と互惠を区別していないケースが散見される。左記の背景を

¹³² 多国間の経済連携協定において、発展途上国は特別な措置を求めることが往々にしてあることを指摘しておく。例えば、日本が締結した多国間の経済連携協定において、RCEP の前文では、次のとおり、後発開発途上国にかかる規定が置かれている：「後発開発途上締約国がこの協定に基づく自国の義務をより効果的に履行し、及びこの協定から得られる利益（後発開発途上締約国の貿易及び投資の機会の拡大並びに地域的及び世界的なサプライチェーンへの参加を含む。）を利用することができるよう、後発開発途上締約国によるこの協定への参加の増大を促進する必要性を考慮し」。左記仮訳は外務省によるもの。

¹³³ GATT 第 36 条 8 項は、先進締約国は、貿易交渉において行なつた関税その他低開発締約国の貿易に対する障害の軽減又は廃止に関する約束について相互主義を期待しない、旨を規定する。

¹³⁴ もっとも、例えば関税削減に際して、自分にとって利便がない、すなわち *advantageous* ではない、とみなせば、相互性と同様に、比較ができる範囲内での対応となることは十分ありえる。

受け、互惠性の文言を入れることで十分であるとみなされた可能性は否定できない。

相互 (reciprocity) と互惠 (mutually advantageous) については別の機会に更に詳しく分析をしたいが、いずれにせよ、相互および互惠双方が、時に対として、あるいは各々として、fairness の一翼を成すものと考えられる。なお、筆者は相互と互惠については、その意義においては重なる部分があるものの、必ずしも合致しない要素があるため、分けて議論をする必要があると考えている。また今後の研究においては、相互性と互惠性が異なる意味を有し、また異なる働きをする場合は、いずれかがより貿易・投資の自由化に寄与するのか、ということも分析の対象となりうるであろう。

6章 公正かつ衡平な待遇にかかる一考察

6.1. はじめに

本章では、主に、経済連携協定の投資にかかる規定および投資協定等の投資関連協定に含まれることが多い「公正かつ衡平な待遇 (fair and equitable treatment)」(以下、公正衡平待遇) 規定の分析により、貿易・投資の分野における、また経済連携協定の規定として同協定で取り扱われる公正性について一つの考察を試みたい。本考察は、貿易・投資にかかる Fairness とは何か、という点において一つの示唆を与えるものとする。

公正衡平待遇をめぐる様々な観点からの研究がなされてきており、その具体的な待遇に資する分析の対象は、例えば、個別の協定における当該義務の解釈、個別の仲裁事例、公正衡平待遇の規定の類型、曖昧な規定からの具体的な待遇の導出、慣習国際法や国際法との関係、更には国家の主権やポリスペースとの関係等が挙げられる。いずれも、間接的または直接的に、貿易・投資の分野における公正性とはなにか、という問いに際し一つの手がかりをあたえてくれるものとする。様々な観点からの検討が可能であることを承知した上で、本稿では、当該待遇義務違反が争点となった投資仲裁廷について、主に「慣習国際法の最低待遇基準」との関係に基づき考察することで、まずは同規定により示される公正性の曖昧性について指摘したい。その試みのため、主に北米自由貿易協定 (NAFTA) を巡る一連の動き、ならびに特に昨今の公正衡平待遇の義務として仲裁廷で争点となることの多

い「正当な期待」を主たる題材として検討する。そして、更に、曖昧な当該待遇義務に一定の制限を課すための交渉国の取り組みについて述べ、そのことが意味することについて考察する。

なお、公正衡平待遇は、投資にかかる規定として初めて、1948年に53か国により採択・調印されたITO憲章で規定されたが、結局は大多数の国が批准しなかったために同憲章は未発効となった。その後のマルチの枠組み、具体的にはGATT、更にはWTOおよび貿易に関連する投資措置に関する協定（Agreement on Trade-Related Investment Measures）のいずれにおいても公正衡平待遇あるいはその類似は規定されていないため、これらについては本稿の分析の対象外である。

6.2. 公正衡平待遇とは

6.2.1. 公正衡平待遇と投資仲裁廷判断の関係性

世界貿易機構（以下、WTO）でのラウンド交渉の停滞または中止¹³⁵等を背景に、投資関連規定を含む経済連携協定の締結は2000年から飛躍的に伸びている¹³⁶。また発効済の投資協定も増加する一方である¹³⁷。

投資関連協定においては、1980年代から、投資家の待遇を確保するために、投資受入国に対して公正衡平待遇を投資家に与える義務を課す向きにあり¹³⁸、既存の投資関連協定の多くが同義務規定を含む¹³⁹。日本においては、2002年11月に発

¹³⁵ 投資については「貿易に関連する投資措置に関する協定」等で規定されるが、投資関連規定に資する更なる交渉は中止されている。2001年に立ち上げられたドーハ開発アジェンダにおいては、既に2003年に投資関連規定は議論をしないことが決定されている。経済連携協定では主に投資章において外国企業等からの投資に関する投資受入国の義務が規定される。

¹³⁶ 日本でも、WTOにおける交渉の停滞等を受けて、2000年初期から経済連携の締結を推進するようになった。例えば、外務省の「日本のFTA戦略」（2002年10月、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/senryaku.html>）等が参考になる。

¹³⁷ 投資協定についても、日本企業の海外投資に関する保護及び自由化の観点から、日本では、より多くの締結を急いでいる。例えば、「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」（2016年5月）では、2020年までに100の国・地域を対象に投資関連協定を署名・発効することが目指されている。

¹³⁸ 小寺彰（2006）「投資協定における「透明性」－位置付けと対処－」『RIETI Discussion Paper Series』06-J-026、p.1.

¹³⁹ 同様の指摘は先行研究においてなされている。例えば、Choudhury, Barnali（2005）”Evolution or Devolution: Defining Fair and Equitable Treatment in International

効した日シンガポール経済連携協定以降¹⁴⁰に締結された投資保護規定を含む全ての投資関連協定において、当該義務は規定されている¹⁴¹。公正衡平待遇義務規定は、投資受入国が外国企業の投資財産に対して一定の待遇を付与することを目的¹⁴²とするが、「規定自身からは何を義務付けているか、その指示内容が明確でない」¹⁴³ものが多い。また、その規定ぶりには幾つかの類型が存在する¹⁴⁴が、いずれも、最恵国待遇や内国民待遇のような、他の対象との比較において相対的に判断されるものではなく、絶対的に維持すべき待遇の水準を規定するものである¹⁴⁵。

加えて、既存の投資関連協定の多くが、投資家対国家の紛争解決手段として ISDS を規定する¹⁴⁶。当該規定を含む協定においては、投資家と投資受入国との間で投資紛争が発生した際には、同規定に基づき、投資家が、予め協定で定められた

Investment Law”, The Journal of World Investment & Trade Vol.6, Issue2, p.300 や、Paparinskis, Mārtiņš (2013) The international minimum standard and fair and equitable treatment, 1st ed., Oxford University Press, p.3.

¹⁴⁰ 同協定以前は、不断の保護及び保障を受ける規定のみを含む協定が多い。例えば、日本が最初に締結した日エジプト投資協定（1978 年）は、「いずれの一方の締約国の国民及び会社の投資財産及び収益も、他方の締約国の領域内において、不断の保護及び保障を受ける」と規定する。なお、日シンガポール EPA 以前の協定においても、日香港投資協定（1997 年 6 月発効）及び日ロシア投資協定（2000 年 5 月発効）は公正衡平待遇を含む。

¹⁴¹ 2019 年 2 月に発効した日 EU 経済連携協定における投資保護規律及び投資紛争解決手続は継続協議であるため、公正衡平待遇及び投資家対国家の紛争解決いずれについても規定されていない。

¹⁴² 経済産業省：『2018 年版不公正貿易報告書』、

<http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/2018/pdf/03_05a.pdf>（2019 年 9 月 1 日アクセス）、p.465.

¹⁴³ 小寺彰：“投資協定における「公正かつ衡平な待遇」－投資協定上の一般的条項の機能－”、PRIETI Discussion Paper Series 08-J-026、2008、p.1.

¹⁴⁴ 例えば Krager(2011)は、1. 公正衡平待遇義務がない協定、2. 公正衡平待遇を奨励する協定、3. 公正衡平待遇義務の法的拘束力を有する協定に分類した上で、3. については、更に、他の基準との組み合わせによるもの、一般国際法との関連を有するもの、等に分類した。Roland Klager (2011)“Fair and Equitable Treatment’ in International Investment law”, Cambridge University Press, pp.9-18.

¹⁴⁵ David Gaukrodger(2017)“Addressing the balance of interests in investment treaties, OECD Working Papers on International Investment”, OECD Working Papers on International Investment.

¹⁴⁶ 日本が締結済の協定のうち、日比 EPA、日豪 EPA、日 E U EPA において ISDS を規定していない。いずれも、協定署名時より先の検討事項とされている。なお、本稿においては ISDS と投資協定仲裁は同じ意味で用いる。

第三者機関が提供する仲裁メカニズムを通じて解決を図る¹⁴⁷ことを可能とする。そして、仲裁廷が投資受入国の協定違反および投資家の損害を認めた場合には、投資受入国に損害賠償の支払いを命じ、当該国はそれに従う義務がある。投資協定仲裁は1990年代後半から活用され始め、2018年末時点で942件の仲裁案件が生じている¹⁴⁸が、このうち、最も多くの案件において争点とされたのが公正衡平待遇義務にかかるものである。

小寺（2006）は、公正衡平待遇義務は、「投資協定仲裁によって投資協定の新たな意義が明らかになった典型例」¹⁴⁹であり、特に日本では「公正待遇義務のような一般条項は、当事国が義務を解釈する国際条約では意味がないと考えられてきた」¹⁵⁰一方で、仲裁廷等の第三者機関により待遇が解釈される場合は異なることを指摘しつつ、紛争の解決を目指す仲裁廷等は、「具体的な内容の規定によって適切に解決できない場合には、一般条項による処理を目指す。公正待遇義務はこの役割を果たしてきた」¹⁵¹ことを指摘した。また、公正衡平待遇が具体的に指す待遇については、条文の文言や文脈、協定の目的、個別具体的な事情等によって決まるため、公正衡平待遇の義務については、投資協定仲裁において都度検討されてきたといえる。曖昧な内容の規定から、どのような基準に基づき義務の違反有無の判断をするか、更には、どのように具体的な待遇を引き出すか、ということは公正衡平待遇義務を検討する際の重要な問題であり、仲裁廷においてもその取り組みがなされてきた。

¹⁴⁷ 外務省：国家と投資家の間の紛争解決（ISDS）手続の概要、
<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000089854.pdf>>（2019年9月1日アクセス）。

¹⁴⁸UNCTADにより公表されているデータに基づく。UNCTAD: Investment Policy Hub,
<<https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements>>（2019年9月1日アクセス）。

¹⁴⁹小寺彰、前掲論文（2008）、p.1.

¹⁵⁰ 同論文、p.2.

¹⁵¹ 同論文、p.2.

6.2.2. 投資関連協定で規定される公正衡平待遇の意義と規定上の義務の曖昧性

投資関連協定の主たる目的は外国人の投資財産の保護であり¹⁵²、協定の規定はその保護義務の内容について協定締結国が負う義務を示す。そして投資関連協定で規定される公正衡平待遇も投資財産の保護に資するものである。

前述のとおり、小寺（2008）は、仲裁廷等は、個別具体的な内容の義務規定によって投資家対国家の紛争を解決できないと判断された際には一般条項が協定にあれば、一般条項を根拠に紛争を判断することが可能となり、また、公正衡平待遇のように「きわめて内容が曖昧模糊とした規定」¹⁵³は、「本来的にそのような役割が期待されていたことが考えられる」¹⁵⁴こと、また、仲裁廷等は実際に同様の作業を行ってきたことを指摘した。また、Picherack（2008）は、公正衡平待遇はいわば Catch-all の規定として機能してきたことを指摘した¹⁵⁵。更に、協定交渉当事者としても、協定締結に向けて交渉を妥結するためにも公正衡平待遇条項において曖昧な内容のまま投資家の保護について規定しておき、特有の事案が生じた場合には投資協定仲裁に判断をゆだねて解決する意図が生じてきた可能性はある。また投資家保護の観点からは曖昧性を有する方が保護の度合いが高まりうることから、例えば協定の一方の締結国の国内情勢やビジネス環境に不安定要素がある場合には、もう一方の協定締結国の意向等により、意図的にその内容を曖昧にしている協定が存在する可能性がある¹⁵⁶。

公正衡平待遇規定の種類の相違や曖昧性、更には同一の協定に基づく仲裁廷毎

¹⁵² 投資自由化に資する、いわゆる自由化型の投資協定もあるが、既存の協定の多くは投資財産の保護を目的としている。なお、保護と自由化双方を目的とする投資関連協定も多くあり、日本が締結済みの協定においても、保護のみと保護と自由化の双方を目的とするものがある。

¹⁵³ 小寺彰、前掲論文（2008）、p.16.

¹⁵⁴ 同論文、p.16.

¹⁵⁵ J. Roman Picherack: “The Expanding Scope of the Fair and Equitable Treatment Standard: Have Recent Tribunals Gone too Far”, 9 J. *World Investment & Trade*, 255, 2008.

¹⁵⁶ 日本の投資関連協定の公正衡平待遇規定は、2002 年以降は慣習国際法の最低待遇と同等の扱いとすることを規定する協定が増えるが、例えば、「投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定（2017 年 7 月発効）」では同様の記載がなく、曖昧なままとされている。交渉内容は公開されていないため不明ではあるが、筆者の一つの推測として記しておく。

の判断の相違等により、これまでの仲裁廷判断の蓄積をもってしても、当該規定に基づく義務の内容についての共通解釈は得られていない¹⁵⁷。もっとも、仲裁廷における判断の蓄積により、現在においては、一定の解釈は得られている。例えば、一般的には、公正衡平待遇は、透明性・一貫性・安定性・予見可能性・信義誠実を含むことが明らかになってきたとされる¹⁵⁸。また、玉田（2010）の指摘のように形式上投資仲裁には「法的拘束力のある「判例法」は存在しないものの、判例の積み重ねにより、事実上「判例法」を想定した議論が行われて」¹⁵⁹いる一面がある。他方で、ある仲裁廷で示された判断がその後の仲裁廷の判断を必ずしも縛るものではなく、既存の判例を参照にしつつも、各仲裁廷において公正衡平待遇義務の内容は都度検討されうる。実際に各仲裁廷の判断には必ずしも一貫性はなく、上述のとおり公正衡平待遇が示す具体的な義務・待遇に資する曖昧性は依然として存在する。

6.3. 仲裁判断における投資関連協定と慣習国際法の最低待遇基準との関連

6.3.1. 北米自由貿易協定（NAFTA）と覚書

公正衡平待遇義務を含む投資関連協定等において、同協定が紛争解決手段を含める場合は、当該手続き規定に基づき設置された仲裁廷にてその具体的な内容が検討されてきた¹⁶⁰。多くの投資仲裁で検討されたのは、投資関連協定と慣習国際法の関係である。

そもそも投資関連協定と慣習国際法の最低基準待遇との関係は、双方の関連性を認める見解と、投資関連協定は独自(autonomous)であり関連はない、とする見

¹⁵⁷ Barnali Choudhury (2005), op.cit., p.302.

また、外国投資家の投資財産保護に関する相当な注意、適性手続き、裁判拒否の禁止、恣意的措置の禁止、投資家の正当な期待の保護、等をその具体的な内容として挙げられる。

¹⁵⁸ 小寺彰、前掲論文（2008）、p.18.

¹⁵⁹ 玉田（2010）を以下に引用する：「形式上投資協定仲裁には法的拘束力のある「判例法」は存在しないものの、判例の積み重ねにより、事実上「判例法」を想定した議論が行われている、また、投資協定仲裁廷も、先例判断を参照することが多いことが指摘されている。」玉田大（2010）「投資協定仲裁の多角化と司法化」『国際問題』Vol.597, p.48.

¹⁶⁰ 慣習国際法上あるいは国際法上の待遇の最低基準に明示的に言及していない協定においても、衡平校正待遇と慣習国際法上の最低待遇基準との関係については各仲裁廷において判断が分かれていることも指摘しておきたい。

解があり¹⁶¹、長らく議論の対象となってきた¹⁶²。関連性を否定する見解においては、例えば、慣習国際法の最低待遇を約する旨を規定した協定¹⁶³について当該協定の独自性を認めた上で、「投資協定を結んで公正待遇をそれぞれの投資家に与えることを約束したのは、外国人処遇に関する国際法上の最低基準を上回る待遇を相手国投資家に与えるためである」¹⁶⁴とみなされ、慣習国際法上の最低基準を上回る待遇が認められる場合がある。国際法または慣習国際法との関連を規定したものについて、単にその関連を規定するのみでは、慣習国際法の最低待遇と同等とみなすことはされない¹⁶⁵との判断に因る。そのことが争点となった事例として、以下に NAFTA をめぐる投資仲裁判断とその波及について記す。

NAFTA（1994 年 1 月発効、米国・メキシコ・カナダ協定の発効に伴い失効）は、公正衡平待遇義務を以下のとおり規定する。

第 11 章

1105 条：最低基準待遇

一 各締約国は他の締約国の投資家による投資に対して、公正にして衡平な待遇及び十分な保護と保障を含む、国際法に従った待遇を与えなければならない。

¹⁶¹ Picherack (2008)は、双方の見解について紹介した上で、それぞれの立場の懸念点等を批判的に論じている。また、J. Roman Picherack(2008), , op.cit..

¹⁶² 例えば Leite (2016)は、公正衡平待遇を慣習国際法の最低基準に関連付けることは、多くの議論及び法学の中心となってきたことを指摘した。Leite, Kendra (2016) "The Fair And Equitable Treatment Standard: A Search For A Better Balance In International Investment Agreements", American University International Law Review Vol. 32 : Issue. 1, pp. 363-400.

他方、David Gaukrodger (2017) は、慣習国際法の最低待遇を参照する公正衡平待遇とそうではないものの区別が重要であることを指摘した。そのまた一方で、慣習国際法の一般待遇との関係を記載する公正衡平待遇の増加も指摘した。David Gaukrodger (2017) , Gaukrodger, p.5.

¹⁶³ 慣習国際法の最低待遇を約する規定と、慣習国際法の最低待遇のみを約する規定は異なることを念のため指摘しておく。ここでは前者を指す。

¹⁶⁴ 法務省「公表されている主要な投資仲裁判断例の 分析に関する調査研究（先決的抗弁・実体法的論点）報告書」2018 年、p.49.

¹⁶⁵ Haynes, Jason (2013) "The Evolving Nature of the Fair and Equitable Treatment (FET) Standard: Challenging Its Increasing Pervasiveness in Light of Developing Countries' Concerns - The Case for Regulatory Rebalancing", 14 J. World Investment & Trade, 114, 14 (2013), pp.14-146.

同規定では国際法との関連が明示されているが、NAFTA に規定される手続きに基づき設置された仲裁（以下、NAFTA 仲裁）において、慣習国際法上の最低待遇基準との関係がしばしば問われてきた。Pope and Talbot v. カナダの事案¹⁶⁶では、NAFTA が慣習国際法を超える待遇を有し得る独自の基準を有し、更には慣習国際法上の最低基準よりも高度な保護水準を約するものであるとの判断がなされ¹⁶⁷、最終的にはカナダ政府の当該義務違反が認定された。本事案の他にも、NAFTA が慣習国際法を超える待遇を含む独自の基準を有するとの見解が複数の仲裁廷から示された¹⁶⁸。

上記事案他の判決を経て、NAFTA 自由貿易委員会は NAFTA の 11 章についての覚書（Notes of Interpretation of Certain Chapter 11 Provision）を 2001 年 8 月 1 日に公表し、公正衡平待遇（NAFTA 1105 条）について、次の点を述べ、当該規定の義務は慣習国際法の最低待遇基準に留まる旨を明示した。坂田（2004）による訳を引用する¹⁶⁹。

1. 1105 条 1 項は、慣習国際法上、外国人が受ける待遇の最低標準を、他の締約国の投資家の投資が享受する待遇の最低標準として、規定したものである。

2. 「公正にして衡平な待遇」及び「十分な保護と保障」の概念は慣習国際法上、外国人が受ける待遇の最低標準に何ものかを付加したり、それを超える何ものかを

¹⁶⁶ Pope and Talbot, Inc v Canada, NAFTA (UNCITRAL), Partial Award of June 26, 2000.

¹⁶⁷ 小寺（2008）による事案説明を引用したい。「米国企業（Pope and Talbot）に割り当てられた無関税輸出枠が問題となった本件では、仲裁廷は、1105 条（公正待遇）について、一般国際法に含まれるという解釈と、「公正の要素」を一般国際法に付加的するという解釈がありうるとしたうえで、NAFTA1105 条がモデルとする 1987 年の米国モデル投資条約が公正待遇義務を「投資は常に公正かつ衡平な待遇を受け、十分な保護と保障を享受し、いかなる場合にも、国際法が要求する待遇を下回る待遇しか与えられないことはない」と規定して、一般国際法に付加的な性質をもつことを示したと考えて、後者の解釈を支持した（NAFTA1103 条の最恵国待遇規定による均霑も考慮）。そして仲裁廷は、「1105 条は、NAFTA 諸国のもとで適用されている通常の基準での公正の要素に起因する利益を対象の投資家や投資が享受できるように要求する」と解釈する」。

小寺彰、前掲論文（2008）、p.7.

¹⁶⁸ NAFTA 事例として、他には SD Myers v カナダ等が挙げられる。NAFTA 以外にも、例えば Saluka v チェコ共和国など。後者では、公正待遇義務が慣習国際法上の最低基準よりも高次の保護を要求すると判示された。

¹⁶⁹ 坂田雅夫：「北米自由貿易協定（NAFTA）一一〇五条の「公正にして衡平な待遇」規定をめぐる論争」、同志社法学、Vol.55 (6)、2004.

要求したりするものではない。

3. NAFTA の他の規定の違反が存在する、または別の国際条約の違反が存在する、という決定自体は、1105 条の違反が存在することを証明するものではない。

同覚書は、本協定における公正衡平待遇義務は慣習国際法上の最低待遇に留まる旨を明記したものである。これは、NAFTA が独自の規定ではないことを明確にしたとも考えられる。NAFTA 自由貿易委員会は覚書を示すことにより、同協定は独自（autonomous）ではなく、慣習国際法と連動しており、且つ、それが慣習法上の最低標準に留まること、を示した¹⁷⁰。この NAFTA の覚書の取り扱いについては、その効力の有無を含めて、様々な解釈がなされてきたが、NAFTA 仲裁において同覚書が拘束力を有すると判断された事例は多数あり¹⁷¹、同覚書の公表後は、公正待遇が慣習国際法上の最低基準以上のものを指すとの解釈は否定される傾向にある¹⁷²。よって、覚書の発効をもってその後の仲裁廷の判断に一定の制限を課すことを目的とした政府（政策当事者）の試みには効果があったと評することができよう。

なお、NAFTA 仲裁の判例および NAFTA 自由貿易委員会の覚書を受けて、公正衡平待遇を慣習国際法の最低待遇に限定する協定が増える¹⁷³。例えば、日本の協定においては、日豪経済連携協定（2015 年 1 月発効）等が限定した規定ぶりである。また例えば日ウルグアイ投資協定（2017 年 4 月発効）でも公正衡平待遇を慣習国際法の最低待遇に限定しつつ、更にはその協定の義務を「裁判拒否の禁止」や「警察の保護」等に限定している¹⁷⁴。NAFTA 仲裁に関する前述の事例に照らせば、

¹⁷⁰ 坂田（2004）は、この NAFTA1105 条をめぐる一連の論争について、同条の公正衡平待遇規定が「慣習国際法上の最低標準の遵守を確約するものであるのか、それとも慣習国際法上の諸標準とは別個の標準を規定したものであるのか、という対立であった」ことを指摘した。同論文、p.172.

¹⁷¹ 例えば、Loewen（Loewen Group, Inc. and Raymond L. Loewen） v. 米国、Methanex v. 米国、や Clayton v. カナダの仲裁判断は同覚書を尊重すべきとした。

¹⁷² 例えば、経済産業省通商政策局「2018 年版不公正貿易報告書」においても「NAFTA の仲裁事件はこの覚書の解釈に事実上従っている」旨が指摘されている。

¹⁷³ 米国は、2004 年度に公表したモデル協定（モデル協定 2004）でも当該規定を最低待遇基準に留める旨とすべく改定した。

¹⁷⁴ 日本ウルグアイ投資協定条文

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定

投資関連協定においてその義務を慣習国際法の最低待遇基準に留める旨の内容が明記される場合には、協定と慣習国際法の間連が認められ、慣習国際法の最低待遇基準を超える義務は認められないとされる向きにあるとみなすことができよう¹⁷⁵。また、同様の判断は NAFTA 仲裁以外の複数の仲裁廷によっても示されている¹⁷⁶。

6.3.2. 慣習国際法の最低基準待遇の範囲・内容

他方で、投資関連協定と慣習国際法の最低待遇基準の関連如何、すなわち、ある投資関連協定の公正衡平待遇が慣習国際法の最低待遇基準を超えた待遇を約するか否かにかかわらず、そもそも慣習国際法の最低基準待遇はどのような具体的な措置または待遇を約しているのか、という点が問われよう。

第五条 待遇に関する最低限度の基準

1 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。1の規定は、他方の締約国の投資家の投資財産に与えられるべき待遇の基準として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、当該基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではなく、かつ、追加の実質的な権利を創設するものではない。1の規定で定める義務は、次のとおりである。

(a)「公正かつ衡平な待遇」には、法の正当な手続の原則に従った刑事上若しくは民事上の訴訟手続又は行政上の裁決手続における裁判を行うことを拒否しないとの締約国の義務を含む。

(b)「十分な保護及び保障」の要件により、締約国は、国際慣習法上求められる程度の警察の保護を与えることが義務付けられる。

この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があった旨の決定は、この条の規定の違反があったことを証明するものではない。

訳文は外務省ウェブサイトから引用。

外務省：投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定、<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000066373.pdf>>（2019年12月15日アクセス）。

¹⁷⁵ もっとも、各協定の規定ぶり、投資設立時等の状況、及び各仲裁廷に応じて異なる判断が示されることがある。

¹⁷⁶ 例えば、公正衡平待遇を慣習国際法上の待遇の最低基準と同一視する仲裁判断例として、*M.C.I. Power v エクアドル*、*Siemens v アルゼンチン*、*Genin v エストニア共和国*、*Occidental v エクアドル (I)* が、投資協定上の FET 基準は慣習国際法上の待遇の最低基準 形式的には異なるが実質的には差はないと判断する仲裁判断例として、*CMS Gas v アルゼンチン*、*Saluka v チェコ共和国*、*Rumeli Telekom v カザフスタン共和国*、*Biwater v タンザニア連合共和国*が、FET 条項の自律性を認めつつ NAFTA 事例を引用依拠する 仲裁判断例として *Jan de Nul v エジプト・アラブ共和国*、*EDF v ルーマニア*、*Azurix v アルゼンチン*が挙げられる。

慣習国際法上の最低基準を最初に定型化したとされる事案としては、1926 年の米国・メキシコ一般請求委員会による Neer 事件判決の基準が挙げられる。当該事件の判断に用いられた、いわゆる Neer 基準とは「慣習国際法違反となる場合として、待遇が「法的にひどい場合」、「信義誠実を欠く場合」、「故意による義務の懈怠の場合」、「当局の保護が国際基準に遠く及ばず、合理的かつ衡平な人間ならば明らかに保護が不十分であると判断するような場合」¹⁷⁷を指す。このいわゆる Neer 基準¹⁷⁸は、多くの投資協定仲裁で参照されてきた。参照された上で、最低待遇基準は Neer 基準に留まるとする判断¹⁷⁹、または 同基準は発展 (evolve) するとみなし同基準以上の義務を認める判断、が出されている。

慣習国際法における最低待遇義務の発展はすなわち、特に慣習国際法についての規定を含み、同法を参照する公正衡平待遇の内容の発展を導く。一定の基準として Neer 基準が参照される仲裁廷においても、同基準からの発展の内容について、各仲裁廷で判断されうる。このことは、これまでの仲裁判断においてその待遇の発展が認められた様に、今後もその発展として新たな待遇が肯定される可能性があることを示している。よって、例え、NAFTA の覚書で示されたように公正衡平待遇が慣習国際法の最低待遇基準と同様であり、最低待遇基準に留まるものであるとの規定がある場合でも、最低待遇基準そのものの発展可能性により、結局は公正衡平待遇義務の内容についての曖昧性は残る。

衡平待遇について、その曖昧な規定ぶりからその待遇義務を判断するにあたり、その導出に際しても曖昧性が伴う。導出に際する曖昧性の一つの要因が、慣習国際法の最低待遇との関連にみられるような、他の協定との関係にある。公正衡平待遇から具体的な判断基準または義務を導き出すにあたり、特に国際法や慣習国際法と

¹⁷⁷伊藤一頼 (2011)「国際投資保護メカニズムをめぐる現状と課題 ―ルール形成における詩人と国家の関与の構造」『組織科学』 Vol. 45, No.2, pp.4-15。

¹⁷⁸ 法務省の報告書では Neer 基準について「国家（政府）行為の妥当性は国際基準 (international standard) で判断されるべきこと、国際義務違反 (delinquency) を構成するには、外国人の待遇は、すべての合理的で公平な人間がその不十分を容易に認識するほどに、国際基準に合致していない、不誠実 (bad faith)、義務の意図的怠慢、または政府行為の欠如による不法な行為 (outrage) でなければならないと判示した。」

法務省 (2018)「公表されている主要な投資仲裁判断例の 分析に関する調査研究 (先決的抗弁・実体法的論点) 報告書」、p.54.

¹⁷⁹ 例えば、Glamis Gold v アメリカ合衆国や Mondev v. 米国等の事例が挙げられる。

の関連を含む規定がある場合には、慣習国際法の最低待遇基準が考慮されてきた。NAFTA の覚書に関する仲裁判断をみるに、慣習国際法の最低待遇基準に留まる旨の規定は効力を発するとみることができる一方で、慣習国際法の最低待遇基準自体の範囲または内容が必ずしも定まてはいない。特に、これまでの投資仲裁判断で示された様に、Neer 基準のような一定の基準を参考としつつも、慣習国際法の最低待遇基準自体が発展する可能性はすなわち公正衡平待遇の内容が発展する可能性を指し、更には今後もその内容は発展しうることが想定されることから、将来の事案の判断にも不透明性が生じる。公正衡平待遇における公正性は、たとえ NAFTA の覚書や慣習国際法の最低待遇基準にとどめる旨をあらかじめ協定において規定しておくことにより慣習国際法の最低待遇基準の待遇にとどめることができたとしても、同待遇義務そのものの曖昧性が残ることから、結局は公正衡平待遇の義務自体にも曖昧性および不透明性が残るのである。更に、Neer 基準との関係を明らかにせず、具体的な待遇を引き出した事例¹⁸⁰等も公正衡平待遇の具体的な待遇を曖昧にし、不透明性を生じさせている。

6.4. 投資家の「正当な期待」の保護に資する仲裁廷による判断と規定の変化

6.4.1. 投資家の「正当な期待」の保護とその導出

次に、特に昨今の仲裁廷において検討されてきた「正当な期待」の保護にかかる仲裁判断に基づく解釈および仲裁判断を参照し、個別の項目（ここでは「正当な期待」を指す）の待遇義務に資する解釈について検討する。

「正当な期待」の保護とは、「投資設立の時点において、投資受入国が何らかの行為をなし、それを信頼して投資を行った投資家の期待を保護する¹⁸¹」ことであ

¹⁸⁰ Neer 基準との関係を明らかにせず、具体的な待遇を引き出した例として、Waste Management v メキシコ（II）が挙げられる。以下、法務省報告書を引用する：本仲裁廷では、「国家行為が、恣意的、大幅に不公正、不正義もしくは特異なもの（idiosyncratic）であるか、差別的でかつ党派的なもしくは人種的偏見にさらすものであるか、または、裁判の適切性を侵害するような結果をもたらす適正手続の欠如を含んでいる場合」に NAFTA 第 1105 条違反が生じるという定式化を行った。この Waste Management v メキシコ（II）定式は、Methanex v アメリカ合衆国が部分的に依拠したほか、Clayton v カナダ、Mesa Power v カナダにおいても依拠されている」。

法務省（2018）、前掲報告書、p.52.

¹⁸¹ 濱本正太郎（2014）「投資家の正当な期待の保護—条約義務と法の一般原則との交錯—」

り、その保護についてはこれまで多くの投資協定仲裁廷において争点とされてきた¹⁸²。投資家の「正当な期待」が認められるか否かは、投資家が投資を行った状況の客観的理解に基づいて判断される。そして何が「正当な期待」であり、投資受入国のいかなる行為が義務の違反と判断されるか、についても仲裁廷において考慮されてきた。各案件の仲裁廷においては、申立人である投資家側の付託に基づき、一に、投資家の「正当な期待」が保護の対象となるか否か、二に、保護の対象となる場合に国家機関による義務の違反はあったか、という点が検討されるが、一については、協定の規定ぶりで判断され、二に関連しては、投資設立時の状況、例えば、企業が投資実施判断を行うに際し、政府側から投資を促すようなインセンティブの供与について明示的な言及があったか等に応じて判断される。また、投資家の正当な保護は、投資家が「正当な期待」を有するに足る投資受入国側の表明（例えば優遇政策）等が保護されなかったために公正衡平待遇条項違反が生じる、との判断が多数示されている¹⁸³とともに、「投資受入国側からの一定の保証や契約条項等を元に判断される傾向にあると考えられ」¹⁸⁴、また、投資家の「正当な期待」を生む要素（国家の行動や条件）として「投資を誘致するために制定された国内立法、投資を呼び込むために国家機関がなす意思表示、投資設立時に示された契約条件」が挙げられる¹⁸⁵。

公正衡平待遇に基づき投資家の「正当な期待」が保護の対象となるか否かについて、投資家の期待の保護について論じられた初めての事案が *Tecmed v. メキシ*

『RIETI Discussion Paper Series』 14-J-002、p.0.(要旨)。

¹⁸² Klager (2010)は、公正な手続き (fair procedure)、無差別 (non-discrimination) 透明性 (transparency) 及び相対性 (proportionality) とならび、正当な期待 (legitimate expectations) が全ての判例に関連する旨を指摘した。Roland Klager (2010), op.cit., p.452.

¹⁸³ 法務省(2018)、前掲報告書。

¹⁸⁴ 次に引用する：「主な判断例として、*Tecmed v メキシコ* (paras. 149, 150)、*Metalclad v メキシコ* (para. 107)、*Thunderbird v メキシコ* (para. 147)、*Azurix v アルゼンチン* (para. 318)、*EnCana v エクアドル* (para. 173)、*El Paso v アルゼンチン* (para. 294, 295)、*Merrill & Ring Forestry v カナダ* (para. 150)、*Total v アルゼンチン* (para. 197)、*Grand River v アメリカ合衆国* (para. 140)、*Paushok v モンゴル* (para. 302) が挙げられる」。濱本正太郎 (2014)、前掲論文、p.39.

¹⁸⁵ 法務省 (2018)、前掲報告書。

コの仲裁案件¹⁸⁶である。スペイン系企業である Tecmed 社はメキシコで廃棄物処理事業を営んでいたが、メキシコ政府が同社の操業許可の更新を拒否したために、スペイン・メキシコ投資協定に基づいてメキシコ政府を投資紛争解決国際センターに本件を付託した。なお、スペイン・メキシコ投資協定における公正衡平待遇は、慣習国際法または国際法との関連を規定するが、慣習国際法の最低基準に制限はされていない¹⁸⁷。仲裁廷は、同協定の公正衡平待遇が、外国投資家が投資を行うに当たって考慮された基本的な期待に影響を与えないような待遇を投資家に与えることを締約国に要求するものであるとし、外国投資家は「投資先国が一貫して行動することを期待する。ここで一貫してというのは、投資家が商業的・ビジネス上行動を計画・実行し、同時に約束をするに当たって投資家が依拠する、投資先国の以前の決定または許可を恣意的に撤回しないことなどである」¹⁸⁸との解釈を示した上で、メキシコ政府の当該義務規定違反を結論づけた¹⁸⁹。また、投資家の「基本的

¹⁸⁶ Técnicas Medioambientales Tecmed SA v United Mexican States, ICSID Case No. ARB(AF)/00/2, Award of May 20, 2003.

¹⁸⁷ スペイン・メキシコ投資協定の第4条最低待遇基準において、公正衡平待遇が規定されている。

Article IV. Minimum Level of Treatment

1. Each Contracting Party shall give to the investments of investors of the other Contracting Party treatment in accordance with international customary law, including fair and equitable treatment, as well as full protection and security.

2. A resolution to the effect that another provision of this Agreement or of a separate international agreement has been violated shall not establish that this article has been violated.

UNCTAD, <https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements/treaty-files/5621/download> (2019年9月1日アクセス)。

¹⁸⁸ Ibid.

¹⁸⁹ 仲裁廷による次の判断を含む（濱本（2014）から引用）：「本条約の本規定「公正衡平待遇条項」は、国際法上確立した信義誠実原則に鑑み、条約当事国に対し、外国投資について、投資家が投資設立の際に抱いていた基本的な期待を害さないような待遇を与える義務を負う。外国投資家は、投資受入国について次のような期待を持つ。すなわち、外国投資家との関係において、曖昧さなく全面的に透明性をもって行動し、投資を規律するあらゆる法規や関連する政策または行政上の慣行あるいは指示を前もって知らされ、それによって投資家が投資計画を立てることができ、またそれら法規を遵守することができるようにすること。[.....] 外国投資家は、投資受入国が一貫性をもって行動すること、すなわち、国家の既存の決定や許可であって投資家が自らの商業・ビジネス活動の約束をし、計画をし、実際に開始する際に依拠したものを恣意的に撤回するなどということはないことを期待する。投資家は、さらに、投資受入国が投資家の活動または投資を規律する法規を援

期待」を保護する投資受入国の義務は公正衡平待遇義務に由来し、公正衡平待遇義務は「国際法上確立した信義誠実原則の現れ」であるとした。

他方、「正当な期待」は慣習国際法上の最低待遇義務の範囲内であるとの見解に基づく判断としては、Anglo American PLC v. ベネズエラ・ボリバル共和国¹⁹⁰等の事例が挙げられる。英国ベネズエラ投資協定に基づき仲裁廷は「正当な期待」を根拠に投資家側の申し立てを認めたが¹⁹¹、その根拠として最低待遇が発展することを挙げた¹⁹²。更に、「正当な期待」を慣習国際法の最低待遇の範囲内とする仲裁判断に対し、なぜ「正当な期待」が考慮されるべきなのかということについて明確に提示されない判例もある。例えば、英国 EDF v. ルーマニア の仲裁廷は、「正当な期待」について、「投資家がなした投資に関する正当かつ合理的な期待を保護することが公正衡平待遇基準の主要な構成要素の一つであるという、他の複数の仲裁廷が示した見解に同意する」¹⁹³ことのみを述べるにとどまっている。

前述のとおり、仲裁廷において「正当な期待」にかかる保護の可否が判断される際に、慣習国際法上の最低待遇との関連が考慮されることもある一方で、慣習国際法の最低待遇基準が考慮されることなく「正当な期待」にかかる判断がなされることもある¹⁹⁴。また、そもそも、投資受入国政府の行動に関して投資家がいかなる期待を抱くことが「正当」であるかは個々の状況に応じて決まるため、公正衡平待遇が慣習国際法の最低基準を超える内容を含むかどうかは一義的に解答できないとの指摘もある。なお、「正当な期待」が認められるか否かの判断に際し、近年の仲裁廷においては、申立人である外国企業家に対してあらかじめ国家の特定の意思表示が必要か否かという点も争点となりえ、仲裁廷により異なる判断が示されてきたことについても指摘しておく。

用する場合は、その法規範が通常有する機能に従って援用し、また、必要な保証なしに投資家の投資を奪うことはしない、という期待も有する。」Tecmed v. Mexico, ICSID Case No. ARB(AF)/00/2, Award, 29 May 2003, para. 154.

濱本正太郎（2014）、前掲論文、pp.2-3.

¹⁹⁰ Anglo American PLC v. Bolivarian Republic of Venezuela, ICSID Case No. ARB(AF)/14/1 (2019年1月).

¹⁹¹ Ibid.

¹⁹² Ibid.

¹⁹³ EDF (Services) Limited v. Romania, ICSID Case No. ARB/05/13 (2009年10月).

¹⁹⁴ Greentech Energy Systems A/S, et al v. Italian Republic, SCC Case No. V 2015/095.

6.4.2. 協定上の公正衡平待遇の規定ぶりへの影響

「正当な期待」にかかる投資仲裁判断の増加、特に投資受入国側の非がみとめられ損害賠償支払い命令がなされた事例の増加等を背景に、最近締結または署名された投資関連協定において、慣習国際法の最低待遇基準に留めた上で正当な期待にも一定の制限をかける内容の規定があらわれている。例えば、2018年12月に発効したCPTPPについては、慣習国際法上の最低基準に留めた上で、「正当な期待」について次のとおり規定する。

第9・6条待遇に関する最低基準¹⁹⁵

¹⁹⁵ CPTPP 条文

CPTPP 第9.6条 待遇に関する最低基準（注）

注 この条の規定は、附属書九－A（慣習国際法）の規定に従って解釈する。

1 各締約国は、対象投資財産に対し、適用される慣習国際法上の原則に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

2 1の規定は、対象投資財産に与えられるべき待遇の基準として、外国人の待遇に関する慣習国際法上の最低基準を用いることについて定めたものである。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、当該基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではなく、かつ、追加の実質的な権利を創設するものではない。1に規定する義務は、次のとおりである。

(a)「公正かつ衡平な待遇」には、世界の主要な法制に具現された正当な手続の原則に従った刑事上若しくは民事上の訴訟手続又は行政上の裁決手続における裁判を行うことを拒否しないとの義務を含む。

(b)「十分な保護及び保障」の要件により、各締約国は、慣習国際法上求められる程度の警察の保護を与えることが義務付けられる。

3 この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があった旨の決定が行われることは、この条の規定に対する違反があったことを証明するものではない。

4 締約国が投資家の期待に反する行動をとる又はとらないという事実のみでは、結果として対象投資財産に対する損失又は損害があった場合であっても、この条の規定に対する違反を構成しない。

5 締約国が補助金又は贈与を実施せず、更新せず、若しくは維持しなかった又は修正し、若しくは減額したという事実のみでは、結果として対象投資財産に対する損失又は損害があった場合であっても、この条の規定に対する違反を構成しない。

附属書9－A 慣習国際法

締約国は、「慣習国際法」全般及び特に第9.6条（待遇に関する最低基準）に規定する「慣習国際法」が、各国が法的義務であるとの認識により従う各国の一般的なかつ一貫した慣行から生ずるとの理解を共有していることを確認する。外国人の待遇に関する慣習国際法上の最低基準とは、外国人の投資財産を保護するためのあらゆる慣習国際法上の原則

四 締約国が投資家の期待に反する行動をとる又はとらないという事実のみでは、結果として対象投資財産に対する損失又は損害があった場合であっても、この条の規定に対する違反を構成しない。

更に、NAFTA にかわる協定として、2018 年 11 月に署名された米国・メキシコ・カナダ協定（United States–Mexico–Canada Agreement、以下 USMCA¹⁹⁶）は、CPTPP と同様の規定を有し、「正当な期待」について一定の制限を課す¹⁹⁷。

6.4.3. 正当な期待にかかる考察

「正当な期待」は慣習国際法の最低待遇基準の範囲内であるのか、若しくは最低待遇を超えた範囲外とみなされるのか、または、別の考慮要件に基づくものであるのか、については未だ統一された見解はない。「正当な期待」の保護がいかに公正衡平待遇義務から導きだされるのかという点についても、仲裁廷の判断によって異なる。信条信義に資するとの観点から Neer 基準に含まれると判断された例と Neer 基準以上の待遇として考慮される例があり、後者については、それが Neer 基準の発展としての最低待遇の範囲内か、もしくは最低待遇を超えて認められるべき待遇であるか、についての結論はない。更には、曖昧な規定ぶりから具体的な待遇を導き出す作業において、それらの待遇の根拠そのものが曖昧なままに仲裁判断が下される可能性があり、例えば「正当な期待」などの待遇がなぜ公正衡平待遇の義務として考慮されるべきかについての根拠を十分に検討または提示することなく、その具体的な待遇を仲裁廷が認めることがある。加えて、「正当な期待」の根拠の導出

をいう。

内閣府、

<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_yakubun_tpp11/text_yakubun_tpp11.pdf>
(2019 年 9 月 1 日アクセス)。

¹⁹⁶ USMCA の発効に伴い、NAFTA は破棄され、効力を失うこととなっている。

¹⁹⁷ USMCA 第 14.6 条 慣習国際法上の最低待遇基準 Article 14.6: Minimum Standard of Treatment)

締約国が投資家の期待に反する行動をとる又はとらないという事実のみでは、結果として対象投資財産に対する損失又は損害があった場合であっても、この条の規定に対する違反を構成しない。本規定ぶりは CPTPP の規定内容と同じである。

USTR,

https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/FTA/USMCA/Text/14_Investment.pdf
(2019 年 9 月 1 日アクセス)。

の試みにおいて、慣習国際法を参照するものと、法の一般原則を参照するもの、更には根拠を示すことなく正当な期待の保護義務を認めた上で、投資条件等に基づき具体的な検討を行う仲裁廷が存在してきた。なお、経済関連協定に基づく仲裁判断ではないものの、国際司法裁判所（ICJ）は、ボリビア対チリの判決¹⁹⁸（2018年）において、一般国際法上、「正当な期待」の保護に関する規則はない、との判断¹⁹⁹を下した。同判断が今後の投資仲裁廷において考慮される可能性が指摘される²⁰⁰。

そもそも、仮に「正当な期待」が慣習国際法の最低待遇の範囲外であるとの共通解釈が得られたならば、NAFTA の覚書や日豪経済連携協定および日ウルグアイ投資協定のように公正衡平待遇を最低待遇に留める内容の規定においては、「正当な期待」にかかる事項は争点とならない可能性があるが、Neer 基準からの発展に伴う慣習国際法の最低待遇の発展の範囲内にあるとの判断や慣習国際法を参照せずに同待遇を導きだす判断が出されてきたため、例えば NAFTA 覚書のように慣習国際法の最低待遇の範囲にとどめるとした規定のみでは「正当な期待」をその待遇義務から必ずしも排除できないのである。そして同判断等を受け、正当な期待について一定の制限を課す規定ぶりを含める投資関連協定があらわれている。例えば、2018年に発効した CPTPP や同年に署名された USMCA の規定は、慣習国際法の最

¹⁹⁸ *Obligation to Negotiate Access to the Pacific Ocean (Bolivia v. Chile)*

南米の内陸国ボリビアが太平洋へのアクセスをめぐり隣国チリに交渉に応じるよう求めた訴訟で、チリ側に交渉に応じる義務はないとの判決が下された。

Obligation to Negotiate Access to the Pacific Ocean (Bolivia v. Chile), Judgement, 1 October 2018, General List No. 153 (October 1).

¹⁹⁹ *Obligation to Negotiate Access to the Pacific Ocean (Bolivia v. Chile)*, Judgement, 1 October 2018, General List No. 153 (October 1) パラ 162. “The Court notes that references to legitimate expectations may be found in arbitral awards concerning disputes between a foreign investor and the host State that apply treaty clauses providing for fair and equitable treatment. It does not follow from such references that there exists in general international law a principle that would give rise to an obligation on the basis of what could be considered a legitimate expectation. Bolivia’s argument based on legitimate expectations thus cannot be sustained.”

²⁰⁰ なお、日本の協定（例えば、日豪、日ウルグアイ、日オマーン等）を含めて、慣習国際法上の最低待遇基準を参照している規定の解釈に影響が出る可能性は否定できないことを、京都大学の濱本法学部教授は、同教授のウェブサイト

<http://www.hamamoto.law.kyoto-u.ac.jp/news2018.html>（2019年9月1日アクセス）において指摘した。

低待遇基準に留めた上で、正当な期待も排除する内容の規定にも一定の制限を課す。なお、未だ当該規定に基づく投資仲裁への付託がなされていないため、今後、本規定が仲裁廷においてどのように扱われるかについては不明である。

6.5. 小結

本稿では、貿易・投資分野における公正性に関する検討の一つの試みとして、投資関連協定で規定される公正衡平待遇規定の範囲と義務の内容について、主に慣習国際法の最低待遇基準との関係に基づき考察した。協定の規定ぶりや投資状況に応じた仲裁判断がなされることを前提とした上で、本稿が指摘するのは、公正衡平待遇義務およびその解釈に資する曖昧性、および投資仲裁廷の判断の非一貫性等の欠如に資する曖昧性である。例えば裁判拒否の禁止や警察の保護等、公正衡平待遇で保護する内容を列挙することにより一定の明確化をはかることはあるものの、その規定ぶり自体に曖昧性がある。そして判断の根拠としての義務の導出にかかる曖昧性、更には蓄積された投資仲裁判断の一貫性の欠如による曖昧性がみられる。またそれらの曖昧性は、例えば Neer 基準からの発展や「正当な期待」有無の判断事例などを鑑みるに、公正衡平待遇義務自体の発展をもたらさう。そして各仲裁廷における判決は、投資家の申し立てに応じて当該国による損害が認められた場合には、判定に基づき多額の損害賠償支払い義務が国側に発生することから、このような曖昧性の上に判断がなされ、それにより国家に支払い義務が生じることとなる。

そしてその規定の曖昧性から導き出される義務の不透明性、そして仲裁判断として実際に国に賠償を求める事案の増加を受けて、政策当事者が公正衡平待遇の内容に一定の制限を課す向きにある。例えば CPTPP の規定にみられるように、公正衡平待遇を慣習国際法の最低待遇義務に留めた上で更に「正当な期待」に資する制限を課す協定が発効された。一定の制限を課す規定を含むことで公正衡平待遇の明確化を図る傾向にあるとすれば、それはそもそもの公正衡平待遇の趣旨、すなわち一般条項として Catch-all の機能を有してきた当該義務を変容させていく可能性があるだろう²⁰¹。

²⁰¹ Catch-all としての規定を含まないことも、交渉当事者国の政策判断であることを指摘しておく。

WTO における「公正」は無差別原則であり、それらは最恵国待遇と内国民待遇に示される²⁰²。最恵国待遇と内国民待遇についても各仲裁廷で争われてきたが、公正衡平待遇との違いは、それらの待遇を考慮する際には、比較の対象となる一定の基準が存在することである。例えば、内国民待遇であれば、自国の企業・投資家への措置と比べて外国投資家に対する差別の有無が判断される。いわば最恵国待遇や内国民待遇においては考慮すべきことは確立されており、その上で、どのような比較等を行い、判断をするか、ということになる。対して、公正衡平待遇は最恵国待遇や内国民待遇と異なり、比較の対象なしに都度その「公正（衡平）性」が仲裁廷において判断される。そしてその結果として、公正性は発展（evolve）する傾向にある。このことは、公正衡平待遇が絶対的に維持すべき待遇の水準を規定するものとされながらも、比較という行為または対象の欠如等により、その具体的な待遇が発展することを示しているといえよう。なお、公正衡平待遇の「公正」と「衡平」は一つのまとまりとして扱われ、両方をもって一つのコンセプトとして扱われるということが学術上の定説であるが、これまでの公正衡平待遇の取り扱いにおいて「衡平」の要素がさほどみられないことを指摘したい。公正衡平待遇における「衡平」が今後それとして何等かの意味を持つ可能性がありうるか否か、また、比較の要素を同待遇義務にもたらしうるのか、という点等は今後の公正衡平待遇義務の在り方と発展に影響を及ぼしうると了しているため、筆者の今後の課題としたい。

更に、現在、投資協定仲裁の仕組みそのものが国際的な見直し・協議の対象となっている²⁰³ことに加え、EUは常設投資裁判所の設立を目論んでいる²⁰⁴。これ

²⁰² “The rules on non-discrimination — MFN and national treatment — are designed to secure fair conditions of trade. So too are those on dumping (exporting at below cost to gain market share) and subsidies. The issues are complex, and the rules try to establish what is fair or unfair, and how governments can respond, in particular by charging additional import duties calculated to compensate for damage caused by unfair trade.”

WTO、https://www.wto.org/english/thewto_e/whatis_e/tif_e/fact2_e.htm（2019年9月1日アクセス）。

²⁰³ 例えば、国際連合国際商取引法委員会(UNCITRAL)では Working Group III: Investor-State Dispute Settlement Reform において、改革への協議が2017年から継続されている。UNCITRAL、https://uncitral.un.org/en/working_groups/3/investor-state（2019年9月1日アクセス）。

²⁰⁴ 日 EU・EPA において投資紛争の手続き条項が先送り事項となっているのは、EU 側が新しい投資協定の在り方を含む常設投資裁判所を提案したのに対して、従来の投資家対国

らの見直しに至る問題意識の一つは、各仲裁判断の非一貫性にかかるものである²⁰⁵。今後の投資仲裁そのもののあり方または現状からの変容が公正衡平待遇の義務の解釈自体に影響を及ぼす可能性はあり、その影響の結果として、待遇義務の内容が明確化される可能性も否定はできないであろう。

第7章 日本が締結済みの協定と公正性

7.1. はじめに

本章では、日本において貿易・投資における公正性がどのように検討されてきたか、ということについて考察する。本稿では前章まで WTO および経済連携協定、すなわち協定の仕組みや規定から公正性を検討した。以下では、協定を策定する主体としての国に視点を向け、ケースとして日本をとりあげ、同国において、貿易・投資の公正性が政策策定当事者（例えば政治家や担当省庁など）からどのようにとらえられ、検討されてきたかということを考察することで、本稿のテーマである、貿易・投資における公正性は何か探る試みの一助としたい。

日本は2000年頃を起点に、それまでのWTO一辺倒の態度からWTOを重視しつつも経済連携協定の締結を進めていく方向に舵をきった。それから約20年間を経て、現在に至っては、経済連携協定等の個別の協定はWTO協定を補完するものとの立場をとりつつも、経済連携協定の締結を重視し、更には協定の締結に向けた交渉をリードする立場をとろうとしている。単なる交渉国にとどまらず、例えば2018年12月に発効したCPTPP他の経済連携協定の締結に向けた交渉をリードするなど、今日にいたっては経済連携協定を積極的に推進する態度を示している。

日本においては、経済連携協定や投資協定など貿易・投資にかかる協定の大筋合意後、国内の審査をはかる段階において、国会審議において、「公正」という言

家の紛争解決の規定を日本側が求めたため、未だ合意に至っていないからである。なお、EU側が主張する投資裁判所にかかる規定はEU・カナダ包括的経済貿易協定にみられる。²⁰⁵ この点等について、Benedetti（2019）も投資仲裁にかかる批判の部分的な要因は、各仲裁廷が矛盾する判断を下すこと、また民主的な機構(democratic institutions)が民間の利益に資する判断を下すことによる明らかな損害、にあることを指摘している。Juan Pablo Charris Benedetti（2019）“The Proposed Investment Court System: Does It Really Solve the Problems”, 42 Rev. Derecho del Estado 83, p.85.

葉が発せられる状況が散見される。また、経済産業大臣の諮問機関である産業構造審議会に設置された通商・貿易分科会不公正貿易政策・措置小委員会が発効する「不公正貿易報告書」においては、貿易および投資の分野における「不公正」とは何かということを問い続けてきた。

本稿では、貿易・投資に関する「公正」性について、主に不公正貿易報告書、日本政府およびその関係省庁が発する公的文書等や、経済連携協定締結後の共同声明、更には経済連携協定署名後に批准に至るまでの過程でなされる国会審議における審議内容から分析したい。なお、本稿は全体を通して貿易・投資にかかるルールに関する公正性を探ることを一つの目的としていることもあることから、主に投資にかかるルールを規定する投資協定についてもその対象とする。他方で、貿易・投資にかかる個別の協定は、経済連携協定および投資協定の他にも例えばエネルギー憲章などが挙げられるが、本稿ではそれらは主たる分析の対象としない。

7.2. 貿易・投資のルール制定にかかる動き・歴史

7.2.1. 日本の貿易および投資にかかる状況

まずは、日本の貿易および投資にかかる現状を確認しておく。日本は貿易大国であるとともに、特に対外投資においては米国に続き世界2位の額を投資している。2022年の日本の輸出額は99兆2264億円であり、前年21年度比15.5%増であった。輸入額は前年比32.2%増の120兆9549億円であった。輸出、輸入とも過去最高を記録したが、輸入額の増加は資源価格の高騰と円安による影響が大きい。投資については、2021年の日本の対外直接投資は前年比2.6%増の1,498億ドル（国際収支ベース、ネット、フロー）であった²⁰⁶。2022年通年の海外からのインバウンド投資額は99.6億ドルであり、対前年比9.2%の減少であったが、これは円安が主因である。また、日本円ベースの投資額は1.3兆円で対前年比12%増であった。なお、「対日直接投資促進戦略」（2021年6月、対日直接投資推進会議決定）において、「対日直接投資残高を2030年に80兆円と倍増し、GDP比12%とすることを

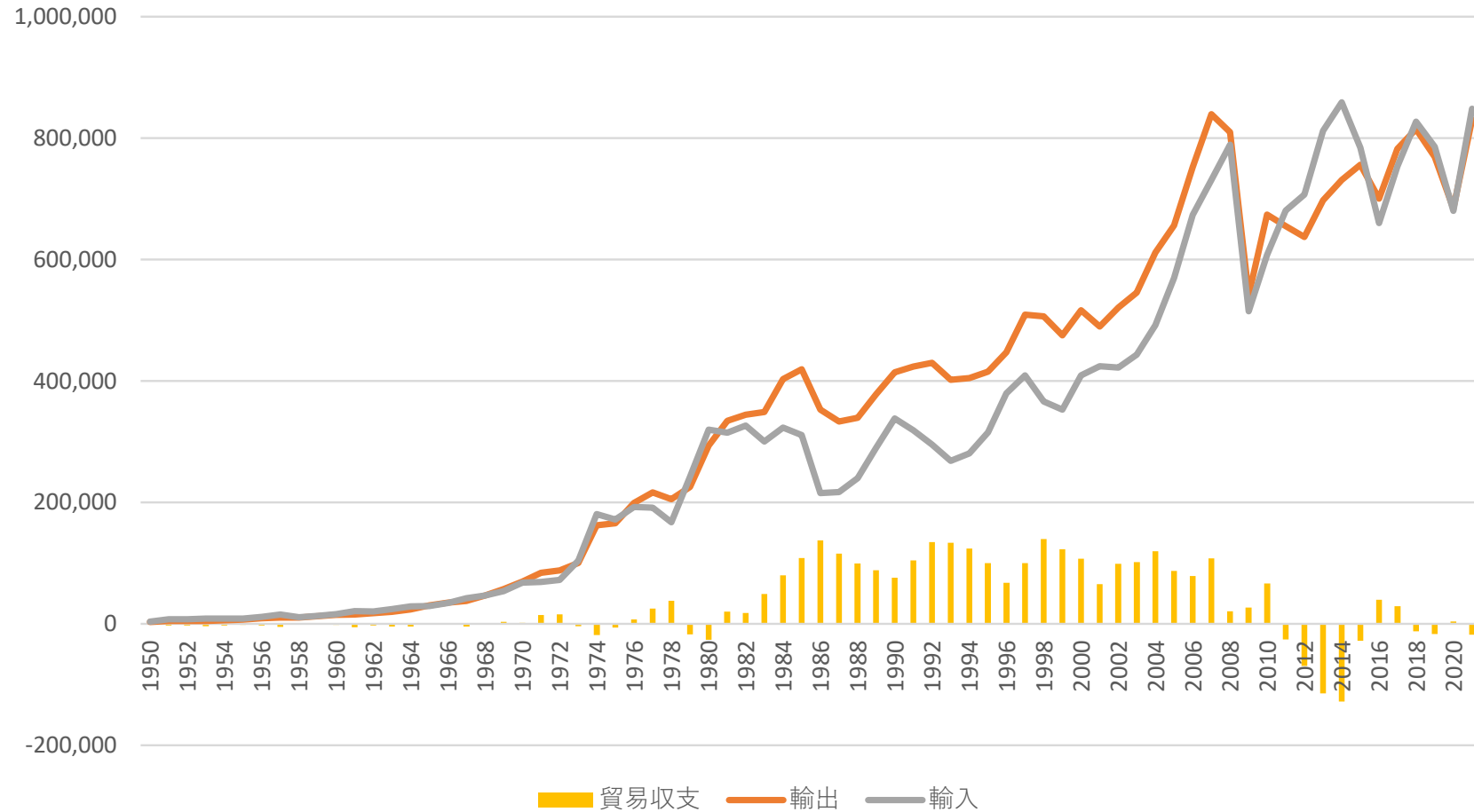
²⁰⁶ JETRO: 『ジェトロ世界貿易投資報告 2022年版』、
<https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/gtir/2022/2_s3.pdf>（2023年6月15日アクセス）。

目指す」とする新たな目標が掲げられた²⁰⁷。また、日本企業の 2021 年の対外 M&A は 859 億ドル、件数ベースでは、564 件であった。同件数は 2013 年以降、例えば 2014 年から 2019 年には各年 600 件を超えて推移していたところ、コロナ禍の影響で 2020 年および 2021 年は鈍化した²⁰⁸。

²⁰⁷ 外務省：対日投資、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tn_toshi/index.html>（2023 年 6 月 15 日アクセス）。

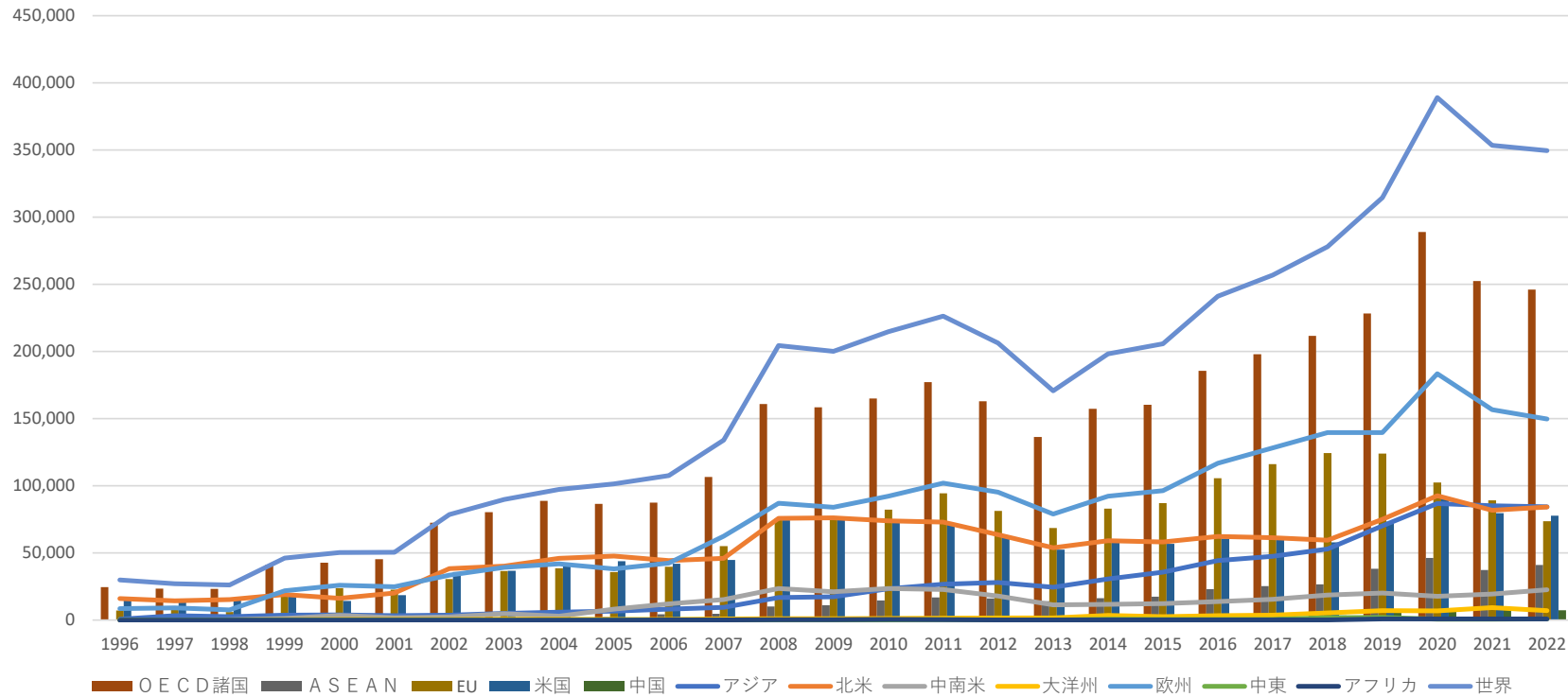
²⁰⁸ JETRO『ジェトロ世界貿易投資報告 2022 年版』。

図表 7-1 日本の輸出・輸入・収支額 (1950 年～2021 年) (億円)



財務省貿易統計 <https://www.customs.go.jp/toukei/suii/html/nenbet.htm> (2023 年 7 月 10 日アクセス) を基に筆者作成。

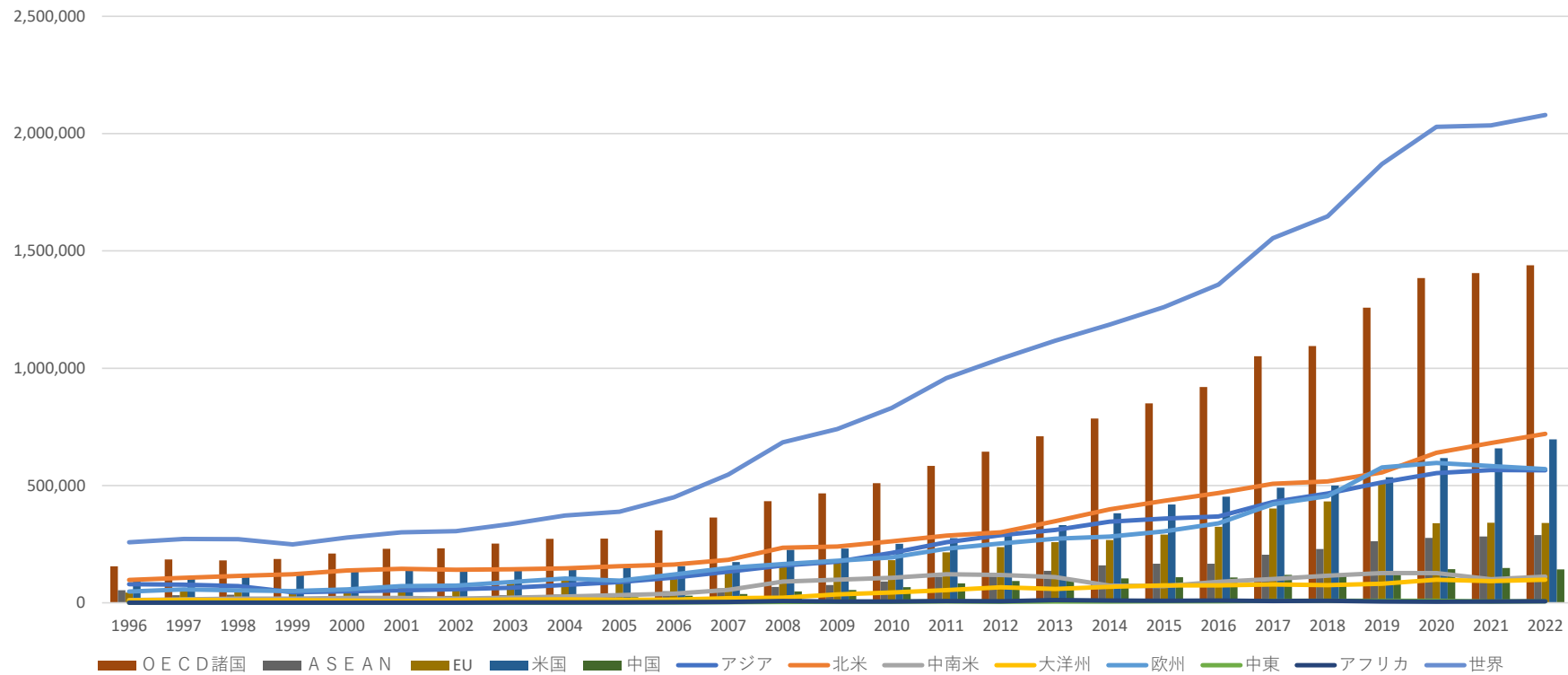
図表 7-2 日本の国・地域別対内直接投資残高²⁰⁹（億円）



日本貿易振興機構データ <https://www.jetro.go.jp/world/japan/stats/fdi.html>（2023年7月22日アクセス）を基に筆者作成。

²⁰⁹ 世界および地域ごとの額は折れ線グラフで表示。OECD諸国、ASEAN、およびEUなど地域の一部もしくは複数地域にまたがる国の構成を示したものは棒グラフで表示。次の図についても同様。なお、日本の対内直接投資は国別には米国が一番多い。

図表 7-3 日本の国・地域別対外直接投資残高（億円）



日本貿易振興機構データ <https://www.jetro.go.jp/world/japan/stats/fdi.html>（2023年7月22日アクセス）を基に筆者作成。

7.2.2. WTO 重視から経済連携協定重視へ

日本においては、1990年代後半から2000年代前半にかけて、多角的な貿易自由化を目指す GATT・WTO 体制一辺倒での貿易政策から、経済連携協定で同体制を補完する貿易政策へ転換し始めた。実際には1999年に日本とシンガポールとの間で経済連携交渉の開始が合意されたのを皮切りに、日本は本格的に、経済連携協定に重きをおいた政策を推進してゆくことになる。また、特に、2010年代後半以降はマルチかつメガの経済連携協定交渉をリードしてきた。

日本が2000年代前半まではWTOもしくは多国間の枠組みを最重視し、経済連携協定の締結には積極的ではなかった理由として、まずは戦時中の反省を踏まえ、経済のブロック化を避ける意図が挙げられる。また、三浦（2021）は、1990年代には日本をはじめとする東アジア地域各国等は、多国間主義を信頼し、自由貿易協定は非加盟国に対して差別的な効果を持つとの評価をしていたことを指摘するとともに、高度成長期が続く中、従来の多国間主義から地域主義に政策を転換するためのインセンティブが低かったことを指摘した²¹⁰。更に大矢根（2014年）は、日本が経済連携協定に関心を示さなかった理由として、日米経済摩擦を背景に、二国間における米国からの圧力の防衛の場として、多国間主義を活用していたことを指摘した²¹¹。しかし、1999年のシアトル閣僚会議におけるWTO新ラウンドの立ち上げの失敗などのWTO交渉の頓挫や1999年に起きたアジア通貨・経済危機が端となり、経済破綻回避のために東アジア地域における地域経済統合の制度化に向けた地域主義的な動きが出てきたことを三浦（2021）は指摘した。

WTOにおける交渉の停滞もあり、2000年代に入ってから、日本は経済連携協定の締結を進めていく。同時期以降、日本との何らかの経済連携協定の締結を視野にアプローチしてくる国が増えてきたことも一要因である。それらのアプローチを受け、日本側は官民ともに真剣に検討するようになった。例えばメキシコについては、2001年6月に東京で行われた日墨首脳会談において、両国の首脳が、両国の経済関係強化のための方策について、自由貿易協定の可能性も含め包括的に検討することを目的として、日墨の産学官からなる共同研究会の設置を決定した。共同研究会は、2001年9月から2002年7月まで、計7回の会

²¹⁰ 三浦秀之（2021）「アジア太平洋地域における地域経済統合と日本」『杏林社会科学研究』 Vol. 36、No.3、pp.93-115。

²¹¹ 大矢根 聡（2014）「国際規範と多国間交渉 GATT・WTO ラウンド事例の比較分析」『グローバル・ガバナンス』 Vol. 1、pp.19-44。

合を開催し、2002年7月に共同報告書を発表した。同報告書では、「両国政府が、日墨両国民の理解を得つつ、検討の過程で洗い出された日墨両国が抱える諸課題を克服し、経済関係を強化するための具体策として FTA の要素を含めた二国間の経済連携の強化のための協定の締結に向けた作業に早急に着手することを提言」²¹²した。なお、同報告書においては、「日墨 F T A を締結する場合には、WTO の規定との整合性が確保されなければならないことを強調」²¹³されている。更には、二国間のありうべき経済連携協定の交渉における日墨それぞれのセンシティブ・セクターへの考慮の必要性も指摘された。続いて、カナダやオーストラリアなど他の国々も、日本との緊密な経済関係を望み、経済連携協定を含む包括的な協定について検討し、官民それぞれが経済連携協定の提案を行った。なお筆者は 2002 年に日豪双方の経済人、日本の場合は日豪経済委員会、が本件を検討した際、同委員会の事務局として日本側の研究会に参加した。日本においては研究会を数回開催したが、委員の中には、当時の日本の政策を反映し、WTO が優先でありつつも、豪州側が求めるから検討する必要はある、という論調もみられた。また、日本側の研究会の成果は 2002 年 4 月に公表された「日豪経済関係強化のための産業界からの提言」²¹⁴にみることができる。この提言の主たる趣旨は、日豪両政府に対して、包括的な経済連携協定を締結することについて、早急に検討を開始するよう求めるものであった。両国の経済関係は、既存の良好な関係を維持・発展させるとともに、両国の将来の発展に寄与する新しい分野での交流の推進や両国関係を多面的に深化させることが重要であり、こうした観点から、両国政府に対し、自由貿易協定を含め、包括的な経済連携協定を締結することについて、早急に検討を開始するよう要望した²¹⁵。

なお、上述のメキシコと豪州との経済連携協定締結を検討した研究会含め、日本国内の官民連携、または民間の研究会が公表した報告書の内容には相手国に応じて温度差や位置づけの違いがみられる。研究会の結果として、経済連携協定の交渉入りおよび締結を要望

²¹² 外務省：共同報告書、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mexico/nm_kyodo/pdfs/nm_kyodo_03.pdf> (2023 年 6 月 15 日アクセス)、p.9。

²¹³ 同報告書、p9.

²¹⁴ 東京商工会議所ウェブサイト <https://www.tokyo-cci.or.jp/about/international/file/fta-proposal.html> からアクセス可能。

²¹⁵ また同報告書公表後の初の民間の経済人が集う日豪／豪日経済委員会合同会議では、日本側と豪州側の合同で FTA の締結を強く求めるものである。なお、このころには政府間での研究会もスタートしている。東京商工会議所：『豪日経済委員会、日豪経済委員会共同声明（仮訳）（2003.6.17）』、<<https://www.tokyo-cci.or.jp/about/international/file/seimei-wabun.pdf>> (2021 年 6 月 15 日アクセス)。

するものもあれば、あくまでも経済連携協定を締結した場合の分析にとどまり、経済連携協定の交渉入りを要望するものではないものもある。

日本政府が経済連携協定へ本格的に舵をきるきっかけでもあり、また大きな転換期となったのは TPP への参加であったと言えるだろう。公に検討開始を発表してから実際の交渉入りまでは、例えば農業や畜産、その他のセンシティブな品目等への影響をかんがみただけでもあり数年を有したが、交渉参加後は同協定、さらには米国脱退後に設けられた CPTPP の署名・発効に向けてリーダーシップを発揮した。

日本は 2023 年 3 月末日現在、50 か国との間で 21 の経済連携協定を署名・発効済みである。協定締結数としては緩やかな増加であるが、他方で、2018 年以降は特に多国間の経済連携協定を締結しているため、締結国としては近年の増加が著しい。例えば、2018 年に発効した CPTPP は 10 カ国、2019 年発効の日 E U 経済連携協定は 27 カ国（英国を除く）、2022 年発効の RCEP は 14 カ国である（いずれも日本を除いた国の数）。なお、2023 年 6 月現在、発効済および署名済の経済連携協定等の相手国との貿易が貿易総額に占める割合は 77.7% であり、交渉中の経済連携協定を加味すると 85.8% となる。交渉中の経済連携協定は、湾岸協力理事会（Gul Cooperation Council: GCC、アラブ首長国連邦、バーレーン、サウジアラビア、オマーン、カタール、クウェート）、トルコ、および日中韓である²¹⁶。また、貿易額 28 兆ドル、人口 33.2 億人の市場を構築した²¹⁷。なお、この経済連携協定におけるカバー率は他国と比べても高い。2022 年 3 月時点について比較²¹⁸すると、中国は 48%、韓国は 77%、米国は 44%、および EU は 44% である²¹⁹。また、日本は 2022 年 2 月末までに 54 本の投資関連協定を締結済みである。

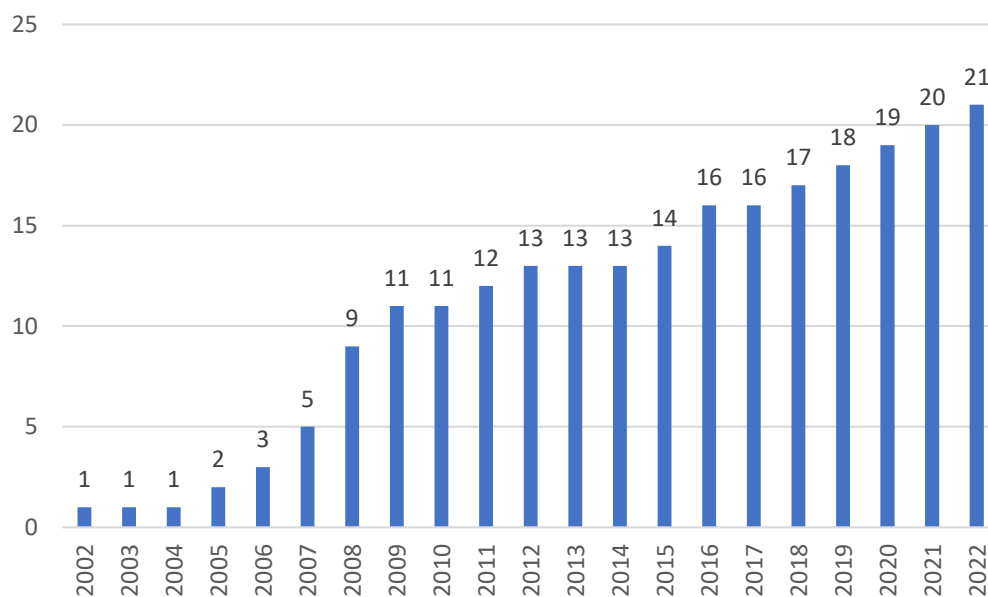
²¹⁶ 外務省：我が国の経済連携協定（EPA/FTA）等の取組、
<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000490260.pdf>>（2023 年 5 月 15 日アクセス）。

²¹⁷ 首相官邸：総合的な TPP 等関連政策大綱、
<https://www.kantei.go.jp/jp/content/20201208_tpp_taikoukaitei.pdf>（2023 年 5 月 15 日アクセス）。

²¹⁸ 交渉中のものは含めない。

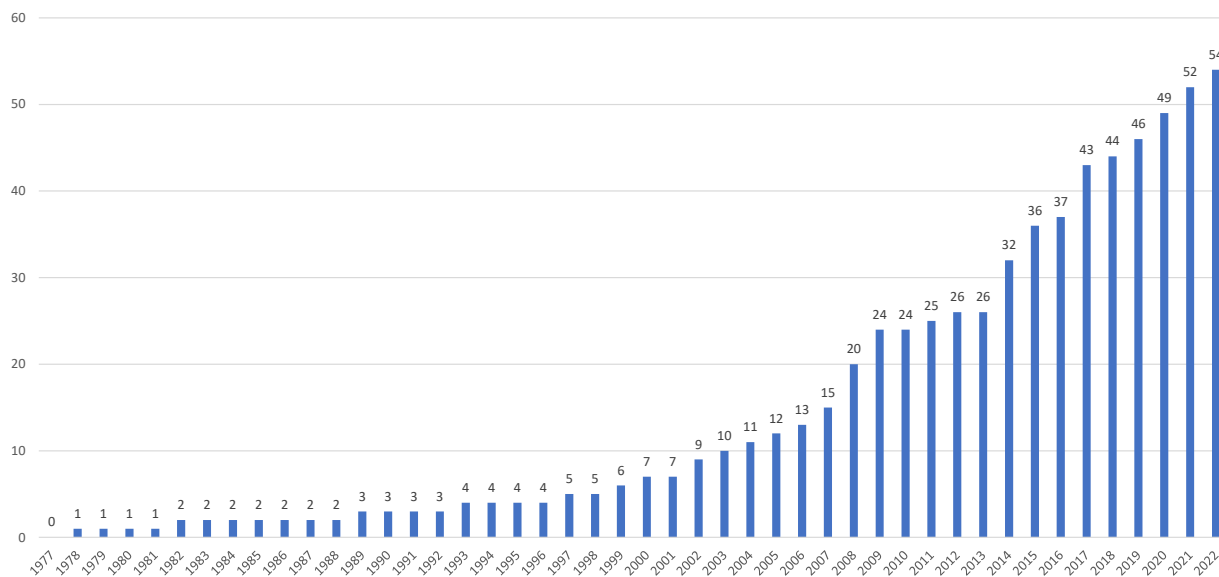
²¹⁹ 経済産業省：『通商白書 2023 年度版』、
<<https://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2023/2023honbun/i3140000.html>>（2023 年 5 月 15 日アクセス）。

図表 7-4 日本の経済連携協定件数（年ごとの発効済件数）



外務省および経済産業省のウェブサイトデータを基に筆者作成。

図表 7-5 日本が締結済の投資協定数



外務省および経済産業省のウェブサイトデータを基に筆者作成。

7.2.3. 経済連携協定にかかる日本の政策

以下では、経済連携協定にかかる日本の政策をみる。日本政府としての公式な政策ではないものの、官から経済連携協定にかかる見解が示されたのは、2002年10月に外務省が発表した「日本の FTA 戦略」が最初である²²⁰。本戦略は「日本が推進しようとする「自由貿易協定（FTA）戦略」について、その今日的意義、メリット、留意点、追求すべき姿、戦略的優先度（如何なる国・地域と FTA を締結していくのか）について外務省（経済局）として当面の考え方をとりまとめたもの」²²¹である。ただしこれはあくまでも「外務省（経済局）の考えをとりまとめたものであり、必ずしも政府全体の見解を代表するものではない」²²²ことが明示され、この公表を機に意見や批判が得られることを想定しつつ、それらを基に外務省として一層の政策的検討を行っていくことを意図したものである。同戦略では、自由貿易協定の戦略的優先順位の判断基準としては、1)経済的基準、2) 地理的基準、3) 政治外交的基準、4) 現実的可能性による基準、5) 時間的基準が挙げられている。日本にとって、東アジア、北米、欧州の 3 地域は日本貿易の 8 割を占める主要パートナーであり、特に東アジアは重要な貿易・投資相手国である。一方で、最東アジア地域において日本産品は最も高い関税を課されており、ASEAN や中国との競争に晒され、日本企業の多くが生産拠点を東アジアに移す中、東アジアの自由化を進めることは円滑な企業活動に資する」²²³、ため同地域の国との締結を優先することが示され、「東アジアが有力な交渉相手地域となり、「現実的可能性による基準」「政治的外交的基準」に鑑みれば、韓国及び ASEAN がまず交渉相手となる」²²⁴、と結論づけた。また、日本が FTA を進めていく際に、地域システムの構築による広い意味での政治的・経済的安定の確保を考慮する必要性を述べつつ、緊密な経済関係を有しつつも、比較的高い貿易障壁があるがゆえに日本経済の拡大の障害の残る国・地域との経済連携協定の締結の優先についてもあわせて明示された。

日本政府としての経済連携協定にかかる正式な方針は、「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」として 2004 年 12 月 21 日に公表された²²⁵。同方針においては、相手国

²²⁰ 外務省：『日本の FTA 戦略』、<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/policy.html>>（2023 年 6 月 15 日アクセス）。

²²¹ 同ウェブサイト。

²²² 同ウェブサイト。

²²³ 同ウェブサイト。

²²⁴ 同ウェブサイト。

²²⁵ 外務省：今後の経済連携協定の推進についての基本方針、

との経済関係を踏まえつつ、経済連携協定以外の連携のあり方（投資協定、投資環境の整備等含む）を選択肢として検討することをしつつ、同経済連携協定は WTO を中心とする多角的な自由貿易体制を補完するものである点を明確にしている。また、経済連携協定は日本及び相手国の構造改革の推進にも資するものであることを述べ、その上で、同協定が「東アジア共同体の構築を促す等、政治・外交戦略上、我が国にとってより有益な国際環境を形成することに資する」²²⁶とし、東アジアを中心とした経済連携を推進するということとしている²²⁷。あわせて、交渉相手国・地域の決定に関する基準を示し、次の点を勘案することとした。一つは、日本にとり有益な国際環境の形成である。同環境の形成のため、地理的要素の配慮、経済力や政治・外交上の課題への取り組みに資すること、更には WTO 交渉等の国際交渉において、日本が他国・地域と連携・強化を図り得て日本の立場の強化に資するか、という点である。二つに、日本全体としての経済利益の確保である。協定が日本企業の海外進出にあたり当地のビジネス環境の改善や経済連携協定が存在しないことによる経済的不利益の解消に資することに加え、日本国内の構造改革の促進に資することが挙げられた²²⁸。三つに、相手国・地域の状況、EPA/FTA の実現可能性を挙げ、双方の困難さにお互いが適切な考慮を払うことができるか、また、当該国・地域以外の国・地域に対し貿易投資上生じ得る影響を巡り摩擦等が生じないか、という点を示すとともに、WTO 及び経済連携協定上の約束を実施する体制が整っていることとした²²⁹。このような地域的な優先順位も勘案しつつ、日本は特に ASEAN 諸国との二国間経済連携協定の締結を進めていった。一方で、東南アジアの国々とは二国間およびマルチ（日・ASEAN 包括的経済連携協定）²³⁰の協定を締結しつつ、東アジアにおいて日本にとって重要な貿易・投資相手国である中国および韓国とは、RCEP が発効するまで経済連携協定は締結していなかつ

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/hoshin_0412.html>（2023 年 2 月 17 日アクセス）。

²²⁶ 同ウェブサイト。

²²⁷ 同ウェブサイト。

²²⁸ なお、農林水産分野については、我が国の食料安全保障の視点や、我が国で進行中の同分野の構造改革の努力に悪影響を及ぼさないこととし、例外的扱いとなっている。

²²⁹ 外務省：今後の経済連携協定の推進についての基本方針、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/hoshin_0412.html>（2023 年 7 月 17 日）。

²³⁰ 2005 年 4 月より交渉を開始、2008 年に署名、同年より国内手続を完了した国との間で順次協定が発効。また、同協定の発効後、サービス貿易・投資のルール交渉が開始され、2019 年 4 月までに全ての締約国が、それらのルールを追加する第一改正議定書に署名。国内手続を経た国が順次発効。

た²³¹。

また、後年には成長戦略等の重大な政策において、経済連携協定（および投資協定）の推進について言及されてきた。例えば「日本再興戦略 2016」（2016 年 6 月 2 日閣議決定）において、「TPP の速やかな発効及び参加国・地の拡大に向けて取り組むとともに、日 EU・EPA、RCEP、日中韓 FTA などの経済連携交渉を、戦略的に、かつスピード感を持って推進する。我が国は、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを目指す」²³² こととしている。また、後年の「成長戦略フォローアップ」（2020 年 7 月 17 日）においても、経済連携協定を「戦略的かつスピード感を持って推進する」こと等が掲げられた²³³。「ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築」に資するための方策として、世界貿易機関（WTO）改革を有志国と連携しながら進めること、経済連携交渉について特に当時交渉中の協定の締結を目指すこと、また投資協定については、「交渉中の投資関連協定については質の高い協定の早期妥結を目指すとともに、経済界の具体的なニーズや相手国の事情等に応じながら、今後も中東、中央アジア、中南米、アフリカ等未締結の国々との間で投資関連協定の交渉を積極的に進める」²³⁴、こと他、が目指されている。経

²³¹ 日中韓経済協定の締結にむけた交渉が 2012 年 11 月に開始されたが、2023 年 7 月現在、締結にいたっていない。なお、日中韓投資協定は 2014 年 5 月に発効している。

²³² 首相官邸：『日本再興戦略 2016 —第 4 次産業革命に向けて—』、
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016_zentaihombun.pdf>（2023 年 6 月 15 日アクセス）。

²³³ 「成長戦略フォローアップ」（2020 年 7 月 17 日）から以下に該当箇所を引用する。

6. 個別分野の取組

x) 海外の成長市場の取り込み

② 日本企業の国際展開支援

イ) ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築（世界貿易機関（WTO）改革）

新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、グローバル・サプライチェーンの強靱化等リスクに強い国際経済体制を構築し、日本企業の積極的かつ安定的な海外展開を確保するため、国際貿易・投資の活性化に資する電子商取引や投資円滑化等の新たな分野におけるルール形成、紛争解決手続改革、通報強化・透明性向上を含めた WTO 改革を、有志国と連携しながら進める。

（経済連携交渉）交渉中の RCEP 協定の年内署名及び早期発効を目指すとともに、日英間の経済パートナーシップの構築に速やかに取り組む。日トルコ EPA、日中韓 FTA を含むその他の経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進する。加えて、TPP11 協定の参加国・地域の拡大について議論を進めていく。また、国内では EPA の利活用を促進していく。

首相官邸：『成長戦略フォローアップ 令和 2 年 7 月 17 日』、
<<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/fu2020.pdf>>（2023 年 6 月 15 日アクセス）。

²³⁴ 「成長戦略フォローアップ」（2020 年 7 月 17 日）

経済連携協定を含む個別の協定を重視する向きは継続されており、例えば、2023年6月16日公表の「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」においても、貿易・投資にかかる協定において積極的に進めていく旨が明記されている²³⁵。

更には、具体的な目標値を定めて経済連携協定の交渉入りおよび締結を推進してきた。例えば、全体の貿易量のうち FTA によってカバーされている比率である FTA 比率について、2012 年の 18.9%から 2018 年には 70%までに引き上げること、などである。なお、投資協定の締結に際しても具体的な目標値を策定し、締結を進めた。2016 年に総務省、法務省、外務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の連名で公表した「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」では 2016 年時点の 25 本から 2020 年までに 100 の国・地域を対象に投資協定を署名・発効することを目指した²³⁶。また、個別の経済連携協定交渉にあたっては、発効後の効果を想定し、期待しうる成果について、担当省庁が発表することが多い。

6. 個別分野の取組

x) 海外の成長市場の取り込み

② 日本企業の国際展開支援

イ) ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築（世界貿易機関（WTO）改革）

（投資関連協定）交渉中の投資関連協定については質の高い協定の早期妥結を目指すとともに、経済界の具体的なニーズや相手国の事情等に応じながら、今後も中東、中央アジア、中南米、アフリカ等未締結の国々との間で投資関連協定の交渉を積極的に進める。

首相官邸:『成長戦略フォローアップ 令和 2 年 7 月 17 日』、
<<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/fu2020.pdf>>（2023 年 6 月 15 日アクセス）。

²³⁵ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」令和 5 年 6 月 16 日
該当箇所を以下に抜粋する。

X. 個別分野の取組

CPTPP の市場アクセス・ルールを高いレベルに維持しつつ、英国加入のプロセスを引き続き我が国が主導する。RCEP 協定の完全な履行確保のための協定参加国への経済・技術協力支援の強化、IPEF、DEFT、投資協定等の取組において具体的な成果を目指す。WTO における電子商取引交渉等、国際的なルール作りにおいて中心的な役割を果たす。

²³⁶ 外務省：投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン、
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page24_000606.html>（2023 年 6 月 15 日アクセス）。なお、2021 年 3 月に、アクションプランを策定・公表した省庁連名にて、同アクションプランの成果の検証と今後の方針を公表した。同アクションプランにおいて設定された目標値には達しなかったものの、交渉中の協定も含めると、最終的には計 94 の国・地域がカバーされ、日本の対外直接投資残高の約 93%をカバーすること、CPTPP や RCEP のマルチの協定、ならびに日 EU 及び日英経済連携などのハイレベルの協定の署名・締結を日本が主導したこと等を挙げ、大きな成果を上げることができたと評価した。外務省：「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」（成果の検証と今後の方針）、<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100163314.pdf>>（2023 年 6 月 15 日アクセス）。

加えて、TPP においては、2015 年の TPP 協定の大筋合意を受け、同協定の実施に向けた総合的な政策の策定等を目的に、内閣総理大臣を本部長とする「TPP 総合対策本部」が内閣に設置された²³⁷。同対策本部は、「TPP の効果を真に我が国の経済再生、地方創生に直結させるために必要な政策、及び TPP の影響に関する国民の不安を払拭する政策の目標を明らかにするもの」として、2015 年 11 月に「総合的な TPP 関連政策大綱」を決定した。それは、その後も、他の協定の合意を勘案しながら数回改訂され、2023 年 6 月現在に至る²³⁸。

7.2.4. 日本が締結済の経済連携協定および投資協定

以下に、日本が実際に締結した個別の協定について確認する。日本が最初に締結した経済連携協定はシンガポールと締結した、日・シンガポール経済連携協定である。1999 年に両国間で経済連携協定の交渉を始めることが合意され、その後の交渉、2002 年 1 月の署名、両国内における承認を経て、2002 年 11 月に日シンガポール経済連携協定が発効した。これは、ASEAN 諸国に対し、日本との経済連携協定締結への関心を喚起した²³⁹と指摘される。実際に、2003 年 12 月にはタイ、フィリピン、マレーシアとの間で経済連携協定の交渉開始に合意し、それぞれ順次、日本との二国間協定が締結された。締結の傾向としては東アジア、特に ASEAN を中心に締結を進めた点は、前述した「日本の FTA 戦略」や「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」など当初の政策との合致、すなわち経済連携協定の締結を優先する地域についての合致がみられる。また、例えば、日本とフィリピン間の経済連携協定における一つの大きな焦点は人の移動であるなど、関税削減とは異なる分野が重大となることはまさに貿易以外の分野を含めた協定であるがゆえである。なお、日本にとって初の複数国との広域経済連携協定は 2008 年 12 月に締結した日 ASEAN 経済連携協定である。なお、これは、二国間の経済連携協定とは別個の協定であり、企業は、日

²³⁷ 同対策本部は、2017 年 7 月に日 EU 経済連携協定の大枠合意を踏まえて「TPP 等総合対策本部」に改組された。

²³⁸ その後、「総合的な TPP 関連政策大綱」は、日 EU 経済連携協定の大枠合意及び TPP 11 協定の大筋合意も踏まえ、2017 年 11 月に「総合的な TPP 等関連政策大綱」として改訂された。更に、2019 年 12 月には CPTPP、日 EU 経済連携協定の発効後の動向や同年に署名された日米貿易協定も踏まえ、改訂されました。2020 年 12 月には、RCEP 協定の大筋合意や新型コロナウイルス感染症危機への対応の視点を加えて再度改訂されている。

²³⁹ JETRO：日本をとりまく EPA/FTA、

<https://www.jetro.go.jp/ext_images/biz/seminar/2020/6ef6b4c12046f30d/shiryo1.pdf> (2023 年 6 月 15 日アクセス)。

ASEAN 経済連携協定と既存のアセアン諸国との二国間の協定を比較し、関税率や利用条件が、より有利な協定を選択して利用可能である。そしてその後も日本は二国間および多国間での経済連携協定の発効を重ねた。特に、2018 年 12 月に発効した CPTPP²⁴⁰や 2019 年 2 月日 EU 経済連携協定発効など、大型の協定の締結も主導した。

なお、協定における貿易自由化の度合いは関税撤廃率で測ることができる。関税撤廃率または自由化の水準は、締約国との貿易に占める関税撤廃品目の割合で算出される。算出は品目数に基づく場合と貿易額に基づく場合とがある。貿易額による日本が締結済の協定における撤廃率を図表 7-6 に示した。日本は 90%を超える水準が多く、特に、日本の産業の関係で戦略的に保護する品目がない、または極端に少ない場合等においては、99%以上の削減率となっている。例えば、スイス、ブルネイ、モンゴルを相手国とする経済連携協定が左記にあてはまる。他方で、例えば農産品や、相手国によって戦略的に保護する品目等により削減率は異なる。

²⁴⁰ CPTPP 交渉 11 カ国のうち 6 カ国における国会承認を経て発効。CPTPP では、署名国のうち少なくとも 6 カ国が国内法上の手続き完了を通報した日の後 60 日で効力を生ずる、ことが規定されており、この発効要件を満たしたため。

図表 7-6 日本が締結済みの経済連携協定における関税撤廃率

	相手国・地域	発効	関税撤廃率 (%)	
			日本側	相手国側
1	シンガポール	2002年11月	95	100
2	メキシコ	2005年4月	87	98
3	マレーシア	2006年7月	94	99
4	チリ	2007年9月	91	99
5	タイ	2007年11月	92	97
6	インドネシア	2008年7月	93	90
7	ブルネイ	2008年7月	99	99
8	ASEAN	2008年12月	93	90
9	フィリピン	2008年12月	92	97
10	スイス	2009年9月	99	99
11	ベトナム	2009年10月	95	88
12	インド	2011年8月	97	90
13	ペルー	2012年3月	99	99
14	豪州	2015年1月	94	99
15	モンゴル	2016年6月	100	96
16	CPTPP	2018年12月	95	99～100
17	EU	2019年2月	94	99～100
18	日米貿易協定	2020年1月	84	92
19	RCEP	2020年11月	81～88	83～100
20	英国	2021年1月	94	99

各協定を基に筆者作成。

図表 7-7 は日本が締結済みの協定について、その規定内容を一覧にしたものである。

図表 7-7 日本が締結済みの経済連携協定における規定

※規定があるものを○、規定がないものを×とした。

	シンガポール	メキシコ	マレーシア	チリ	タイ	インドネシア	ブルネイ	AJCEP	フィリピン	スイス	ベトナム	インド	ペルー	豪州	モンゴル	CPTPP	EU	英国	RCEP
関税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
原産地規則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
アンチダンピング、 相殺措置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
セーフガード	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
貿易の技術的障害	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
サービス貿易	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自然人の移動	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
知的財産	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
投資	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
競争	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
政府調達	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
貿易円滑化	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
エネルギー	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×
労働	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×
環境	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×
電子商取引	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○
国家間における紛争解決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ビジネス環境整備	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×

経済産業省『2021年版不公正貿易報告書』

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2021/pdf/2021_03_00.pdf（2023年6月1日アクセス）を基に筆者作成。

なお、投資協定においても規定の内容は協定の相手国に応じて異なる²⁴¹。協定は交渉の結果であるため、相手側が受け入れられない規定は含まれていない。例えば日豪経済連携協定や日 EU 経済連携協定など、先進国を相手とする協定においても日本が重要な規定とみなしている ISDS の規定がないものもある。日本は ISDS を規定する方針をとるため、少なくとも 2022 年 3 月末までに締結された協定において ISDS が規定されなかった背景には、それぞれ相手国が拒否したからである²⁴²。また、2021 年 3 月時において、日本の発効済み又は署名済みの協定のうち、「自由化型」は「保護型」の数を上回り、「自由化型」協定が占める割合は国・地域数ベースで約 75%、我が国対外直接投資残高比で約 80%となっている²⁴³。

日本は 2023 年 6 月現在、複数の多国間の経済連携協定を締結している。中でも TPP および CPTPP は「21 世紀型」の「質の高いルール」として高水準の貿易自由化を盛り込んだ協定である²⁴⁴。例えば、TPP において、日本の自由化率（即時ないし発効後 11 年目までに関税を撤廃する物品の品目数の割合）は 95%を超える。日本がそれまでに締結した経済連携協定の自由化率は 95%を超えない協定が多いことを考えても、スイス、ブルネイ、ペルーといった日本とのセンシティブ産業がない国を除き、政府調達に関しては、すべての交渉参加国が物品・サービスの調達市場を開放する政府機関・活動と最低基準額を約束した。ベトナムやマレーシアなど、WTO の政府調達協定に加盟していない TPP 参加国の政府調達市場が新たに開放されることになる。これは日本に限ったことではなく、その他の交渉参加国の大半も、WTO 政府調達協定や既存の経済連携協定を上回る水準の自由化を約束した。TPP の条文構成は日本がこれまでに締結してきた経済連携協定と大きく異なるものではないものの、TPP が「21 世紀の地域貿易協定」と称されるように、例えば投資章の内容をよ

²⁴¹ なお、日本が締結済の投資関連協定について、各協定の規定内容（一般的に規定される内容に関する規定の有無）は経済産業省ウェブサイト内、

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/investment/200122_table1.pdf、「投資協定(E P A 投資章含む)の主要構成要素」で確認することができる。

²⁴² 豪州政府に賠償命令がだされた過去の仲裁との関係で ISDS の締結には否定的であり、EU は、EU 独自のアイデアであり、また EU と他の国との経済連携協定において規定されることがある常設投資裁判所との関連で、いずれも ISDS の規定を否定している。いずれも今後の協議事項となっている。

²⁴³ 外務省：『「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」（成果の検証と今後の方針）』、<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100163314.pdf>>（2023 年 6 月 15 日アクセス）。

²⁴⁴ TPP は米国の離脱により、一部を修正した上で、CPTPP として発効された。他方、日本は TPP に署名の上、TPP の発効について、国会での承認を受けていた。

り質の高い自由化型にするなど、従来の経済連携協定にはない要素が含まれる。更には、TPP 以前に日本が締結した経済連携に規定がない新たな章が含まれる。それらは例えば、国有企業の規律を設けた第 17 章、協力とキャパシティ・ビルディング に関する第 21 章、いわゆる分野横断的事項に関する第 22 章から第 25 章、透明性及び腐敗防止に関する第 26 章などである²⁴⁵。また、日本は特に、米国が 2017 年 1 月に TPP からの離脱を表明後には、同協定の締結に向けて主導するなど中心的な役割を担った。上記の背景およびその後も積極的に経済連携協定の締結にむけて動いていることを考えても、TPP および CPTPP の締結は、日本にとって経済連携協定を国の政策にどのように位置づけるか、ということについて見直しをする一つの契機となった。

7.3. 日本の公正に関する考え方 不公正貿易報告書を手掛かりに

以上の背景を踏まえた上で、日本政府・省庁が考える貿易・投資における「公正」とは何か、について考察する。考察に際する手がかりの一つとして、まずは毎年発行される不公正貿易報告書における公正性または fairness について参照したい。同報告書は、経済産業大臣の諮問機関である産業構造審議会に設置された通商・貿易分科会不公正貿易政策・措置調査小委員会が毎年公表する年次の報告書である。1992 年に創刊されて以降、毎年発行されており、2022 年度で 31 回目の公表となった。同報告書は、WTO 協定、経済連携協定及び投資協定に照らして、「各国の貿易政策・措置の状況を包括的に分析するものとしては、我が国唯一の報告書」²⁴⁶である。また、同報告書は「貿易・通商摩擦の冷静かつ建設的な解決を模索するため、「公正性」とは何かを問い続けてきた」²⁴⁷ものである。

同報告書は次のとおり構成される。まずは、ルールの遵守が公正に資するとの立場に関連し、既存のルールに照らして現状がどうであるか、の分析である。その上で、「国際的に合意されたルールを基準として、我が国の主要貿易相手国・地域が採用する貿易政策・措置の問題を明らかにし、その撤廃や改善を促し」²⁴⁸ている。また、同報告書においては、ルール志向に照らして、そのルールの理解促進のため、現行のルールの内容やその背景に

²⁴⁵ 公正取引委員会：環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 本体協定、
<<https://www.jftc.go.jp/kokusai/kokusaikyoutei/tpp11.html>> (2023 年 6 月 15 日アクセス)。

²⁴⁶ 経済産業省『2019 年版不公正貿易報告書』、p.3。

²⁴⁷ 同報告書、p.3。

²⁴⁸ 同報告書、p.3。

ある基本的な考え方についても解説している。

同報告書におけるルールとは、WTO 協定、および左記定以外の国際条約、国際法上の基本原則その他の国際慣習法である。同報告書では、まず、WTO の 2 原則（最恵国待遇、内国民待遇）と 12 のルール（数量制限、関税、アンチ・ダンピング措置、補助金・相殺関税他）に基づき、米国、EU、中国などを含めた対日貿易額上位の国や地域の貿易政策・措置の問題点を明らかにし、その撤廃・改善を求めている。なお、国際慣習法については、2022 年の報告書において、「国際慣習法」もその対象とすることが明記されている²⁴⁹。国際慣習法はそのものとして、守られるべきものであるが、これが含まれることを明記した点は重要であろう。他方で前章の公正且つ衡平な待遇にかかる分析で示されたように、国際慣習法の中身の解釈においては判断が分かれるところであり、一種の曖昧性を要していることも指摘しておきたい。

同報告書で明示される日本の公正性にかかる立場とはいかなるものか。結論を先にいえば、ルールの遵守を公正とする「ルール志向」である。貿易・投資の公正性を論じる際の日本の見解は、ルールの遵守が公正に資するとの立場である。また、「国際的に合意されたルールを基準として、各国の貿易政策・措置を評価」²⁵⁰している。また、「各国の貿易政策・措置の公正性は、結果ではなく国際的に合意されたルールに基づき、客観的に判断されるべきである。その上で、もし適当な国際ルールが存在しない場合には、まずルールの定立を期し、国際ルールなしに公正・不公正を論ずるべきではないというルール志向こそが、本報告書が提示し続けてきた「公正性」であり、我々の依拠すべき原理原則（principle）」である²⁵¹との見解が示されている。もしも適当な国際ルールが存在しない場合には、まずルールの定立を期することが必要であり、国際ルールなしに公正・不公正を論ずるべきではないというという立場である。

²⁴⁹ 該当箇所を抜粋する。「ルールとしては、「ルール志向」における「ルール」として、同報告書では 1) WTO 協定、及び 2) WTO 協定以外の国際条約、国際法上の基本原則その他の国際慣習法を扱う。後者については、WTO 協定が対象とする分野又は WTO 協定が対象としない分野について締結される国際条約や、国際法秩序を支えるその他の国際法規範であり、WTO 協定を補充するものである。WTO 協定以外の国際条約の例としては、経済連携協定・自由貿易協定、投資協定、二国間の経済・通商事項を規律する二国間条約、WTO 以外の多数国間条約が挙げられる。また、成文法の形をとらない国際法上の基本原則その他の国際慣習法は、我が国を含むすべての国家が当然に遵守すべき規範」である。経済産業省『2022 年不公正貿易報告書』、p.6。

²⁵⁰ 経済産業省『2019 年版不公正貿易報告書』、p.6。

²⁵¹ 同報告書、p.3。

このルール志向に至り、またそれを継続している背景には、ルール志向に対置する結果志向²⁵²への強烈な批判がある。日本としては、不公正貿易報告書の初版から一貫して、結果に基づく「公正性」の判断を否定してきた。結果に基づく公正性の判断とはすなわち、特定国との貿易に関し自国に不利な「結果」が生じていることのみを理由にして、相手国の貿易政策・措置を不公正と評価することであり、「結果志向は、客観性が欠如し、管理貿易に転化しかねず、反競争的效果をもたらしかねない」²⁵³からである。また、「結果志向」は「ルール志向」に対置される概念とみなしている²⁵⁴。

結果主義に対する批判は同報告書において繰り返しなされる。同報告書を貫く問題意識は、市場競争に関連して公正性が問われるのは、競争がもたらす「結果」ではなく、あくまでも競争が「ルール」に基づいて行われているかどうかであり、合意されたルールに従って競争が行われたにもかかわらず、その結果の公正性を問おうとすること（結果志向）は、合意に基づくルールの基盤を破壊しかねないというところにある。結果志向の問題として次の点を挙げている。まずは、その最大の問題として、特定国が一方的な判断で相手国の貿易政策・措置を評価するという客観性の欠如を挙げ、「貿易の「結果」が必ずしも相手国の政策・措置によってもたらされていない場合にも、その「結果」の原因を相手国の政策・措置に求めて「不公正」と判断しかねないという問題」²⁵⁵を指摘し、更に、「結果志向」は、特定の外国産品の市場シェアや輸入額等の具体的な結果の達成（数値目標）を相手国に要求する政策と結びつき、容易に「管理貿易」に転化しかねないという問題点を指摘する。これはかかる市場経済原則によって世界経済の発展を図るという WTO 協定等の基本的理念から大きく逸脱するものである²⁵⁶。なお、そもそも本報告書が作成されるようになった背景は、1980 年代の先進国²⁵⁷との貿易摩擦を巡る議論において、貿易黒字等の「結果」から不公正な貿易措置を行っていると一方的に決めつけられ、貿易不均衡の是

²⁵² 「「ルール志向」に対置される概念として、本報告書は、特定国との貿易に関し、貿易収支の不均衡や、特定産品の輸出の低迷といった自国の意に沿わない「結果」が生じている場合に、その「結果」のみを理由に、相手国が採用する政策・措置を不公正と評価する「結果志向」の問題点を指摘してきた。」（下線は筆者による）経済産業省『2022 年版不公正貿易報告書』、p.7。

²⁵³ 経済産業省『2019 年版不公正貿易報告書』、p.3。

²⁵⁴ 同報告書、p.7。

²⁵⁵ 同報告書、p.8。

²⁵⁶ 同報告書、p.8。

²⁵⁷ この先進国とは、米国を指す。

正を要求された経験に起因している²⁵⁸。

同報告書を取りまとめる委員会²⁵⁹では、2022 年の報告書作成にあたり、再度、その「公正性」について検討がなされたが、結局は本報告書開始時の内容に修正は加えていない。WTO 協定における交渉の停滞、経済連携協定や投資協定にかかる発展、更には貿易および投資の量・額における増大などの変化などを経ても、「公正性」の根本的な内容は変更していない。なお、不公正貿易報告書は、同報告書の作成・発行を開始した 1992 年から 2022 年までの 30 年間を大きく 4 つの区切りに分けて、貿易・投資の「公正性」にかかる状況の変遷を示した²⁶⁰。まず、第 1 期は 1992 年から 2000 年であり、左記期間中は同報告書が 3 つのねらいによって策定されていたことを示した。すなわち、1)「不公正貿易」という概念を巡る混乱に終止符を打つため、公正性の認定基準として、「結果志向型基準」ではなく、GATT など国際的に合意されたルールを採用（ルール志向型基準）、2)「我々すべてが罪人である（All are sinners）」との認識を共有し、問題解決に向けた相互努力を促す、3) 各国の問題点の解決のために政策提言（GATT 紛争処理手続の活用など）、である。第 2 期は 2001 年～2007 年であり、ルールを基準とした分析に加え、問題解決のための具体的なアクション・施策の方向性を示すこと、および二国間・地域間の協定も、今後の紛争解決のベースとなる法的枠組みとして積極的に位置づけた時期と位置づけている。第 3 期は 2008 年～2016 年であり、保護主義的措置への取組（例えば「経済危機下のいわゆる保護主義をめぐる動向と経済産業省の対応」の公表）、および中国などの新興国の保護主義・貿易制限措置に関する分析と WTO 紛争解決手続きの積極的活用について検討した時期であり、第 4 期は（2017 年～2023 年時点現在）であり、この不公正貿易報告書で再度結果主義への揺り戻しに警鐘をするとともに、公正性がルール志向であることを再確認した時期、としている。この、不公正貿易報告書を作成し始めた 1992 年から現在に至るまでの時期の四つの切り分けについて、なぜこの切り分けにしたのかということについての確固たる根拠は不明であるものの、おおよそ 8 年間程度を一つの期としていることは指摘しておきたい。

²⁵⁸ 経済産業省『2022 年版不公正貿易報告書』、p.11。

²⁵⁹ 委員会とは経済産業大臣の諮問機関である産業構造審議会に設置された通商・貿易分科会不公正貿易政策・措置小委員会のことである。

²⁶⁰ 経済産業省『2022 年版不公正貿易報告書』、p.11。

7.4. 政府要人の発言にみる公正性

続いて、日本の政策立案・決定・施行を担う、内閣および政治家の発言から、考察したい。具体的には経済連携協定や投資協定の締結・署名後、それらの協定の発効に向けた批准の是非を問う国会審議にかかる発言である²⁶¹。なお、国会関連会議にかかる調査においては、国会会議録検索システムのデータベースを活用し、「自由で公正」をキーワードとして、検索した（2023年1月～5月に検索実施）。

まず、それらの協定についての発言においては「公正」と「ルール」を関連づけた発言が頻繁にみられる。例えば、CPTPPの6カ国の参加国が署名することで同協定の発効基準が満たされた際にも、茂木敏充外務大臣は国内での記者会見（2018年10月31日）で、「TPP11が発効すれば、自由で公正な21世紀型の新たなルールが確立され、世界に広がっていくという強いメッセージの発信になる」²⁶²と考える旨、また、「我が国としては、今後とも、自由貿易の旗手として、自由で公正なルールに基づく国際経済秩序の強化を主導」²⁶³していく決意を述べた。また、2018年7月に署名され、2019年2月に発効に至った日EU経済連携協定においても、署名を行った首脳会議後の共同声明においては、両国首脳から「日本とEUは、自由で、公正な、かつルールに基づく貿易を促進し、保護主義に対抗するという力強いメッセージを発信している」²⁶⁴旨が述べられた。

また、国会答弁等において、「自由で公正な」²⁶⁵と「ルール」について頻繁に述べられ

²⁶¹ 例えば外務大臣など内閣の大臣の発言は官僚が執筆した発言要領を踏襲することが多いと考える。そのため、大臣等の発言は各担当・所轄官庁の見解を反映しているものと筆者は了解している。

²⁶² 内閣官房：茂木大臣の記者会見概要(2018年10月31日)、
<https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/kyotei/tpp11/pdf/181031_tpp_kaiken.pdf> (2023年3月31日アクセス)。

²⁶³ 同概要。

²⁶⁴ 伊藤博敏・朝倉啓介・吾郷伊都子：『FTAの基礎と実践：賢く活用するための手引き』、白水社、2021、p.32。

²⁶⁵ なお、最初に「自由で公正」という言葉が発せられるのは、独占禁止法との関係において、第16回国会 衆議院 経済安定委員会公聴会 第1号 1953年7月10日における中島英信氏による、「この独占禁止法の根本の精神は、おそらくこういうような較差のはなはだしい、均衡のとれないような経済状況を生じないために、自由で公正な、ほんとうに均衡のとれた経済関係をつくり上げて行くということが、この法律の根本の精神であると思います。」（下線は筆者による）という発言である。自由で公正な、均衡のとれた経済関係の重要性について述べたこの発言は、例えばWTOで目指す相互かつ互恵的な関係に基づく自由で公正な貿易に通じるものである読み取れる一方で、この発言の主たる対象は独占禁止法であり、本稿でとりあげる内容とは直接関係しない。日本の独占禁止法第一条の目的には、自由で公正な競争秩序の維持促進をすることが明記されていることを付記しておく。そのほか、例えば、1971年1月27日の第65回国会 参議院 本会議 第4号 宮澤喜一

ている。経済連携協定または投資協定に関する国会答弁の内容から、協定の意義や目的、または協定がどのように機能しうるか等、協定締結に資する答弁において協定に関して述べられた「公正」は複数の用いられ方をしている。結論から先に述べると、主に三つに分けることができる。一つに、場所や状態を示すものである。例えば、「(自由で公正な) 経済圏」²⁶⁶や「(自由で公正な) 経済秩序」²⁶⁷、の構築などである²⁶⁸。二つに、行為を指して用いられるものであり、例えば、「(自由で公正な) 貿易、投資、競争」や「(自由で公

議員は、その前年に米国において保護主義的な立法が議論されてきたことに触れつつ、国内外の「自由貿易主義者」が団結して結束を示したことを評価する発言に続き、国内の物価問題に関連して自由で公正な競争が必要である旨に言及した。その後、貿易との関連で「自由と公正」が初出するのは、1980年3月12日の第91回国会 参議院 予算委員会 第6号における佐々木義武国務大臣の発言においてである。同発言において、米国ジェネラルモーター社の社長と当時の担当事務次官が面談した際に、同社から従来から自由で公正な貿易を支持してきている旨の言及があった旨を報告している。該当部分を引用する。「GMのエステス社長が参りましたときに、私ちょうど国会がございまして会う時間がございませんので、矢野事務次官がかわってお会いいたしました。矢野次官からの報告によりますと、GMは従来から自由で公正な貿易を支持してきておりました、GMは売る場所で生産をするという基本方針でございます、日本の企業の対米進出はそれぞれの企業の判断にゆだねられるべきもので、米国における保護主義立法や米国生産を義務づける法案により強制されることは望ましくない。」

²⁶⁶ 例えば、第208回国会 衆議院 本会議 第12号 令和4年3月17日における岸田文雄総理大臣の発言：「政府として、これまで、我が国企業がより効率的で持続可能なサプライチェーンを構築することができる環境を整えるべく、TPP11に始まり、日・EU・EPA、さらには日米貿易協定、日英EPA、RCEP協定などを通じて、自由で公正な経済圏の拡大に取り組んできました。」(下線は筆者による、以下同様。)

第207回国会 衆議院 本会議 第2号 令和3年12月8日の茂木氏の総理大臣に対する代表質問：「自由で公正な経済圏の拡大について伺います。世界で保護主義や内向き志向が強まる中、日本は、TPP11以降、日・EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA、RCEPと、自由貿易の旗手として、自由で公正な経済圏の拡大にリーダーシップを発揮してきました。また、デジタル分野の新たなルール作りでも、日本は議論を主導してきました。」

²⁶⁷ 例えば、第211回国会 衆議院 予算委員会 第3号 令和5年1月31日における岸田文雄総理大臣 「現在のCPTPPですが、これは自由で公正な経済秩序を構築するという戦略的な意義を有し、市場アクセスの面でもルールの面でも高いレベルの協定であると考えています。」

²⁶⁸ 他には例えば、第121回国会 衆議院 本会議 第2号 平成3年8月7日の石田幸四郎氏(公明党)：「今こそ我が国は、世界人類とともに生き、そして歩む、世界との共生という理念を明確に掲げ、新しい世界秩序の形成に積極的に参加するとともに、経済的繁栄の中で生まれた構造的諸矛盾や不公平を見直し、世界に開かれた自由で公正な政治、経済、社会の諸システムを構築していかなければならないと思います。」

正な競争」²⁶⁹、である。そして三つに、「(自由で公正な) ルール」²⁷⁰、とルールそのものを公正性の対象として指すものである。特に三つめの「自由で公正なルール」、とルールそのものを「自由で公正」とみなす発言について、貿易・投資にかかる協定について初めてその発言がなされたのは²⁷¹、2016年10月17日の第192回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会第3号で岸田文雄外務大臣による「自由貿易のもとで経済成長を遂げてきた我が国こそ、世界経済の自由で公正なルールづくり、これをしっかり牽引していかなければならない」という発言である。以降、この「自由で公正なルール」という言葉は、TPPに関する国会審議を含め、それ以降にも経済連携協定および投資協定等に関する審議で用いられることとなる²⁷²。なお、同様に、貿易・投資にかかる fair

²⁶⁹ 例えば、第192回国会 参議院 環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会 第12号 平成28年12月5日の安倍晋三首相の発言：「まさに中国は巨大な国有企業が存在し、そしてこの国有企業の力と財政基盤を生かして買収をし、そしてまた、様々な自由で公正な競争をゆがめる危険性があるという指摘があるのは事実だろうと思います。この自由貿易は岐路に立っていると言ってもいいと思います。」

²⁷⁰ 例えば、第203回国会 衆議院 外務委員会 第2号 令和2年11月13日の茂木敏充国務大臣の発言：「交渉の結果、あさってでありますから予断することは差し控えたいと思いますが、RCEP協定によって地域に広がりのあるサプライチェーンが活性化、効率化され、貿易投資が促進し、そして自由で公正なルールづくりが推進される、こういったことを期待したいと思います。」

第203回国会 参議院 本会議 第5号 令和2年11月27日の茂木敏充国務大臣の発言：「我が国としては、中国との通商関係を含め、自由で公正なルールを推進する取組を通じてインド太平洋地域における経済秩序の形成に引き続き主導権を発揮していく考えであります。」

第200回国会 参議院 予算委員会 第3号 令和元年11月8日の安倍晋三総理大臣の発言：「日本はこれからも自由貿易の旗手として、自由で公正なルール作り、経済圏を世界に広げていくため、しっかりと議論をリードしていきたいと、役割を果たしていきたいと考えております。」

²⁷¹ 貿易・投資関連以外の文脈においては、これ以前にもルールを自由で公正とみなす発言の事例はある。例えば、第142回国会 参議院 行財政改革・税制等に関する特別委員会 第9号 平成10年6月2日における都築譲議員の発言であり、本稿執筆にあたり今回調査した限り、これが初めてルールを自由で公正とみなす発言の事例であると考えられる。本発言においては、ルールは市場にかかるものである。同氏の発言を以下に引用する。「そして具体的な中身として、今申し上げたことのほかに、基本政策の中で、自由で公正な市場ルールによる消費者主権の社会、あるいはまた高齢者や障害者が堂々と活躍できる社会、さらに人間と自然が共生する社会へ、さらに民力中心の元気な社会へ、残業なしでも暮らせる人間らしい社会へ、そして政官業の癒着のない社会へ、最後に国際社会で信頼される日本へと。これは簡略版でございますけれども、こんなことで、これからも日本の政治、そしてまた行政、経済、さまざまな分野の改革をなし遂げていかなければいけない、私どもはこんなふうに考えております。」

²⁷² なお、ルールに対して、「公平・公正なルール」と称する向きは、貿易・投資以外にも散見される。例えば、自由民主党政務調査会が2019年4月23日に公表した、デジタル・プラットフォーマーの持つ利点を最大限引き出しつつ、その問題点を適切に解決するルールを整備についての提言書のタイ

という文言の多様性は 2023 年 4 月 4 日の G7 貿易大臣声明にも表れている²⁷³。

7.5. Rule-based（ルールに基づく）と公正なルールについて

貿易・投資に関する活動においてルールを重視する点においては WTO や他国についても同様である。WTO 協定の枠組み内での貿易は「ルールに基づく（Rule-based）」と表現され、また、ルールに基づいた取引のシステムは、取引の流れをできるだけスムーズに、予測通りに、そして自由に進めることの促進に資するとされる²⁷⁴。また、例えば、2022 年 6 月 17 日に採択された第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）の成果文書において、「我々は、ルールに基づく、無差別的で、開かれ、公正で、包摂的な、公平かつ透明性のある WTO を中核とする多角的貿易体制を強化することを決意する」²⁷⁵旨が明示されている。

トルは「デジタル経済における公平・公正なルールづくりに向けて(第一次提言)」である。自由民主党政務調査会、<https://www.jimin.jp/news/policy/139477.html>（2023 年 4 月 5 日アクセス）。

²⁷³ 該当箇所を抜粋する：“We, the Trade Ministers of the Group of Seven (G7), reaffirmed our strong commitment to maintaining and strengthening the free, fair and rules-based multilateral trading system, which forms an integral part of the stable international order based on the rule of law, and serves as the foundation of global economic development, stability and growth.”、“The discussions covered the continued importance of maintaining and strengthening a free and fair trading system based on the rule of law as a key driver for sustained economic recovery, and simultaneously, the need to address economic security, including in collaboration with willing partners beyond the G7.”、“We will also work together with developing country members as integral partners to maintain and strengthen a free, fair and sustainable multilateral trading system. We are grateful for the insightful engagement of the Director General of the World Trade Organization who participated in the meeting.”、“We will sustain and further step up our efforts towards securing a level playing field for our businesses and workers, by addressing such policies and practices that distort fair global competition, trade, and investment. In this regard, we will pursue more effective use of existing tools, as well as developing appropriate new tools and stronger international rules and norms.”、“Furthermore, as we respond to the challenges presented by these unfair trade practices, we also reaffirm the importance of working to avoid market distortions and ensuring a global level playing field.”、“We will continue to discuss how to strengthen and enhance supply chain resiliency based on these principles, which encompass honoring international norms and obligations, not weaponizing economic interdependence for illegitimate political gains, committing to free, fair and mutually beneficial economic and trade relationships, and refraining from taking measures that undermine these efforts.”、“It is often imposed via trade and investment-related measures, and it undermines economic security and a free, fair and rules-based international order.”（下線は筆者による）。外務省：G7 Trade Ministers’ Statement、<<https://www.mofa.go.jp/files/100487108.pdf>>（2024 年 4 月 5 日アクセス）。

²⁷⁴ WTO のウェブサイトでは“Trade within the framework of the WTO agreements is described as “rules-based”. ... a trading system that is based on rules helps to ensure that trade flows as smoothly, predictably and freely as possible.”との記述がある。WTO: Let’s Talk Rules-based Trade , <https://www.wto.org/english/res_e/webcas_e/ltt_e/ltt10_e.htm>（2023 年 7 月 15 日アクセス）。

²⁷⁵ 第 12 回世界貿易機関（WTO）閣僚会議（MC12）成果文書 2022 年 6 月 17 日採択に基づく。外

加えて、「ルールに基づく」何か（例えば経済圏や協定）を成立させることの重要性については、日本に加えて、例えば欧州や米国などとも見解を一致させている。日本は種々の機会をとらえ自由かつ公正な経済圏や競争環境をめざし、決して保護主義に向かつてはならないことを説いているが、その一つの場合が日米欧三極（会議）である。日米欧の三極が、第三国による市場歪曲的な措置に共同対処するため、2017年12月の第11回WTO閣僚会議の際に第1回貿易大臣会合を開催して以降、継続して会合を開催し、産業補助金・国有企業の規律強化、強制技術移転、市場志向条件、電子商取引等、主にWTOでのルールメイキングを視野に議論を重ねている。2021年11月に三極貿易大臣会合をオンラインで開催した際に、三閣僚は、全ての加盟国の利益となり、また全ての人で分かち合える繁栄を確かにすることの助けとなる、自由で公正なルールに基づく多角的貿易体制構築への努力を通じたWTO改革の重要性を強調した²⁷⁶。

また日本が、その結果主義的施策を批判する米国においても、貿易関連を含めた幅広い分野においてルールに基づく国際経済秩序を構築していくことについては一致している。例えば、2022年7月にアントニー・ブリンケン米国国務長官およびジーナ・レモンド米国商務長官、林芳正外務大臣および萩生田光一経済産業大臣が参加した第1回日米経済政策協議委員会閣僚会合においても、その共同宣言において、「ルールに基づく（rule-based）」という発言が散見される²⁷⁷。

務省：第12回世界貿易機関（WTO）閣僚会議（MC12）成果文書、
<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100363130.pdf>>（2024年4月5日アクセス）。

²⁷⁶ 経済産業省：日米欧三極貿易大臣会合、
<https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/32_wto_rules_and_compliance_report/322_past_columns/2022-08.pdf>（2023年7月15日アクセス）。また、三極の連携のものの作業について、次の三分野に焦点を当て、並行して進めることに合意した：1. 非市場的措置による問題の特定、2. 既存ツールの活用における協力の議論や、既存執行ツールとのギャップ及び新たなツール作りに向けた更なる作業が必要な分野の特定、及び、3. ルール作りに向けた更なる作業が必要な分野の特定。

²⁷⁷ 経済産業省：「日米経済政策協議委員会共同声明 経済安全保障とルールに基づく秩序の強化（仮訳）」、<<https://www.meti.go.jp/press/2022/07/20220730005/20220730005-5.pdf>>（2023年7月15日アクセス）。

以下はいずれも「日米経済政策協議委員会 共同声明 経済安全保障とルールに基づく秩序の強化（仮訳）」から抜粋：「四閣僚は、ルールに基づく国際経済秩序の利益を強調する前向きな経済ビジョンを提示するという共通の決意を確認するとともに、我々の経済をより競争力と強靱性あるものにする必要性を強調した」、「インド太平洋地域及びそれを越えた地域におけるルールに基づく経済秩序と繁栄を強化するための我々の共同のリーダーシップを強調した」、「四閣僚は、経済安全保障やル

上述のとおり、ルールに基づく状況やあり方、または協定は是とされ、左記は少なくとも欧州や米国、更には日本が経済連携協定を締結した多くの国との一致をみる。他方で、日本以外の国の行政機関等が示す見解においては、rule-based は必ずしも公正性とは結びつけられていない。Rule-based とはルールに基づく、ことを示すのであり、その点では不公正貿易報告書に示されるルール志向と同様であると考えられるものの、公正性との関連においては趣旨を異なえるといえよう。Rule-based は日本が示す、ルールそのものを公正とする「ルールの公正」とは異なる²⁷⁸。ルールそのものを公正とする日本の向きは独特である。

ではなぜ日本はいわば独自ともいえる「公正なルール」という文言を使い続けているのであろうか。一つの可能性として翻訳上の誤りを指摘したい。例として、2018年9月25日に開始された当時の外務大臣と米国通商代表との2回目の会合後を経て、2018年9月26日の首脳会談後に発表された日米共同声明を取り上げたい。同声明において、和文（仮訳）では、「総理大臣は、自由で公正なルールに基づく貿易の重要性を強調した」²⁷⁹

ールに基づく国際経済秩序に対する脅威に対抗することにコミットするとともに、日本の経済安全保障推進法の成立を含む両国の直近の進展に留意した」、および「四閣僚は、主権国家や、個人及び産業の正当な利益を脅かすような方法による、経済的威圧及び不公正で不透明な貸付慣行を含む、経済的な影響力の有害な使用について、深刻な懸念と反対を表明した。四閣僚は、こうした行為が、正当な主権に基づく選択を損ない、自由で開かれたルールに基づく国際秩序に挑戦するものであり、対処にあたっては共同の対応が最善の策であることを確認した」。

²⁷⁸ 他方で、米国ホワイトハウスによる文書には以下のとおり「公正なルール」の構築への姿勢についての記載がある。これは日本の国会答弁等でみられる「公正なルール」との合致とも解釈されうる。そうであれば、日本が批判の対象とする「結果主義」を採用する国が同じ立場にたちながらも、日本のルール志向とは「対置」の方策を採用しつつけていることは皮肉なことで捉えうるであろう。

“By doing so in close coordination with our allies and partners, we will establish fair rules while also sustaining our economic and technological edge and shape a future defined by fair competition—because when American workers and companies compete on a level playing field, they win. America’s prosperity also relies on a fair and open trade and international economic system.”（下線は筆者によるもの）。The White House : National Security Strategy, <<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2022/10/Biden-Harris-Administrations-National-Security-Strategy-10.2022.pdf>>（2023年7月30日アクセス）p32.また、2022年5月23日の日米首脳共同声明「自由で開かれた国際秩序の強化」では次の記述がある：“The two leaders recognized the importance of a multilateral trading system based on free and fair economic rules, and confirmed that they will work closely together, through international frameworks such as the G7, G20, WTO, and OECD, to address non-market policies and practices as well as economic coercion, that are incompatible with the multilateral trading system.” 外務省: Japan-U.S. Joint Leaders’ Statement: - Strengthening the Free and Open International Order -, <<https://www.mofa.go.jp/files/100347252.pdf>>（2024年4月15日アクセス）。

²⁷⁹ 内閣官房: 日米共同声明（2018年9月26日）、

とされている一方で、正文である英語版の声明では「The Prime Minister emphasized the importance of free, fair, and rules-based trade.」²⁸⁰と公表されている。本来であれば、日本語仮訳版は、「自由で、公正な、ルールに基づく」という様に間に句読点が打たれるべきであり、また句読点を打てば誤解はなく読める。しかしながら、この句読点のないままに、自由で「公正なルール」という表現が一人走りしている可能性は否定できない²⁸¹。ただし、先述のとおり、同協議に先立つ2016年10月17日の第192回国会衆議院における環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会第3号で岸田文雄外務大臣による「自由で公正なルール」との発言があるため、この日米首脳会議がきっかけではないことは付記しておく。また、共同声明の形ではないものの、上記会合より前の2018年4月17日および18日に行われた日米首脳会談を経た外務省のウェブサイトでの発表では和文および英文ともに「公正なルール(fair rule)」との記載がある²⁸²。ここでは、日本の仮訳が「公正なルール

<https://www.cas.go.jp/jp/tpp/jpusinfo/pdf/180927_kyoudouseimei_jp.pdf> (2023年12月15日アクセス)。

²⁸⁰ 内閣官房：Japan-US Joint Statement,

<https://www.cas.go.jp/jp/tpp/jpusinfo/pdf/180927_kyoudouseimei_en.pdf> (2023年12月15日アクセス)。

²⁸¹ なお、多国間 rule-based については、国際政治経済に資する様々なフォーラムで活用される。例えば、アジア欧州会合 (Asia-Europe Meeting) が2004年4月17日に発表した多国間主義に関するASEM宣言 (ASEM Declaration on Multilateralism) では、“ASEM Ministers reaffirmed their commitment to multilateralism and to a fair and just rules-based international order, with a strong United Nations at its heart, to resolve international disputes, to promote positive aspects of globalization, and to advance democratization of international relations.”または「ASEM 外相は、国際紛争を解決し、グローバル化の肯定的な側面を推進し、国際関係の民主化を促進するために、強力な国連を中心とした、多国間主義及び公平で公正な法に基づく国際秩序へのコミットメントを再確認した。」(仮訳) (下線は筆者による)との記述がある。またここでも日本語訳には公正な法と読み間違える可能性のある記載となっていることを指摘しておく。外務省：ASEM Declaration on Multilateralism、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asem/asem6_gh_sengen_e.html> および多国間主義に関するASEM宣言 (仮訳)、

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asem/asem6_gh_sengen.html>、(いずれも2024年5月10日アクセス)。

²⁸² 和文：「両首脳は、双方の利益となるように、日米間の貿易・投資を更に拡大させ、公正なルールに基づく自由で開かれたインド太平洋地域における経済発展を実現するために、茂木大臣とライトハイザー通商代表との間で「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議」を開始し、これを麻生副総理とペンス副大統領の下で行われている日米経済対話に報告させることで一致した。」外務省：日米首脳会談、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page4_003937.html> (2023年12月15日アクセス)。

英文：「The two leaders also decided to launch new talks for free, fair, and reciprocal trade deals chaired by Mr.

に基づく」と、公正なルールとも、公正なルールに基づく、ともいずれかに読みうる記載をしている。他方で、英文では、「based on fair rules」と記されており、ルールを fair とする記載ぶりとなっている。そうであれば、日本政府はこの時点で、米国の考える rule-based とは異なる認識を有していた可能性は否定できない。しかも、上記で指摘した「公正なルール」とみなしているのはむしろ米国側であるともいえる。そうであれば、上述の共同声明における相違は単なる翻訳上の誤りではなく、和文仮訳の標記は意図的になされた可能性は否定できないことをあわせて指摘しておきたい。

7.6. 小結

本章では、自由で公正な貿易・投資の公正性に資する日本の見解について問うた。本稿で明らかになった点は以下である。まずは、日本は WTO および経済連携などの貿易・投資にかかる協定について、自由化とともに公正性に資することを重視しているが、その公正性とは、一つに、不公正貿易報告書で明示されているように、ルール志向であり、日本は少なくとも 1992 年から一貫して、その姿勢を継続しているということである。それは、日本の政策が WTO 最優先から個別の経済連携協定もあわせて重視する方針に転換して以降も変更はなく、また、貿易・投資にかかる外部環境や日本の方針に変化がみられても、一貫して変わらない。その背景にはそもそもこのルール志向を追求していくことについて、その検討の原点ともなった「結果主義」、すなわち結果のみをみて自国の産業等への影響を判断することへの根強い反発がある。

ルールの遵守は至極当然のことである。また、ルールを重視する発想は日本のみならず、WTO に加えて米国や EU などの他国とも共有されている。しかし、WTO や左記の国々は「ルールに基づく (rule-based)」ことは是とするが、このことを必ずしも公正性とむすびつけてはいない。ましてやルールそのものを公正とする見方はしていない。つまり、ルールそのものを公正性と結びつける、すなわち、ルール自体を公正・不公正の判断基準とす

Toshimitsu Motegi, Minister in charge of Economic Revitalization and Ambassador Robert Lighthizer, United States Trade Representative, with a view to further expanding trade and investment between Japan and the U.S. and realize economic development in a free and open Indo-Pacific region based on fair rules so as to benefit both countries, and to report the discussions to the Japan-U.S. Economic Dialogue under Deputy Prime Minister Taro Aso and Vice President Mike Pence.」 外務省：Japan-U.S. Summit Meeting、https://www.mofa.go.jp/na/na1/us/page3e_000845.html (2023 年 12 月 15 日アクセス)。

るあり方は日本の独特な見解であるといえる²⁸³。

ここで、「ルール志向」を評価しつつも、同志向および「公正なルール」と度々言及することについての懸念を以下に挙げたい。ルール志向においては、まず、そもそもルールがなければその公正性は判断できないのか、ということになるが、全てにおいてルールが定まっているわけではない。なお、ルールの不在とそれに伴う難しさについては不公正貿易報告書でも認められているとおりである²⁸⁴。日本は紛争解決手段など一部機能不全に陥っている WTO の改革や WTO におけるルール構築、さらには経済連携協定の積極的な締結によるルールをつくる作業を積極的に行っている。他方で、経済連携協定における規定やルールは、同協定の参加国のみに義務と責任を負わせるため、実際に、例えば国有企業や補助金など公正ではない行為を行っているといふ国を拘束（bind）することはできない。またそれらの国は、そもそも、同国が締結する経済連携協定において自国にとって不利となりうる規定は含めないことが容易に想定できる²⁸⁵。ルールを遵守することそれ自体を公正というのであれば、たとえば自国が締結した協定に含まれていない事項については、それを遵守しなくても非難されないこととなる。そのため、補助金や国有企業の問題で非難をされる中国の行為も、中国が当該規定を含む条約を約していない場合は、是とな

²⁸³ 上述のとおり、日米首脳会談後の声明において based on fair rule と記載されていることから、米国においては日本と同様の使い方をし得ることを指摘しておく。

²⁸⁴ 2019 年の不公正貿易報告書では「一部の新興国による市場歪曲的な補助金、技術移転の強制、知的財産の侵害、政府や国有企業等の公的主体の影響下にある経済活動の拡大が、多角的自由貿易体制の基礎である競争基盤あるいは市場の機能を歪めかねないとの懸念が広がりつつあるように思われる。市場歪曲的と懸念されている行為の中には、国際的に合意されたルールに触れるものもあれば、既存のルールでは十分規律されていないものもあり、さらには、ルール形成時には想定されていなかった問題が含まれると指摘されているものもある。既存のルールへの抵触の有無という基準だけでは、多角的自由貿易体制の健全な機能を評価しきれなくなっているのではないかという懸念が各国政府において生じているところに、今日における通商摩擦問題の根源的な難しさがある。また、一部先進国において、本報告書が従来から懸念してきた「結果志向」への揺り戻しが生じており、経済的不均衡の是正を貿易制限的な政策に求めたり、対抗措置の応酬を通じて負の影響がグローバルに拡散しかねない点も注視が必要である」と指定されている。経済産業省:『2019 年版不公正貿易報告書』、pp.3-4。

²⁸⁵ 例えば中国について、同国の国有企業への優遇が公正性・公平性を阻害しているとの批判がある。中国が加盟する RCEP において、当初は国有企業についても協議することは排除されてはなかったが、結局、国有企業については同協定に含まれなかった。また、2021 年 9 月に中国は CPTPP への加入を申請したが、国有化に関する規定を有する同協定への加盟において、この問題がいかに対処されるかは不透明である。しかしながら、例外規定も多くあり、例外規定で対処しうる可能性は排除できないこともここで指摘しておく。

りうる。そればかりではなく、中国はルールを遵守していることを堂々と宣言する行為が国際社会に対してなされ²⁸⁶、それに対する説得力のある非難を困難にさえるのである。

また、本稿第 6 章の公正かつ衡平な待遇に関する考察において検討したように、例えばある分野または項目についての規定またはルールが存在するとしても、そのルールの解釈には余地があり、また変化する可能性さえある。いわば貿易・投資にかかるルールは、未だ、そしておそらく常に、発展途上なのである。更に、ルールは絶対ではないからこそ、WTO において、当事者国は国家対国家の仲裁に持ち込めるのであり、その判断はパネルによりなされる、という構図をとるのである。また、明確にルールを逸脱すれば何等かの方法で裁かれ得るが、この場合は、WTO の紛争解決手段がその機能を担うことが想定される。なお、不公正貿易報告書においては、紛争解決手段の活用についてもルール志向の一環であると評価している²⁸⁷が、仲裁時、および仲裁の結果の判断をくだす過程において、国の行為や措置がもたらした「結果」については検討される。WTO パネルにおいても、例えば不公正な行為を行ったとされる国の行為から派生した結果、すなわち提訴した側への影響、

²⁸⁶ 例えば、2021 年のダボス会議における習近平主席の次の発言が該当する：「われわれは独り善がりではなく、国際法・ルールを基礎とすることを堅持しなければならない。中国の古人は「法は治のはじまりなり」と言った。国際社会は各国が合意したルールと共通認識で統治すべきで、一カ国や数カ国が命令するものではない。国連憲章は広く認められた国と国の関係の基本準則〈規範〉である。こうした国際社会が共同で定め、広く認められている国際法・ルールがなければ、世界は最終的に弱肉強食のジャングルの法則に陥り、人類社会に壊滅的結果をもたらすことになる。われわれは国際法治を励行し、揺るぎなく国連を核心とする国際体系を守り、国際法を基礎とする国際秩序を守らなければならない。多国間機関は多国間主義を実践するプラットフォームであり、多国間主義の基本的枠組みを守り、その権威性と有効性は当然守られなければならない。制度とルールによって各国の関係を調整、規範化することを堅持し、強いことをいいことに弱いものをいじめることに反対しなければならない。腕の太さ、拳の大ききで決まるべきでなく、多国間主義の名の下に、実際には一国主義をやるようなことがあってはならない。原則を堅持し、ルールが決まれば、みな有効に順守しなければならない。「選択的多国主義」がわれわれの選択となってはならない。」（下線は筆者による）。

在日中国総領事館：「習近平主席のダボス・アジェンダでのあいさつ全文（2021/01/25）」、
<http://niigata.china-consulate.gov.cn/jpn/zgxw/202103/t20210330_8950966.htm>（2023 年 6 月 15 日アクセス）。

²⁸⁷ 「世界の主要貿易国の間で、WTO 協定に照らして疑義のある貿易政策・措置の是非については、WTO 紛争解決手続に則り公平かつ客観的な判断を仰ぐべきとの認識が浸透し、また、投資協定や自由貿易協定で定められた仲裁手続を用いた紛争解決や国際仲裁機関における紛争解決の蓄積も進んでいる。このように、各国政府・企業等が紛争解決手続を積極的に活用する「ルール志向」の実践が、多角的貿易体制の安定の礎となってきたという事実を改めて指摘しておきたい」旨が 2022 年の不公正貿易報告書（p.14）に明記されている。

が考慮される。WTO 紛争解決のパネルが判断を下す際には、行為の結果の程度は重要な判断材料となるのである。また特に ISDS においては、その損害証明を投資家側（すなわち仲裁廷に持ち込む側）が担わなければならないことから、損害が発生したとする側が損害を説明する必要があるのである。そしてその上で、すなわち結果をみて、内容が精査されるのである。

要するに、実情または実務としては、ルールに加えて結果に基づき判断がなされるケースが多々あるということである。また、例えルールに沿っていても、WTO の機能が正常でなければ、ルールに沿った行為は是正され得ない。例えば WTO の紛争解決機関に設置された常設機関である WTO の上級委員会の空席により仲裁機能が停止または著しく低下し、WTO のガバナンスが機能してない状況においては²⁸⁸、ルール志向一辺倒では不十分である²⁸⁹と考える。

第 8 章 経済連携協定の現在地と fairness —経済連携協定の新しい規定から

8.1. 規律の発展 —経済連携協定における新しい要素

本章では、昨今の経済連携協定の規定にみられる新しい傾向と公正性について考察する。日本が近年締結した経済連携協定においては、公正性を検討する上でも新しいタイプの規定が出現している。特に近年締結された（CP）TPP は高水準の貿易・投資の自由化と広範囲のルール分野を包摂する「21 世紀型」の新しい通商枠組みと称される向きにあるのは前述のとおりである²⁹⁰。同協定においては、高水準と広範囲のルールに加えて、これまで日

²⁸⁸ WTO の紛争処理機関の最終審に当たる上級委員会は、米国のトランプ前政権が 2020 年に委員任命に反対して以来、機能不全に陥っている。バイデン政権も委員の指名承認を求める WTO 加盟国からの要請を拒絶し、代わりに紛争解決制度を見直すための交渉を主導している。なお、米国の主張は、2018 年 3 月に公表された“The President’s Trade Policy Agenda”にみてとれる。同ペーパーにおいて、パネル及び上級委員会が、WTO 協定に定められた（加盟国の）権利・義務を加重・縮減していることである点をしてきしつつ、「米国の長年の立場は、パネル及び上級委員会は、加盟国によって交渉・合意された条文の文言に忠実に従って WTO 協定を適用するよう求められているというものである」旨を述べた。要は米国の主張としても、WTO 上級委員会・パネルの行為がルールを逸脱している、ということである。

²⁸⁹ とはいえ、筆者は独自の報復的な手段に訴えることには強く反対することを付記しておく。

²⁹⁰ 例えば、日本国際問題研究所「ポスト TPP におけるアジア太平洋の経済秩序の新展開」、ポスト TPP 研究会、2016 年 3 月、p.1.

https://www2.jiia.or.jp/pdf/research/H27_Post-TPP/H27_Post-TPP_Trade_Architecture_fulltext.pdf (2023 年

本が締結した協定の規定にはなかった要素も含まれている。更には、日 EU 経済連携協定についても同様である。例えば企業統治（コーポレート・ガバナンス）に関する条項など、EU が締結した協定において初となる規定も含まれる。

結論から先に言えば、新しい規定として、以下の特長を有した協定がある。一つに企業のレギュレーター（規制する者）としての国としての任務・責任が伴う規定の拡大、二つに関与しうるステークホルダーの拡大、三つに協定を通じて考慮または一種の配慮を行う対象の拡大と、協定を通じて考慮または一種の配慮を行う対象の明確化およびセグメント化、である。三つ目の特長から派生する事項として、更に、直接的には貿易等の自由化に資するとは考えられない内容の規定の挿入が挙げられる。

まず一つめのレギュレーターとしての国の任務・責任の拡大を示唆する規定については、例えば、日 EU 経済連携協定の第 15 章の企業統治（コーポレート・ガバナンス）が挙げられる。同協定第 15 章の目的は主に、「各締約国は、自国の領域において効果的な企業統治の枠組みを発展させるための適当な措置をとること」²⁹¹、そして「両締約国は、各締約国が上場会社の企業統治に関する自国の法律上、制度上及び規制上の枠組みを発展させることを制限することなく、この協定に定める相互の市場へのアクセスを促進する範囲内で、この章に定める原則を尊重し、及びこの章の規定を遵守することを約束する」²⁹² ことである。健全な企業統治の発展という観点から、日本と EU 双方の既存の制度等を踏まえて各国の状況に応じた柔軟な対応を確保できる規定とすべきとの方針で、株主の権利、取締役会の役割及び株式の公開買付等に係る基本的要素を定めたものである。他方でその内容については、企業の活動や統治の在り方に一定の制限をかけうる内容である²⁹³。これまで、

6 月 15 日アクセス)

²⁹¹ 外務省：『経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定』、
<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000382088.pdf>>（2023 年 6 月 15 日アクセス）。

²⁹² 同ウェブサイト。

²⁹³ 主な内容として、同協定の以下の規定が該当する。

一般原則：上場会社に関する重要な事項の適時かつ正確な情報開示を行うコーポレート・ガバナンスの枠組みの重要性や経営陣及び取締役会の説明責任の重要性に係る認識等を規定する。

株主の権利：締約者のコーポレート・ガバナンスの枠組みには、株主総会での議決権や取締役会の構成員の選解任に関する株主の権利の効果的な行使の保護及び円滑化を目的とする規定を含めること等を規定する。

取締役会の役割：締約者のコーポレート・ガバナンスの枠組みには、取締役会による経営陣の実効的監督、株主への取締役会の説明責任の確保及び取締役会の構成等に係る十分な情報開示の確保を目的とする規定を含めることを規定する。

例えば取締役会の在り方などにおいての規定²⁹⁴が含まれることはあったが、これらは政府の側の行為を拘束するものであった。そもそも経済連携協定は国同士が約する協定であり、国の行為を拘束（bind）するものである。その協定において、民間の行為を拘束（bind）し得る規定は新しい要素であると言えよう。更に、TPP の環境章においては、後に詳細を述べる様に企業の社会的責任にかかる努力を促す内容についても規定している²⁹⁵。

二つめの関与しうるステークホルダーの拡大については、例えば、日 EU 経済連携協定

株式の公開買付け：透明な価格及び公正な条件の下で上場会社の株式の公開買付けが行われることを可能とすることを目的とする規則及び手続を提供することを規定する。」

外務省：日 EU 経済連携協定（EPA）に関するファクトシート、
<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000382020.pdf>>（2023年6月15日アクセス）。

²⁹⁴ 例えば、日豪経済連携協定においては次の規定がある。

第 14.8 条 経営幹部及び取締役会

1 いずれの一方の締約国も、対象投資財産である当該一方の締約国の企業に対し、特定の国籍を有する国民を経営幹部に任命することを要求してはならない。

2 締約国は、対象投資財産である当該締約国の企業に対し、当該企業の取締役会又はこれに置かれる委員会の構成員の過半数又は半数以下が特定の国籍を有すること又は当該締約国の区域内における居住者であることを要求することができる。ただし、その要求が、投資家の自己の投資財産を支配する能力を実質的に妨げる場合は、この限りでない。

外務省：『日オーストラリア経済連携協定 第十四章 経営幹部及び取締役会』、
<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000044303.pdf>>（2023年6月15日アクセス）。

また、日本が締結済みの複数の経済連携協定および投資協定において、国が外国投資家に役員国籍要求や自国民雇用要求を行うことを禁ずる規定を含めている。例えば、日日・モンゴル経済連携協定においては次の規定がある。

第 10 章 投資

第 10.7 条 特定措置の履行要求の禁止

1. いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、次の事項の要求を課し、又は強要してはならず、あた、当該事項を約束し、又は履行することを強制してはならない。

(g) 特定の国籍を有する者を役員、理事又は取締役に任命すること。

(h) 自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること

(i) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること。

外務省：経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定、
<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000067594.pdf>>（2024年3月15日アクセス）。

²⁹⁵ 第 20.10 条 企業の社会的責任

各締約国は、自国の領域内または管轄内で活動する企業に対し、自国が承認し、または支持した国際的に認められた基準及び指針に従い、環境に関する企業の社会的責任にかかる原則を当該企業の経営及び観光において自発的に採用することを奨励すべきである。

外務省：『日 EU 経済連携協定 第二十章 環境』、

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/tpp/jp/tpp_jp_20.pdf>（2023年6月15日アクセス）。

の貿易及び持続可能な開発章（第 16 章）に基づいて市民社会との共同対話²⁹⁶が行われ、2023 年 3 月末までに 4 回の会合が開催されている。この共同対話には、日 EU 双方の政府および民間の関係者約 80 名が参加し、貿易と持続可能な開発、環境、労働といったテーマについて意見交換が行われた。共同対話での見解および意見は、日 EU 双方の政府関係者から構成される専門委員会に提出されるとともに、この共同対話は、今後も定期的に行われる予定である。²⁹⁷これまでも、例えば RCEP の豪州パースにおける交渉会合において、投資に関する事項について NGO との会合が開かれるなど、NGO などをはじめとするステークホルダーとの会合が開かれることはあったが、例えば日本が有する経済連携協定においてこのように NGO との定期的な交渉についての規定を有するものはなかった。また例えば、ビジネス環境整備に資する共同研究会等の設置についてはこれまでも設置されてきたが、あくまでも政府関係者（および拡大したとしても企業）がその出席対象者であった。

三つに、協定を通じて考慮または一種の配慮を行う対象の拡大、ならびに対象の明確化およびセグメント化、である。日 EU 経済連携協定における貿易と持続可能な開発章の主たる中身は環境と労働についてであり、同章には、市民社会との共同対話に関する規定が入っているが、これは経済連携協定において初めてのことである²⁹⁸。なお、例えば同協定の第 16 章の「貿易及び持続可能な開発」に基づいて 2022 年 1 月に開催された市民団体（Civil Society）との 3 回目の対話の場においては、労働者の人権や、「環境」に関連して気候変動にかかる取組について両政府から説明するとともに、市民団体からは労働および環

²⁹⁶ 『経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定』

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000382088.pdf>（2023 年 6 月 15 日アクセス）。

第 16.5 条持続可能な開発に資する貿易及び投資（以下関連する条文の抜粋）

両締約国は、経済面、社会面及び環境面での持続可能な開発という目標に対する貿易及び投資の貢献を増進することの重要性を認識する。このため、両締約国は、次のことを行う。

(e) 貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会及び適当な場合には他の場を通じて、企業の社会的責任を奨励し、並びにこの事項に関する見解及び情報を交換すること。これに関し、両締約国は、国際的に認められた関連する原則及び指針（1976 年 6 月 21 日に OECD によって採択された OECD の国際投資及び多国籍企業に関する宣言の一部を成す OECD の多国籍企業のためのガイドライン及び 1977 年 11 月に ILO の理事会によって採択された多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言を含む。）の重要性を認識する。

²⁹⁷ 外務省：日 EU・EPA 貿易及び持続可能な開発章に基づく市民社会との共同対話第 4 回会合の開催（結果）、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ic/page23_004213.html>（2023 年 6 月 15 日アクセス）。

²⁹⁸ 市民社会との共同対話にかかる規定として、両締約者は、市民社会の組織と共同対話を開催すること、その対話において本分野の規定の実施について情報を提供すること等を規定する。

境についての種々の意見が示された²⁹⁹。また、同対話における市民団体の意見には、継続的な学習の機会から取り残されている社会的弱者のために、包括的な労働環境を考慮することの重要性への指摘、も含まれた³⁰⁰。協定を通じて考慮、または一種の配慮を行う対象の拡大とはすなわち、直接的には貿易等の自由化に資する、または貿易・投資の実務および円滑化に直接的に沿うとは考えられない規定の挿入をもたらす。例えば人権への配慮である³⁰¹。人権への配慮は例えば労働にかかる規定にみられる³⁰²。

環境と労働についてはこれまでも経済連携協定で規定されることはあった。日本が締結済みの協定においても両分野に関する規定は存在する。例えば、日本が締結済みの協定においては、日本が比較的初期に締結した協定を含めて、サービス章や投資章などに労働や雇用にかかる規定が設けられる傾向にある。左記のとおり他の章に挿入される形で規定された協定は、具体的には、日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日フィリピン、日チリ、日タイ、日ブルネイ、日インドネシア、日ベトナム、日スイス、日インド、日ペルー、日豪、および日モンゴル経済連携協定である。なお、日本が締結する経済連携協定においては、TPP 協定にて初めて独立した労働章が設けられた。また日 EU 経済連携協定では貿易と持続可能な開発章（第 16 章）で規定されている。それぞれの協定における規定ぶりや規定内容にはばらつきがあるものの、労働規制の緩和による投資誘致が適切でない旨を確認する規定を設けている。そのほか、労働関連規定として、「そのほかの労働関連規定は、EPA の規律が各国の刑務所労働などの労働関連措置の適用を妨げないこと、サービス章での規定は雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されないこと、サービス分野における雇用総数を制限しないこと等を求める定め等がある」³⁰³。この背景としては、一つに、公平な競争の場・機会に資する公平な競争の場・条件（level playing field）との観点から、例えば協定締結相手国において、労働規制を遵守している自国産業・企業が競争上不利になり、結果的に労働規制を悪しき

²⁹⁹ 外務省：Summary of the 3rd Joint Dialogue with Civil Society under Chapter 16 (Trade and Sustainable Development) of the Agreement between the European Union and Japan for an Economic Partnership, <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100381594.pdf>> (2023 年 6 月 15 日アクセス)。

³⁰⁰ Ibid.

³⁰¹ 日 EU 経済連携協定の前文には「国際連合憲章に係る両締約国の約束を再確認し、また、世界人権宣言に示された原則を考慮する」（外務省仮訳）旨が規定されている。

³⁰² もっとも、昨今、企業活動と人権問題は国内外で重要視されるようになってきている点是指摘しておく。

³⁰³ 経済産業省『2022 年版不公正貿易報告書』、p.673。

方向に進めるのではないかと懸念に対して、労働規制の緩和による投資誘致を行わない、またはそれが適切ではない旨を確認する規定が置かれる。また、労働規制を遵守している企業がそうではない企業に劣後しないよう、衡平な競争環境を整備するという背景もある³⁰⁴。他方で、昨今の企業活動における人権との関係についていえば、必ずしも、衡平な競争環境を整備することに資するがゆえに人権を考える、という論調にはなっていない。いわば、「人権を守ることは正義である」という、より絶対的な観点から論じられることが多い。労働力としての在り方は従来の趣旨の範囲で経済・投資活動に直接関連するとみなし得るし、貿易・投資と労働の関係は長らく検討されてきたトピックでもあるが、例えば日 EU 経済連携協定に見られるような人権問題への対応にかかる規定の挿入は新しい形式であるとみなされよう。加えて、対象のセグメント化については例えば、TPP の開発章の第 23.4 条「女性及び経済成長」にみてとれる³⁰⁵。GATT/WTO 協定においても、同協定が国民等を含む人々を協定締結の意義の先に見出しているとみることが可能である³⁰⁶と考えるが、例えば、TPP、CPTPP、日 EU 経済委員会、および日モンゴル経済連携協定（2016 年 6 月発効）協定など、比較的近年に締結された協定においては、より明示的に示されるよ

³⁰⁴ 経済産業省『2023 年版不公正貿易報告書』、

<https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2023/pdf/2023_03_08.pdf>
（2023 年 6 月 15 日アクセス）。

³⁰⁵ CPTPP には以下の規定がある。以下に仮訳を付す。

第 23.4 条 女性及び経済成長

1 締約国は、自国の領域における労働者及び事業経営者を含む女性による国内経済及び世界経済への参加の機会の増大が経済開発に寄与することを認める。締約国は、更に、このような参加を推奨する計画を立案し、実施し、及び強化するに当たり、締約国の多用な経験を共有することの利益を認める。

2 このため、締約国は、この協定によって創出される機会に十分にアクセスし、当該機会から十分に利益を得るための労働者及び事業経営者を含む女性の能力を向上させることを目的とする協力活動を行うことを検討する。当該協力活動には、助言又は訓練の提供（職員の交流によるものを含む。）並びに情報及び経験の交換であって、次の事項に関するものを含めることができる。

- (a) 女性が技能及び能力を向上させ、並びに市場、技術及び融資へのアクセスを容易にすることを支援することを目的とする計画
- (b) 指導的地位にある女性のネットワークの発展
- (c) 職場での柔軟性に関する最良の慣行の特定

³⁰⁶ GATT 条文の前文に含まれる「貿易及び経済の分野における締約国間の関係が、生活水準を高め、完全雇用並びに高度のかつ着実に増加する実質所得及び有効需要を確保し、世界の資源の完全な利用を発展させ、並びに貨物の生産及び交換を拡大する方向に向けられるべきであることを認め、」という文言は契約国間の関係が参加国の国民の利に付すこと示していると解釈しようと筆者は考える。

うになった³⁰⁷。もっとも、投資協定においては、例えば性差による差別からの保護に資するモデル協定が存在する。例えば、モロッコのモデル投資協定（2019）やオランダの投資協定（2019）である³⁰⁸。

更に、日 EU 経済連携協定においては、価値観の共有についても明示している³⁰⁹。また、CPTPP においてはその前文で、同協定が「性の平等」の促進をはかることもその目的として明示している³¹⁰。

8.2. 貿易・投資分野と他分野との交差 ―安全保障との交錯と公正性

転じて、本項では、貿易・投資分野と他分野との交差について若干の考察をしたい。昨今の貿易および海外投資の増加、国境をまたいだサプライチェーンの構築を背景とした貿易・投資分野と安全保障の分野が接近または交錯する向きにある。例えば、2022 年 5 月に成立した「経済安全保障推進法」の四つの柱の一つにサプライチェーンの安全保障が挙げられている。なお、「経済安全保障」は、国家安全保障戦略（2022 年 12 月閣議決定）において、「我が国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を経済上の措置を講じ確保すること」³¹¹と定義されている。また、この国家安全保障戦略においては、日本が優先する戦略的な

³⁰⁷ 例えば、CPTPP 前文における「解放された市場を維持し、世界貿易を増大し、並びにあらゆる所得及び経済的背景の人々に新たな経済的機会を創出することに居すること」、また、TPP 前文における「労働者の権利を保護し、当該権利の行使を確保し、労働条件及び生活水準を向上させ」、同じく TPP 前文における「締約国間及び締約国内の文化的な同一性及び多様性の重要性並びに貿易及び投資が国内外の文化的な同一性及び多様性を豊にする機会を拡大し得ることを認めること」、日 EU 経済連携協定前文における「この協定が高い水準の消費者の保護及び経済的福祉を確保する政策を通じて消費者の福祉を向上させることに寄与することを認識し」、日モンゴル経済連携協定における「この協定の実施が、人材育成を通じて新たな、かつ、より良い雇用の機会を創出することに貢献し、両締約国の国民の生活水準（消費者の福祉を含む。）を向上させることを信じ」、（いずれも仮訳）が該当すると考える。

³⁰⁸ オランダの投資協定（2019）は、投資協定において初めて性別の観点を規定したとみなされている。

³⁰⁹ 日 EU 経済連携協定の前文では、「日本国および欧州連合は、共通の原則及び価値観に基づく両締約国間の多年にわたる強固な連携並びに両締約国間の重要な経済、貿易及び投資の関係を意識」（仮訳）することが規定されている。

³¹⁰ CPTPP の前文では、「企業の社会的責任、文化的な同一性及び多用し、環境の保護及び保全、性の平等、先住民の権利、労働者の権利、包括的な貿易、持続可能な開発並びに伝統的な知識を促進することの重要性並びに公共の利益のために締約国が規制を行う権利を有することの重要性を再確認すること」（仮訳）が規定されている。

³¹¹ 防衛省: 国家安全保障戦略について（2022 年 12 月 16 日閣議決定）、

アプローチとして、自由、公正、衡平なルールに基づく国際経済秩序の維持・強化が含まれ、WTO を中核とした多角的貿易体制の維持・強化を図ることや、経済連携協定の締結の推進について言及されている³¹²。また、経済産業省が発行する通商白書の 2023 年版においても、世界経済の機能回復に向けた課題についての章において「自由で公正な貿易秩序と経済安全保障の両立」について説明している³¹³。それらの両立に向けた取り組みとして、ルールに基づく国際貿易秩序の再構築、同志国との信頼できるサプライチェーンの構築、ならびにグローバル・サウスとの連携強化の取組を同時に進めていくこととし、ルールに基づく国際貿易秩序の再構築の施策としては、WTO 改革および WTO の補完としての経済連携協定による新たなルール整備などが挙げられている³¹⁴。更に、信頼できるサプライチェーンの構築として、例えば経済的威圧への対応に関する G 7 での連携やインド太平洋経済枠組み等と並び、経済連携協定の強化を挙げた³¹⁵。

<https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/guideline/pdf/security_strategy.pdf> (2023 年 6 月 1 日アクセス)、p26。

³¹² 国家安全保障戦略は以下を含む。

VI 我が国が優先する戦略的なアプローチ

(6) 自由、公正、公平なルールに基づく国際経済秩序の維持・強化

特定の国家による非軍事的な圧力により、国家の自主的な外交政策の意思決定や健全な経済発展が阻害されることを防ぎ、開かれ安定した国際経済秩序を維持・強化していく。具体的には、世界貿易機関（WTO）を中核とした多角的貿易体制の維持・強化を図りつつ、不公正な貿易慣行や経済的な威圧に対抗するために、我が国の対応策を強化しつつ、同盟国・同志国等と連携し国際規範の強化のために取り組んでいく。また、インド太平洋地域の経済秩序の発展と持続可能で包摂的な経済成長を実現し、自由で公正な経済秩序を広げるために、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）の高いレベルの維持や、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の完全な履行の確保、その他の経済連携協定交渉、インド太平洋経済枠組み（IPEF）の具体化等に取り組む。さらに、相互互恵的な経済協力の実施と国際的な枠組み・ルールの維持・強化を図る。具体的には、一部の国家等による不透明な形での途上国支援に起因して、被援助国が「債務の罠」に陥る状況を回避するために、各国等が国際的なルール・基準を遵守し、透明で公正な開発金融を行うよう、国際的な取組を主導する。また、同盟国・同志国や開発金融機関等と協調した支援等を含め、途上国の自立性を高めるための能力強化支援や途上国の経済発展のための魅力ある選択肢の提示等を行う。

防衛省: 国家安全保障戦略について (2022 年 12 月 16 日閣議決定)、

<https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/guideline/pdf/security_strategy.pdf> (2023 年 6 月 1 日アクセス)、p26。

³¹³ 経済産業省: 『通商白書 2023』、

<<https://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2023/2023honbun/i1220000.html>> (2023 年 6 月 1 日アクセス)。

³¹⁴ 同ウェブサイト。

³¹⁵ 同ウェブサイト。

上記は WTO 協定および経済連携協定がカバーする範囲はいまや純たる貿易・投資活動にとどまらないことが示唆している。なお、WTO 協定や経済連携協定には安全保障例外の規定を含むものが多く、安全保障に関する分野との交差においては安全保障例外が一つの接点となる。以下に、WTO 協定および日本が締結済みの協定のうち複数の当該規定を参照する。なお、日本が締結した経済連携協定の多くには安全保障例外条項が挿入されており、特に 2013 年以降に締結したものについてはすべて同条項が取り入れられている³¹⁶。

GATT 第 21 条 安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

- (a) 締約国に対し、発表すれば自国の安全保障上の重大な利益に反するとその締約国が認める情報の提供を要求すること。
- (b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置を執ることを妨げること。
 - (i) 核分裂性物質又はその生産原料である物質に関する措置
 - (ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行なわれるその他の貨物及び原料の取引に関する措置
 - (iii) 戦時その他の国際関係の緊急時に執る措置
- (c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従う措置を執ることを妨げること。

GATS 第 14 条の 2 安全保障のための例外

1. この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

- (a) 加盟国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該加盟国が認める情報の提供を要求すること。

³¹⁶ 投資協定に関していえば、例えば日本が締結済の協定において、安全保障例外が規定されていないものがある。特に初期に締結したものであり、具体的には 1977 年にエジプトとの間ではじめて締結した二国間の投資協定以降、GATT 第 21 条に規定するような安全保障例外の内容が規定されたのは、2002 年に締結した日韓経済連携協定である。なお、1998 年に日ロシア投資協定に議定書に類似の規定が挿入されていたことは付記しておく。なお、その後も安全保障例外が規定されていない投資協定が締結されたが、2013 年に締結した日サウジアラビア投資協定以降は日本が締結する全ての BIT に安全保障例外の条項が規定されている。

(b) 加盟国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i) 軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置

(ii) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(iii) 戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置

(c) 加盟国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

2. サービスの貿易に関する理事会は、1の(b)及び(c)の規定に基づいてとられる措置並びにその終了について最大限に可能な範囲で通報を受ける。

貿易関連知的所有権協定 (TRIPS) 第 73 条 安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 加盟国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反するとその加盟国が認める情報の提供を要求すること

(b) 加盟国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める次のいずれかの措置をとることを妨げること

(i) 核分裂性物質又はその生産原料である物質に関する措置

(ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の物品及び原料の取引に関する措置

(iii) 戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置

(c) 加盟国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること

日シンガポール経済連携協定 第 4 条 安全保障のための例外及び一般的な例外

1 この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の貨物及び原料の取引に関する措置

(iii) 軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置

(iv) 武器、弾薬若しくは軍需品の調達又は国家の安全保障のため若しくは国家の防衛上の目的のために不可欠な調達に関連する措置

(v) 戦時その他の当該締約国又は国際関係の緊急時にとる措置

(c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

2 1の規定の適用に当たり、適当な場合には、世界貿易機関設立協定中の関連規定の解釈及び運用を考慮する。

3 この協定のいかなる規定も、締約国が中枢的な通信基盤を不法な行為から防護するために必要な措置をとることを妨げるものと解してはならない。

日インド経済連携協定 第 109 条 安全保障のための例外

この章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第 73 条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

日モンゴル経済連携協定 第 12. 19 条 安全保障のための例外

この章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第 73 条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

TPP 第 29.2 条 安全保障のための例外

以下については、CPTPP においても本内容を踏襲している。

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又はそのような情報へのアクセスを要求すること。

(b) 締約国が国際の平和若しくは安全の維持若しくは回復に関する自国の義務の履行又は自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置を適用することを妨げること。

日 EU 経済連携協定 第 1.5 条 安全保障のための例外

1 この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの精算原料である物質に関する措置

(ii) 武器、爆薬及び軍需品の生産又は取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の貨物及び原料の精算又は取引に関する措置

(iii) 軍事施設のため直接又は間接におこなわれるサービスの提供に関する措置

(iv) 戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置

(c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従う措置をとることを妨げること。

RCEP 第 17.13 条 安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接若しくは間接に行われるその他の貨物及び原料の取引に関する措置又は軍事施設のため直接若しくは間接に行われるサービスの提供に関する措置

(iii) 通信、電力及び水道の基盤を含む中枢的な公共基盤を防護するためにとる措置

注 中枢的な公共基盤は、公有のものであるか私有のものであるかを問わない。

(iv) 国家の緊急時又は戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置

(c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

また、参考に米国・メキシコ・カナダの間で 2020 年 7 月に締結された USMCA の規定を付す。

Article 32.2: Essential Security

1. Nothing in this Agreement shall be construed to:

(a) require a Party to furnish or allow access to information the disclosure of which it determines to be contrary to its essential security interests; or

(b) preclude a Party from applying measures that it considers necessary for the fulfilment of its obligations with respect to the maintenance or restoration of international peace or security, or the protection of its own essential security interests.

以上では、日本が締結済みの協定における安全保障例外の規定を幾つか参照した。日本が最初に締結した経済連携協定である日シンガポール経済連携協定の内容は GATT 第 21 条の内容と類似しており、特に同上 1 (b)では締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置を軍事および防衛にかかるもののみに留めている。また、日インド経済連携協定や日モンゴル経済連携協定にみられるように、WTO の TRIPS の条項をそのまま挿入している二国間協定もある。また、日本が締結済みの多国間の経済連携協定である RCEP、日 EU、および CPTPP(TPP で合意済の内容を踏襲)においては、規定の内容にばらつきがみられるものの、RCEP と日 EU 経済連携協定は、締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置については、主に軍事的事項に加え、締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること、を規定する。加えて、RCEP においては通信、電力及び水道の基盤を含む中枢的な公共基盤を防護するためにとる措置が加えられている。いわば、両協定ともに、WTO 協定で規定される内容を基本としつつ、その内容の若干の修正にとどまっているといえる。他方で、TPP 条文及び同条文を踏襲する CPTPP 条文における安全保障例外は、国がより幅広い措置をとれる様な内容となっている。例えば、GATT/WTO、その他の協定の多くが、国際の平和及び安全の維持のために国際連合憲章に基づく義務に従う内容を例外扱いとしているのに対し、TPP および CPTPP 条文では、国際連合憲章に基づく義務については明示されておらず、自国の義務の履行又は自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置を例外扱いとしており、いわば、独自の判断に基づく措置を正当化でき得る内容となっている。

また、左記のようないわゆるスコープの拡大の可能性は、USMCA の条文にもみられる。このことから、当該規定内容については少なくとも米国の意向が反映されたことが考えられる³¹⁷が、TPP 協定から米国が脱退後に締結および発効された CPTPP 協定においても同規定はそのまま踏襲されている。更には、他の協定と異なり、TPP 協定ならびに CPTPP 協定、および USMCA においては、締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置は軍事・防衛にとどめない内容となっている。同規定の規定においてもスコープの拡大が図られている。このことは、例えば経済安全保障の台頭など、安全保障自体のスコープが拡大していることと親和性があるとみることが可能であろう。

翻って、川瀬（2023）は、従来貿易と安全保障は比較的互いに適切な距離感を保った関係にあり、また GATT21 条に規定される安全保障条項³¹⁸は、いよいよという際にのみ持ち出されるものであり、各国は通商にかかる制限の正当化の手段としてみだりに用いることはなかったことを指摘しつつ、先の米国トランプ政権以降は、米国による安全保障の概念の拡大が、例えば安全保障条項への援用など GATT 協定下での種々の運用に影響を与えかねないことを示唆した³¹⁹。また、WTO 協定の安全保障条項においては、安全保障上の重大な利益は、国の外的脅威からの領土・国民の保護、及び国内の法・公の秩序維持に関する利益であると理解されていることを指摘した³²⁰。この GATT21 条を含む WTO 協定上の安全保障条項については、各国が慎重かつ抑制的に援用してきた結果、これまでパネルの判断が示されるに至った紛争は複数にとどまる。1 件目は 2016 年に WTO に通報されたロシアとウクライナ間の紛争事例であるロシアの通過運送事件³²¹、そして 2 件目はサウジアラビアとカタール間の紛争事例である知的財産権に関するもの³²²である。その後、米国の

³¹⁷ 交渉の内容は非公表となっている。

³¹⁸ WTO 協定においては、GATT21 条、GATS14 条の 2、そして TRIPS 協定 73 条に、それぞれほぼ同一の文言からなる安全保障条項が設けられている。

³¹⁹ 川瀬剛志（2022）「貿易と安全保障—接近・摩擦と関係性の変容」『日本国際問題研究所』、https://www.jiia.or.jp/pdf/research/R03_Economic_Security/01-05-kawase.pdf（2023 年 7 月 30 日アクセス）。

³²⁰ 同上論文。

³²¹ ロシアがウクライナからの貨物が自国領土内を通過することを制限した措置が、第 21 条(b)号 (iii)の「戦時その他の国際関係の緊急時に執る措置」に該当するか否かが争われた。

³²² サウジアラビア政府がカタールのスポーツ専門放送局の放映権を適切に保護していたかが争われた。

措置について 2 件のパネル判断が示されている（1 件目は鉄鋼及びアルミニウム製品事件³²³、2 件目は原産地表示事件³²⁴である）。

平見（2017）は、国際経済活動を自由化・円滑化するための多種多様な条約の存在により、ある国が安全保障上の目的で何らかの経済規制を試みる場合、当該措置が、同国を当事国とする経済条約上の何らかの義務と抵触する可能性が大いにある旨を指摘した。その上で、ロシア・貨物通過事件パネル報告書の注目すべき点として、司法審査を肯定しつつも基本的には援用国の裁量を相当程度認めるというパネルの基本姿勢は、安全保障という国家の重大利益の保護と国際法規範の実現との間に均衡点を見出そうとする試みとして、肯定的に評価されるべきであるとの見解を示した³²⁵。

なお、近年みられる経済安全保障にかかる動きを背景にしてか、投資の自由化にとっては好ましくない措置の一つである安全保障関連投資審査を導入または拡大している国は、特に 2019 年以降増加の傾向にある（図表 8-1 参照）。なお、このような措置が実際の投資活動に与える影響の一つとして、大規模 M&A 取引のうち、2022 年に少なくとも 21 件が規制上の理由で両当事者によって打ち切られた³²⁶。同年は前年より 7 件増加し、その総額はほぼ 70 パーセント増の 700 億ドルとなった³²⁷。

³²³ 本事案については、川瀬（2022）が事案およびパネル報告の詳細を分析している。

川瀬 剛志（2022）“米国・鉄鋼及びアルミ追加関税事件パネル報告—WTO 体制と経済安全保障への示唆—”，独立行政法人経済産業研究所、https://www.rieti.go.jp/jp/special/special_report/183.html（2024 年 7 月 10 日アクセス）。

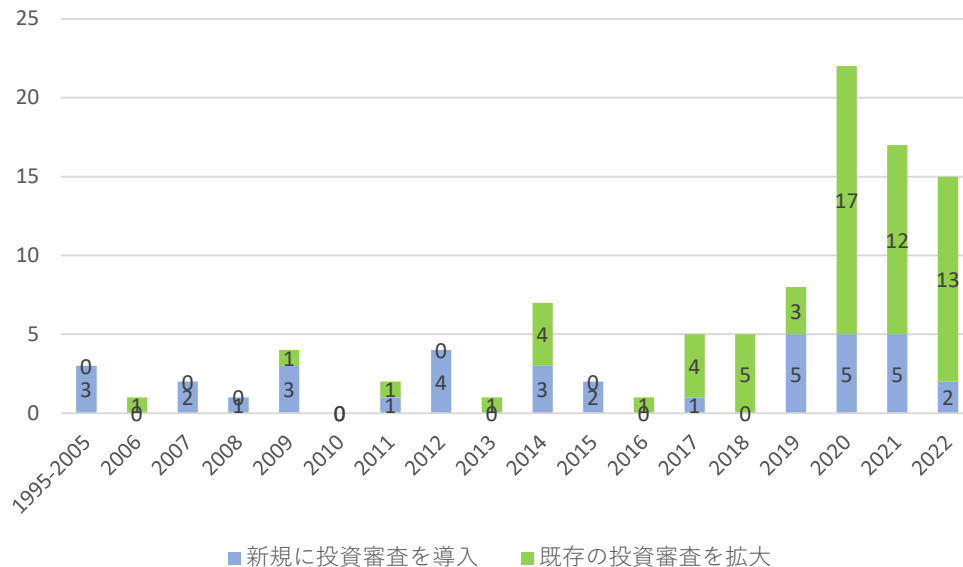
³²⁴ 米国の税関・国境取締局は、香港産品を米国に輸入する際には、原産地を香港ではなく「中国」と表示されなければならない旨の通知を公表したことを受けて、原産地表示に関する米国の措置と主に GATT の整合性を争い、香港が D S U に基づく協議要請を行った事案。

³²⁵ 平見健太：“国家安全保障を理由とした経済規制と WTO の安全保障例外”，国際法学会、<https://jsil.jp/archives/expert/2019-6>（2024 年 7 月 10 日アクセス）。

³²⁶ UNCTAD: 『World Investment Report 2023』，<https://unctad.org/system/files/official-document/wir2023_overview_en.pdf>（2023 年 7 月 28 日アクセス） p.18.

³²⁷ Ibid.

図表 8-1 安全保障関連投資審査を導入または拡大している国
(1995～2022 年、件数)



UNCTAD『World Investment Report 2023』p.18、https://unctad.org/system/files/official-document/wir2023_overview_en.pdf (2023 年 7 月 28 日アクセス) に基づき筆者作成。

更に、米国のバイデン大統領は 2021 年 10 月の東アジアサミットにおいて、インド太平洋経済枠組み構想（Indo-Pacific Economic Framework, 以下 IPEF）を発表し、貿易円滑化やサプライチェーンの強靱性を含む米国とこの地域の国々に共通する課題について、具体化をパートナー諸国と進めていくと表明した。また、2022 年 5 月 23 日に米国の主催により東京で開催された IPEF 立ち上げに関する首脳会談後に出された共同声明においては、①貿易、②サプライチェーン、③クリーンエネルギー・脱炭素化・インフラ、④税・腐敗防止、という主に 4 つの柱で構成されていることが示された。同年 9 月には、14 か国（米国、日本、豪州、ニュージーランド、韓国、インド、フィジー、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）の参加を得て、①貿易、②サプライチェーン、③クリーン経済及び④公正な経済³²⁸の四つの柱について、正式に交渉開始が宣言

³²⁸ ここでの「公正な経済」は、反腐敗、税、能力構築とイノベーション、および協力・包括的連携および透明性、を指す。米国ホワイトハウスのウェブサイトでは具体的な項目とともに次のとおり説明されている：“Fair Economy: We will seek commitments to enact and enforce effective tax, anti-money laundering, and anti-bribery regimes that are in line with our existing multilateral obligations to promote a fair

され、以降、交渉が重ねられ、2024年2月に発効した IPEF のサプライチェーン協定³²⁹を含め、内容が形づけられてきた。

IPEF 協定における条文にも公正という文言が多用されている。例えば、この協定の締約国は「自由で開かれた、公正な、包摂的な、相互に結び付いた、強靱な、安全な及び繁栄したインド太平洋地域（地域の経済の活力を高める持続可能で包摂的な経済成長を実現する可能性を有する）についてのコミットメントを共有し」、また、「公正で開かれた世界市場が貿易及び投資の流れの強化の基礎となるものであることを確認し」、と規定されている。また、「公正」(fair)という文言は、文言の重複を含めると、IPEF サプライチェーン協定においては11回、IPEF 公正な経済協定においては3回（同協定の名称を除く）出現する。実に「公正」という文言が多用されている。IPEF クリーン経済協定においては公正という文言が14回出現（同じ内容を示す文言の重複を含む）するが、英文では fair ではなく just が該当している。

なお、米国の現バイデン政権においては、伝統的な自由貿易協定を追求しないという方針を採用している。非関税障壁の削減を重視しつつ、労働者問題やサプライチェーンについて規定していく方針である。例えば米国通商代表部のタイ代表は2023年4月、関税引き下げという従来のアプローチは21世紀の競争の激しいグローバル経済ではもはや機能しないという考えが国内外で広がり始めている旨、また、積極的な自由化と関税撤廃に焦点を当てた過去の貿易協定により、米国などの国々は重要な材料を中国に依存し過ぎる状態になり、中国による国家主導の非市場的慣行を用いた世界の主要産業の支配を許してしまっ

economy. These will include provisions on the exchange of tax information, criminalization of bribery in accordance with UN standards, and effective implementation of beneficial ownership recommendations to strengthen our efforts to crack down on corruption.” The White House: FACT SHEET: In Asia, President Biden and a Dozen Indo-Pacific Partners Launch the Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity, <<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/05/23/fact-sheet-in-asia-president-biden-and-a-dozen-indo-pacific-partners-launch-the-indo-pacific-economic-framework-for-prosperity/>>（2024年4月30日アクセス）。

³²⁹ 同協定で規定する内容は次のとおり：サプライチェーンの強化のための協力及び各国の行動並びに規制の透明性の促進、サプライチェーンにおける労働者の役割の強化、IPEF サプライチェーン協定に関する機関（IPEF サプライチェーン理事会、IPEF サプライチェーン危機対応ネットワーク、IPEF 労働者権利諮問委員会等）の設置、個別の施設における労働者の権利との抵触への対処、重要分野・重要物品の特定、サプライチェーンのぜい弱性に対する監視及び対処、サプライチェーンの途絶への対応。外務省：IPEF（インド太平洋経済枠組み）サプライチェーン協定（概要）、<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100615345.pdf>>（2024年4月30日アクセス）。

たとの認識を示した³³⁰。今後、IPEF 協定および IPEF サプライチェーン協定などの関連する協定の運用、更には今次規定された条文が今後他の協定においてどのように応用されていくのか、という点は注視すべきであろう。

8.3. 小結

経済連携協定における新しい規定事項に示される新しい要素は、貿易・投資にかかる経済連携協定においてその対象として、fairness for whom、すなわち誰のための fairness であるのか、という問題を提起すると考える³³¹。貿易・投資の拡大が人々の生活に与える影響は増大している。拡大に伴い、経済的理由のみならず、投資先の環境にかかる影響が増すケース等は容易に想像できる。このような状況において、そもそも国家は国民の安全等を考えなければならないため、例えば環境問題、更には労働者の人権を考慮することは至極当然であるのかもしれない。他方で、これらの、いわばビジネス上の実務ではなく、貿易・投資活動に起因する要素について二国間（あるいは地域）の協定において、前文において明確に規定されるのは新しい傾向であろう³³²。

また、次のことも示唆される。これらの、協定において誰を想定するか（fairness for whom）などの拡大は、協定でカバーする範囲・スコープの拡大をもたらし、且つ貿易や投資について直接的な関与がみられない規定を置くことにつながる可能性がある。貿易・

³³⁰ 「伝統的 F T A 求めない米政権方針、対中戦略の一環＝U S T R 代表」, Reuters (2023 年 4 月 6 日), <<https://jp.reuters.com/article/idUSKBN2W21VX/>> (2023 年 7 月 30 日アクセス)。

³³¹ なお、ここでの fairness は本来 GATT/WTO で想定されていた equality (衡平) とは異なるものである。

³³² さりながら、マルチの協定である ITO 憲章においては既に労働者について以下の規定が含まれていたことを指摘しておく。

WTO: 『Havana Charter, Final act and related documents』,

<https://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/havana_e.pdf> (2023 年 6 月 1 日アクセス)。

Article 7 Fair Labour Standards

1. The Members recognize that measures relating to employment must take fully into account the rights of workers under inter-governmental declarations, conventions and agreements. They recognize that all countries have a common interest in the achievement and maintenance of fair labour standards related to productivity, and thus in the improvement of wages and working conditions as productivity may permit. The Members recognize that unfair labour conditions, particularly in production for export, create difficulties in international trade, and, accordingly, each Member shall take whatever action may be appropriate and feasible to eliminate such conditions within its territory.

投資の自由化や無差別原則に則さない事項は、いわば、あると良い (nice to have) またはあっても良いという程度の規定であり、不可欠 (must have) な規定ではないといえることができる³³³。このように nice to have の規定を加えることは、いわば協定の内容の肥大化をもたらす。この様に協定そのものが貿易・投資にかかる実務に直接的にかかわる事項以外を含む傾向が進む様であれば、結局は経済の自由化や円滑化に資することを目的とする（もしくはすべき）直接的かつ実質的な貿易・投資にかかる規定の意義を脅かすることになる可能性を秘めていると考える。従来、GATT/WTO 協定、経済連携協定、そして投資協定は、企業や企業家の存在を視野にいれつつも、国家間の取極として、それぞれの国家の行動を拘束 (bind) する取極として策定・締結されてきた。国家の主権もしくは規制する権限 (right to regulate) を国家が維持しながらも、貿易や投資の促進のためにそれらの障害となりうる行為について、自由化や無差別の原則に反する国家の過度な行為を禁じてきたのである。そして、その枠組みにおいて、貿易・投資の自由化に資する規定が発展してきた。他方で、規定の内容の発展は、国家としての自国の投資家の行為における管理・監督の要素の増大を示唆しているともいえよう。そして、これらの nice to have の規定の規定によりその貿易・投資の自由化に直接的に資する内容が曖昧になるようなことは避けなければならない。

なお、このようなスコープの拡大もしくは細分化をした上で対象を明示することによる対象の顕在化については、これまでは地域として「開かれ」てきた協定において、対象としても「開かれ」てきたとみなすことができるであろう。その一方で、right to regulate の権限は保持または拡大しつつある様にもみえる。経済連携協定が国家間の管理というよりは、企業の活動を監督・監視する要素を有する規定が増加する可能性は今後も想定されると考える。

更に、地政学上の協定の位置づけや意義、また安全保障などの他の分野との接近または交錯は、協定の存在意義あるいは協定の在り方（規定内容など）にも影響を及ぼす可能性を秘めている。IPEF における「公正な経済」は、反腐敗、税、能力構築とイノベーション、および協力・包括的連携および透明性、を指し、ある程度の明確化がなされている。他方で、IPEF の一つの柱として掲げられている「貿易」において、例えば既存の経済連携協定

³³³ なお、貿易・投資の自由化や無差別原則に則さない事項の中で、規定することがかえって望ましくない結果を生じさせる可能性も検討されなければならないと筆者は考える。

等貿易に係る協定における想定とどのように合致し、または異なるのか。また、異なる場合の運用はどのようになされるのか、という点は注視する必要があると考える。川瀬（2023）が指摘したように、従来貿易と安全保障は比較的互いに適切な距離感を保った関係にあったところ、現在においてはその接近または交差がみられる。このような貿易・投資分野と安全保障分野との接近や交差は、特に、協定の運用における安全保障の問題への対応・対処、にどのような影響を及ぼすかという点には注視すべきである。なお、経済安全保障やエコノミックステイトクラフトなどにかかる昨今の展開と経済連携協定等における安全保障例外規定にかかる発展には親和性があると考ええる。既に安全保障例外における国家の裁量権限の拡大の兆しや WTO の DSU の活用がみられるが、左記と、安全保障分野の拡大、すなわち経済や人権問題等が安全保障分野の射程に含められること、の親和性である。この親和性、また両者の交差を可能とするのは、貿易・投資においては「自由」ではなく「公正」に資する動きであると考ええる。また、本稿の第 3 章において GATT/WTO 協定および経済連携協定における公正性に資する構造について述べたが、それと関連し、例えば、安全保障に係る疑義が生じた場合は、GATT/WTO 協定の紛争解決手段を用いて解決するのか³³⁴、または例えば、投資にかかる ISDS による規定での解決を規定している協定において、投資家が国を提訴した場合の運用や展開について、どのように対処・対応されるべきか、ということが想定される。

第 9 章 終章

9.1. まとめ

本稿では、本稿のテーマである貿易・投資に資する fairness とは何か、またその作用するところは何か、について主に GATT/WTO 協定、経済連携協定、および投資協定の規定を主たる分析の対象とし、考察した。

本稿の序章に続き、第 2 章では、貿易・投資にかかる協定について、GATT/WTO 協定と経済連携協定の内容や意義等について概観するとともに、設立の背景等を説明した。第 3 章において GATT/WTO 協定は、1) GATT/WTO の原則に沿った種々のルールがあり、2) そのルールには一定の制限付き例外を認め、更には 3) 紛争解決手段にて加盟国間の問題の解

³³⁴ ここでは同協定における紛争解決手段が機能していることを前提としている。

決を可能にする、という構造を有し、この構造は経済連携協定においても成立することを説明した。そしてこの仕組みは、協定における WTO 加盟国間の fairness の促進または維持に貢献している旨を指摘した。すなわち、WTO 加盟国は GATT/WTO 協定の規定またはルールを遵守しつつ、協定の規定で予めみとめられた例外に応じて、自国の政策裁量権限を保持する。また、ルールの遵守について他国の施策に疑義がある際、またそれにより自国が損害を被った場合には、その解決を求める手段があるということである。全ての参加国のニーズを満たす完璧なルールというのは存在し得ない。また、予め起こりうることを想定して全てに対処できるようなルールを策定することは不可能である。ましてや、異なる経済発展度合や背景を有する 160 カ国以上の国を満足させる協定を締結するのは困難が伴う。しかし、仲裁の機能を有することで、ケースバイケースで措置の是非が検討・判断され、またその後に必要な措置がとられるというスキームは、例えば、自国にとって不正な措置が他国からなされた場合の対処法として有効である。

第 4 章においては、WTO の fairness、すなわち無差別および衡平に資する最恵国待遇について、個別の協定におけるルールの均霑という観点から、個別の協定におけるその作用について探った。各国が締結済の投資関連協定に基づいて合計 100 か国にかかるデータを分析することにより、どの国が投資協定の最恵国待遇規定の存在によって「効果的」な位置付けを獲得する可能性があるかを検討した。100 か国の分析の結果、中国が 100 か国の中で投資協定の締結によって最も効果的な位置付けにあることが示された。また、このように、100 か国についてそれぞれが締結する協定数および相手国に応じて分析結果に差があるということは、そもそも、個別の協定における最恵国待遇の原則は WTO においてのそれとは別の働きをしていることを示している。WTO の無差別原則とは異なる作用がみられる。本稿では個別の協定として投資協定を対象として分析したが、個別の協定である経済連携協定についても同様である。もっとも、経済連携協定は WTO の無差別原則の例外として機能することから、個々の国が締結する個別の協定の数に応じて、国々の間で、協定から発生する権利と義務に違いが生じる。これは、GATT/WTO 協定下においては、WTO に加盟する全ての国々に一律に適用される状況とはそもそも異なる。それを踏まえた上で、ルールの均霑に際し、個別協定における最恵国待遇は、WTO 協定における参加国に一律に適用されることで無差別化を図る最恵国待遇の在り方とは適用およびその結果が一部異なる。異なる在り方として、協定締結相手国の第三国との協定締結状況による結果の差、および不均衡およびフリーライダーの問題を指摘した。

第 5 章においては、貿易・投資に係る交渉および協定における相互・互恵について考察した。相互・互恵の要素については、ITO 憲章から、多国間の枠組みとしての WTO 体制、更には二国間の経済連携協定においても、重要な要素であり続けている。公正性の根幹の一部を成しているということができる。経済連携協定の前文においては、例えば「互恵的な規則」、「互恵的な協力」に資すること、または「互恵的」な規定であることが示されており、協定に応じてバリエーションがある。なお、日本が締結済みの複数国間の経済連携協定においては、いずれも「互恵的な規則 (mutually advantageous rules)」と規定されており、GATT の前文にある「相互的かつ互恵的な取極 (reciprocal and mutually advantageous arrangements)」と類似の規定ぶりである一方、違いもある。規定そのものが互恵的であるということにおいては、GATT/WTO 協定条文および多国間の経済連携協定の一致をみる。他方で、多国間の経済連携協定においては、GATT/WTO 協定条文に反して、相互性 (reciprocity) についての明示がないことが指摘される。この規定ぶりの違いにかかる背景においては今後更なる研究課題としたいが、多くの経済連携協定の前文においては相互という文言を付さず互恵性のみを付す点については、同章の小結において複数の想定を示した。例えば、多国間の経済連携協定の締結国に発展途上国が含まれている場合、発展途上国側が、相互性と付記することを拒否した可能性である。

第 6 章においては、貿易・投資分野における公正性に関する検討の一つの試みとして、投資関連協定で規定される公正衡平待遇規定の範囲と義務の内容について、主に慣習国際法の最低待遇基準との関係に基づき考察した。協定の規定ぶりや投資状況に応じた仲裁判断がなされることを前提とした上で、本稿が指摘するのは、公正衡平待遇義務およびその解釈に資する曖昧性、および投資仲裁廷の判断の非一貫性等の欠如に資する曖昧性である。規定ぶり自体の曖昧性、判断の根拠としての義務の導出にかかる曖昧性、更には蓄積された投資仲裁判断の一貫性の欠如による曖昧性がみられる。またそれらの曖昧性は、公正衡平待遇義務自体の発展をもたらしうる。他方で、そしてその規定の曖昧性から導き出される義務の不透明性、そして仲裁判断として実際に国に賠償を求める事案の増加を受けて、政策当事者が公正衡平待遇の内容に一定の制限を課す向きにある。一定の制限を課す規定を含むことで公正衡平待遇の明確化を図る傾向にあるとすれば、それはそもそもの公正衡平待遇の趣旨、すなわち一般条項として Catch-all の機能を有してきた当該義務を変容させていく可能性を指摘した。

第 7 章においては、自由で公正な貿易・投資に関する日本の立場とは何か、を問うた。

明らかになった点は以下である。まずは、日本はWTOおよび経済連携などの貿易・投資にかかる協定について、自由化とともに公正性を重視しており、その公正性とは、一つに、不公正貿易報告書で明示されているように、ルール志向であり、日本は少なくとも1992年から一貫して、その姿勢を継続しているということである。ルールの遵守は至極当然のことである。また、ルールを重視する発想は日本のみならず、WTOに加えて米国やEUなどの他国・地域とも共有されている。しかし、WTOや他国は「ルールに基づく (rule-based)」ことを是とするが、このことを必ずしも公正性とむすびつけては考えていない。ましてやルールそのものを公正とする見方はしていない。つまり、ルールそのものを公正性と結びつけるあり方は日本の独特な見解であるといえる。また、「ルール志向」、更には「公正なルール」と日本が言及することについて、あるいはその表現に固執することについての懸念を挙げた。また、ルールに沿っていないとみなされうる行為も、WTOの機能が正常でなければ、是正され得ない。結局のところ、WTOのガバナンスが機能していない状況においては、ルール志向のみでは不十分であろうことを指摘した。

第8章においては、経済連携協定における新しいタイプの規定事項に示される要素、および、他分野との交錯について若干の考察を行った。これらにより示唆されるのは、まず、協定におけるスコープの変化の可能性である。例えば、新しい規定の要素は、貿易・投資にかかる経済連携協定においてその対象として、*fairness for whom*、すなわち誰のため *fairness* であるのか、という問題を提起すると考える。また、貿易や投資について直接的な関与がみられない規定の設置、もしくは貿易・投資の自由化や無差別原則に則さない事項は、いわば *nice to have* の規定であり、*must have* の規定ではないといえることができる。このように *nice to have* の規定を加えることは、いわば協定が膨大化することにつながり、過度にその傾向が進むことは、そもそもの協定の存在意義を揺らがしかねない点を指摘した。更には、特に、経済連携協定においては、GATT/WTOにおける衡平・公平の意味での *fairness* に対して、公正という観点からの *fairness* の要素が入り込んでいる可能性がある。更に、GATT/WTO協定および多くの経済連携協定においては、一般的例外や安全保障例外の条項を設け、貿易自由化の原則と国内の規制権限を調整しているが、協定における安全保障例外の内容には発展がみられること、また、何が例外と認められるか、すなわち何が正当な自由であるか、ということが国の包括的な安全保障の在り方に作用されうることを指摘した。

各章で考察した内容を本稿の冒頭に挙げたりサーチクエッションに基づいて整理すると

次のとおりである。まず、1) GATT/WTO 協定における fairness とは何か、については、一つに同協定の原則である無差別に資する最恵国待遇である。そして二つに相互・互恵である。それらは、fairness の衡平に資するものである。2) GATT/WTO 協定における fairness に資する仕組み（協定上の構造）はいかなるものか、については、第 3 章で分析したとおり、大枠としては、GATT/WTO の原則に沿った種々のルールがあり、そのルールには一定の制限付き例外を認め、更には紛争解決手段にて加盟国間の問題の解決を可能にする、という構造である。そして、3)の 1) と 2) の内容はいかに経済連携協定（および他の協定）に派生、または継承されているか（またはいないのか）、更には、無差別原則に資する最恵国待遇ならびに相互的かつ互恵的について、個別の協定ではどのように取り扱われ、または作用しているか。についての問いに対する考察は、主に第 4 章および第 5 章の分析に基づく。すなわち、経済連携協定においては、WTO 協定上の最恵国待遇の対象外であるが、互恵・相互の要素は継承されている。また、構造も継承されている。更に、最恵国待遇については、投資協定における権利と義務の均霑という観点から考察し、投資協定における最恵国待遇の規定が結局は国別の優位性に差を発生させることを明らかにした。すなわち、GATT/WTO 協定における最恵国待遇とは異なる働きをしている、ということである。更に、また、4) 経済連携協定や個別の協定の内容として、GATT/WTO 協定にはない fairness に資する規定はいかなるものか、については第 3 章から第 8 章の内容が部分的に該当し、5)主に投資にかかる規定として協定に挿入されることが多い「公正且つ衡平な待遇」における公正および衡平とはどのような内容であるかについては、第 6 章で検討した内容が該当する。6) 日本では、貿易・投資に資する fairness についてどのように検討されてきたか、については第 7 章で検討した内容が該当し、7)貿易・投資分野における fairness は、当該分野と当該以外の分野との関係においてどのように作用しうるか、については、主に、第 8 章で考察した内容が該当する。

上記を踏まえた上で、以下に貿易・投資にかかる協定との関係における fairness の様相について総括する。左記について、複数の様相がみられる。まずは fairness が有する二面性との関連について、である。「fairness」は、一般的には、「衡平・公平」(equality) と正義(justice)を含めた「公正」の意味を内包する。Fairness が内包するこの二面性、すなわち、衡平・公平 (equality) と（正義としての）公正 (justice, right, just)、は貿易・投資の分野でもあてはまる。また、GATT/WTO 協定および個別の経済連携協定（ならびに投資協定）にはいずれの要素も含まれている。

双方の要素を含む GATT/WTO 協定であるが、その主たるは衡平・公平の要素であり、衡平・公平な競争の環境整備に資するものである。GATT/WTO 協定における fairness は内国民待遇および最恵国待遇であり、それらはいわば「衡平・公平」に関するものである。また、GATT/WTO 協定の根幹を成す相互的な取極についても、均衡を図るものであり、また、公平な競争の場や条件に資する環境を整備するものである。相互性に基づく関税削減、更には関税以外の分野に関しても相互・互恵に基づく交渉と譲歩が図られる。また、アンチ・ダンピング、補助金、および国有企業にかかる規定についても同様である。更には、先進国と発展途上国・後進国の間の調整として、例えば、特惠関税³³⁵の導入にしても、その試みは、経済的な発展度合におけるギャップを縮小し、公平な競争のための環境整備に資するといえよう。そして、衡平性や公平性は相対的にはかられる。上記にかかる国家の行為や実体の是非は、相対的に判断されるのである。概観するに、GATT/WTO における fairness の探求においては、衡平・公平な競争環境の整備をめざす試みがなされてきており、不公正貿易とはすなわち不衡平・不公平な状況に基づく貿易または投資を含めた競争環境を指すものである。なお、そもそも、多国間協定の設立にあたっての試みまたはその設立をリードした国の意思は、全ての国に平等の条件を付すことにあった。1941 年 8 月に米国と英国が発表した大西洋憲章（Atlantic Charter）においては、国の大小および戦争の勝者または敗者を問わず、すべての国が平等の条件で世界の貿易および原材料へのアクセスの享受を促進するよう努めることがその主要条項に含まれていた。ITO 憲章が大西洋憲章の流れを受け、また GATT が ITO 憲章の一部を引き受けて成立した協定であり、また WTO 協定は GATT 協定の発展型であることを考えると、現在の WTO 協定においては、この平等の精神が継続されていると言えよう。ただし、他方で、GATT/WTO 協定における例外規定については、justice, right, just の意味での公正性を有すると考える。これについては後述する。

翻って、経済連携協定は上記の「衡平・公平」性を維持しつつ、更には絶対的にはかられる公正の要素が加味され、またその要素は拡大する傾向にあるものと考ええる。いわば、経済連携協定における fairness は、規定そのもの、あるいは規定から派生する行為や措置において、相対的および絶対的な要素を同時に内包しうるのである。一般的に、公平性また

³³⁵ 特惠関税制度とは、開発途上国からの輸入製品の関税率を無税あるいは低税率とする制度である。これは、UNCTAD での合意に基づき開発途上国の経済発展を支援するために設けられた制度であり、1971 年の年の制度導入以来 10 年ごとに延長されてきている。

は衡平においては価値が介入する余地はない。そのため、価値の判断が入らない。なぜならば、二つもしくはそれ以上の対象についてそれらを比べることにより判断されるからである。もっとも、比べる作業において、例えば当事者が独自の観点や立場から生じる見解（いわば絶対的なもの）をもって、公平となる状況を求める国家の行為は往々にしてある。ただし、GATT/WTO 協定においては、いずれにせよ、それらの主張に基づき、例えば仲裁機能などを用いて二つ以上の状況を比べることで、相対的に、公平性または衡平性を判断することになる。他方、絶対的な公正に際しては、価値が介入する余地がある。貿易・投資に資する事項であれば、交渉国の価値観をも、交渉国全ての合意をもって、経済連携協定または投資協定に反映することが可能である。価値の反映は例えば、何を協定に規定するか（スコープや項目の決定）ということやその中身により実現される。そして、絶対的なものが経済連携協定に入り込む様は本稿の第 8 章にみた昨今の傾向にもみてとれる。更には、例えば、当時の安倍晋三総理は、TPP の意義について、「自由、民主主義、人権そして法の支配、基本的価値を共有する国々とともに、自由で公正な経済圏をつくっていくということ」と再三述べた様に、民主主義や人権など同様の価値観を共有する国と、それらの国々が了解するような「自由で公正」な経済圏をつくっていく手段として経済連携協定が位置づけられることがある³³⁶。これは、経済連携協定の在り方と価値を連携させる動きである。そして、交渉国間の合意のもとに締結される経済連携協定においては、「公正」の名のもとに、そのような連動あるいは交差を可能としている。

また、第 4 章の投資関連協定における最恵国待遇にかかる考察で見た様に、例えば WTO 協定においては、fairness の根源とされる最恵国待遇が、個別の協定においては、むしろ不衡平な状況を生じさせていることにも留意する必要があるだろう。それをふまえると、経済連携協定の発展とともに、GATT/WTO 協定における fairness の在り方について、引き継いで

³³⁶ なお、民主主義と経済連携協定の関わりを分析した研究として、例えば Mansfield, Milner, and Rosendorf (2002)による政治体制と経済連携協定締結の関係を分析したものが挙げられる。同研究は、民主主義国間の経済連携協定は経済連携協定加盟国における民主主義を持続させる効果を持つことを示した。1951 年から 1992 年に締結された経済連携協定を対象とした分析から、権威主義体制の国と比べて民主主義体制の国は経済連携協定を締結する確率が高いこと、具体的には、権威主義体制の国同士の場合と比べて民主主義体制の国は経済連携協定を締結する確率が 2 倍高く、民主主義体制の国同士であれば 4 倍高いということを明らかにした。また、同盟関係にある国同士の間で、FTA を締結する確率が高いことも示された。他方で、1992 年以降の米国の政策の変遷や、日本を含めた経済連携協定締結国については必ずしも上記に沿っていない可能性があるため、同年以降の分析では自ずと異なる結果が導きだされ得る。

いるものとそうではないものがある、ということが言える。経済連携協定独自の公正性の在り方が、模索されながら、形成されつつあるのだろう。また、第 5 章で検討したように、GATT/WTO 協定における相互の精神を受け継ぎつつ、個別の協定においては、互惠との関係により、GATT/WTO 協定のそれとは異なる様相を呈している可能性についても指摘しておく。

次に、fairness の有する曖昧さ、またその効用および作用について、である。fairness は衡平と公正の両面を持ちつつも、その具体的な内容については、曖昧性を有する。特に、公正性において、何を公正と考えるかには必ずしも一致がみられない³³⁷。左記は、本稿でも考察した公正且つ衡平な待遇において示した点でもある。また、本稿における相互・互惠および日本の公正性の用い方で分析したように、例えば、公正が対象とするものは何か、という点においては複数の在り方が存在している。このように、いわば「ずれ」が生じている状態を是としながら、また、曖昧性を有しながらも、各国やステークホルダーをまとめる働きをしようのが fairness の言葉とその活用の在り方である。ずれの存在をみとめ、またそれらを維持しつつ、共通でめざせるものを訴求する、という一連の行為を可能にするのは「公正」が有する性質による。公正性が重要である旨はおそらく全ての国々またはステークホルダーにとって異論はないと考える。また、曖昧性がありつつも、「Fairness とは何かという感覚は、誰にでも備わっている様だ」³³⁸という指摘にあらわされるように、その重要性に加え、それが何であるか、については緩やかな理解または了解が皆に共有されている。その理解や了解から派生し、また、fairness（公正性）という言葉が内容の多義性や主観性を排除しない性質を有するがゆえに、同様の立場や見解を有するもののみならず、異なる立場・見解を有するものを、緩やかに接続または接合する役割を担いうる。Fairness を軸とすることで、異なる思想・状況・考え等を有する国々の接近が促されうるのである。そして民主主義や経済活動のあり方などについて同じ価値観や考えを有する(like-minded) 国々のみならず、異なる主張・意義を持つ国々のインタラクションを可能とする。なお、左記の役割を担えるのは「公正」であり、「自由化」ではその役割を担い得ない。このような多義的かつ曖昧であるという点に起因する fairness が有する一種の包容力は、多国間の

³³⁷ このことは、例えば、主観が入り込む余地がある互惠性について、その中身（何を是とし非とするか）を検討する際にも影響を及ぼすと考える。

³³⁸ Steven M. Suranovic (2000) は、国際貿易における fairness とその適用についての分析において、“Everyone seems to have an inherent sense of what fairness is” (p.283)と指摘した。

協力と連携を促す際に重要である。また、この曖昧性は、物事を進める原動力（driving force）になりうる。貿易・投資活動、あるいはそれらの活動に直接的・間接的に関与する他分野（例えば安全保障）について、まずは全てを「Fairness」という名のバスケットの中に放り込むことを可とする。このような Fairness が有する一種の包容力はそれが多義的かつ曖昧であるという点に起因し、また、多国間の協力とまとまりを促す際、または交渉のテーブルにつかせる際に重要である。そして、その上で、バスケットの中から何を交渉し、何を協定に規定するか、更にはどのような選択方法または手段に訴えるのか（例えば紛争解決手段）を検討する、ということである。バスケットから取り出した内容を交渉・規定するにあたり、協定のスコーピング等により一定の制限を付すことが可能である。その際に既存のルールは、バスケットの中に何を入れ、入れないか、または何を取り出すか（すなわち、協定の中身をどうするか）の仕分けの作業に部分的に寄与する。

また、fairness の有する多義性や曖昧性はその言葉の活用に汎用性を与える。Fairness という言葉が有する汎用性はまた、この言葉が政治・経済にかかわる多くの場面で使用される所以でもあると考える。その一例が安全保障の分野における、公正という言葉を用いながら貿易や投資の分野の巻き込みをはかっていく作業にみられる。なお、特定の地域における安全保障に関連し、IPEF がどの程度の強制力を伴った協定になるのかについては未だ不透明な状況である。今後の協議にかかっているが、例えばアジア太平洋経済協力（Asia-Pacific Economic Cooperation）に近いような緩やかな連携に留まる場合、協定などで国の行為や措置を拘束（bind）する仕組みと比べて、その実効性に疑義が生じる。他方で、関係各国を拘束する仕組みを設けると、IPEF の枠組みに賛同しない国々が出てくる可能性がある。その場合に、IPEF での取極や目的・ビジョンを部分的に実現するような枠組みまたは装置として、例えば、経済連携協定や投資協定の活用を目論むかもしれない。既存の協定は各国の行為を拘束しうる。例えば紛争解決メカニズムを有する協定を通じて、問題の解決を図ることはありうると考える。IPEF において貿易が一つのテーマとして掲げられていることから、協定の活用をもって実体に即した対応の履行を試みる可能性はある。更に、現時点においては WTO 協定の規定はではあくまでも貿易・投資に関する事項にとどまっている一方で経済連携協定や投資協定など個別の協定は、直接的な貿易・投資にかかる国の行為を対象とするもの以上に、より広いスコープをカバーするようになってきている。このことが、他の分野や取極との交差を可能とする。直接的に貿易・投資の実務にかかる取極以外との関係においても、貿易・投資に係る協定（GATT/WTO 協定、経済連携

協定ならびに投資協定など）の在り方は重要となろう。特に、他の分野にかわって（on behalf of）貿易・投資協定で規定する可能性、または同協定での対処を試みる動きも今後活発化する可能性はある。

Fairness が内包する相対的かつ絶対的な要素により、そこに価値観が入り込む余地が形成されることは先述のとおりであるが、その価値観の在り方の出現が、例外規定の解釈と活用にもみられる。本稿第 3 章で分析した様に、GATT/WTO 協定や経済連携協定においては、1) GATT/WTO の原則に沿った種々のルールがあり、2) そのルールには一定の制限付き例外や留保を認め、更には 3) 紛争解決手段にて加盟国間の問題の解決をはかる、という構造を有する。例外には、安全保障例外条項などが含まれる。この、何を例外とするか、ということには国の裁量権限 (right to regulate) が作用する。そして、例外の内容の是非や程度を適切にはかる作業には、国の裁量権限との関係から困難が伴う³³⁹。その困難の要因の一つが、国の裁量権限が有する一種の絶対性にあると考える。例外規定は、国の裁量権限に基づく執行を可能とするものであるが、裁量権限が公正性とむすびつくことにより一すなわち、独自の立場や視点を収容 (accommodate) する公正性の観点から裁量権限が許容されうる場合一それらの行為はいったん、または、正当性 (legitimacy) を得ることなしに、いわば疑似的な正当性が付与されうる。自国の行為は公正である、または公正に資する、との主張は、例えばそれが既存のルールを大幅に違反(violate)していない限りにおいては、当該行為について一種の正当性を与えるのである³⁴⁰。このような傾向は第 9 章でみた安全保障例外規定にかかる展開にも示される。もっとも、国の裁量権限は、協定に基づく範囲で解釈されるものであり、また仲裁廷においても協定の内容や慣習法などに照らして判断されるものである。他方で、安全保障例外にかかる事項を争点としたパネル判断においては、自国の裁量を相当程度認めるというパネルの基本姿勢がみられること、また経済連携協定等において自国の裁量権限の拡大に資する規定の挿入がみられること、更には WTO

³³⁹ 困難は伴うものの、対応しなければならない事項ではある。

³⁴⁰ 他方で、例えば、Moehlecke (2023) らは 1987 年から 2017 年にかけて、ISDS で民間投資家が争った規制の 24% 近くをホスト国が放棄していることを明らかにした。ISDS では、ホスト国が投資家請求者に金銭的補償を提供することのみが要求されており、争点となった規制の放棄は要求されていないにも関わらず同様の措置がとられたことについて更に分析をし、投資家がホスト国経済のグローバル・バリューチェーンを混乱させる可能性が高い場合、ホスト国は係争中の規制を放棄する可能性が高いと推論した。Carolina Moehlecke, Calvin Thrall, and Rachel L Wellhausen (2023) “Global Value Chains as a Constraint on Sovereignty: Evidence from Investor–State Dispute Settlement”, *International Studies Quarterly*, Vol. 67, Issue 1.

協定においては通商にかかる制限の正当化の手段として安全保障例外をみだりに用いることはなかったところ今後は安全保障例外の活用が想定され得ること、から、安全保障例外の活用にかかる自国の裁量の度合いは拡大される可能性を秘めている。このことはまた、「自由で公正」な貿易投資環境の整備または「自由で公正」な経済秩序形成に資するWTO協定および経済連携協定において、安全保障例外は自由化を目指す活動に一種の制約を課すことにもなりうる。更に、一定の条件のもとで各国の裁量の余地が拡大するということは、「公正」の要素が一層重要となってくる可能性があるともいえよう。加えて、2024年に締結された IPEF 協定およびサプライチェーン協定などの関連協定において「公正」という文言が多用されていることから、特に米国が主導権をとり推進されていく³⁴¹新しいタイプの協定においては公正性は一層重要な要素となりうる事が予想される。

更には、多国間、特に各国が平等の立場を有するという前提のもとでの多国間の枠組みにおいては、全ての参加国が同じ方向を向くように示しつつ、その範囲においてそれぞれが異なる方向を向いている状況がまずは許容される仕組みは重要である。例えば貿易・投資の自由化を推進することには全参加国が賛同しつつ、そのあり方や運営方法については異なる見解が存在する状況をまずは排除しない、ということである。その上で、貿易・投資の「自由」と「公正」を目指して、協定において国の行為を拘束（bind）するルールが存在は、不可欠である。各国が平等な多国間の状況において、ルールに基づき各国が共存することの重要性は国際連合も指摘するとおりである³⁴²。なお、誰がどのようなルールをつくっていくのかということは、ルールに基づきどのような公正性を追求し、またそれらの実現に向かうのか、という観点からも重大なイシューである。しばしば不公正な措置を行っていると言われる中国については、昨今、自らがルールメイキングをリードする姿勢を示している。例えば、習近平国家主席は 2023 年 9 月 27 日、共産党政治局が開いた学

³⁴¹ 米国の現バイデン政権においては、伝統的な自由貿易協定を追求しないという方針を採用しており、非関税障壁の削減を重視しつつ、労働者問題やサプライチェーンについて規定していく方針であることは、本稿で既に指摘したとおりである。

³⁴² United Nations, “Multilateralism is based on founding principles such as consultation, inclusion and solidarity. Its operation is determined by collectively developed rules that ensure sustainable and effective cooperation. In particular, they guarantee all actors the same rights and obligations by applying themselves continuously (and not on a case-by-case basis, depending on the issue handled).”

United Nations : International Day of Multilateralism and Diplomacy for Peace, 24 April, <<https://www.un.org/en/observances/multilateralism-for-peace-day>> (2024 年 1 月 16 日アクセス) .

習会で、「WTO の改革に中国は「包括的かつ深く」関与しつつ、中国や他の途上国の「正当な権利を断固として確保」すべきだと語った」とされ、またその際に、「世界の貿易と経済のルールを作る上で、中国は重要な参画者になったと述べた」とされる³⁴³。公正性の有する曖昧性や多義性は異なる主張を持つものそれぞれの行為を公正である、とみなしうるからこそ、公正性に資するルールの形成については一層の注意が必要となる。

WTO における交渉が停滞する中、貿易・投資の分野における規律化に際して、経済連携協定および投資協定など個別の協定の存在感が増している。またそれに伴い、fairness に資する事項をどのように考え、また、協定に反映させていくか、ということの重要度も増していると考えられる。「自由で公正な」貿易・投資を目指す中で、経済連携協定の台頭とともに、いかに「公正」について検討し、対応していくのかという点は、協定の在り方、ひいては国際社会における貿易・投資の推進の在り方にも影響を及ぼす。

9.2. 残された課題

本稿から派生して今後研究を進めていくべきことは少なくない。まず一つに、本稿の上記章内で今後の課題として残した項目を含め、貿易・投資における fairness とは何か、その意義や機能は何か、また、fairness の内容または在り方は現実に照らして変化していくものなのか、ということをも更につきつめて考えることである。本稿では、経済連携協定の規定の内容、およびそこから派生した状況にかかる分析により、WTO 協定にみられる従来の貿易・投資にかかる fairness に変化が生じている可能性を指摘した。今後も協定の内容の発展、また協定の規定に基づく仲裁廷における判断、更には仲裁の在り方に関わる検討、等により、fairness にかかる新たな兆候が出現する可能性もある。左記の内容は、ひいては、国際政治経済、または地政学的なガバナンスの在り方にも影響を与えうると考えている。二つに、本稿では分析の対象としなかった事項についての考察である。例えば、フェアトレードや先進国と発展国の間の公正・衡平については本稿では対象としなかったが、それらにおける fair が現状の在り方に及ぼす作用当については検討に値する。また、協定をつくる段階、すなわちルールメイキングの段階については本稿では対象としなかった。しかしながら、貿易・投資の分野の fairness について更に包括的に検討する際には、この段階の分析

³⁴³ Bloomberg News、2023 年 9 月 28 日、<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2023-09-27/S1NF02DWLU6A01> (2024 年 2 月 15 日アクセス)。

または確認は欠かせないであろう。三つに、他の分野との交錯である。これは、一つめの課題とも関係するが、安全保障分野に加え、例えば労働分野においても、例えば ILO の条約や運用などとの交錯が考えられる。他分野との交錯が、貿易・投資に資する協定、特に経済連携協定の内容の発展や協定の履行においてどのような影響を与えうるかということである。逆も然りであり、貿易・投資に資する協定が他分野との交錯においてどのような役割を担い得るか、ということである。ルール形成および解釈は常に途上である、との自らの見解とともに、以上については今後の研究課題としたい。

参考文献

英文著書

- Alam, Shawkat (2008) *Sustainable development and free trade : institutional approaches*", London, Routledge.
- Barton, John H (2006) *The evolution of the trade regime : politics, law, and economics of the GATT and the WTO*, Princeton University Press.
- Baumgartner, Jorun (2016) *Treaty shopping in international investment law. First edition*, Oxford University Press.
- Bayard, Thomas O. and Elliott, Kimberly Ann, (1994) *Reciprocity and retaliation in U.S. trade policy*", Institute for International Economics.
- Bhagwati, Jagdish N. and Hudec, Robert E. (1996) *Fair trade and harmonization : prerequisites for free trade?*, MIT Press.
- Bonnitcha, Jonathan, Poulsen, Lauge N. Skovgaard, and Waibel, Michael (2017) *The political economy of the investment treaty regime*, First edition, Oxford University Press.
- Brown, Chris (2002) *Sovereignty, rights, and justice : international political theory today*, Polity Press.
- Cline, William R (1982) *Reciprocity: a new approach to world trade policy?*, Institute for International Economics.
- Cohn, Theodore H (2002) *Governing global trade : international institutions in conflict and convergence.*, Ashgate.
- Cremona, Marise and Scott, Joanne (2019) *EU law beyond EU borders : the extraterritorial reach of EU law*, First Edition., Oxford University Press.
- Denoon, David (1993) *Real reciprocity : balancing U.S. economic and security policies in the Pacific Basin*, Council on Foreign Relations Press.
- Dolzer, Rudolf and Schreuer, Christoph (2012) *Principles of international investment law*, Second edition, Oxford University Press.
- Drysdale, Peter (1988) *International economic pluralism : economic policy in East Asia and the Pacific*, Allen & Unwin.
- Ehrlich, Sean D (2018) *The politics of fair trade : moving beyond free trade and protection*, Oxford University Press.

- Farrer, Thomas, Henry Farrer, and Chomley, C. H. (1904) *Free trade versus fair trade. New ed. / with notes and latest statistics by C.H. Chomley*, Free Trade Union.
- Gattini, Andrea, Tanzi, Attila, and Fontanelli, Filippo (2018) *General principles of law and international investment arbitration*, Brill Nijhoff.
- Griesgraber, Jo Marie and Gunter, Bernhard G (1997) *World trade : toward fair and free trade in the twenty-first century*, Pluto Press with Center of Concern.
- Fennell, Lee, Anne, McAdams, and Richard H (2013) *Fairness in law and economics. Cheltenham*, Edward Elgar Publishing.
- Franck, Thomas M (1995) *Fairness in international law and institutions*, Clarendon Press.
- Friedmann, Wolfgang and Pugh, Richard C (1959) *Legal aspects of foreign investment*, Little, Brown.
- Haar, Charles M., Fessler, Daniel William, and Haar, Charles M (1987) *Fairness and justice : law in the service of equality*, 1st Touchstone ed, Simon & Schuster.
- Hamanaka, Shintaro (2014) *Asian free trade agreements and WTO compatibility : goods, services, trade facilitation and economic cooperation*, World Scientific.
- Heydon, Kenneth, and Woolcock, Stephen (2009) *The rise of bilateralism: Comparing American, European and Asian approaches to preferential trade agreements*, United Nations University Press.
- James, Aaron (2012) *Fairness in practice : a social contract for a global economy*, Oxford University Press.
- Johnson, Harry G., and Johnson, Harry G.(1976) *Trade negotiations and the new international monetary system*, Graduate Institute of International Studies.
- Juan Pablo and Charris Benedetti (2019) *The Proposed Investment Court System: Does It Really Solve the Problems*, 42 Rev. Derecho del Estado 83.
- Kapitonenko, Mykola (2022) *International relations theory*, Routledge, Taylor & Francis Group.
- Khorana, Sangeeta and García, María (2018) *Handbook on the EU and international trade*, Edward Elgar Publishing.
- Kläger, Roland (2011) *Fair and equitable treatment*” in international investment law, Cambridge University Press.
- Linarelli, John (2013) *Research handbook on global justice and international economic law*,

Edward Elgar.

- Love, Patrick and Lattimore, Ralph G (2009) *International trade : free, fair, and open?*, OECD.
- Lovett, William Anthony, Eckes, Alfred E., Brinkman, and Richard L. (2004) *U.S. trade policy : history, theory, and the WTO*, 2nd ed., M.E. Sharpe.
- Megrelis, Christian (2010) *Keys for the future : from free trade to fair trade*, Lexington Books, 1980.
- Moore, Geoff (2012) *Fairness in international trade*, Springer.
- Narlikar, Amrita (2006) *Fairness in International Trade Negotiations: Developing Countries in the GATT and WTO*, The World Economy.
- O'Rourke, Kevin H (2005) *The international trading system, globalization, and history*, Edward Elgar.
- Paparinskis, Mārtiņš (2013) *The international minimum standard and fair and equitable treatment*, 1st ed., Oxford University Press.
- Qureshi, Asif H. (2002) *Perspectives in international economic law*, Kluwer Law International.
- R. C. Snyder (1948) *The Most-Favored-Nation Clause: An Analysis with Particular Reference to Recent Treaty Practice and Tariffs*, Columbia University.
- Rensmann, Thilo (2017) *Mega-regional trade agreements*, Springer.
- Rhodes, Carolyn (1993) *Reciprocity, U.S. trade policy, and the GATT regime*. Ithaca, Cornell University Press.
- Rensmann, Thilo (2017) *Mega-regional trade agreements*, Springer.
- Mitchell, Andrew D., Sornarajah, M., and Voon, Tania (2015) *Good Faith and International Economic Law*, 1st ed. Oxford University Press.
- Risse, Mathias and Wollner, Gabriel (2019) *On trade justice : a philosophical plea for a new global deal*, First edition, Oxford University Press.
- Sampson, Gary P (2001) *The role of the World Trade Organization in global governance*, United Nations University Press.
- Stiglitz, Joseph E., Charlton, Andrew, and George, Andrew (2005), *Fair trade for all: how trade can promote development*, Oxford University Press.
- Tasca, Henry J. (1938) *The reciprocal trade policy of the United States : a study in trade philosophy*, University of Pennsylvania Press.

- ・ Vandevelde, Kenneth J (2009) *U.S. international investment agreements*, Oxford University Press.
- ・ Weiss, Thomas G. and Wilkinson, Rorden, Weiss (2022) *Global governance futures*, Routledge.
- ・ Witzel, Morgen (2003) *Free trade, reciprocity and protectionism : the American debate 1890-1914*, Thoemmes.
- ・ Witzel, Morgen (2003) *Free trade, reciprocity and protectionism : the American debate 1890-1914*, Thoemmes.
- ・ Woolcock, Stephen (2006) *Trade and investment rule-making : the role of regional and bilateral agreements*, United Nations University Press.
- ・ Zajac, Edward E (1995) *Political economy of fairness*, The MIT Press.
- ・ Zampetti, Americo Beviglia (2006) *Fairness in the world economy : US perspectives on international trade relations*, Edward Elgar.
- ・ Zorn, Burton A., Feldman, George J, and Nelson, Saul. (1937) *Business under the new price laws : a study of the economic and legal problems arising out of the Robinson-Patman act and the various fair trade and unfair practices laws*, Prentice-Hall.

和文著書

- ・ 阿部克則・関根豪政（2019）『国際貿易紛争処理の法的課題』 信山社。
- ・ 伊藤博敏・朝倉啓介・吾郷伊都子（2021）『FTA の基礎と実践 賢く活用するための手引き』 白水社。
- ・ 岩沢雄司・岡野正敬・小和田恒（2021）『国際関係と法の支配 小和田恆国際司法裁判所裁判官退任記念』 信山社。
- ・ 大庭三枝（2004）『アジア太平洋地域形成への道程 境界国家日豪のアイデンティティ模索と地域主義』 ミネルヴァ書房。
- ・ 曾道智・高塚創（2016）『空間経済学』 東洋経済新報社。
- ・ 片田さおり・三浦秀之（2022）『日本の地経学戦略 アジア太平洋の新たな政治経済力学』 日経 BP 日本経済新聞出版。
- ・ 北田暁大（2003）『責任と正義 リベラリズムの居場所』 勁草書房。
- ・ 木村福成・西脇修（2022）『国際通商秩序の地殻変動 米中対立・WTO・地域統合と日

本』勁草書房。

- ・ 桑原輝路（1975）「相互主義」『国際法辞典』（国際法学会編）鹿島出版会。
- ・ 邵洪範（2019）『貿易自由化と規制権限 WTO 法における均衡点』東京大学出版会。
- ・ 小林友彦・飯野文・小寺智史・福永有夏（2020）『WTO・FTA 法入門 グローバル経済のルールを学ぶ（第2版）』法律文化社。
- ・ 小寺彰（2000）『WTO 体制の法構造』東京大学出版会。
- ・ 小寺彰（2003）『転換期の WTO 非貿易的関心事項の分析』東洋経済新報社。
- ・ 佐々木隆雄（1997）『アメリカの通商政策』岩波書店。
- ・ 鹿野忠生（2004）『アメリカによる現代世界経済秩序の形成 貿易政策と実業界の歴史学的総合研究』南窓社。
- ・ 杉山忠平（1985）『自由貿易と保護主義 その歴史的展望』法政大学出版局。
- ・ 鈴木一敏（2013）『日米構造協議の政治過程 相互依存下の通商交渉と国内対立の構図』ミネルヴァ書房。
- ・ 高瀬保（2003）『WTO と FTA 日本の制度上の問題点』東信堂。
- ・ 千々和泰明（2021）『安全保障と防衛力の戦後史 1971～2010 「基盤的防衛力構想」の時代』千倉書房。
- ・ 服部正治（2002）『自由と保護 イギリス通商政策論史（増補改訂版）』ナカニシヤ出版。
- ・ 畠山襄（1996）『通商交渉 国益を巡るドラマ』日本経済新聞社。
- ・ 原田輝彦（2020）『グローバリゼーションを規律する Money と Justice の関係について』関西大学出版部。
- ・ 馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成（2005）『日本の新通商戦略 WTO と FTA への対応』文眞堂。
- ・ 馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成・渡邊頼純（2019）『揺らぐ世界経済秩序と日本 反グローバリズムと保護主義の深層』文眞堂。
- ・ 西川公也（2017）『TPP の真実 壮大な協定をまとめあげた男たち』開拓社。
- ・ 西田勝喜（2002）『GATT/WTO 体制研究序説 アメリカ資本主義の論理と対外展開』文眞堂。
- ・ 中川淳司・清水章雄・平覚・間宮勇（2019）『国際経済法（第3版）』有斐閣。
- ・ 西脇修（2022）『米中対立下における国際通商秩序 パワーバランスの急速な変化と国

際秩序の再構築』 文眞堂。

- ・ 萩原伸次郎（2003）『通商産業政策』 日本経済評論社。
- ・ 深作喜一郎（2019）『超不確実性時代の WTO ナショナリズムの台頭と WTO の危機』 勁草書房。
- ・ 福永有夏（2013）『国際経済協定の遵守確保と紛争処理 WTO 紛争処理制度及び投資仲裁制度の意義と限界』 有斐閣。
- ・ 藤木剛康（2017）『ポスト冷戦期アメリカの通商政策 自由貿易論と公正貿易論をめぐ
る対立』 ミネルヴァ書房。
- ・ 藤田昌久・Krugman Paul R・Venables Anthony・小出博之（2000）『空間経済学 都市・
地域・国際貿易の新しい分析』 東洋経済新報社。
- ・ 細谷雄一（2012）『国際秩序 18 世紀ヨーロッパから 21 世紀アジアへ』 中央公論新社。
- ・ 松下満雄・米谷三以（2015）『国際経済法』 東京大学出版会。
- ・ 松下満雄（2001）『国際経済法 国際通商・投資の規制（第 3 版）』 有斐閣。
- ・ 盛山和夫（2006）『リベラリズムとは何か ロールズと正義の論理』 勁草書房。
- ・ 山本和人（1999）『戦後世界貿易秩序の形成 英米の協調と角逐』 ミネルヴァ書房。
- ・ 山本和人（2019）『多国間通商協定 GATT の誕生プロセス 戦後世界貿易システム成立
史研究（増補版）』 ミネルヴァ書房。
- ・ 山本草二（1988）「国際経済法における相互主義の機能変化」 高野雄一編『国際関係
法の課題』 有斐閣。
- ・ 山澤逸平・馬田啓一（2012）『通商政策の潮流と日本 FTA 戦略と TPP』 勁草書房。
- ・ 箭内彰子（2001）「APEC における自由化の特徴－WTO との相違－」 岡本次郎編
『APEC 早期自由化協議の政治過程 共有されなかったコンセンサス』 アジア経済研
究所。
- ・ 渡邊頼純（2011）『GATT・WTO 体制と日本 国際貿易の政治的構造（増補版）』 北樹
出版。
- ・ 渡邊頼純（2022）『詳解経済連携協定』 日本経済評論社。
- ・ Bovard James 佐藤英夫訳（1992）『アメリカ貿易は公正か 知られざる保護主義の全貌』
日本経済新聞社。
- ・ Bhagwati Jagdish N・Patrick Hugh T. 渡辺敏訳（1991）『スーパー 301 条 強まる「一方
主義」の検証』 サイマル出版会。

- ・ Bhagwati Jagdish N. 渡辺敏訳 (1989)『保護主義 貿易摩擦の震源』サイマル出版会。
- ・ Bhagwati Jagdish N. 北村行伸訳 (2004)『自由貿易への道 グローバル化時代の貿易システムを求めて』ダイヤモンド社。
- ・ Bowles Samuel・Gintis Herbert・Wright Erik Olin. 遠山弘徳訳 (2002)『平等主義の政治経済学 市場・国家・コミュニティのための新たなルール』大村書店。
- ・ Bovard James 佐藤英夫訳 (1992)『アメリカ貿易は公正か 知られざる保護主義の全貌』日本経済新聞社。
- ・ Coicaud Jean-Marc. 田中治男訳 (2000)『政治的正当性とは何か 法 道徳 責任に関する考察』藤原書店。
- ・ Destler I. M. 宮里政玄訳 (1987)『貿易摩擦とアメリカ議会 圧力形成プロセスを解明する』日本経済新聞社。
- ・ Erler Georg・佐藤和男訳 (1989)『国際経済法の基本問題』嵯峨野書院。
- ・ Johnston David 押村高訳 (2015)『正義はどう論じられてきたか 相互性の歴史的展開』みすず書房。
- ・ George Henry 山崎義三郎訳 (1990)『保護貿易か自由貿易か 関税問題の特に労働者の利益に関する検討』日本経済評論社。
- ・ Hudec Robert E. 小森光夫訳 (1992)『ガットと途上国』信山社出版。
- ・ Keohane Robert O.・Nye Joseph S. 滝田賢治訳 (2012)『パワーと相互依存』ミネルヴァ書房。
- ・ Krueger Anne O 星野岳穂訳 (1996)『アメリカ通商政策と自由貿易体制』東洋経済新報社。
- ・ Love Patrick・Lattimore Ralph G・浜田久美子訳『よくわかる国際貿易 自由化・公正取引・市場開放』明石書店 2010。
- ・ Nye Joseph S. 山岡洋一訳 (2002)『アメリカへの警告 21世紀国際政治のパワー・ゲーム』日本経済新聞社。
- ・ Nye Joseph S. 村井浩紀訳 (2015)『アメリカの世紀は終わらない』日本経済新聞出版社。
- ・ Nye Joseph S. 佐藤隆三訳 (2021)『バイデン政権と中国 そして日本の進路』日本評論社。
- ・ Ruggie John Gerard 小野塚佳光訳 (2009)『平和を勝ち取る アメリカはどのように戦

後秩序を築いたか』岩波書店。

- ・ Stiglitz Joseph E. 楡井浩一訳 (2006)『世界に格差をバラ撒いたグローバリズムを正す』徳間書店。
- ・ Solis Mireya. 浦田秀次郎・岡本次郎訳 (2019)『貿易国家のジレンマ 日本・アメリカとアジア太平洋秩序の構築』日本経済新聞出版社。
- ・ Rawls John 田中成明訳 (1979)『公正としての正義』木鐸社。
- ・ Rawls John Kelly Erin 田中成明訳 (2004)『公正としての正義再説』岩波書店。
- ・ Rawls John・神島裕子 福間聡 川本隆史訳 (2022)『政治的リベラリズム』増補版 筑摩書房。
- ・ Rawls John 川本隆史・福間聡・神島裕子訳 (2010)『正義論』改訂版 紀伊國屋書店。
- ・ Roemer John E. 木谷忍・川本隆史訳 (2001)『分配的正義の理論 経済学と倫理学の対話』木鐸社。
- ・ Ruggie John Gerard 東沢靖訳 (2014)『正しいビジネス 世界が取り組む「多国籍企業と人権」の課題』岩波書店。
- ・ Strange Susan 櫻井公人訳 (2011)『国家の退場 グローバル経済の新しい主役たち』岩波書店。
- ・ Walzer Michael 萩原能久訳 (2018)『アメリカ左派の外交政策』風行社。

英文論文

- ・ Andrew D Mitchell, Elizabeth Sheargold and Tania Voon (2016) 'Good Governance Obligations in International Economic Law: A Comparative Analysis of Trade and Investment', 17(1) The Journal of World Investment & Trade.
- ・ Aaken, Anne van (2006) "To Do Away with International Law? Some Limits to 'The Limits of International Law'", *The European Journal of International Law* Vol. 17, No.1, pp.289-308.
- ・ Archer, Candace, Fritsch, Stefan (2010) "Global fair trade: Humanizing globalization and reintroducing the normative to international political economy", *Review of International Political Economy* Vol. 17, No. 1, pp. 103-128.
- ・ Bachand, Rémi (2023) "Class Struggle and International Economic Institutions: The Origins of the GATT and "Embedded Liberalism", *Politics and Governance* Vol. 11, Issue 1, pp.193-202.

- Baldwin, Richard, Okubo, Toshihiro (2005) " Heterogeneous firms, agglomeration and economic geography: Spatial selection and sorting", NBER Working Paper, No. 11650.
- Baldwin, Richard, Okubo, Toshihiro (2006) "Heterogenous Firms, Agglomeration and Economic Geography: Spatial Selection and Sorting", *Journal of Economic Geography* Vol. 6, Nov.3, pp. 323-346.
- Barbalet, Felix, Greenville, Jared, Crook, Wayne, Gretton, Paul , Robert Breunig (2015) "Exploring the Links between Bilateral and Regional Trade Agreements and Merchandise Trade", *Asia & the Pacific Policy Studies* Vol. 2, No. 3, pp. 467–484.
- Bergsten, Fred (1996) “Globalizing Free Trade”, *Foreign Affairs* Vol. 75, No. 3, pp. 105-120.
- Brown, Andrew G. and Stern, Robert M. (2006) “Concepts of Fairness in the Global Trading System”, Discussion paper No. 544, Gerald R. Ford School of Public Policy, The University of Michigan
<http://fordschool.umich.edu/rsie/workingpapers/Papers526-550/r544.pdf>.
- Carolina Moehlecke, Calvin Thrall, and Rachel L Wellhausen (2023) “Global Value Chains as a Constraint on Sovereignty: Evidence from Investor–State Dispute Settlement”, *International Studies Quarterly*, Vol. 67, Issue 1.
- Carmody Chios (2013) "What is Fairness in WTO Law?" unpublished manuscript presented at University of Denver College of Law Conference on International Economic Law (Nov. 2013).
- Chrysostomos, Tabakis (2014) "Free-trade areas and special protection", *The Journal of International Trade & Economic Development*, Vol. 24, No. 8, pp.1054–1076.
- Choudhury, Barnali (2005) "Evolution or Devolution: Defining Fair and Equitable Treatment in International Investment Law", *The Journal of World Investment & Trade* Vol.6, Issue2, pp.297-320.
- Chowdhury, Sohini (2011) "The Discriminatory Nature of Specific Tariffs", *The World Bank Economic Review* Vol. 26, No. 1, pp. 147–163.
- Correa, Carlos M. (2004) "Investment Protection in Bilateral and Free Trade Agreements: Implications for the Granting of Compulsory Licenses", *Michigan Journal of International Law* Vol.26, No.1, pp.331-353.
- Chow, Daniel C.K. and Sheldon, Ian (2019) " Is Strict Reciprocity Required for Fair Trade?", *Vanderbilt Journal of Transnational Law* Vol. 52, pp. 1-41.

- Claussen, Kathleen (2020) "Trade's Security Exception", *Stanford Law Review* Vol. 72, pp.1097-1164.
- Das, Sanchita Basu (2013) "Moving ASEAN +1 FTAs towards an Effective RCEP" ISEAS Perspective No. 29-2013. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.
- Das, Sanchita Basu and Jagtiani, Reema B. (2014) "The Regional Comprehensive Economic Partnership: New Paradigm or Old Wine in a New Bottle?", ISEAS Economics Working Paper No.2014-3.
- Dattu, Riyaz (2000) "A Journey from Havana to Paris: The Fifty-Year Quest for the Elusive Multilateral Agreement on Investment", *Fordham International Law Journal* Vol. 24, No.1, pp275-316.
- Ehrlich, Sean D. and Gahagan, Christopher (2023) "The Multisided Threat to Free Trade: Protectionism and Fair Trade During Increasing Populism", *Politics and Governance* Vol. 11, Issue 1, pp.223-236.
- Feleva, Marija (2021) "The Impact of Globalization and the Interconnectedness with the Comprehensive Economic and Trade between Canada and the European Union", *Journal of Liberty and International Affairs* Vol. 7, No. 1, pp.106-119.
- Felbermayr, Gabriel, Kimura, Fukunar, Okubo, Toshihiro, and Steininger, Marina (2019) "Quantifying the EU-Japan Economic Partnership Agreement", *Journal of the Japanese and International Economies*, Vol. 51, pp110-128.
- Gaukrodger, David (2017) "Addressing the balance of interests in investment treaties, OECD Working Papers on International Investment", OECD Working Papers on International Investment, 2017/03.
- Ghosh, Madanmohan, Perroni, Carlo, and Whalley, John (2003) "Developing-Country Benefits from MFN Relative to Regional/Bilateral Trade Arrangements", *Review of International Economics* Vol.11, No.4, pp.712–728.
- Haynes, Jason (2013) "The Evolving Nature of the Fair and Equitable Treatment (FET) Standard: Challenging Its Increasing Pervasiveness in Light of Developing Countries' Concerns - The Case for Regulatory Rebalancing", 14 *J. World Investment & Trade*, 114, 14 (2013), pp.14-146.
- Harlow, Carol (2006) "Global Administrative Law: The Quest for Principles and Values":

European Journal of International Law Vol.17, No. 1, pp.187-214.

- Howse, Robert (2008) "Human Rights, International Economic Law and Constitutional Justice: A Reply", *The European Journal of International Law* Vol. 19, No. 5, pp. 945 - 953.
- J. Roman Picherack (2008) "The Expanding Scope of the Fair and Equitable Treatment Standard: Have Recent Tribunals Gone Too Far?", *World Investment & Trade* 9 J, pp.255-256.
- James, Aaron (2014) "A Theory of Fairness in Trade", *Moral Philosophy and Politics* Vol.1, No. 2, pp.177–200.
- Knio, Karim (2022) "Rethinking the Multilateral Order Between Liberal Internationalism and Neoliberalism/Neoliberalisation Processes", *Politics and Governance* Vol. 10, Issue 2, pp.6-14.
- Klager, Roland (2010) "Fair and Equitable Treatment: A Look at the Theoretical Underpinnings of Legitimacy and Fairness", 11 J. *World Investment & Trade*, pp. 435-455.
- Krisch, Nico (2006) "The Pluralism of Global Administrative Law", *The European Journal of International Law* Vol. 17, No.1, pp. 247–278.
- Leite, Kendra (2016) "The Fair And Equitable Treatment Standard: A Search For A Better Balance In International Investment Agreements", *American University International Law Review* Vol. 32 : Issue. 1, pp. 363-400.
- Mansfield E.D., H.V. Milner, and B.P. Rosendorff (2002) "Why democracies cooperate more: electoral control and international trade agreements." *International Organization* 56, pp. 477–513.
- Meyer, Timothy (2018) "FREE TRADE, FAIR TRADE, AND SELECTIVE ENFORCEMENT", *COLUMBIA LAW REVIEW* Vol. 118, No.491, pp. 493-564.
- Petersmann, Ernst-Ulrich (2008) "Human Rights, International Economic Law and 'Constitutional Justice'", *The European Journal of International Law* Vol. 19, No. 4, pp. 769–798.
- Ruggie, John Gerard (1982) "International Regimes, Transactions, and Change: Embedded Liberalism in the Postwar Economic Order", *International Organization*, Vol. 36, No. 2, pp. 379-415.
- Saito, Akiko and Kurita, Osamu (2020) "Effectiveness of international investment agreements", *Keio SFC journal* Vol.20, No.2, pp.230-254.
- Santos, Álvaro (2023) "International Investment Law in the Shadow of Populism: Between Redomestication and Liberalism Re-Embedded", *Politics and Governance* Vol. 11, Issue 1, pp.

203-213.

- Suranovic, Steven M. (2000) "A Positive Analysis of Fairness with Applications to International Trade", *The World Economy* Vol. 23, Issue3, pp. 283-307.
- Suttle, Oisín (2015) "Equality in Global Commerce: Towards a Political Theory of International Economic Law", *The European Journal of International Law* Vol. 25, No. 4, pp.1043-1070.
- Toye, Richard (2003) "Developing Multilateralism: The Havana Charter and the Fight for the International Trade Organization, 1947–1948", *The International History Review* Vol.25, No. 2, pp.282-305.
- Trinel, Paul E. (2022) "Counterclaims and legitimacy in investment treaty arbitration", *Arbitration International*, Vol.38, pp.59–81.
- Urata, Shujiro (2015) "Impacts of FTAs and BITs on the Locational Choice of Foreign Direct Investment: The Case of Japanese Firms" RIETI Discussion Paper Series 15-E-066.
- Van Harten, G., and Loughlin, M. (2006) "Investment treaty arbitration as species of global administrative law", *European Journal of International Law* , 17(1), pp.121-150.
- Verbeek, Bart Jaap (2022) "Embedded Neoliberalism and the Legitimacy of the Post-Lisbon European Union Investment Policy", *Politics and Governance* Vol. 10, Issue 3, pp.110-120.
- Wu, Mark (2007) "Free Trade and the Protection of Public Morals: An Analysis of the Newly Emerging Public Morals Clause Doctrine", *THE YALE JOURNAL OF INTERNATIONAL LAW* Vol. 33: No. 215, pp. 215-248.

和文論文

- 相樂 希美 (2004) 「国際投資協定の発展に関する歴史的考察, WTO 投資協定合意可能性と途上国関心事項の視点から」 経済産業研究所 RIETI Discussion Paper Series 04-J-023。
- 荒川弘 (1989) 「公平貿易と相互主義」『成城大学経済研究』 Vol. 105, pp.1-26。
- 荒木一郎 (2004) 「多角的貿易体制は維持できるか WTO の現状と課題」『国際商事法務』 Vol. 32, No. 12, pp.23-33。
- 伊藤一頼 (2011) 「国際投資保護メカニズムをめぐる現状と課題 ―ルール形成における詩人と国家の関与の構造」『組織科学』 Vol. 45, No.2, pp.4-15。
- 馬田 啓一 (2012) 「TPP と国家資本主義, 米中の攻防」『国際貿易と投資』 No.89, pp. 90-109。

- ・ 馬田 啓一 (2014)「メガ FTA 時代の WTO, 主役か, 脇役か」, 『国際貿易と投資』 No.95, pp.36-57。
- ・ 馬田 啓一 (2012)「TPP と東アジア経済統合, 米中の角逐と日本の役割」『国際貿易と投資』 No.87, pp.3-24。
- ・ 浦田秀次郎 (2022)「経済・安全保障リンケージ研究会中間報告書」交益財団法人日本国際問題研究所, p.75-p.86。
- ・ 大矢根 聡 (2014)「国際規範と多国間交渉 GATT・WTO ラウンド事例の比較分析」『グローバル・ガバナンス』 Vol. 2014, No.1, pp.19-44。
- ・ 木村 誠 (2017)「米国トランプ政権の通商政策の現状と課題 ～重商主義的政策への懸念は払拭できるのか～」『国際貿易と投資』 No.108, pp.3-16。
- ・ 金暎根 (2007)「アメリカの通商政策における三〇一条と GATT/WTO 一対立と収斂のプロセス」『国際政治』, No.150, pp. 66-82 。
- ・ 小島清 (1981)「自由貿易・保護貿易・公正貿易」『広島大学経済論叢』 Vol. 4, No. 4, pp.11-42。
- ・ 小寺彰 (2008)「投資協定における「公正かつ衡平な待遇」－投資協定上の一般的条項の機能－」, PRIETI Discussion Paper Series 08-J-026。
- ・ 小島居伸介 (2010)「フェアトレード試論－開発援助との比較の視点から－」『長崎外大論叢』 No. 14, pp.33-50。
- ・ 齊藤安希子 (2010)「投資関連協定における公正かつ衡平な待遇にかかる一考察」『法學政治學論究』 Vol.124, pp.135-163。
- ・ 坂田雅夫 (2004)「北米自由貿易協定 (NAFTA) 一一〇五条の「公正にして衡平な待遇」規定をめぐる論争」『同志社法学』, Vol.55, No.6, pp.129-182。
- ・ 神保謙 (2020)「トランプ政権と日米同盟, 四年間の成果と課題 (特集 アメリカ大統領選挙と世界)」『外交』 Vol.63, pp.28-33。
- ・ 神保謙 (2019)「戦略的空間として収斂するインド太平洋」『外交』 Vol.54, pp. 54-59。
- ・ 神保謙 (2018)「『インド太平洋』構想の射程と課題」『国際安全保障』 Vol. 46, No.3, pp. 1-11 。
- ・ 神保謙 (2018)「日本外交と『価値』をめぐる展開, 『価値の外交』・『自由と繁栄の弧』を回顧して」『KEIO SFC Journal』 Vol. 18, No.1, pp. 62-83。
- ・ 神保謙 (2016)「アジアと欧州の安全保障, クロスレファレンスの必要性」『外交』 Vol.

36, pp.52-57。

- ・ 神保謙（2015）「安倍政権下でのシームレスな安全保障体制の構築, 防衛計画の大綱・日米防衛協力のガイドライン・安全保障法制」『問題と研究』 Vol. 44, No.2, pp.31-58。
- ・ 新飯田 宏（2000）「グローバル化した世界経済における通商システムの動向と自由貿易論」『放送大学研究年報』 Vol.18, pp. 11-30。
- ・ 滝井 光夫（2007）「米国の FTA 政策, その展開と特色」『国際貿易と投資』 No.68, pp.48-60。
- ・ 滝井 光夫（2016）「容易ではない米国の TPP 批准 米国の産業界, 労働界は何を問題としているか」『国際貿易と投資』 No.104, pp.34 -42。
- ・ 玉田大（2010）「投資協定仲裁の多角化と司法化」『国際問題』 Vol.597, pp.44－53。
- ・ 田村考司（2019）「アメリカン・グローバリゼーションの限界と トランプ政権の通商政策」『桜美林エコノミックス』 Vol. 11, pp. 1-20。
- ・ 日本国際問題研究所（2017）「ポスト TPP におけるアジア太平洋の経済秩序の新展開」。
- ・ 丹羽克治（1975）「ハバナ憲章の諸条項と基本原則（上）」『立教経済学研究』 Vol.29 (2), pp.71-101。
- ・ 丹羽克治（1975）「ハバナ憲章の諸条項と基本原則（中）」『立教経済学研究』 Vol.29 (3), pp. 157-195。
- ・ 丹羽克治（1975）「ハバナ憲章の諸条項と基本原則（下）」『立教経済学研究』 Vol.29 (4), pp. 187-224。
- ・ 東條 吉純（2016）「国有企業に対する国際規律 —公正競争型ルールの進展—」, RIETI Discussion Paper Series 16-J-011, pp.1-27。
- ・ 能勢和宏,（2017）「1946—47 年 ITO/GATT 交渉における GATT24 条の成立 —ヨーロッパ統合の原点を求めて—」『帝京史学』 Vol. 32, pp.378-331。
- ・ 平見健太（2017）「国際経済法秩序の動態と相互主義の論理（1）」『早稲田法学会誌』 Vol.67, No.2, pp.379-420。
- ・ 藤田輔（2021）「投資円滑化に対する国際機関の貢献の展望 —WTO でのルール化に関する諸考察—」『千葉商大紀要』 Vol.59, No. 2, pp. 113-136。
- ・ 濱本正太郎（2014）「投資家の正当な期待の保護—条約義務と法の一般原則との交錯—」, PRIETI Discussion Paper Series 14-J-002。
- ・ 法務省（2018）「公表されている主要な投資仲裁判断例の分析に関する調査研究（先

決的抗弁・実体法的論点）報告書」。

- ・ 三浦秀之（2021）「アジア太平洋地域における地域経済統合と日本」『杏林社会科学研究』 Vol. 36, No.3, pp.93-115。
- ・ 柳赫秀（1990）「国際通商法における『公正・不公正貿易の区分』のレゾン・デートル（二）」『エコノミア』 Vol. 41, No.2, pp.38-52。
- ・ ロバート T.グレイグ・クロード・アナカー, 角田太郎訳（2004）「二国間投資協定はいかにして日本の投資家を保護できるか」『国際商事法務』 Vol. 32, No. 12, pp.1607-1611。
- ・ 渡邊真理子・加茂具樹・川島富士雄・川瀬剛志（2021）「中国の CPTPP 参加意思表明の背景に関する考察」, RIETI Policy Discussion Paper Series 21-P-016, 経済産業研究所, pp.24-32。

上記に加え、以下を参照した。

- ・ 経済産業省通商政策局「不公正貿易報告書」
1992 年、2009 年～2023 年
- ・ 日本が締結済みの経済連携協定条文
- ・ 日本が締結済みの投資協定条文
- ・ 国際貿易機構（International Trade Organization）憲章条文
- ・ 多国間投資協定（Multilateral Agreement on Investment）憲章条文
- ・ 米国および EU が締結済みの経済連携協定条文

謝辞

本研究の遂行にあたり、指導教官として終始多大なご指導を賜った、主査の慶応義塾大学総合政策部 神保謙教授、また、副査の同大学の加茂具樹教授、田中浩一郎教授、ならびに同大学渡邊頼純名誉教授に深謝申し上げます。特に渡邊頼純名誉教授には、先生のご退官前まで主査としてご指導を賜りました。また、アドバイザーグループの主査として田村次朗教授（同大学法学部）、本稿第四章執筆にあたり栗田治教授（同大学理工学部）にご指導を賜りましたこと、重ねて深く御礼を申し上げます。更に、有意義なご指摘をくださいました学会発表時のコメント者やオーディエンス、ならびに論文査読者にも御礼を申し上げます。

最後に、これまであたたく見守り、また応援してくれた両親と兄弟に心から感謝します。

2024年7月

齊藤 安希子

Akiko Saito

		1	2	3	
		Germany	Sweden	France	Spain